

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

No.  
90

2022.3

### 法務省法務総合研究所国際協力部報

#### 巻頭言

1 法制度整備支援の位置づけと今後のあり方について

法務省大臣官房国際課長 渡部 直希

#### 特別企画

6 法整備支援の先を語る（国際刑事裁判所判事の視点から）

～ ICD 創設 20 周年記念 赤根智子判事スペシャルインタビュー～

国際刑事裁判所判事 赤根 智子（語り手）  
国際協力部教官 黒木 宏太（聞き手）

#### 寄稿

32 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」再考 —法整備支援に「ビジネスと人権」の観点をどう取り込むか—

日本貿易振興機構アジア経済研究所 新領域研究センター 法・制度研究グループ長 山田 美和

#### 外国法制・実務

47 [カンボジア] 裁判官・検察官養成校における法曹教育について

国際協力部教官 伊藤みずぎ

52 [バングラデシュ] バングラデシュにおけるバックログの解消に向けての事件管理強化（1）

—課題の整理：バングラデシュの司法制度の紹介と未済事件の滞留等の状況について—

国際協力部教官 黒木 宏太

#### 活動報告

##### 【会合】

67 ASEAN 諸国における商標権の行使（商標権侵害訴訟，行政上のエンフォースメント）

～国際知財司法シンポジウム（JSIP）2021 の結果概要（2 日目：法務省パート）～

国際協力部教官 黒木 宏太  
国際協力部教官 矢尾板 隼

109 法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」

##### 【国際研修・共同研究】

121 ネパール・オンラインセミナー（不法行為法，国際私法，仮釈放，保護観察）

国際協力部教官 曾我 学

130 ベトナム：少年司法についての国際経験に関するインターナショナルワークショップ

（INTERNATIONAL EXPERIENCES OF JUVENILE JUSTICE）

JICA 長期派遣専門家 枝川 充志  
国際協力部教官 黒木 宏太  
国際協力部教官 川野麻衣子

137 第 2 2 回日韓パートナーシップ共同研究

##### 【国際協力人材育成研修】

145 2021 年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官 及川 裕美

152 令和 3 年度国際協力人材育成研修を終えて

東京地方検察庁立川支部検事 村上 愛子

158 国際協力人材育成研修を終えて

山口地方検察庁下関支部検事 窪田 大輔

162 2021 年度国際協力人材育成研修に参加して

松山地方検察庁宇和島支部検事 池田 暁子

166 国際協力人材育成研修に参加して ～法整備支援に関わる方々の思い～

さいたま地方検察庁検察事務官 井上 加織

##### 【講義・講演】

173

国際専門官 北野 月湖

##### 【研修等実施履歴】

174

国際専門官 北野 月湖

##### 【活動予定】

178

国際専門官 北野 月湖

##### 法整備支援活動年表

179

国際専門官 北野 月湖

##### JICA 現地事務所スタッフの眼

208 東ティモールの「言語」環境と活動の課題

JICA 東ティモール事務所企画調査員 圓山佐登子

##### 専門官の眼

211 ICD NEWS について

研修専門官 岡田 泰弘

##### 各国プロジェクトオフィスから

215

ベトナム長期派遣専門家 横幕 孝介  
カンボジア長期派遣専門家 福岡 文恵  
ラオス長期派遣専門家 川村 仁  
ミャンマー長期派遣専門家 岩井 具之  
インドネシア長期派遣専門家 廣田 桂

##### 編集後記

218

国際専門官 北野 月湖

# 法制度整備支援の位置づけと今後のあり方について

法務省大臣官房国際課長

渡部直希

## 第1 はじめに

このたび、ICD NEWSの巻頭言を寄稿する機会をいただいた。私自身、これまでに国際刑事関係業務に従事した経験はあるものの、法制度整備支援業務に実際に関わったことはなく、昨年9月に国際課長を拝命してから日々勉強を重ねている状態にある。そんな私が専門家である読者諸賢を前に法制度整備支援を語るなど分不相応なこと甚だしいが、せっかくの機会なので、仕入れたての知識を元に法制度整備支援について考えてみたい。

法制度整備支援の重要性については、この世界の勉強を始めたばかりの私が今更申し上げるまでもなく広く認識されている。世界の中で自国だけがひとり勝てれば良いというものではない。人道的観点から考えても、法制度の整備が不十分な国において、不十分さゆえに困っている人々を助け、その国の発展を後押しすることができる点で、法制度整備支援はまことに意義深い。さらに、これは、法制度整備が先に進んだ国が優越感に浸るための行為では決してない。他国の法制度やその運用が整備されるほど、自国の活動も円滑になるのであって、法制度整備支援は自国の成長のためにも重要な活動と位置づけられる。

このことは、やや変則的な形ではあるが、私自身の経験からも首肯し得る。私はかつて、国際刑事関係業務の一環として、罪を犯した疑いで日本の捜査機関から捜査対象とされていた被疑者が海外に逃亡したのを日本に連れ戻すための諸手続に関与することがあったが、その中で、アジアの某国に逃亡した被疑者が不法滞在のかどでその国の当局に身柄を拘束され、日本に強制退去されることになった事案があった。やれ嬉しや、と思ったのもつかの間、相手国当局から我が方に対し、退去させるに当たって諸々の費用を支払ってもらえないか、との打診がやってきた。何の費用かと詳細を尋ねたところ、先方からは、この者の拘束のために動いた我々に対する支払である、との反応が返ってきた。要するに賄賂の要求であり、こんなに堂々と請求してくることに仰天した。さすがに賄賂を払うことなどできないので、この被疑者を捜査していた我が方捜査機関から感謝状を贈呈するなどしてなだめすかし、何とか強制退去の実現にこぎつけるに至った。このような経験を経て、私は、相手国の制度が運用も含めてしっかりしてくれないと、我が国の制度の運用にまで支障を生じかねないことを改めて痛感した次第である。

## 第2 政府の施策としての法制度整備支援の位置づけ

さて、我が国において、法制度整備支援はどのようなものと位置づけられているのだろうか。

法務省が最初に法制度整備支援に関わり始めた時に、明確な意図や獲得目標を持っていたかについては、管見の限りではこれを明確に述べるものは見当たらなかった。むしろ、ICD NEWS創刊号において、当時の法総研所長が法制度整備支援につき、「主として東南アジアの旧社会主義圏の国々に対し、その開放政策に伴い、緊急の課題となっている法制度の整備を支援する活動を行ってき」<sup>1</sup>と述べていることから、被支援国から具体的な要望を受けたために国際親善の一環として対応した、というのが実情であったように思われる。

その後、法務省内では支援体制が拡充されてICDが設置され、対外的には外務省、JICA、日弁連、学者の先生方などとの連携が確立するなど、法制度整備支援が着実に発展してきたことは御案内のとおりである。今日では、法制度整備支援は政府の施策として明確に位置づけられ、政府の様々な方針・指針で言及されている。ただし、それらの文書における法制度整備支援の性格付けは、必ずしも一様ではない。

「開発協力大綱<sup>2</sup>」（平成27年2月10日閣議決定）は、「国内紛争、政治的不安定…等に起因する様々な脆弱性ゆえに成長から取り残されている国々では、…平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し…」（前文）、「当該国の自立的発展に向けた協力を行う。その際、人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力や自立的発展の基礎の構築を重視する。」（I理念(2)基本方針）、「貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、…が不可欠である。」「法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等は、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎をなし、経済社会開発を支えるものであると同時に、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会を実現するための鍵である。」（II重点政策(1)重点課題）というように、我が国の利益を直接追求するのではなく、国際社会全体の平和と繁栄のために被支援国の自立的発展を支援するという姿勢をとっている。

他方、「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）<sup>3</sup>」（平成25年5月策定）は、「I. 基本的考え方」において、「法制度整備支援は…我が国として、将来に渡り、国際社会における名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。そこで、我が国の対外援助の基本方針である政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、①…普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、③…我が国との経済連携強化…、④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援、⑤ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上…といった観点から、基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用の支

<sup>1</sup> 坂井一郎「私にとっての『国際』とは」ICD NEWS創刊号（2002年1月発行）1頁

<sup>2</sup> 我が国による法制度整備支援は基本的に政府開発援助の一環として行われていることから、政府開発援助政策の基本方針である開発協力大綱は、法制度整備支援においても最も重要な長期的指針と位置づけられる。

<sup>3</sup> この基本方針改訂版は、外務省、法務省、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省を含む法制度整備支援関係省庁において協議の上で策定された。

援を行うこととする。」と述べ、開発協力大綱の前身であるODA大綱に従うことを前提としつつも、日本との経済連携や日本企業の海外展開に資するような支援を重視する姿勢を明示している。さらに、同方針は、「I V. 国別実施方針」において、「法制度整備支援の実施に当たっては、被援助国のニーズ、これまでの支援実績、我が国にとっての外交面及び経済面での重要性、等を総合的に勘案する。」と述べて、上記の経済的利益に加えて外交的な利益をも考慮事項に挙げている。

このような、法制度整備支援を我が国の利益と関連付ける姿勢は、近年の方針・計画でも明確に示されている。「平成30年度開発協力重点方針」（平成30年4月外務省国際協力局作成）は、「『自由で開かれたインド太平洋戦略』の下、法の支配や航行の自由等を確保するための、…法制度整備等の分野で協力を行う。」「開発途上国と共に我が国も成長し、我が国の地域活性化にも貢献する。特に、地方自治体や中小企業等の海外展開の支援や対外直接投資に向けたビジネス環境整備を行うとともに、日本方式の普及を含め、『質の高いインフラ』の展開を一層推進する。」と述べて、我が国の外交戦略や経済に寄与するような形での法制度整備支援の推進を目指している。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（いわゆる骨太の方針、令和3年6月18日閣議決定）では、「ODAを活用し、企業の海外展開を促進する。」とし、さらに、ODAの脚注で「法制度整備支援を含む。」として、日本企業の海外展開の促進という文脈に法制度整備支援を位置づけている。「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日）においても、「日本企業の国際展開支援」の項で「各国の法制度の構築や運用・改善及び人材育成を支える法務人材派遣を含む各国の法制度整備支援を進める。」とされている。

さらに、「知的財産推進計画2021」（2021年7月13日知的財産戦略本部策定）においては、我が国の知的財産分野の推進のための施策として、「知財紛争解決に向けたインフラ整備」の項において、「新興国等における知財の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。」と述べられている。知的財産に特化した形で、我が国の経済活動に資するような法制度整備支援の必要性が強調されている。

以上のとおり、政府は、大方針としては支援対象国の自立的発展を可能にするために法制度整備支援を行うとの立場を示しつつも、短期的、具体的方針においては、我が国の外交戦略や経済活動に資する形での支援の遂行を目指すことを明らかにしているのである。

### 第3 これからの法制度整備支援において考慮すべきこと

では、こうした様々な政府方針を踏まえつつ、今後の法制度整備支援をどのように進めていくべきであろうか。とは言え、この場で具体的な方針を示すことは筆者の能力をはるかに超えるので、ここでは考慮すべき事項の指摘にとどめたい。

まず、前記のような様々な政府方針を踏まえると、支援対象国の法制度・運用の整備・

発展のために尽力すべきは当然として、法制度整備支援を実施する上では、我が国の外交や経済活動にとって有益な支援先、支援内容であるか、という視点を持つことは避けて通れないように思われる。我が国の人的・物的資源を用いて国の施策として行うものである以上、我が国に対してプラスの効果を持つべきであるというのは自然な考え方である。

ただ、このことは、ある国に対して実際に支援を行う上では、これまでの法制度整備支援のあり方から大きく変わることを意味するものではないと考える。支援対象国を権威主義に向かわせず、自由や民主主義を根付かせる、という目標は、今日の我が国の外交方針に沿うとともに、法務省が関与を始めた当時から法制度整備支援の基礎とされていたもので、基本的な考え方に変わりはないのである。また、我が国の経済的利益を考慮するという点についても、日本企業が展開する上で支障になるような制度や運用があれば、それは日本の法律家が見れば欠陥のある制度や運用である場合が多いと思われ、そうであれば、日本企業に殊更に肩入れするまでもなく、かかる制度や運用は法制度整備支援において当然に整備対象となるはずである。こうした理解を前提にすると、特定の国に対する法制度整備支援の実施に当たっては、我が国の外交や経済活動にとって有益か否か、という視点を加えても、せいぜい複数ある個別具体的な支援内容のいずれを先に行うか、というレベルで違いが出る程度であるし、それすらも相手国のニーズとの兼ね合いで決めることになるであろうから、我が国と被支援国の双方にとって望ましい形で法制度整備支援を進めていけるように思われる。

他方、支援対象国の選定において、我が国の外交や経済活動への寄与という視点を反映させることは、支援内容の決定ほど容易ではない。外交上、経済上の戦略だけを考えれば、現状よりも地域を広げ、はるかに多くの国を対象として支援を行うことが望ましいであろう。しかし、現実には予算、人員の問題があり、また、他の支援国や国際機関との競合の問題がある。また、これまで支援をしていなかった支援対象国については、当該国の文化や国情が日本流の法制度整備支援になじむのか、という問題もある。具体的な支援ニーズとともに、国際情勢に照らして我が国による法制度整備支援という介入が外交戦略上至急必要かどうか、当該国への支援が我が国の経済活動に寄与するかどうか、を考慮して支援対象国候補を絞り込むことになろう。その上で、新たな支援対象国を加える必要が認められた場合には、さらに、相手国に我が国による支援を受け入れる素地があるかどうか、現在進行中の別の国に対する支援を打ち切ってでも支援を行うべきかどうか、といった点を考慮する必要が生じよう。考慮要素が広範かつ多岐にわたることから、外務省、JICA、法務省が、それぞれの有する専門的知見を出し合って協議検討する必要がある。

また、支援の具体的な進め方についても、不断の見直しが必要であると考えている。競合する他の国や機関ではなく我が国が支援を提供するからこそ、我が国の外交や経済にもたらす利益が大きくなるのであるから、日本に支援してもらいたい、と支援対象国に思わせなければならぬ。とは言え、今や資金力では競合国に競り勝つことは難しだろう。中身で勝負するしかない。幸い、我が国の法制度整備支援は支援対象国から高い評価を受けている。そこで、これまでの支援の何が良かったのかにつき、支援分野、支援内容、支援態様

等を具体的に検証して、今後の支援に活用していくことが重要であるように思われる。

#### 第4 人脈の活用

最後に、人脈の活用についても触れておきたい。法制度整備支援においては、支援対象国の法務分野の様々な人と交流があり、その中には現在又は将来に当該国で重要な役職を担う人も相当数存在する。そして、法制度整備支援においては支援対象国の利益のために日本の関係者が尽力するのであるから、支援対象国の関係者が日本に対して抱く好印象は、例えば国際会議等において仲良くなるのとは比較にならないほど強いものがあるだろう。こうした好印象は、相手国と日本の間の懸案の解決において、あるいは多国間の国際会議における対応において、相手国から日本に有利な行動を引き出す素地となり得るものであり、外交上の資産である。しかしながら、現状では、この貴重な資産が必ずしも活用されていないように見受けられる。もちろん、支援の現場にある方々は、こうした好印象を狙って獲得しているわけではなく、結果として得られるに過ぎないものであるだけに、活用するなど想定していないというのが実情かもしれない。しかし、外交の世界では立派な資産である以上、多国間の国際会議において、また二国間関係において、この人脈を活用し、我が国の利益の実現に協力してもらうことを考えても良いのではなからうか。

ただ、法制度整備支援には政府に属さない方々が多数、多大なる貢献をされており、それで得られた好印象を日本政府が消費すると考えると、やや後ろめたいところがあるのも確かである。しかし、せっかく獲得した好印象をただそのままにしておくのはもったいない。日本国の利益のため、正当な目的の実現のために活用するというご容赦いただきつつ、法制度整備支援は我が国も利益を得られる活動であることをより一層明確化することが、国内における法制度整備支援に対する支持を一層強固にし、持続的に成長するためにも有意義であるように思われる。

## 特別企画

### 法整備支援の先を語る（国際刑事裁判所判事の視点から） ～ ICD創設20周年記念 赤根智子判事スペシャルインタビュー～

国際刑事裁判所判事 赤根 智子（語り手）

国際協力部教官 黒木 宏太（聞き手）

#### “夢は大きく、あゆみは着実に足元から”

ICD創設20周年記念のスペシャル企画として、令和3年11月29日、国際刑事裁判所（International Criminal Court）の赤根智子判事<sup>1</sup>（以下「赤根判事」という。）へのインタビューが実現した。

赤根判事からは、多くの示唆に富むお話をいただいたが、全体を通貫しているメッセージは、“恐れずに、外に出ること”ではないかと思う。インタビューさせていただいて、恐れずに自分の分野から外に出て、小さくまとまることなく、色々なものを吸収していきたいと感じた。

また、赤根判事からいただいた“夢は大きく、あゆみは着実に足元から”という言葉は、とても良い言葉だと思った。本インタビューでお話いただいた内容も、これからの法整備支援などの大局的なビジョンや方向性のお話から、法曹として日々真面目に仕事をする事やその仕事を支えてくれている事務官の方々への感謝などの足元のお話などにわたり、まさに、この言葉どおりである。

本稿は、法整備支援に携わるの方々のみならず、国際分野で働きたいと思う法曹の方々にも大変参考になるものと確信している。やや大部でもあるので、下記に目次を付した。興味がある分野から、ご一読いただけると幸いである。



【インタビューに応じていただいた、国際刑事裁判所赤根智子判事】

## 【目次】

### 1 経歴

- ・国際業務に関わることになったきっかけ
- ・「これからの時代を開くためには、女性検事に頑張ってもらわないと困るのです。」
- ・英語の勉強を始めたのは遅かった

### 2 国際刑事裁判所（ICC）について

- ・国際刑事裁判所とは
- ・予審とは
- ・E - C o u r t

### 3 現在の仕事について

- ・世界中の法曹と仕事ができる喜びがある
- ・ロバだと半日
- ・“真面目さは日本人の専売特許”

### 4 国際分野で活躍する法曹

- ・ジェネラリストとしての強みがある
- ・弱みは遠慮がちなところ

### 5 ヨーロッパとアジアと日本

- ・日本は極東の島国
- ・アジアのリーダー的な立場になって欲しい
- ・日本のアピール力も重要

### 6 法整備支援観

- ・広がりには良い傾向
- ・“司法外交”という言葉は良い言葉だと思う
- ・欠点を欠点と真摯に受け止めること

### 7 これからの法整備支援，法整備支援の先にあるもの

- ・グローバルな問題に“法の支配”が寄与しうるのか
- ・“夢は大きく、あゆみは着実に足元から”
- ・試行錯誤で挑戦していく先に何かが生まれる
- ・フィードバックさせる仕組みが大事

### 8 メッセージ

- ・“恐れながらも前に進む勇気を持ってもらいたい”

---

<sup>1</sup> 1982年に検事任官され、その後、東京、名古屋、仙台等の各検察庁での検察官業務、アメリカ留学、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）教官としての国際協力業務、ロースクールへの派遣教員等を経験し、2009年1月より国際協力部長（約1年半）、2013年7月よりUNAFEI所長（約1年）、2014年7月より法務総合研究所長（約2年）などを歴任。2018年3月より、現職の国際刑事裁判所判事。現職の任期は2027年3月まで。



## ■ 経歴

### 国際業務に関わることになったきっかけ

—— 本日は、法整備支援を中心に日本の法・司法分野での国際協力について、お話を伺いたいと思います。赤根判事におかれましては、2016年<sup>2</sup>にご執筆された「法の支配」の論文<sup>3,4</sup>において、法務総合研究所長（当時）の立場から、法整備支援の現状と課題について論じられておられます。そこから5年経過しまして、今回は、ICD創設20周年記念ということで、そこで論じられたことを踏まえつつ、海外に行かれた後の視点やご経験も踏まえて、お話を伺えればと思います。

**赤根** まずは、今回のインタビューにお招きいただきありがとうございます。大変光栄なことであり、謹んでお受けさせていただきます。

オランダ・ハーグの国際刑事裁判所に来て改めて感じることは、日本が取り組んできた法整備支援は、一見地味に見えるものの、そこに住む人たちに寄り添い、法整備や人材育成に大きな貢献をしてきたということです。今は、法整備支援に直接携わることはなくなりましたが、法整備支援を“陰ながら”応援したいとは思っていました。それなのに・・・国際協力部長をしていた当時もそういうことがありましたが、今回は、当時の国際協力部教官であった松川充康判事<sup>5</sup>に背中を押されて（追い詰められて？）、こんなことになってしまいました（笑）。

—— 今回は、松川判事の押しもあって、赤根判事にご協力いただけることになりましたので、大変有難く感じております。

赤根判事は、日本の検察官ご出身の国際刑事裁判所判事ですが、どのように国際的な業務に関わることになったのか、簡単にご経歴をご紹介いただけますでしょうか。

**赤根** 当然のことながら、「国際」のことを考えて、検事になったわけではありません。検事7年目に入ったとき、このままではなく、何か他の人とは違った強みを持つ検事になりたいと思い、検事を休職して自費留学の道を選ぶことにしました。一時的に法務事務官にしてもらい、研究休職をさせてもらったのです。その経緯は良くわからないのですが、単なるわがままだという声もあったようで、複数の上司が色々困難な調整をしてくださったことは間違いなく、今でもありがたいと思います。それで、アメリカに2年間留学して、アラバマ・ジャクソンビル州立大学大学院で

<sup>2</sup> 独立行政法人国際協力機構（JICA）が、ベトナムに対して、初めての法整備支援プロジェクトを開始したのが1996年であるので、2016年は法整備支援20周年ともいわれる。他方、法務省は、1994年から、ベトナムに対する研修を開始していた。

<sup>3</sup> 赤根智子「法整備支援の現状と課題～法務総合研究所が関与する法整備支援を中心に～」法の支配181号99頁以下

<sup>4</sup> 上記論文では、ICDNEWSを主な参考資料にして、法整備支援の約20年を振り返っている。ICDNEWSの創刊時には、「（ICDNEWSなどの）第1次資料を分析して、生きた理論により今後の方向を示す論考が多く生まれ、それがまた本誌に登載されることを心から期待している。」とされており、同論文はまさにそのようなものであり、本稿もその流れの上にある。なお、ICDNEWSは、2002年1月に創刊された。赤根判事は、このような初期にICDNEWSが創刊されたことについて、その後のICDNEWSが果たしてきた役割の大きさに鑑みても、大変な慧眼であったと評されている。なお、尾崎道明「ICDNEWS発刊によせて」ICDNEWS創刊号（2002年1月号）6頁以下参照。https://www.moj.go.jp/content/001142790.pdf

<sup>5</sup> 松川判事は、三代目の裁判官出身の国際協力部教官である。当時の国際協力部では、赤根判事が国際協力部長、松川判事はその下での教官という時期がある。

刑事司法を学びました。

「これからの時代を開くためには、女性検事に頑張ってもらわないと困るのです。」

—— 国際的なものに興味を持ったきっかけはあったのでしょうか。

**赤根** A庁（検事5年目）で名古屋地検に配属になり、そのときに、名古屋大学と南山大学に来ていたアメリカ人客員教授と知り合いました。その方は、ポリティカルサイエンスがご専門でしたが、起訴猶予制度の研究がしたいということで、検察庁に協力依頼があり、検事正から、私がおその担当をするように言われたのです。そのころは英語はよく話せず、犯罪白書等の英文訳統計資料などをもとに、一生懸命、どういふ事件が起訴猶予になっているかなどの実務を紹介したのですが、アメリカにない制度で大変興味深いと言ってくれました。私も、海外の制度がどのように機能しているか興味があると伝えたら、アメリカで勉強したらよいと言われまして、そこから興味が出てきました。その教授とは彼が最近亡くなるまで長く親交が続きました。

—— それがかきかけとなり、アメリカ留学に行かれることになったのでしょうか。先ほど、何か他の人とは違った検事になりたいと思ったということもおっしゃっていましたが、そのようなお気持ちを抱かれた出来事などありましたでしょうか。

**赤根** 検察事務官の方からの言葉がかきかけになっています。私の時代は、女性検事はごく少なく、同期では私を含めて2人のみでした。先輩女性検事もほとんどいなかったです。なんとなく、女性検事が端に置かれていると感じることもありました。でも、幸運なことに、検察事務官の方々は、検事仲間よりオープンで、考え方も柔軟であり、未熟な私をしっかりサポートしてくれました。検察事務官の方から、「これからの時代を開くためには、女性検事に頑張ってもらわないと困るのです。」とか、「そのためには、他の人にはできないようなことをやって、目立つようなこと、何か得意なことを作った方が良いのではないか。」とまで言われました。それから、先ほどのアメリカ人教授との出会いとか色々ありまして、何か得意なことをと考えているうちに、アメリカのあるNGOが、スカラシップ込みでアメリカ留学を推進していたので、そこに応募して、採用され、留学に行くこととなりました。

—— それで、研究休職され、自費留学に行かれることになったのですね。

**赤根** 研究休職については前例のない話であり、当時の法務検察の幹部の方々の懐の深さを感じました。他方で、「ちょっと無謀なことをする変な人物」というお墨付きが付いたようで、その後の人生も生きやすくなった気がします（笑）。

### 英語の勉強を始めたのは遅かった

—— 語学力について伺いたいのですが、赤根判事は帰国子女でしょうか。

**赤根** 帰国子女ではなく、アメリカに留学したのは32歳くらいで、それが初めての海外

生活でした。英語の勉強を始めるには少し遅かったと思っています。できれば10代、せめて20代のうちに始めておかないと聞く力がついていきません。留学したアラバマ州の英語は、訛りがきつく、聞き取りには大変苦勞しました。

今でも英語での日常会話については苦勞することが多々ありますが、法律用語などについてはさすがに困ることは少なくなり、英語での法律的な議論にも、何とかついていくことはできます。もっとも、国際刑事裁判所の仕事は、フランス語も実は非常に大事でして、証拠書類、関係者からの申請など、半分くらいはフランス語ですので、これには苦勞して、自動翻訳ツールなども活用しつつ何とかやっています。

## ■ 国際刑事裁判所（ICC）について



【国際刑事裁判所の外観】

## 国際刑事裁判所<sup>6</sup>とは

—— これからの話の前提としまして、国際刑事裁判所について、少し教えていただければと思います。

**赤根** イメージをつかんでいただくため、国際刑事裁判所という言葉をも3つに分けて、「国際」（国内ではない、国連でもない、国家間の条約による）、「刑事」（民事でもない、行政でもない、人権でもない、刑事に関する、個人を対象とした）、「裁判所」（裁判で事件を解決）としていただくと分かりやすいと思います。私の個人的意見ですが、3つ目の裁判所というところを最も重視、強調するべきと思っております。こうした我々法曹からすれば当たり前のことも、実は国際機関という派手な看板に隠れて見えにくいという経験があるから強調するのです。

もう少しきちんと定義すると、国際刑事裁判所とは、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について、個人の刑事責任を追及する、常設の国際刑事法廷で、ただし、国家の刑事裁判権を補完するものとなります。

—— 国家間の条約によるということですが、条約の締結状況はいかがでしょう。

**赤根** 国際刑事裁判所は、ローマ規程という条約の加盟国から成り立っています。ローマ規程は、条約でありながら、いわば、国際刑事裁判所の憲法、刑法、刑事訴訟法、裁判所法などの要素を含んだ国際刑事裁判所が準拠する基本法でもあり、実務のよりどころとなる規定を含んでいます。そのローマ規程に加盟している国々は、現在123か国です。日本は、2007年にこれを批准し、加盟国になりました。ですから、国際刑事裁判所発足当初からの加盟国ではありません。しかし、加盟してからはずっと積極的な関与をしてきました。アジア地域の加盟国は他の地域に比べて少なく、加盟率も低くなっています。

## 予審とは

—— 国際刑事裁判所の裁判官は、色々な国の出身で、様々なバックグラウンドの方がおられます。赤根判事は、裁判部門（Chambers）<sup>7</sup>のうち予審第2部（赤根判事、イタリア出身判事、コンゴ出身判事の3名構成。なお、予審部は2つある。）に所属しておられますが、公判も担当されることがあるのでしょうか。

**赤根** 予審第2部が所属部ですが、公判も担当しております。公判には第10第1審部に所属して、公判事件を担当しています。こちらは、コンゴの裁判官－予審部と同じ方と、カナダの裁判官と組んでいます。日本と異なり、先に部があるのではな

<sup>6</sup> 国際刑事裁判所は実際に活動を始めたのが、2002年と、比較的若い国際裁判所である。国際刑事裁判所と同じくオランダのハーグに所在し、国際刑事裁判所よりずっと歴史も長い、国際司法裁判所（International Court of Justice）とよく間違えられるとのことであるが、国際司法裁判所は国連の裁判所であり、刑事に関する裁判所ではない。国際刑事裁判所（ICC）と国際司法裁判所（ICJ）は、異なる組織である。詳細は次のウェブサイト参照。<https://www.icc-cpi.int/>

<sup>7</sup> 国際刑事裁判所の組織は、裁判所長会議（Presidency）、検察局（Office of the Prosecutor）、書記局（Registry）、裁判部門（Chambers）からなる。裁判所長は裁判官18名のうちから裁判官の互選で選ばれる。裁判所であるが、検察局があり、捜査と訴追をする機関が内部に存在している。検察局の業務執行については、国際刑事裁判所では独立の地位を与えられているため、裁判部門からの干渉などはできない。条約でできている国際的な組織であるので、その議決機関として締約国会議（Assembly of States Parties）があり、ローマ規程などの条文の改定や予算承認などを行っている。

く、公判に付された事件があると、新しい第1審部を作り、そこに空いている裁判官を充てる方式となっています。

—— 予審というのは日本の刑事手続<sup>8</sup>にはない概念ですが、どのようなものでしょうか。

**赤根** 予審手続は、日本に引き直すと、身柄確保から起訴までのイメージです。逮捕状（予審部裁判官が発付）に基づき、被疑者が逮捕されて、オランダの国際刑事裁判所に引き渡されると、予審部が主導的役割を果たす予審段階の手続に入ります。特異なのは、逮捕状が発せられても、まだいわゆる犯罪事実が固まっていない点です。逮捕状にも一応の犯罪事実らしきものの記載はありますが、検察はその後も捜査を続け、犯罪事実の確認のための審理が始まる前によく検察側から（検察の主張する）犯罪事実として確定したものが文書で出されるのです。

予審手続の目的は、その被疑者を公判に送ってよいかどうかを決めることです。その中身は、（予審による）犯罪事実の確定、つまり、公判の対象範囲の確定と、これを支える証拠があるか否かを決めることです。公判ではないので、いわゆる合理的な疑いを超える確信度に到達する必要はありませんが、それを支える実質的な事由を構成するに十分な証拠が必要とされ、それをクリアしたと予審部が判断すれば、その人は公判に送られることとなります。要するに、手続的な機能としては、ゲートキーパー（門番）的な役割と公判における審理対象の確定という2つになります。なお、日本でいう起訴という概念は用いられません。予審手続には1年ほどかかります。

—— 予審部の裁判官の仕事は、日本でいうと、令状裁判官プラス捜査部の決裁官検事のような仕事というイメージでしょうか。

**赤根** 近いイメージだと思いますが、決裁官というよりはかなり現場の検察官に近いです。ただし、日本の検察官のように捜査権限はないですし、すべてを书面審理に近い状態でやります。

—— 予審手続<sup>9</sup>には1年ほどかかるということですが、時間がかかる理由はどのようなところにあるのでしょうか。

**赤根** 様々な要素が絡むので一概には言えませんが、一つの理由は、証拠開示に時間がかかることです。予審の段階で通常は数千点に及ぶ大量の証拠が開示されます。逮捕状に記載されている被擬事実が最終的な被疑事実とは言えず、進行中の捜査によって新たな証拠も生み出されている過程にありますから、証拠開示の範囲も広く、ま

<sup>8</sup> 国際刑事裁判所の手続は、ローマ規程に基づいており、ローマ規程は日本の国内法と比べると、あまり十分な規定がないことと、広い解釈の余地があるため、解釈上の争いとなる余地がある。

捜査は、検察局が担当する。加盟国の協力を得ながら、関係者の取調べをしたり、証拠物や証拠書面を収集したりする。被疑者の取調べも条件が整えば可能。予審部に主導権が移るのは、一般的には被疑者が逮捕され、身柄をオランダに移した時からである。それ以後は裁判部が手続を主導する。

<sup>9</sup> 予審手続の概要は、被疑者の初回出頭→（証拠開示、証人保護、被害者参加等につき）打合せ期日と各種申立て及び決定→検察官による犯罪事実記載書面の提出→予審審理期日→犯罪事実確認決定。予審の開廷審理日は数日間。そこでは、口頭弁論のようなことが行われるのが通常だが、証人尋問は行わないのが通例となっている。

予審の審理日から60日以内に決定を出す（裁判所規則53条）。これが大変な作業であり、犯罪事実確認決定では、その事件の審理の範囲も決める。その範囲にあるとされる事実と状況はChargeという形で結実し、その事実と状況が第1審部を拘束する。日本の訴因と公訴事実の関係という概念ではないが、それに近い概念である。

た開示内容と時期については、検察側・弁護側で争いになりがちです。検察が、証人保護の一環として被害者やその関係者、住居などの一部について不開示とし、弁護人がそれに反対する申立てをすると、それを裁定するのも予審の仕事です。対審構造ですので、双方から毎日のようにいろいろな申立てが出て、その度裁定することにもなります<sup>10</sup>。

もう一つの理由は、「被害者」概念です。日本の感覚ですと、公訴事実の訴因の対象が被害者ですが、そうではありません。内戦状態にある国や国家による抑圧によって起きた犯罪では、一定の範囲（期間、国土）の方全員が被害者資格を持つとの見方もでき、多数が名乗りを上げることも考えられます。そこで、この裁判の対象範囲の被害者といえるかを、限られた資料から決定しなければいけません。また、予審手続からは離れますが、まだ被疑者が確定しない段階から被害者（及びその団体）が存在し、その対応に追われることもあります。

## E-Court

—— 予審の段階で数千点の証拠があるということですが、電子化されているのでしょうか。

**赤根** 国際刑事裁判所はいわゆるIT化の進んだ裁判所で、証拠の申請・開示・閲覧等は、完全にデジタル化されており、すべてE-CourtシステムといわれるWEB上で行えるようになっていています。書記局が運営する同システムを通じ、一括管理しています。すべての証拠に番号が付されて、検索が可能になっていて、開示された証拠は、予審部の裁判官も閲覧可能です。言葉では説明しにくいので、是非直接お見せして説明したいものです。



【国際刑事裁判所の裁判長席から見た法廷の様子】

<sup>10</sup> 国際刑事裁判所（ICC）のHP（<https://www.icc-cpi.int/crm-decisions>）で確認できるが、多くの決定がされているのが分かる。また、個々の決定のボリューム（分量）も相当に多い。

## ■ 現在の仕事について

### 世界中の法曹と仕事ができる喜びがある

—— 現在のお仕事は、異なるバックグラウンドの方との議論など難しそうな点多そうだと感じますが、どのような点にご苦労がありますでしょうか。

**赤根** 実際、今の仕事は困難の連続で、1週間の終わり、金曜日の夜に自宅に戻ると今週も何とかサバイバルしたと感じます。長く検事をしていた私にとって、同じ法曹、しかも刑事の仕事であって、共通点が多く、やりやすいのではと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、3つの点で大きく異なります<sup>11</sup>。1つ目は、今までは検察官でしたので、常に訴追側でありましたが、現在は裁判官という立場で、とにかく、公平かつ公正、しかも、理にかなない、多くの方に納得してもらえる判断を下す最終決定者であることが要求されることです。2つ目は、ローマ規程という、その体系が確立したとは言えない世界での仕事ですので、何をやるにも手探りであることです。3つ目は、外国語での仕事であり、日本人がほとんどいない環境での仕事であること、言語環境はもちろんのこと、職場環境や人的関係なども、日本とは全く異なるところです。

—— 逆に、やりがいや楽しいと感じるところはどのようなところにありますでしょうか。

**赤根** 私は裁判官ですので、法務官をはじめ多くのスタッフに支えられています。また、ローマ規程の法体系は、いわゆるコモンロー（英米法系）と大陸法系のハイブリッド型ですので、日本で同じくハイブリッドな法体系に慣れ親しんできたことは、一見新しい概念の理解についても、条文解釈する上でも大いに役立っています。世界中の法曹と仕事ができる喜びもあります。特に、気の合う法律家と出会ったときには、考えが一致した！と嬉しく思うこともあります。

### ロバだと半日

—— 国際的な事件を扱っておられますが、文化的な違いなどを感じる時はありますか？

**赤根** 日本のような公判前整理手続制度がないこと、日本のような起訴状一本主義ではなく、申請証拠は裁判官が事前に読める（多数なのでとても全部は見きれませんが、書類はもとより写真、ビデオなど物的証拠も含めてすべてが見られます。）こと、証拠がすべてデジタルであること、一見関連性が低いと思われる証拠も数多く提出されること、訴訟に関する細かい手続については規則にもないところが多いため、

<sup>11</sup> 注10でも言及したが、国際刑事裁判所と日本の刑事事件で、大きく異なる点のもう1つは、決定のボリュームである。Confirmation decision は、日本の起訴状とそれに理由を付けたものに概ね相当するものと考えられるが、赤根判事の所属する予審第2部による最近（09 December 2021）の Decision on the confirmation of charges は62ページある（<https://www.icc-cpi.int/Pages/record.aspx?docNo=ICC-01/14-01/21-218-Red>）。国際刑事裁判所の Confirmation decision の中では、これでも相当に短いものであり、フランス語で467頁のものもある（<https://www.icc-cpi.int/Pages/record.aspx?docNo=ICC-01/12-01/18-461-Corr-Red>）。ものすごい労力が必要とされることがうかがわれる（注9で、大変な作業と記載したのはこの趣旨も含む。）。

いちいち決定を出さねばならないことなど、日本とは異なる点もありますが、証人尋問などは、進め方がややコモンローに傾きすぎているきらいがあるものの、内容は基本的には同じです。

証人尋問では、文化的な違いを感じることは多くあります。日本ではあまり読み書きが出来ない方はいませんが、ここでの証人の中には、読み書きが出来ない方も多く、「ごめんなさい、私は自分の誕生日月日を知りません」、なんて証言されることもあります。暦もわからなければ、場所的感覚も乏しいこともあります。また（書証でしたが）日本なら徒歩何分というようなところで、ロバだと半日、とかいう話が出たりもします。私からすると、それがどのくらいの距離かさっぱり分からないということもありますね（笑）。

### “真面目さは日本人の専売特許”

—— 日本で生まれ育った私たちが、これから、国際的な舞台できちんと議論できるようになるためにはどのようにしていけば良いかは難しいところと感じています。お考えのことがありましたら、アドバイスをいただけますでしょうか。

**赤根** 今までの経験では、私は、日本人は（特に自分は）口頭での議論に向いてないと感じます。日本には、議論を戦わせて、自分の意見を通すという文化や教育がなかったですしね。

—— 赤根判事も、日本で生まれ育っており、留学以外には海外経験はないようですが、どのようにして、他の裁判官と議論できるようになったのでしょうか。

**赤根** 国際刑事裁判所の他の裁判官は、口数が多いし、議論の仕方も少し政治的といえますか、戦略的に相手の心理に働きかけてインパクトを与えるような話し方をする点など、日本の法曹とは違うように思います。私は、彼らのようにうまく喋ることはできないので、重要でないところはなるべく「和をもって」合意をまとめる側につき、これはと思う点だけ、事前に文章を書いて提出したり、信頼できる裁判官や周りのスタッフを味方につけて、彼らに代弁してもらったりして、どうしても言わなくてはいけないところで頑張るようにしています。他の裁判官が、無理な法解釈を押し通そうとしていると感じるような場合には、文献を読んで理論を整理したり、自分で重要な証拠をしっかりと読んで、事実のレベルからあてはめまでの議論を組み立てられるようにして、なるべく具体的な主張を根拠を示して述べるように心掛けていくことで、周りの信頼を得ることが大事だと心に決めています。

真面目さは日本人の専売特許です。今では、証拠を吟味している点では、私が一番、ということにいつの間にかなっていますし、また、会議の時間を間違えて遅れてしまったときの話として、トモコが遅れるのだから仕方がない、と他の人の弁解に使われたりもしました（笑）。

—— 日本の裁判官としての合議を考える上でも、とても参考になります。国際刑事裁判所の裁判官は、日本の最高裁のように反対意見なども書けるのでしょうか。



**赤根** 国際刑事裁判所の裁判官は、どんな小さな決定を出すにしても、反対意見を書くことができます。つい最近も、どういう決定をするかについて法律上の議論で揉め、私は、検討した証拠や判例などの資料を参照して、他の裁判官の意見には賛成できないと珍しく強く主張し、かなり激しい議論をした（この時は書面だけでなく、熱弁？もふるいました。）のですが、結局2対1で負けて、私は反対意見を書くことになりそうなところまで行きました。

—— 書くことになりそうになったということは、結果としては、反対意見を書かなかったのでしょうか。

**赤根** そのとおりで、反対意見を書き始めていたのですが、他の裁判官が、私の反対意見を踏まえて、考え方を教えてくれたので、結局私の意見が採用されることになりました。その間、法務官などのスタッフは、判例などの資料を提供してくれたり、私の考え方をうまく言葉にできるようにサポートしてくれたりして、応援してくれました。

この過程で、法律論では負けられないという自信もつきましたし、また証拠を武器にして、地道に足元を固めていくしかないとの確信を持ちました。

—— 証拠をしっかりと吟味できるというのは法律家の重要な能力だと思います。赤根判事は、現場の検察官のお仕事以外にも、国際協力業務やロースクール派遣教員など様々なご経験をされておられますが、何が今の仕事に活かされていると感じますか。

**赤根** 今の仕事に一番活かしているのは、現場の検察官としての仕事の経験、例えば、法解釈、証拠の見方など、それに法整備支援などで養った他国の法体系の知識と国際的な法的思考や感覚かと思います。国際刑事裁判所の裁判官は、さまざまなバックグラウンドの方がいますが、裁判官や検察官出身の裁判官の方とは証拠の見方などは一致することが多い印象です。一方、国際法学者や外交官出身の方などは、証拠の見方などが私とは違うこともありますね。

## ■ 国際分野で活躍する法曹

### ジェネラリストとしての強みがある

—— 現場の検察官としての経験が活かしているというのは、検察庁の教育が良いということもあるのでしょうか。

**赤根** 検察でも裁判所でも、教育も大事でしょうけど、事件処理の経験そのものが大きいかなと思います。現場の検察官として、沢山の事件を処理する中で、自然と身に付いた証拠の見方などが活かしています。

—— もう少し広く、日本の法曹という観点で見た場合に、日本の強みと感ずるところはありますか。

**赤根** 日本の法曹は、ジェネラリストとしての法曹の質の高さがあります。検察官でも、司法研修所で民事についても学びますし、基礎的な法的思考が定着していると思い

ます。基礎となるリーガルマインドがしっかりしているので、新しいことに出会ったときに根本に立ち返って解釈することができるという強みがあると感じます。一概には言えないところですが、どちらかというところ、大陸法系の人には、体系的思考の基本がしっかりしており、新しいことにぶつかったときにぶれにくい傾向があり、コモンロー系の人にはぶれるといただきますか、柔軟に考えようとする傾向があるように思います。例えば、原則と例外がある条文について、大陸法系の人には、原則となる条文の趣旨を出発点に議論しますが、コモンロー系の人には、例外がある以上許されて良いはずという出発点から考えるところがある気がします。

—— 教育については、言及していただいた司法研修所の教育のほか、大学教育も重要です。日本の大学での法教育については、いかがでしょうか。

**赤根** 日本は、ドイツやフランスに法の根本を学び、さらには英米法もよく研究されていますから、学者の方々が分かりやすい教科書をたくさん書いてくれていますよね。このような充実した文献を通じて、色々な形の法制度を参照し、なぜそのような制度になっているかを、絶えず考えることができます。その意味で、日本の大学での法教育については、ジェネラリストとしての法曹を育てるものといえるのだと思います。実際、日本の裁判官や検察官は、ジェネラリストとしての強みを持っていると思います。海外の多くの地域では、かなり早い段階から特定の分野を勉強して、その分野の法律家として仕事をしているという感じがありますので、そこが違うところではないかと思います。

一方、いくつかのアフリカの国々では、宗主国の古い時代の法律をそのまま引き継ぎ、実情に合わない法律制度を背負って実務が回らないという状況がまみられます。日本は、研究を重ねた上で、上手に他国の法律を取り入れて日本の実情に合うように運用していますし、現在も、過去の経験や教科書を参照して常に基本に立ち返って考えることができる環境がありますので、私は、日本で教育を受け、日本で実務ができて良かったと思っています。

ローマ規程は人工的な法制度でして、非常に複雑な構造になっておりますので、実務で使いこなすのは大変です。しかし、私自身が受けた日本での法教育を踏まえ、フランスの制度やコモンロー的な要素が入っているという視点で見ると、運用の仕方が分かってくるところがあります。

—— ジェネラリストとしての法曹の強みというのは、専門性との関係ではどのようになりますでしょうか。私自身、奄美大島で裁判官をしていたときに感じたのは、色々な事件を扱うことができたので、ジェネラリストとしては成長できた一方で、その期間は知財訴訟や医療訴訟のような専門的な事件は扱わなかったもので、専門性の方はどうしようかということでした。

**赤根** おっしゃる点は難しいところですが、まずは広くリーガルマインドを学び、ジェネラリストの地歩を固めた上で、仕事で出会う特殊事件に特化していくことは可能だし、また必要なことだと思います。ただ、専門的なこと、例えば知財訴訟を扱うに

しても、民法の確固たる基礎がないと難しいですよ。専門性に入る前に、基礎となるリーガルマインドが身につけていないと、重大局面での判断を誤る危険があると思います。他方で、終始ジェネラリストでいるべきだともいえず、得意分野は実務経験のなかで磨いていくべきなのだと思います。

### 弱みは遠慮がちなところ

—— 逆に、日本の法曹の弱みとして感じていらっしゃることはありますか。

**赤根** 日本の法曹の弱みは、私のように、口頭でのいわゆるディベートに弱い傾向にあるということのほか、日本的謙譲心のようなものがあり、遠慮してしまうことではないかと思います。例えば、議論がまとまりかけているときに違う意見を言って良いのか気にしてしまう、時間が押しているときに意見を言っても良いのか考えてしまうなどといった傾向があるように思います。他国の人は、そんなことは全く気にしません。彼らは議長に止められようが、他の人々に反対されようが、言いたいことは最後まで言いますね。海外に出たら日本人であることを忘れることも重要なことかもしれないですね。私自身は、今更変えられませんが、若い方々には意識しておいていただきたいところです。

—— 今後、日本の法曹が国際分野で活躍していくためには、どのようにしていくべきでしょうか。

**赤根** 日本から、レベルの高い法曹を多く外国に出し、それを逆に活用して、日本を導いていく力が必要ではないかと思います。現在も、政府、民間ともに大いに努力はしていると思いますが、積極的に外に出て行っている国とは出発点となる数のレベルが違うように思いますね。

日本人は内部発の改革がなかなかできない体質があるという一面もある一方で、面白いことに、海外のことを少し知れば興味津々でもっと知りたい、また新しいことにも手を出したいという気にもなる不思議な民族性もあるのではないかと考えています。

また、日本の女性法曹には、日本はまだ男女が平等でない、との不満がたまっているのではないかと感じています。国際的な場所に出て来ると、海外の女性たちの活躍を見て、女性も男性も、新たな気持ちにもなれますよ。

## ■ ヨーロッパとアジアと日本

### 日本は極東の島国

—— 日本の法曹について、法曹としてのレベルは全体として高いということ、ジェネラリストとしての強みがあること、他方で、言語能力や日本人的な謙譲心があることなどに問題があるとお話しいただきました。ここからは、法曹としての個人の話から、日本と他国との関係へと、グラデーションを付けながら、少しずつ広げていけたらと思います。ヨーロッパの法律家界限から見ると、日本はどのように見えてい

るのでしょうか。

**赤根** オランダに来て、いまさらながら思うことは、－日本は極東の島国－ということですね。日本はヨーロッパ人にとって、風光明媚、清潔で文化も豊かな憧れの島国でもありますし、ある種エキゾチックな国です。しかし、本当の意味での－信頼し頼れる仲間（アライアンス）－とはみなされていない気がします。

日本は、ヨーロッパから遠い、いわば異国の地にあるにもかかわらず、長い歴史、文化に根差した重厚な法制度を持ち、何よりもそれをきちんと運用できています。このことは、日本人の誇りであり、世界に胸を張ってもよいとも思いますし、出来る限り、いつも強調するようにしています。

―― 本当の意味での－信頼し頼れる仲間（アライアンス）－とはみなされていない気がするというのは、どのような点からそのように思われるのでしょうか。フランクに議論できる仲間という感じではないということでしょうか。

**赤根** 日本は公式な場では「ヨーロッパ並み」に扱われていますが、重要な事柄については、ヨーロッパ人の親しいグループで集まって色々と議論した上で方針を決め、それを日本をはじめとしたアジアの国々などに向けて同意を得ようとするということが多いようにも感じるからです。日本については死刑と有罪率の高さなどは知られていますが、日本の実務がどう行われているかについては、詳しくは知られていません。ヨーロッパの国々は、お互いがお互いをよく理解しています。自国の制度や実務をアピールする一方で、自国の実務について批判的な意見を述べたりもしてフランクな感じがあります。

―― 日本は、そういうアピールと、他方での悪いところの発信というのは、あまりしていないかもしれませんね。

**赤根** 日本人の法律家、特に裁判官とか検察官は、日本の悪いところを建設的な意味で発信することはあまりしない気がしますね。ヨーロッパの感覚ですと、個人の意見を自由に発信するのは当然ですので、日本のそのような姿勢は少し異質なところかもしれません。日本の自己アピールは、法律制度の欠点も含めて、率直に意見を言い、内部における改善努力を含めて発信できるようになるとより効果的なものかもしれませんね。

―― 他国への見え方などを気にしているのでしょうか。

**赤根** 私の場合などは、日本人とは問題点を議論することは多いと思いますので、おっしゃるとおり、海外から悪く思われたくないという思いがあるかもしれません。他方で、ヨーロッパの国々は、相互に理解しているので、欠点も発信しやすいのだと思います。日本の場合は、その前提となる制度などが理解されていないことも多いので、欠点を発信するとそこだけ注目されてしまうのではないかと危惧してしまう点もありますね。

―― 国際会議の話になりますが、ヨーロッパでは、国を超えて、国際会議や法的な議論というのが頻繁に行われているということでしょうか。

**赤根** そのとおりです。ここハーグでは、国際会議が年中開催されておりまして、ヨーロッパ中の裁判官が普通に参加して、議論しています。ヨーロッパの裁判官は、英語やフランス語ができる人も多いですから、他の国の裁判官と議論する機会は多いです。

ハーグだけではなく、ヨーロッパ内ではEUをはじめとした共通の枠組みの中で、とにかく法的な国際会議がたくさんあり、多くの法曹が自由に意見を戦わせています。

—— 日本の裁判官の感覚からすると少々驚きますが、なぜヨーロッパの法曹界ではそのように他国との交流が活発なのでしょう。

**赤根** やはり長年にわたってヨーロッパ各地で繰り広げられた、あるいは他の地域との間で戦われた、血を血で洗うすさまじい戦争の歴史を乗り越えて、なんとかヨーロッパは一つでありたいという強い願望もあるように思います。今やそれにも疑問符が付くようなこともありますけれど、東欧も含めてヨーロッパは一つの経済圏、一定の価値観を共有する地域としての発信を続けていこうとしていますね。おそらくですが、そうした中では、完全にドメスティックな法曹は、そもそも仕事が成り立たないのではないかと思います。こちらではそれが当たり前なのだと思いますし、ヨーロッパで仕事をしていると、日本人があまり外に出ていきたがらないことのほうが不思議に感じますね。残念ながら日本だけではなく、アジア諸国の裁判官・検察官を例にとった場合でも、アジアの中で、また世界とも強くつながるプラットフォームはまだないと思います。

—— 宗教との関係で、日本は、中立的といいますか、特定の宗教に偏っていない点は、ヨーロッパとの距離感で良い影響はあるのでしょうか。

**赤根** 日本が宗教的に無色透明なのは、ヨーロッパの敵にはならないという点では良いかもしれませんが、他方で、理解しあえない点もなくはないので、いろいろと神経を使ったほうが良い点もある気がしますね。日本人には仏教徒が多いですが、タイやミャンマーの敬虔な仏教徒とは違うことはヨーロッパ人は理解しているのでしょうか。国際刑事裁判所の職員には、キリスト教徒が圧倒的に多く、ある意味それが価値観の共通基盤ともなっています。他方で、宗教間の違いが争いの源となることをよく知っているため、イスラム教やユダヤ教など他の宗教の休日であるとか、祈りのための休み時間とかを尊重します。国際刑事裁判所では、被告人にも、公判の途中に中座してイスラム教の祈りをささげるための部屋に行ってお祈りすることも本人の希望次第で許しています。

### アジアのリーダー的な立場になって欲しい

—— アジアの話も出ましたが、アジアでも、ヨーロッパで行われているような、国を超えて、法曹同士が自由に議論するという光景が日常的になると良いなと感じました。法曹界におけるアジアとヨーロッパの関係という文脈で、何かお考えのことは

ありますでしょうか。

**赤根** 個人的には、アジアの一体感をもう少し強め、ともにアジアのプレゼンスをあげて、そのリーダー的立場に日本がなってほしいと思っています。

私自身は、日本はやはり、まずアジアの中の一つの国家として、アジアの国々とともに生きて行くべきと感じています。アジア全体の法的環境が整い、それにプラクティスが伴うようになれば、ヨーロッパに対して、あるいは、世界に対して、アジア地域として、対等にわたりあえるようになるのではないかと思います。

—— 先ほどのお話からしますと、ヨーロッパの国々は割と全体としてまとまっている印象ですね。EUの存在以外に、地政学的にみて、何か理由があるのでしょうか。

**赤根** アフリカや中東、さらにはロシアなどの問題は、すべてヨーロッパの国々の存亡に直結するという点も指摘できるのではないかと思います。ヨーロッパはほとんどが地続きですし、各国とも同じような問題に対応せざるを得ないので、一つのヨーロッパとして対応しようということはあるのではないかという気がします。

先ほどの国際会議の話でもありましたが、ヨーロッパでは、国相互で一応の信頼関係があり（ヨーロッパ内ではいろいろと小競り合いもあるようですが、そこではやはり長年の経験に基づく外交の力が生かされています。）、互いに批判しあうこともできるので、まとまりがあるというのものもあるかもしれません。アジアでは、それはなかなかありませんよね。

—— アジアの中で、日本がリーダー的な立場になると良いということもお話いただきましたが、日本のどのような点がリーダーになる資格があるとお感じになるのでしょうか。

**赤根** 日本は、ヨーロッパ諸国に対して、対等な立場で法を語る数少ないアジアの国であるという地位があり、これが重要な点だと思います。他方で、ヨーロッパは日本とは似て非なる場所のようにも思われますので、日本だけで渡り合うのではなく、そこはアジアの一員として、アジアの国々と一緒になってアジア地域として対等に渡りあえるようにすることということも重要です。

日本がリーダーになれる資格があると思うのは、大前提として、基本的人権を尊重し、法の支配を実践していることのほか、司法の汚職がなく、裁判官、検察官が政治的に中立であることなどによります。

—— ヨーロッパ諸国に対して、対等な立場で法を語るアジアの国であるという地位があるというのは嬉しいことではありますね。

**赤根** そうではありますが、しかし、世界からは、日本がアジアのリーダーとしてはみなされているとは限りません。というより、見られていないのではないかと危惧することもあります。

日本は、結局、法整備支援をはじめ、地道な活動を続けていくしかないと思っていますが、他方で、もう少し自由さやアグレッシブさが必要ともいえます。

—— 自由に法的議論ができる共同体として、アジアがまとまっていく具体的なイメージ

としては、どのようなことを考えられていますでしょうか。

**赤根** 欧州評議会（Council of Europe）<sup>12</sup>というものが、ヨーロッパにはありますよね。欧州評議会のようなものが、アジアにもできると良いと思っています。いろいろな政治的条件が整い、共通基盤がないとかなわないことなので、今の段階では夢にすぎませんが。

—— 欧州評議会の司法効率化委員会（CEPEJ）には、私も、オブザーバー参加していますが、司法の効率化やデジタル化について、国を超えて、フラットな議論がされており、興味深く感じていました。

**赤根** 欧州評議会のような枠組みがありますと、互いに共通点などを見いだしやすくなり、相互理解が深まります。いずれにしても、相互理解の促進は重要ですし、その中心には日本がいるべきであると思います。

日本には、アジアの中でリーダーシップを発揮し、アジアとして、ヨーロッパや世界に対して、対等な立場で法が語れる存在になって欲しいと思います。

## 日本のアピール力も重要

—— アジアの中でも、日本より、韓国とかのほうが外に出て行っているイメージがあります。

**赤根** 韓国や中国、タイなどは日本より、積極的に外に出ている気がしますね。シンガポールは国自体が国際的です。

韓国は、海外に向ける視線が熱いです。韓国<sup>13</sup>は、国際刑事裁判所にも最初から入っていますし、前回の国際刑事裁判所加盟国会議の議長には、韓国の裁判官が選ばれました。タイは国際刑事裁判所には入っていませんが、王室が司法外交的なものを推進しています。

それに対して、日本には、アピールする姿勢がまだ弱いです。日本人は、中身さえしっかりしていれば世界は認めてくれると思っているのかもしれませんが、そんなに簡単なものではないようにも思います。

—— 例えば、韓国の最高裁は、ベトナムの長期専門家として、裁判官専門家のほかに、ITの専門家を派遣したりしています。

**赤根** 韓国は、ITが強いのですよね。ITの議論などは、開発途上国等の新しいものに飛びつきたい気持ちをかき立てるところもあります。

日本は、実務をしっかりしないとITを入れてもだめだと思っているところもあり

<sup>12</sup> 欧州評議会（Council of Europe）は、人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関として、1949年フランスのストラスブールに設立された。欧州評議会は、伝統的に人権、民主主義、法の支配等の分野で活動しており、最近では薬物乱用、サイバー犯罪、人身取引、テロ、偽造医薬品対策、女性に対する暴力などの問題にも対応している。加盟国は、現在、フランス、イタリア、イギリス等全47か国であり、日本は、1996年、教皇庁、米国、カナダに次いで4番目のオブザーバー国となった。在ストラスブール総領事館が日本政府代表部として機能している。詳細は、<https://www.coe.int/en/web/portal/home> 又は <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/index.html>

<sup>13</sup> このインタビューの3日後である2021年12月2日、ICCによるアジアパシフィック裁判官セミナー（Asia-Pacific Regional Seminar of Judges on the Rome Statute System and the ICC）が、開催され、韓国の最高裁との共催であった。当職も参加したが、韓国の最高裁長官まで出席されており、韓国の最高裁の国際社会への姿勢がうかがわれた。

ますし、それは正しいと思いますが、先ほど紹介した国際刑事裁判所の E - C o u r t などをもみても、日本の行政や裁判所の I T 化は急務ですね。

—— 日本のアピールする姿勢についてですが、どのようなことを改善していけばよろしいでしょうか。

**赤根** 日本は、とにかくアピール力<sup>14</sup>を勉強する必要があると思います。海外の専門家を呼んだりして、勉強するべきでしょう。

例えば、国際協力部や U N A F E I のウェブサイトは、大変失礼ながら見栄えは今一つですね。中身はしっかりしているのですが、動画などがポップアップするようなアピール力に欠けています。これに対して、国際刑事裁判所（I C C）やタイの Thailand Institute of Justice（T I J）のウェブサイト<sup>15</sup>などは、見る者を惹き付ける圧倒的なアピール力があります。写真とか音楽付きの動画などを付けて最新情報をきちんと更新していることも大事なことですし、検索でなるべく見つけてもらいやすいキャッチフレーズなんかも必要ではないかと思います。

—— アメリカに留学していた際に、日本の教科書や判例などでは、英語に翻訳されているものだけが、他国の方に相手にされており、裏を返すと、英語に翻訳されていないものは、国際社会から無視されかねないなと感じました。英語での発信というのも重要なのでしょうか。

**赤根** 英語での発信も重要で、ちょうど良い例があります。日本の研究者が、ローマ規程に関する論文を日本語で執筆されておりました。その時点では、国際刑事裁判所でも知られていませんでしたが、その方がその論文を英語に翻訳して出したところ、早速、国際刑事裁判所の検察局（Office of the Prosecutor）が利用しました。広い意味では、先ほどの話と同様に、中身は良いけれども、アピール力が足りないという一例ではないかと思います。

## ■ 法整備支援観

### 広がりには良い傾向

—— これまでの法整備支援や、最近の法整備支援の展開については、どのように感じますでしょうか。

**赤根** 法整備支援については、あまりキャッチアップできていませんが、広く展開してきているようには感じます。

私の法整備支援との出会いは、2009年1月に国際協力部長になったときから始まります<sup>16</sup>。法整備支援の初期である2004年頃まではベトナムとカンボジアに対する法整備支援活動を熱心に行っており、この両国への法整備支援開始は我が国

<sup>14</sup> 上記 I C C アジアパシフィック裁判官セミナーについては、その当日から早くも、HP上で、写真付きで詳細な報告がされていた。https://www.icc-cpi.int/Pages/item.aspx?name=pr1631参照

<sup>15</sup> Thailand Institute of Justice（T I J）のウェブサイトは、https://www.tijthailand.org/

<sup>16</sup> 2016年までの法整備支援の経過等の詳細については、前掲3の赤根智子「法整備支援の現状と課題～法務総合研究所が関与する法整備支援を中心に～」102頁以下を参照されたい。



のエポックとなったわけです。私は、これらの法整備初期の出来事を体験しておらず、初期の頃の多くのご苦勞を直接は知りませんが、国際協力部の設立などにも様々な困難があったようです<sup>17</sup>。

その後の法整備支援については、2009年前後から、法整備支援の相手国・対象分野のますますの広がりと同様化、そして一部の支援については、その内容の高度化・複雑化が顕著になってきました。ベトナム、カンボジアに加えて、ラオス、ミャンマー、インドネシアでも新たな法整備支援プロジェクトが始まりましたし、ネパールや東ティモール、さらにはスリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュなどにも法整備支援を行っています。また、インドネシアのプロジェクトについては、知的財産法に関する裁判や法的整合性に関する支援を行っています。

このように、相手国の広がりのみならず、基本法から知的財産法などへと、最初に比べて、分野が広がってきています。このような広がりや、法整備支援を将来にかなげようとしていると感じられる変化であり、良い傾向だと思いますね。

—— 日々の法整備支援業務でも広がりを感じるどころです。その他、日韓パートナーシップ共同研究のように、支援という枠組みではない活動もしています。

**赤根** 日韓パートナーシップ共同研究のように、法務局関係者等同士が、相互に訪問して、研究会を行うのは、先駆的な試みだと感じており、他国や他の機関にも応用できる場合があるのではないかと思います。

また、いわゆる法律実務家のほか、大学関係者などとも連携して、そうした知識人と交流するという必要ではないかと思います。理論面を中心にした法分野、実務に直結する法分野、さらに世界的に注目されている法分野での交流は十分可能であろうと思います。アジアの国々についても、主だったところの法律的な立ち位置を追う努力も必要でしょう。

また、そのためには、常にアンテナを張り巡らし、チャンネルを持ち続けることが必要なのではないでしょうか。

例えば、他国が何を指してどんな法律を作っているか、何を重要と考えているかを知ること。法案の起草に携わった他国の学者などを紹介してもらい、きちんと法律面の議論をすること。これらができることが大事ではないかと思います。

### “司法外交”という言葉は良い言葉だと思う

—— 法整備支援に関わる、法務省（官房国際課、UNA FE I、国際協力部）やJICAの在り方など、いわゆる「器」<sup>18</sup>の話についての変化は、いかがでしょうか。

**赤根** 最近の大きな変化として、官房国際課ができて、四方八方に目を配れる体制ができ

<sup>17</sup> 初代の尾崎道明国際協力部長によれば、「部の創設には、予算要求や人員配置等において、様々な困難があり、「外国が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行う」専門の独立した部が設けられたのは、法務省のみならず、我が国全体にとって画期的なことであった。」ということである。ICDNEWS 63号（2015年6月号）1頁。  
<https://www.moj.go.jp/content/001150427.pdf>

<sup>18</sup> 法整備支援初期の頃の「器」の話については、山下輝年「唇齒輔車の関係～器（うつわ）を整える～」ICDNEWS 38号（2009年3月号）23頁以下参照。<https://www.moj.go.jp/content/001142713.pdf>

たことは良いと思います。これからはその中身が問われていくのだと思いますが、国際化が良い意味で進むための法務省の司令塔ができたことは大変心強いです。また、「司法外交」という言葉は、良い言葉だと思っています。司法関係者（実務家、研究者、そして、それに関与する政治家）同士の交流、あるいは、司法を通じた外交の後押し、法整備支援、また、それを越えたところにある、国と国との司法における協働関係、全てを包摂する言葉ではないでしょうか。

### 欠点を欠点と真摯に受け止めること

—— 法整備支援における日本の良さというのはどのようにお考えでしょうか。

**赤根** 日本は、アジアの中では民主主義、法の支配が確立している数少ない国ですし、法曹の質の高さ、省庁の組織の質の高さも良いところだと思います。また、「寄り添い型」「押しつけない」とよく言われていますが、日本としては、法整備支援の中でも、法の支配や基本的人権の尊重など共通的な価値を共有することを標榜するとは言いながら、これを実践面では前面に押し出すやり方はしてきませんでした。その背後には、もちろん、押しつけはいけないという配慮も働いているでしょうし、できれば押し付けずに自ら学んで、自ら前に進んでほしいという気持ちもあるのだと思います。



【ラオスのカウンターパートの方々と法務総合研究所前で（下段真ん中が赤根判事）】

—— 逆に、日本の法整備支援について、大きなレベルでも、現場レベルでも結構ですが、改善の余地があると感じられる点がありますでしょうか。

**赤根** 相手は日本人ではないことも念頭に置かねばならないと思っています。日本人同士のように、以心伝心というわけにはいかないこともあります。

また、相手国との信頼関係にもよりますが、日本人自らが国に誇りを持ち、欠点は欠点として認めつつ、自信を持っているところは堂々と主張して、議論してもいい場合があるのではないかと思っています。欠点を欠点として真摯に受け止めることは、逆に自信を持っていなくてはできないことでもあると思います。

また、先ほども話しましたが、相手に対するインパクトあるアピール力が弱いと思います。協力した成果をわかりやすい言葉でアピールし、カウンターパートにも、その成果がいかに重要なことであるかの理解を深めてもらう。また、法整備支援に携わっている日本人の方々は選ばれた立派な法曹なのですから、自分は、そういうことができる優れた専門家なんだとアピールをして欲しいと思います。「私は日本を背負った、影響力を持つ実務家なんだ。まず話をよく聞いてくれ。」とカウンターパートの大臣にいうくらいの勇気も必要な場合がありますね。

## ■ これからの法整備支援、法整備支援の先にあるもの

### グローバルな問題に“法の支配”が寄与しうるのか

—— 最後のテーマとして、これからの法整備支援や法整備支援の先にあるものという、少し大きなテーマでお話を伺えたらと思います。

**赤根** このことに関しては、いろいろ思うことはあるのですが、なかなかまとまりません。基本線としては、2016年の「法の支配」の論文<sup>19</sup>に書いたところが出発点となりますが、今は根本に立ち返って考える必要もあるようにも思います。私の考える根本的な出発点は、グローバルな問題を司法の分野がどう解決に導いていけるのか、あるいは、その解決を助けることができるのかということです。今は、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響もあり、困難が多い一方で、考える時間に恵まれたともいえます。

人類が、将来に向けて抱えるグローバルな問題としては、地球温暖化や、地球全体の汚染、宇宙開発などといった分野から、テロ、内戦を代表とする武装組織による戦争、内乱をはじめとして、中国の台頭やポピュリズム化による民主主義の危機・各種の分断が引き起こす日本を含めた広い地域における安全保障の問題、それらの底流にある相変わらずの汚職の世界的蔓延などがあると思います。これらの解決策の根本に“法の支配”の推進が寄与しうるのか、そうだとすると、その一手段とし

<sup>19</sup> 例えば、①戦略的な法整備支援を行うためのオールジャパンの体制構築に関する課題、②法整備支援に携わる人材の育成に関わる課題、③成長を遂げた国に対する法整備支援の出口戦略に関わる課題、④他のドナーとの連携・協力推進に関わる課題、⑤法整備支援のための各国法体系・法制度の調査・研究、あるいは法整備支援を理論的に支えるための研究や理論構築に関わる課題を挙げられており、これらの課題に対する私見と将来の法整備支援への期待を述べられている。前掲3の赤根智子「法整備支援の現状と課題～法務総合研究所が関与する法整備支援を中心に～」110頁以下を参照。

て、日本による法整備支援やその先にある司法外交が使えるとするならば、どうい  
う形であるべきか、みたいなことが頭の中をぐるぐるめぐっています。

—— 地球温暖化などのグローバルな問題というのは、大きな話ですが、法曹はこれらの  
問題にも貢献できるということでしょうか。

**赤根** 地球温暖化対策というと突拍子もない感じがするかもしれませんが、タクディル  
最高裁判事へのインタビュー<sup>20</sup>にも、環境対策についての日本からの協力に期待す  
る旨書かれていましたよね。身近にも環境対策の法的問題は転がっています。少し  
飛躍しますが、最終的には地球温暖化対策も含めた人類の生き残りのためにも、ま  
ず近いところからの法的協力体制の構築に、日本が貢献し、信頼を勝ち得ていく必  
要を感じます。

グローバルな問題の解決に、法曹の活躍は重要です。例えば、ハーグにおられる各  
国の大使にも法曹資格を有している方々が多くいますし、また、法律家を参事官ク  
ラスに入れるなどしている国もあります。法曹がこれらの問題を解決していこうと  
いう姿勢がうかがわれます。特にヨーロッパの国々はグローバルな問題に対する熱  
の入れ方が違うと思います。

#### “夢は大きく、あゆみは着実に足元から”

—— グローバルな問題の文脈でも言及されていた、法的協力体制の構築への日本の協力  
について、今後の在り方や方向性としてはどのようにお考えでしょうか。

**赤根** 大きなことを言う割には、小さなことから始めるべきというのも気が引けますが、  
日本の強みを生かすのは、まず、アジアの一員として、アジア地域に貢献すべきと  
いうことだと思います<sup>21</sup>。どのような活動でも、その基礎には、金・物・人が必要  
となりますが、日本の司法に関わる人々の質や司法におけるプラクティスの高さを  
売りにするのが良いと思います。つまり、先ほどお話ししました、ジェネラリスト  
としての法曹の質です。一方で、特殊・先端法分野にも目を向けていくということ  
ではないかと思います。これは、インドネシアのプロジェクトのように知的財産法  
を扱うというようなことです。次は何に取り組まれるのか、楽しみにしています。  
まとめると、夢は大きく、あゆみは着実に足元から。

しかし、常に裾野を広げ、新たな挑戦をしていくことが大事ですので、失敗もある  
程度計算に入れた上で、いろいろ試してみることが必要かと思えます。それから、  
すぐに結果が出ることを期待して、何か目先の手段に出ることはあまり勧めたくあ  
りません。やはり、ある程度、長期的視野を持ってことを進める必要があります、その

<sup>20</sup> インドネシア最高裁のタクディル准長官は、日本は清潔でクリーンな国であることやインドネシアの環境法に関する  
訴訟に言及した上で、このような旨を述べられていた。拙稿「インドネシア最高裁との法・司法分野における協力を語  
る（インドネシア側の視点から）～タクディル・ラフマディ最高裁准長官インタビュー～」ICDNEWS 88号  
（2021年9月号）50頁以下参照。<https://www.moj.go.jp/content/001356729.pdf>

<sup>21</sup> 2016年の論文でも、法整備支援の地理的範囲について、まずはアジア地域に注力するのが望ましい旨の私見を述  
べられている。前掲3の赤根智子「法整備支援の現状と課題～法務総合研究所が関与する法整備支援を中心に～」  
116頁を参照。

意味でも、国際協力部やUNAFEIなどが組織としての目標を立てて、官房国際課などの支援を得ながら、地道に実績を積み重ねていくことが望ましいでしょう。

—— 司法外交については、先ほど、個人レベルでの司法関係者同士の交流から、国レベルの国と国との司法における協働関係まで、すべてを包摂する良い言葉であると述べられておりました。そのような個人レベルの話から国レベルの話へという文脈において、今後の法整備支援や司法外交の在り方はどのようにお考えでしょうか。

**赤根** 法整備支援の先には、そのような意味での司法外交があるのでしょうか。共通の言語ともいえるべき、法の支配の重要性に通じた法律家同士の理解、信頼を構築して、国同士の危機の際にもそれが活かされるような、国単位の枠組みにまで成長させることが一番望ましいのではないかと思いますし、そうなる必要があるのではないかと思います。

### 試行錯誤で挑戦していく先に何かが生まれる

—— 2016年の「法の支配」の論文では、今後の課題として、戦略的な法整備支援を行うためのオールジャパンの体制構築に関する課題、法整備支援に携わる人材の育成に関わる課題などについて挙げられていました。論文の中でも期待などを述べられていますが、これらについて、現在のお考えなど伺えればと思います。

**赤根** まず、日本の発言力やプレゼンスについて、日本は世界の中でどのような位置を占めたいのか、そのために何を目指していくのかを戦略的に考えることが重要です。残念ながら日本のプレゼンスは相対的には年々下がっていると感じています。外に出て行かなければならないですし、その一つとして司法外交はすごく良いことだと思います。

その上で、オールジャパンとして力を尽くせる体制、そして、現場で頑張る人々の育成、継続的な支援から協力への自然な動きをどのように作っていくのかということになるのだらうと思います。

内向き日本であってはならないと思っています。近い将来、日本の裁判例は国際法に沿って見たときにどうなのかとか、国内法だけに頼って人権問題を解決しているのではないか、などと検証されたりすることもあり得るのではないのでしょうか。

—— それはあり得ますね。世界も以前に比べて、色々な意味で、ずいぶん距離が近くなっていると感じます。

**赤根** 頭を切り替え、試行錯誤覚悟で挑戦していくことの先に何かが生まれるのではないのでしょうか。そのためには、多くの海外リソースをいかにタイムリーに取り込み、他方でそれを温めつつ、他方で少しずつでも政策や実施に移していくことを厭わない、制度はあとからついてくる、くらいの大胆な考え方の転換が何よりも大事なのではないかと思います。

具体的には、海外にいる日本人を最大限に活用すること、弁護士のほか、裁判官や

検察官を海外の国際機関などへ定期的に派遣すること、その派遣者の知見を国内へどのように還元していくかの策をさらに追求すること、日本にいる外国人を活用すること、海外国際機関と連携すること、法整備支援国・卒業国との間の人事交流を促進すること、などから、地道に広げていくことが重要です。

正直に言えば、日本の裁判官をもっと国際分野に出してほしい、というのは本音で思っています。日本の裁判官の法的思考能力はとても高いと感じますし、裁判官にこそ、潜在的な能力を秘めた方々が沢山いる、と感じています。それを国際的に活かす場所がもっとあれば、と思います。世界の法律家としても十分その能力を発揮できると確信しています。

—— これまでのお話を通じて、外に出て行くことが大事なことだと感じました。

**赤根** 恐れずに、外に出ることが大事です。海外に出たり、自分の殻から出て違う分野を試すのも大事だと思います。

### フィードバックさせる仕組みが大事

—— 人的資源の話にもなりましたので、そのような観点から、法整備支援に携わる人材の育成に関わる課題について、お考えをお聞かせいただけますでしょうか

**赤根** 最初のほうにも話しましたが、検察事務官の方々には、広い視野を持っている人がたくさんいます。そういう人たちがもっと外に出られる機会を増やし、それをフィードバックさせる仕組みを作ることも重要だと思います。

日本の若手裁判官には、ヨーロッパに留学される方も多く、ハーグでお会いすることもあります。その際には、海外に住んでいるときの視点で感じられた裁判所の改善点などについても共有してくれます。しかし、日本に帰った後に、そういうお話を内部でどのようにされているかはよく分かりません。日本に帰った後も、海外留学された裁判官の方々が、そのような改善点について声を上げていただくと良いと思いますし、裁判所も、そういう声を聞いて活かしていけば、外に出る機会についてももっと増やしていこうという機運が自然に高まるかもしれませんね。

—— 日本には、海外経験を積ませて、それを国際的な舞台で活かすというよりは、視野を広げた上で国内の法曹として活躍させるという発想があるのかもしれないですね。

**赤根** 裁判所も検察庁も、国際的な舞台での日本の法曹の需要については、そこまで感じていないのかもしれませんが、これまでお話ししてきたとおり、そうではありません。

例えば、気候変動や海洋汚染、さらには宇宙開発等などのグローバルな問題についても、当然、法的問題が大きな争点になりますし、日本の法曹にたくさん活躍してほしいですね。

また、海外に人を出すことで、それらの人たちを日本のサテライトとして活用し、海外の情報や経験を吸収しようとする姿勢を持って、国内での議論に繋げていくことが必要ではないかと思います。海外に赴任した人には、特定のミッションを与え

て、定期的に日本に帰国してもらい、国内の方々と、色々な議論ができるきっかけを作ってあげたらよいと思います。

—— おっしゃるとおりです。なかなか難しいですが、多くの法曹が、海外に出て行くようになると色々と変わってくるのかもしれないね。

**赤根** 多くの法曹が外に出ていけば、裾野が広がりますし、その中にはパワーがある方も出てきます。松川判事などは、インドネシアの法整備支援<sup>22</sup>でもそうでしたが、自分で新たな分野を開拓していける方で、そのようなパワーのある人が力を発揮してくれば、どんどん良い方向に進んでいくと思います。

検察官や検察事務官、その他の法務省職員についても同じです。法務省に官房国際課ができ、国際機関に人をどう出すか、キャリアパスをどうするかを真剣に考え始めています<sup>23</sup>。裁判所や弁護士会ともさらに連携を深めて、法務省側からポストの打診を積極的にすることもあってもよいと思っていて、まさにオールジャパンで取り組む必要があると感じています。

—— オールジャパンの体制構築という話については、いかがでしょうか。

**赤根** オールジャパンの体制構築については、昔に比べると、随分良くなったと感じます。課題はまだまだあるとも感じています。

ハーグの大使館の法務アタッシェは、以前は裁判官ポストで、今は検察官に代わりました。本当は裁判官と検察官両方がいたほうがよいと思っていますが、定員の問題もあり簡単ではありません。長期的な視点で取り組んでいく必要があると、個人的には思っています。

オールジャパン体制の構築には、なんと言っても外務省の支援・協力・後ろ盾が不可欠です。また、他の関係省庁との連携も必要でしょう。それらも含め、気長に粘りつよく、あきらめずに体制づくりを進めて行く必要があるのだと思います。

## ■ メッセージ

“恐れながらも前に進む勇気を持ってもらいたい”

—— 最後になりますが、これから法整備支援をはじめとする国際協力に携わる方々やICDNEWSの読者の方々にメッセージをいただきたいと思います。

**赤根** これから法整備支援をはじめとする国際協力に携わる方々については、今の若い方々は、皆さん本当に頑張っていると思います。

自分の仕事に精通すること、語学や異なる分野に関心を持つことは、とても大事なことです。そして、もし国際舞台に出たいと思うなら、まずは法整備支援の仕事

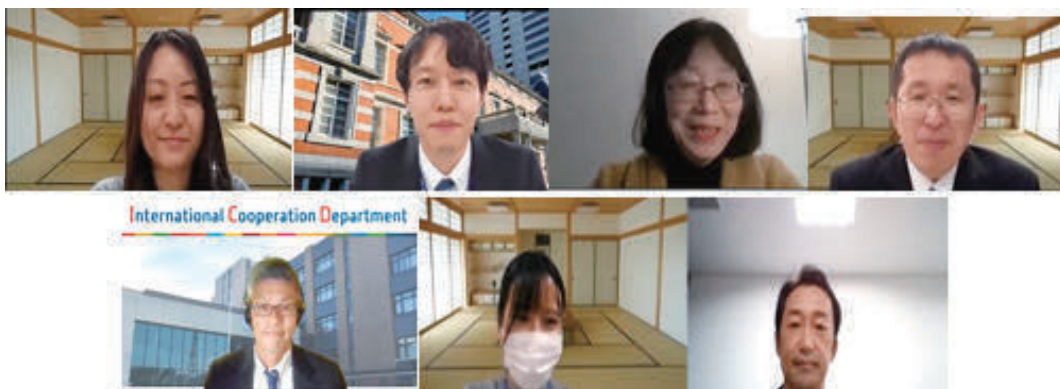
<sup>22</sup> 松川判事は、和解・調停プロジェクトが終わって1年後に、国際協力部の裁判官教官として着任され、何のスキームもない状態から、インドネシアとの協力関係を進めていった。拙稿「インドネシア最高裁との法・司法分野における協力を語る（日本側の視点から）～松川充康判事インタビュー～」ICDNEWS 88号（2021年9月号）54頁以下参照。<https://www.moj.go.jp/content/001356734.pdf>

<sup>23</sup> 法務省職員の海外派遣やそのキャリアパスに関する官房国際課の取組については、当時の柴田紀子国際課長が、カンボジアへの法整備支援から始まるご自身の国際分野での仕事を振り返りつつ、執筆されている。柴田紀子「カンボジア法制度整備支援からコンgresまで～そして、2020年からの国際協力」ICDNEWS 81号（2019年12月号）1頁以下を参照。<https://www.moj.go.jp/content/001311770.pdf>

（国際協力部，UNAFEI）に関わってみてと言いたいです。海外に行き，働くと壁にぶつかることもあると思います。しかし，それが成長の糧にもなります。日本や所属する組織が応援してくれていると信じて，失敗を恐れずにやってほしいと思います。

私は今まで，いろいろな人々にご指導いただき，気長に育てていただきました。良い上司，同僚，部下との出会いや良い巡り会いは数知れず，です。適切なアドバイスや苦言まで言ってくれる検察事務官の方もいました。そういう方々との出会い<sup>24</sup>に本当に感謝しています。法曹や国際協力の仕事は，それらを支える事務官や専門官がいないと成り立たないものです。是非，彼らとともに，さらに活動を豊かに，幅広いものにしてほしいと思います。

これからは，若い人たちにエールを送ることに専念したいです。夢だけでなく，現実もきちんと伝えて，恐れながらも前に進む勇気を持ってもらえるようになるとよいと思っています。



【インタビューの様子（赤根判事は上段右から2番目）】

<sup>24</sup> 赤根智子「夢との出会い！法整備支援」ICDNEWS 39号（2009年6月号）1頁以下も参照。<https://www.moj.go.jp/content/001142712.pdf>



## 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」再考 —法整備支援に「ビジネスと人権」の観点をどう取り込むか—

日本貿易振興機構アジア経済研究所

新領域研究センター 法・制度研究グループ長

山田美和

### はじめに

「ビジネスと人権に関する国連指導原則」は、2011年6月国連人権理事会において全会一致で承認されてから10年を迎え、その序文にあるように、政府、企業、市民社会組織の共通基盤となっている。本誌2016年9月号に拙稿を寄せてから<sup>1</sup>、今日までビジネスと人権をめぐるグローバルな動きは大きく進展した。2016年には12カ国であった行動計画を有する国々は、2021年には26カ国となり<sup>2</sup>、各国は国家の人権保護義務として、企業が人権尊重責任を果たせるべく様々な政策を打ち出している。企業は指導原則にコミットすべく人権方針を策定し、実効的な人権デューデリジェンスのあり方、ステークホルダーとの意味のあるエンゲージメントのあり方を模索している。

世界を襲った新型コロナウイルスは人々の権利に甚大な負の影響を与えている。2020年4月、ビジネスと人権国連作業部会は「コロナ危機およびその先において企業が人権を尊重することを確実にすること—『ビジネスと人権に関する国連指導原則』の関連性」と題したステートメントを発出した。その中で「マスクは使い捨てができるが、労働者はそうではない。パンデミックはやがて去る。国家とビジネス主体はこの機を、いつものビジネスに戻すのではなく、指導原則が規定するグローバルに合意された基準に基づき、人権を尊重する新しい常態を創り上げる機会としなければならない」と訴えた<sup>3</sup>。

日本においては、2016年12月の第5回国連ビジネスと人権フォーラムで、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部によって、指導原則および行動計画の策定に関するコミットメントが発表され<sup>4</sup>、同年日本政府SDGs実施指針付表に行動計画策定が明記され、およそ4年の過程をへて2020年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」が策定、公表されるに至った。同計画において、今後行ってい

<sup>1</sup> 拙稿「法制度整備支援と「ビジネスと人権に関する国連指導原則」—すべては人々の権利のために—」『ICD NEWS - LAW FOR DEVELOPMENT - 法務省法務総合研究所国際協力部報』No. 68 (2016年9月号) <https://www.moj.go.jp/content/001220675.pdf>

<sup>2</sup> ビジネスと人権に関する独立した行動計画を有するのは2021年末現在で26カ国。国家の人権に関する計画の中にビジネスと人権の章を設けている国は3カ国。 <https://www.ohchr.org/en/issues/business/pages/nationalactionplans.aspx>  
加えて2021年7月には台湾が策定、公表している。 <https://globalnaps.org/>

<sup>3</sup> “Ensuring that business respects human rights during the Covid-19 crisis and beyond: The relevance of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights” Statement by the UN Working Group on Business and Human Rights <https://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25837&LangID=E>

<sup>4</sup> 第5回国連ビジネスと人権フォーラム、ビジネスと人権に関する指導原則に係る国別行動計画セッション、志野光子大使ステートメント(平成28年11月16日) [https://www.geneve-mission.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/statements\\_rights\\_20161116.html](https://www.geneve-mission.emb-japan.go.jp/itpr_ja/statements_rights_20161116.html)

く具体的な措置として、途上国における法制度整備支援が明記された<sup>5</sup>。

本稿では、指導原則の意義を再確認し、指導原則と法整備支援の関係を再考し、これからの法整備支援に「ビジネスと人権」の観点をどのように取り込むかを考察したい。

## 1. 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」－その成立から10年

### (1) 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」とは

2011年、国連人権理事会において、人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表ジョン・ラギー氏から提出された「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」が全会一致で承認された。企業活動が社会に、そして人々の権利に与える影響は大きいにもかかわらず、その負の影響を社会は適切に制御できないという「ガバナンス・ギャップ」が存在する。そのギャップを補完すべく、ジョン・ラギー氏によって創案されたのが指導原則である<sup>6</sup>。原則の序文に記されたとおり、国家の人権保護義務を第一の柱、企業の人権尊重責任を第二の柱、そして救済へのアクセスを第三の柱とする指導原則の成立は「終わりの始まり」となり、成立から10年、同原則はビジネスと人権に関する規範的基準、権威ある政策ガイダンスとして、国家、ビジネス、市民社会にとってグローバルな共通基盤となっている。2021年6月に、指導原則が各国の政策、企業の行動にいかに行きわたっているか、進展を振り返り、今後の課題を示す報告書「ビジネスと人権に関する国連指導原則－最初の10年の棚卸し」がビジネスと人権国連作業部会から公表された<sup>7</sup>。同報告書において、指導原則は、人権を保護する国家の義務と人権を尊重する企業の責任という、異なるしかし補完的な役割を明確にし、経済活動における人権の尊重を促進することに大きく寄与してきたと報告されている。「指導原則の10年間の実行の歩みは、最も注目すべき規範のイノベーションによって刻まれる。すなわち企業は人権デューデリジェンスを行うという期待から拘束力のある行動規範に向かっていることである」と記されている。

### (2) 国家の義務と企業の責任の補完性

日本では、2021年12月24日に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（局長級第一回会合）が開催され、政府としては、引き続き行動計画を着実に実施し、企業による人権デューデリジェンスの導入促進に取り組んでいく考えが示された<sup>8</sup>。企業がなすべきこととして人権デューデリジェンスという用語が人口に膾炙するようになったが、指導原則の第一の柱は国家の

<sup>5</sup> 「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）令和2年10月ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

<sup>6</sup> 同原則の成立の背景については拙稿（前掲脚注1）を参照頂きたい。

<sup>7</sup> “Guiding Principles on Business and Human Rights at 10: taking stock of the first decade” (A/HRC/47/39) <https://undocs.org/A/HRC/47/39>

<https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-executive-summary.pdf>

<sup>8</sup> ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business\\_jinken/dai1/siryou3.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai1/siryou3.pdf)

人権保護義務であることはここで再確認したい。

原則1は、「国家は、その領域及び／または管轄内で生じた、企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。そのために、実効的な政策、立法、規制及び裁定を通じてそのような侵害を防止し、捜査し、処罰し、そして補償するために適切な措置をとる必要がある」と規定する。

原則2は、「国家は、その領域及び／または管轄内に住所を定めるすべての企業がその活動を通じて人権を尊重するという期待を、明確に表明すべきである」とある。企業への期待を表明したうえで、国家の義務として原則3は、「(a)企業に人権尊重を求めることを目的とする、もしくはかかる効果を有する法律を執行し、定期的に法律の適切性を評価し、ギャップがあればそれに対処する。(b)会社法など、企業の設立及び事業活動を規律するその他の法律及び政策が、企業に対し人権の尊重を強制するのではなく、できるようにする。(c)人権をどのように尊重するかについて企業に対し実効的な指導を提供する。(d)企業の人権への影響に対する取組みについての情報提供を奨励し、場合によっては要求する」とある。さらに原則3の解説には、国家は、企業が常に国家の不作為を好み、または国家の不作為から利益を得ると推定すべきではなく、企業の人権尊重を助長するため、国内的及び国際的措置、強制的及び自発的な措置といった措置のスマートミックス（賢い組合せ）を考えるべきとある。

企業が人権尊重の責任を果たすには、単に人権デューデリジェンスを法制化するというだけではなく、そのインセンティブや仕組みや環境づくりが必要であり、その目的において、企業の人権尊重責任を促す方向と合致しない政策はあってはならない。指導原則は、国家の義務として、企業活動に関わる政策における一貫性を規定する。「会社法および証券規制法、投資、輸出信用及び保険、貿易、労働を含む、国および地方レベルで企業の実務を規律する部局や機関の共通認識と合致した行動」（原則8解説）である。

### (3) 救済へのアクセス

なかでも重視されるべきは、指導原則の第三の柱であり、指導原則の核となる救済へのアクセスであり、これには国家の義務と企業の責任が併記されている。最も重要であるにもかかわらず、最も取り組みが遅れていると前掲の報告書では指摘されており<sup>9</sup>、2021年11月の第10回国連ビジネスと人権フォーラムで発表された、「ビジネスと人権の次の10年へのロードマップ」において、次の10年のもっとも重要なそして喫緊の優先事項とされている<sup>10</sup>。

国家が自国の領域および／または法域においてビジネスに関係する人権侵害を防止し、調査し、処罰し是正をするための適切な手段をとること、影響を受けた人が実効

<sup>9</sup> 前掲脚注7

<sup>10</sup> "Raising the Ambition - Increasing the Pace: UNGPs 10+ A Roadmap for the Next Decade of Business and Human Rights"（より志高くペースをあげる：指導原則10年から先へービジネスと人権の次の10年へのロードマップ）<https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/WG/ungps10plusroadmap.pdf>

性のある救済へのアクセスを得ることを確保することは基本的な原則である。指導原則は、権利保持者にとって可能な限り最良の結果を確保するために、救済のエコシステム、すなわち国家基盤の司法メカニズム、国家基盤の非司法的グリーバンス・メカニズムおよび国家基盤ではないグリーバンス・メカニズムを通して、ビジネスに関連する人権侵害のための効果的な救済へのアクセスを可能にすべきであるとしている。今後10年の目標として、救済へのアクセスの障害を取り除くことを実践すること、国家基盤および非国家基盤の救済へのアクセスのエコシステムを確立すること、権利保持者にとって可能な限り最良の結果を確保することが掲げられている。実効性のある救済へのアクセスは指導原則の核である。救済へのアクセスの確保は、人権およびあらゆる人々のための持続可能な発展を実現するための重要なイシューであるとされている。

## 2. 人権とビジネスの接近—企業が人権尊重の責任を果たせるビジネス環境

### (1) 「法制度整備支援に関する基本方針」再考

2013年（平成25年）5月、法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）において<sup>11</sup>、「日本企業の海外展開のための投資環境整備という観点などが新たに付け加えられ」た<sup>12</sup>。従来の「自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着」を目的としてきた支援からの方向転換ではないかと、2014年1月の第15回法整備支援連絡会で議論を呼んだことは拙稿で示した。当時、一見別のもの、ともすれば相いれないとされた、法の支配、民主主義、基本的人権の実現と、投資環境の整備は、実は分かちがたいものであることが、現在において指導原則にもとづく取組みが進展するなか、一段と明らかになっていると言えるだろう。

指導原則によって、企業は、その事業活動およびバリューチェーンにおいて、世界人権宣言、自由権規約、社会権規約ならびに労働における基本的原則および権利に関するILO宣言に規定される諸権利を尊重する責任を負う。企業の責任は国家の義務とは区別され、企業は、どこで事業を展開するにも、国内法の規制の程度に関わらず、国際人権基準を尊重するよう期待されている。

企業の人権尊重責任は、(a)自社の活動が人権への負の影響の原因となったり、助長することを回避し、影響が生じた場合には対処する、(b)たとえ助長していなくとも、取引関係によって自社の事業、製品やサービスと直接的につながる人権への負の影響を防止し軽減するように努める（原則13）。そして企業は、(a)企業方針としての人権尊重責任のコミットメント、(b)自社が人権に与える実際のまたは潜在的な影響を特定し、防止し、軽減し、対処するという一連の人権デューデリジェンスの実施、そ

<sup>11</sup> 法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）平成25年5月 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin\\_1305.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html)

<sup>12</sup> 法務省サイト「国際協力部による法制度整備支援活動～世界に貢献、日本の力！」 [https://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_lta\\_lta.html](https://www.moj.go.jp/housouken/houso_lta_lta.html)

して(c)自社が原因となる、または助長する人権への負の影響を是正するプロセスが求められている（原則15）。

人権デューディリジェンス実施の要となるのが、ステークホルダーとの意味のあるエンゲージメント（関与）である<sup>13</sup>。デューディリジェンスの本質はステークホルダーとのエンゲージメントにあると言えよう<sup>14</sup>。ステークホルダーとは、企業の活動に影響を受けるもしくはその可能性のある利害を有する個人または集団（操業地域のコミュニティ、従業員、労働組合、消費者、エンドユーザー、さらには市民社会組織、人権擁護活動家、業界、ホスト国政府、取引先、投資家、株主など）を指す。意味のあるエンゲージメントは双方向のコミュニケーション、意思疎通、対話であり、そのためには人々が、しかるべき情報へアクセスし、自らの意見を表明し、自らの意思に基づく決定ができることが不可欠である。企業の進出先、操業地において人権を尊重する運営をするためには、人々との対話ができる社会であることが不可欠となる。すなわち自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値が共有された、法の支配が定着した社会である。かかる社会こそがさらなる投資、経済活動を促進する。

## (2) ミャンマーにおける「ビジネスと人権」

その開発援助、投資において、指導原則を活用することが重要であると、先の拙稿で論じたミャンマーについて、再び取り上げたい。同国では2021年2月1日の軍事クーデターにより、選挙で選ばれた国民民主連盟（NLD）政権が転覆され、党首であるアウンサンスーチーらは拘束され、軍に抵抗する市民への弾圧は続き、死者は1,300人を超えた。メディアは統制され、通信は制限され、人々の権利は著しく侵害されている。軍の弾圧に抵抗する民主派が発足させた国家統一政府（NUG）は、国民防衛部隊（PDF）を組織し、各地で衝突が発生している。国家自体が人権を保護できない紛争影響地域であり、そこで活動する企業、経済アクターが人権を侵害するリスクが非常に高い状況にある。

ミャンマーの民主化への歩みにともない、進出し操業してきた企業は事態を懸念し、ステートメントを発表した<sup>15</sup>。「私たち企業は、ミャンマーにおける投資家として、2月1日の緊急事態宣言以来、ミャンマーにおける動向により深い懸念をもって注視しています。（中略）投資家として私たちは、市民社会組織を含む、ミャンマーの人々と「共有する空間」に住んでいます。そこで私たちすべては、人権の尊重、民主主義、表現の自由と結社の自由を含む基本的自由、法の支配の恩恵を享受しています。法の支配、人権の尊重そして情報の制限されない流れのすべてが安定的なビジネス環境に資するのです」と述べている。そして「私たちは、私たちの事業の存在、実

<sup>13</sup> 指導原則原文では“meaningful stakeholder engagement”である。

<sup>14</sup> 「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」<https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>

<sup>15</sup> 「ミャンマーで操業している懸念する企業からのステートメント」（2021年2月19日）<https://www.myanmar-responsiblebusiness.org/news/statement-concerned-businesses.html>

務、そしてすべてのビジネスにとってのレベルプレイングフィールド（公平な市場）の支持、そして私たちの国際人権基準へのコミットメントが、ミャンマーにおける開放性と民主主義への歩みに大きく貢献すると信じています」と表明している。

人権保障が確保されていない場所における企業の事業活動は企業自らが人権を侵害してしまうリスクが大きくなる。現地法が国際人権基準に合致していない場合、現地法遵守では企業は人権尊重の責任を果たすことができない。そして法の支配が確立していない場所では立法過程や法の執行が不透明かつ不確実であり経済活動に必要な予見性が失われる。かつて一見両立しないと考えられた、人権の尊重と経済成長はまさに表裏一体であることが明らかになっている。企業がその活動において人権を尊重する責任を有しており、その責任を果たすことを可能にさせる環境を整備することが、企業の努力ではできない、まさに政府の役割である。

### (3) アジアにおける日本企業の責任と役割

2021年11月に公表されたジェトロ2021年度海外進出日系企業実態調査によると、回答企業6,096社（在外日系企業）の約6割がサプライチェーンと人権を経営課題と認識している<sup>16</sup>。「世界全体で約5割の企業がサプライチェーンにおける人権尊重の方針を有し、そのうち半数が調達先へも準拠を求めている。人権デューデリジェンスの義務化（法制化）で先行する欧州との取引などを通じて認識が浸透する一方、東南アジアでの認識、取り組みの遅れが目立つ」と調査結果を分析している。国別で見ると、認識する企業の割合が最も高いドイツでは2021年6月にサプライチェーンにおける企業のデューデリジェンスに関する法律が成立したところであり、日本企業の関心が急速に高まっている。かたや、東南アジアにおいて進出日本企業の最も多いタイではその割合は半分未満である。タイにおいても2019年10月にビジネスと人権に関する行動計画が策定され<sup>17</sup>、自国領域において活動する企業の人権尊重を促進しているが、日本企業はいまだその取り組みへの重要性を認識していないようである。「海外進出日系企業のうち、サプライチェーン全体で人権尊重に関する方針を持つ企業は52.7%。このうち半数強の27.1%は調達先へも準拠を求めている。地域別ではアフリカにおいて高く、鉱物の採掘地におけるEUの紛争鉱物資源規則への準拠などを理由に挙げる企業が多数」である一方、「日系企業の集積する東南アジアでは方針を有する企業の割合が5割を下回り、作成予定のない企業も4割近くを占める。」詳細に見ると、アフリカでは回答企業255社のうち47.5%

<sup>16</sup> 「ジェトロ 2021年度 海外進出日系企業実態調査－全世界編－」2021年8月から9月にかけて、海外82カ国・地域の日系企業（日本側出資比率が10%以上の現地法人、日本企業の支店、駐在員事務所）1万8,932社を対象に、オンラインの配布・回収によって実施されたアンケート調査。有効回答は7,575社（有効回答率40%）。当該調査は、北米、中南米、欧州、アジア大洋州などの主要地域別に、原則年1回、進出日系企業の活動実態を把握するために実施されている。今年度新しい調査事項としてサプライチェーンと人権が加わった。<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2021/c439b74323dc4bee.html>

<sup>17</sup> タイの行動計画は、労働、コミュニティ・土地・天然資源・環境、人権擁護者、越境投資・多国籍企業という大枠の4分野に焦点をあてている。詳細については、拙稿「『ビジネスと人権に関する国連指導原則』にもとづくタイの国家行動計画の策定－なぜタイはアジア最初のNAP策定国となったのか－」『アジア経済』2021年62巻2号p. 2-23

が方針をもち調達先に準拠を求めている一方、東南アジアでは回答企業2,560社のうちその割合は20.9%に留まる。

法制度整備支援に関する基本方針においては、「・・・途上国のニーズに加え、我が国経済界のニーズも踏まえた支援国、対象分野等の選定に留意する」として、当面の方針として、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュの8カ国を中心に進めていくものとされ、各国において支援が実施されてきた。インドネシア、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスを含む東南アジアにおいて日系企業の人権課題に対する取組みの認識が弱いことをどのように理解すべきであろうか。投資受入国である相手国における現地法の遵守に留まり、人権に関し相手国政府からの要求が低いことを座視していいのであろうか。操業する現地社会の人々との意味のあるエンゲージメントを行っているのであろうか。自らの事業活動が現地の人々に与える影響を適切に考慮し、人々の権利を尊重する取組みが期待されていることに気づかないのであろうか。そして自社が人権を侵害するリスク、そして自らによるものでなくても、取引先や関係先、究極的には操業地国政府による人権侵害につながるリスクにも気づいていないのであろうか。

日本の法整備支援対象国の法の支配インデックスは高くない<sup>18</sup>。法の支配が定着していない国々で操業する企業はより高い意識と自らの説明責任が問われる。であるからこそ法整備支援の担う役割は大きい。

### 3. 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」を実行する法整備支援

#### (1) 行動計画における法整備支援の位置づけ

2020年10月16日策定、公表した「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）において日本政府は、日本企業が、国際的人権を尊重し、指導原則の国際的なスタンダードをふまえ、人権デューデリジェンスのプロセスを導入すること、またサプライチェーンにおけるものを含む、ステークホルダーとの対話を行うこと、さらに、日本企業が効果的な苦情処理の仕組みを通じて、問題解決を図ることを期待している。

前回の拙稿において、政府開発援助として行われている法制度整備支援への指導原則のインプリケーションとして、法整備支援は指導原則を具現化する、対外政策に指導原則を活用する、そして法制度整備支援は相手国の指導原則の実現を支援するものであると論じた。今般の行動計画に法整備支援が明記されたことは、まさにそれを示しているといえよう。

行動計画では、横断的事項を挙げたうえで、人権を保護する国家の義務に関する取組、人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組、救済へのアクセスに関する取組が列挙されており、それらの後に、法制度整備支援は「(5)その他の取組」と

<sup>18</sup> The World Justice Project Rule of Law Index 2021  
<https://worldjusticeproject.org/our-work/research-and-data/wjp-rule-law-index-2021>

して位置づけられている。「指導原則」の3つの柱に沿った取組に加え、政府は以下のような取組を通じて、「ビジネスと人権」が想定する諸課題への対応に貢献している」として、今後行っていく具体的な措置として、途上国における法制度整備支援が明記されている。

#### 途上国における法制度整備支援

- ・ODAを活用し、関係府省庁とも協力しつつ、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草・改正、法運用組織の機能強化と実務改善、法曹人材育成、司法アクセスの向上等に関する支援を実施する（JICAによる専門家派遣、研修、セミナー等）。【外務省、法務省】

いわば、法制度整備支援は、指導原則の3つの柱を通底する政府の取組みとして位置づけられているといえよう。法整備支援自体が指導原則を実行する政策であり、対外政策である法整備支援に指導原則を活用し、支援相手国における人権保障、司法へのアクセスの向上という指導原則における国家としての義務の履行を支援するものである。

またその他の取組として併記されているのは、質の高いインフラの推進である。

#### 質の高いインフラの推進（質の高いインフラ投資に関するG20原則）

- ・G20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」では、「原則5：インフラ投資への社会配慮の統合」において、あらゆる人々の経済参加や社会包摂を可能にし、女性や児童等脆弱な状況にある人々の人権やニーズを尊重すべきことが定められている。日本はG20原則の普及・定着を積極的に訴え、国際社会の議論をリードしており、今後も同原則を推進することで「ビジネスと人権」が想定する諸課題の解決に寄与していく。【外務省】

質の高いインフラ投資に関するG20原則において人権尊重が規定されており、その実行、普及が指導原則の実現と位置付けられている。ここで謳われている、人々、とくに女性や児童等脆弱な状況にある人々の人権やニーズを具体的にどう把握し尊重するのが重要である。

#### (2) 開発援助－JICA環境社会配慮ガイドライン改定によせて

開発援助支援実施機関自体が人権尊重の義務を負う。法整備支援がその一環と位置づけられている開発援助自体について、行動計画においては、第2章(2)人権を保護する国家の義務に関する取組として、次のように明記されている。既存の制度、これまでの取組として「2015年に閣議決定された「開発協力大綱」では、開発協力の基



本方針の一つとして基本的人権を含め人間の安全保障の推進を掲げている。また、開発協力の適正性を確保すべく被援助国の基本的人権の保障を巡る状況に十分注意を払うことを定めており、その適切な運用に努めてきている。開発協力事業を実施する際には、国際人権諸条約を始めとする国際的に確立した人権基準を尊重するとともに、女性、先住民族、障害者、マイノリティ等の社会的に脆弱な立場にある者の人権について、これまでも特に配慮してきているが、更なる取組に努める。」

そして、今後行っていく具体的な措置として、開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施が挙げられ、「JICAでは、「環境社会配慮ガイドライン」を定め、相手国等の法令や基準等を遵守するのみならず、世界銀行のセーフガードポリシー等と大きな乖離がないことを確認し、協力事業の実施に当たり国際的に確立した人権基準の尊重及び環境社会配慮を継続していく。特に、協力事業に対し社会的に適切な方法で合意が得られるよう、情報を公開した上で地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を行い、また、その際は社会的弱者について適切な配慮がなされるよう引き続き留意する。【外務省】」と明記されている。

同環境社会配慮ガイドラインは改定において<sup>19</sup>、その序文に、「2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」が国連人権理事会の関連の決議において全会一致で支持された」と明記している。同ガイドラインが定義する環境社会配慮は、指導原則の規定するデューデリジェンスに相応するものであり、指導原則に合致しなければならない。行動計画における取組としてガイドラインの改定があり、改訂版序文において指導原則が言及されたことは大きな意義を有する。指導原則は、「開発機関および開発金融機関など国家につながる機関が、受益企業が人権に与える実際のもしくは潜在的な負の影響をはっきりと考慮していない場合、同機関はそのような侵害を支援したということで、評判の面で、金銭的、政治的および可能性としては法的な意味で、自身をリスクに晒し、受入国が抱える人権問題をさらに悪化させる可能性がある」と解説する（指導原則4解説）。

同ガイドラインには、理念として、JICAが環境社会配慮に取り組む理由が下記のように記されている。

「5. ODAを担うJICAが、相手国等が主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴う環境・社会面のさまざまな費用が開発費用に内部化され、それが意思決定に反映されることを可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であると考える。」そして「6. 環境社会配慮を機

<sup>19</sup> 「環境社会配慮ガイドライン」は、2010年に制定・施行され、2020年8月から改定プロセスが進められ、政府、NGOや企業、有識者等から成る「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会」が設置され、2021年10月の第12回を最後として終了した。本稿は同委員会で議論された改定案に拠る。  
国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会  
[https://www.jica.go.jp/environment/guideline/advisory\\_board.html](https://www.jica.go.jp/environment/guideline/advisory_board.html)

能させるために不可欠な民主的な意思決定を行うには、基本的人権の尊重に加え、幅広いステークホルダーの意味ある参加、情報の透明性と説明責任及び効率性が確保されることが重要である。（【JICAが環境社会配慮に取り組む理由】）

ここであらためて着目したいのは、同ガイドラインにおいて環境社会配慮の基本方針として、その責任は相手国にあることが明記されている点である（1.4 環境社会配慮の基本方針）。相手国が適切な環境社会配慮ができるよう支援するのがJICAの役割であり、相手国の取り組みを確認し、その結果にもとづきJICAは意思決定を行うとある。つまり相手国政府自体が環境社会配慮の責任を果たせるよう、JICAはその支援を行うのである。

同ガイドラインでは、人権について、社会環境と人権への配慮の項目を設け（2.5 社会環境と人権への配慮）、その第1項で、「環境社会配慮の実現は、相手国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける」として、環境社会配慮の実施に対する制約について言及している。「JICAは、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。」

ここでは相手国の社会的・制度的条件やその地域の実情によって環境社会配慮が適切に実施できない場合があることが想定されているが、特に紛争国や紛争地域、基本的自由や権利が制限されている地域での事業での「特別な配慮」とは具体的に何を意味するのかが明記されていない。本ガイドラインの社会環境配慮の基本方針として特に重要項目として挙げられている、情報公開や現地ステークホルダーとの協議の実施においてどのような誰に対する特別な配慮を行うのであろうか、しかもそれは「相手国の理解を得た上」である。

続く第2項には、「JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する」とある。特別に配慮されるべきは脆弱な立場にいる人々の権利であって、それは「相手国の理解を得」ることとは異なる。社会環境と人権の項で、第1項目に相手国での状況により基本的人権が確保されていない状況で環境社会配慮の適切な実施に制約を受けることが明記され、JICA自身の人権尊重はそれに次ぐ第2項目としている。「人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する」とあるが、JICA自身の人権尊重責任がガイドラインが記す「制約」によって果たすことが難しい場合には、何にもとづいてどのような決定を行うのであろうか。

そして人権に関する第3項として「JICAは、相手国等が、プロジェクトの形成・実施にあたり雇用する保安要員やその他の安全確保のための要員を用いる場合には、予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わないことを確認する」とある。その要員が相手国の軍属や警察であるとすれば、それがプロジェクト地の住民に与える影響はどうか。予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わない確認はどのように行うのか、ましてや紛争地や紛争国においてその確認は困難を極める。そしてもし予防と自己防衛を逸脱する力の行使が行われた場合はどのような行動をとるのか。本規定は今般の改定によって新たに挿入されたものであり、安全と人権に関する自主的原則（Voluntary Principles on Security and Human Rights）といった国際基準の準拠が望ましい。

### (3) 環境社会配慮を可能にする法整備支援

JICA環境社会配慮ガイドラインは、プロジェクトが環境社会配慮上の要件を満たしているかを確認する方法として、相手国政府が定めた法令や基準を相手国等が遵守しているか、そしてプロジェクトの環境社会配慮が世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないかを確認すると規定する（2.6 参照する法令と基準）。環境社会配慮のあり方が国際基準等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認するとある。そして適切な環境社会配慮にはプロジェクトをとりまくガバナンスの重要性を留意するとある。さらに、情報公開に関しては、相手国政府と日本政府の関連する法律を踏まえると規定する。

JICAが適切かつ実効的な環境社会配慮ができるためには、相手国における環境、社会に関する適切な法制度およびその運用がなされていることが前提となる。国際的基準との乖離がある場合には、現地法の法令遵守だけでは現地における人々の基本的人権を尊重するに足らず、かえって侵害することも考えられる。「プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であり」、「環境社会配慮の実現は、相手国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける」のであればこそ、グッド・ガバナンスを支援し、適切な環境社会配慮の社会的・制度的制約を緩和し、除去することが重要である。それこそが法制度整備支援が担うべき役割である。法整備支援は、日本の開発援助における適切な環境社会配慮、すなわち人権尊重責任をはたすための人権デューデリジェンスを可能にさせる制度構築支援と位置付けられるのである。

法制度整備支援は、指導原則が課題としてきた「ガバナンス・ギャップ」をうめることそのものである。それはまさに法制度整備支援に関する基本方針に明記されている「5）ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与」である。

#### 4. 法整備支援に「ビジネスと人権」の観点をとどのように取り込むか

指導原則にもとづく「ビジネスと人権」の観点を取り込む法整備支援とは、相手国政府の人権保護義務の履行を促す制度支援、相手国において企業活動を規定する法分野において企業の人権尊重責任を促す制度支援、そして人権侵害に対する救済へのアクセスを確保することを促す制度支援である。

##### (1) 他国の行動計画に明示されている法整備支援の例

ドイツの行動計画においては、行動の主要分野のひとつとして、指導原則25にもとづき<sup>20</sup>、侵害を受けた人々のための正義および司法へのアクセスが挙げられている<sup>21</sup>。そこに第三国における救済メカニズムの支援が明記され、「サプライチェーンにおける潜在的な人権侵害に関して、関連する第三国における法の支配および民主制の強化が重要である。それがそれらの国々に効果的な救済メカニズムの導入の条件を整えるからである」と記載されている。実施機関である I R Z (German Foundation for International Legal Cooperation) は30カ国以上で活動を展開し、司法へのアクセスを効果的に保障するための法制度構築を支援している。民法、商法、知財法、破産法、刑法など多岐にわたる。法曹人材への研修では、司法の判断の透明性を高める、すなわち長期的な法の安定性、司法の信頼性、予見性そして公衆からの信認を高めるためである。ビジネスと人権を念頭においた、手続法および実体法における支援プログラムを実施していくとある。

英国の行動計画(2016年改訂版)では、救済へのアクセスの促進のための政府の行動として、FCO (Foreign, Commonwealth & Development Office) の人権および民主主義プログラムを通じた他国における救済手続に関する支援を実施していると記載されている<sup>22</sup>。人権保障メカニズム構築、救済へのアクセスの障害を削減することを希望する国への支援、効果的な救済へのアクセスのための市民社会および労働組合への支援、ビジネスと人権分野で活動する人権活動家の保護促進、そして企業による効果的なグリーバンス・メカニズムの導入や参加の努力に対する支援が挙げられている。

米国の行動計画では、救済へのアクセスの提供として、海外支援プログラムを通じ

<sup>20</sup> (原則25) 国家の義務として、領域及び／または管轄内において、ビジネスに関連した人権侵害が生じた場合、影響を受ける人々が実効的な救済にアクセスできるよう、司法、行政、立法またはその他のしかるべき手段で、適切な措置をとらなければならない。

解説 ビジネスに関連した人権侵害が生じたときに、それを捜査し、処罰し、及び是正するための適切な措置を国家が怠るならば、その保護義務は弱められ、また無意味とさえなりかねない。実効的な救済へのアクセスには、手続的及び実体的な両側面がある。本章で取り上げる苦情処理メカニズムにより提供される救済は、一定の具体的な形をとることが可能であり、その目的は、大まかに言えば、人権にもたらされた害を除去または補償することである。救済には、謝罪、原状回復、リハビリテーション、金銭的または非金銭的補償、及び処罰的な制裁(罰金などの刑事罰または行政罰)や、例えば行為停止命令や繰り返さないという保証などによる損害の防止を含む。救済を提供する手続は、公平であり、腐敗から守られ、結果に影響を及ぼそうとする政治的またはその他の企みから自由であるべきである。

<sup>21</sup> ドイツ政府 “National Action Plan Implementation of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights 2016–2020” の24–25頁。4.1 Access to justice and the courts for injured parties <https://globalnaps.org/wp-content/uploads/2018/04/germany-national-action-plan-business-and-human-rights.pdf>

<sup>22</sup> 英国政府 “Good Business Implementing the UN Guiding Principles on Business and Human Rights” (2016年5月改定) の21頁。Actions Taken to Promote Access to Remedy <https://globalnaps.org/wp-content/uploads/2017/11/uk-2016.pdf>

ての他国における司法制度の強化が挙げられている<sup>23</sup>。

## (2) 「ビジネスと人権」の観点から見直す

法整備支援こそが指導原則を実行する有効な活動であることがあらためて認識される。相手国における法の支配，司法へのアクセスの推進は，相手国政府の義務履行の支援となり，相手国におけるビジネス活動にとって法的予見性，透明性のある，開かれた社会であり，自らの人権尊重責任を果たすことができる社会の構築につながる。

指導原則によれば，「国家は企業活動に関連する法令が常に進化しつつある状況に照らして必要な対処ができるか，企業の人権尊重に資する環境を作り出しているかについて国家は再検討し」なければならず，それについて法整備支援は相手国を支援することができる。

たとえば，投資関連法においては，投資，経済活動，市場開放が人々の人権に負の影響を及ぼすことがないようにインパクト評価，影響を受ける人々との協議，適切な補償の確保が必要である。会社法において人権デューディリジェンスをコーポレートガバナンスの一環とする，競争法においては，公正かつ自由な競争条件として人権尊重を位置づけ，優越的地位の濫用による取引先の労働者の権利侵害を防止する，労働法においてはILO中核的労働基準に合致するよう改正する，消費者法においては消費者の権利保護を確保する情報へのアクセスやグリーンバンス・メカニズムを設置するなど，企業活動を規律し促進する様々な法分野において人権の観点からそれらの法律を見直すことができる。そしてこれらを管轄する複数の省庁の連携した横断的取り組みが必要であることは言うまでもない。

そして何よりも指導原則の3つの柱のうちその実行がもっとも遅れているとされる救済へのアクセス向上は，法整備支援がもっとも貢献できる課題である。法曹人材の育成とともに，相手国の人々に対する法教育，法の支配の意義，自らの人権を伝え，そして権利が守られる司法制度へのアクセスを促進することができる<sup>24</sup>。人権擁護者へのSLAPP訴訟（恫喝訴訟）や攻撃はアジアを含む世界各地で増加していることに対しても警鐘をならし，権利保護の重要性を伝えるべきである。

## (3) アジアの責任あるリーダーとして

2020年10月に公表された経団連「第2回 企業行動憲章に関するアンケート調査結果－ウィズ・コロナにおける企業行動憲章の実践状況－」によると<sup>25</sup>，人権を尊重する経営を実践する上での課題として，回答企業289社のうち45%が「一社・企業だけでは解決できない複雑な問題がある」と回答している。2019年11月に経団連から出された「人権を尊重する経営の推進と我が国の行動計画（NAP）

<sup>23</sup> 米国政府 “RESPONSIBLE BUSINESS CONDUCT FIRST NATIONAL ACTION PLAN FOR THE UNITED STATES OF AMERICA”（2016年12月）の23頁。Providing Access to Remedy

<sup>24</sup> 指導原則26の解説は，司法へのアクセスの障害の例を挙げ，その除去への取組を指南している。

<sup>25</sup> <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/098.html>

に対する意見」では<sup>26</sup>、企業の人権尊重責任に関して、「途上国における人権問題の根本的解決を図るためには、企業の人権DDを通じて明らかになった課題について、日本政府が先頭に立ってリーダーシップを発揮し、途上国政府への働きかけや、途上国の制度整備支援などを強化することも求められる」との意見が出されている。

ビジネスと人権の次の10年へのロードマップに掲げられている目標の実現に、日本の法整備支援の役割は大きい。同ロードマップ分野8にはさらなる国際協力および実践支援として、目標8.1 国連システム全体において指導原則を統合的にとりいれるためのギャップをうめる、目標8.2 指導原則へのより広い取り組みおよび実行を支えるために能力構築および協調を強化する、目標8.3 地域における頂上への競争（race to the top）を促すことが挙げられている。

国家の義務として人権を守り、企業の人権尊重責任を促進し、救済へのアクセスを確保するという、指導原則にもとづいた、法整備支援を実施していることを国内外に対し発信することがこれからより重要になる。それは法の支配、人権および基本的自由を旨とする我が国が国際社会において名誉ある地位を占め続けるためである。日本のレピュテーションリスクがかかっている。

「日本はなぜ法制度整備支援を行うのですか？」という問いに、法務省法務総合研究所国際協力部は明確に答えている。「世界には、そもそも法律が十分整備されていなかったり、公正な裁判制度が確立していない国があります。それらの国々で個人の権利が守られ、自由な経済活動が活発になり、社会が発展して国が安定することは、その地域の繁栄につながり、さらには国際社会全体の平和と安全に重要な意味を持ちます。国際社会の平和と安全に貢献することは、国際社会の一員としての日本の責務でもあり、同時に他国からの信頼を培うものです。」（法務省法務総合研究所国際協力部パンフレット2020年3月発行）

アジア各国が法の支配、人権および基本的自由の課題をかかえている今こそ、日本の役割は大きい。日本の法整備支援について、法務省の上掲パンフレットでは、ICD NEWS第3号（2002年5月）の三ヶ月章先生の「法律家の叡智結集の新たな場」と題された巻頭言から、「アジア諸国に先立って、全く独力で、フランス法・ドイツ法・英米法、という世界の法制度の三大潮流を自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくて、漸く外に向かって自らの体験を語りかけるべき時を迎えたのである」と掲載している。その巻頭言の最初の一文をここで引きたい。「現在の日本は、多くの局面において大きな変動にさらされており、法の分野もまた、その例外ではない。何れの分野でも、こうした新奇な課題に直面すると、これまでは自覚の対象となることが少なかった状況がはっきりした認識と反省の対象になることが多いのであるが、このことは法の分野においてもあてはまる。むしろ、他の様々な分野に比べても、より鮮明な形をとってこうした反省が現れがちである」

<sup>26</sup> <https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/095.html>

それから20年を経た現在、変化していく世界のなかで、日本は自らの体験をアップデートしながら、アジア諸国とともに普遍的価値を守っていく責任がある。

## おわりに

行動計画の策定及び実施を通じ目指すものとして、(1)国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進、(2)「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保、(3)日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上、(4)SDGsの達成への貢献を挙げている。SDGsの達成と人権の保護・促進は表裏一体の関係にある。このため、行動計画の実施を通じて、「誰一人取り残さない」持続可能で包摂的な社会の実現に寄与することを目的とする。

「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」という目標16がSDGs全体を通底するものであるように<sup>27</sup>、法整備支援はその位置づけから政府の取り組みに通底するものであると言えよう。“Peace, justice and strong institutions”という英語のロゴが日本語では「平和と公正をすべての人に」となっている。Strong institutionsはどこにいったのか。効果的で説明責任のある包摂的な制度がゆるぎなく存在してこそ、平和と正義が実現する。

20年前、ODA大綱にある開発途上国の市場経済化と民主化、人権保障について、市場経済化支援に偏重する法整備支援のあり方に疑問を呈した<sup>28</sup>。そして法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）において、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備が挿入されたことが、自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着を目的としてきた支援からの方向転換ではないかとの議論がなされたと既述した。そして、今、民主的な社会、法の支配、人権の普遍的価値をどこまで維持できるか、そしてその維持は、持続可能な経済活動を可能にさせる経済活動に関するルール形成の戦いにもなっているといえよう。市場経済化の支援として開始された法整備支援は、いかなる市場の構築をめざしていたのであろうか。そしてめざすのであろうか。「人権の尊重、あらゆる人の尊厳の尊重が、持続可能な発展の人に関わる部分のまさに核心にある。それだけにとどまらず、それはビジネスが主要な受益者となる、社会的に持続可能なグローバル化を確保する鍵でもある」と指導原則の創案者であるラギー氏は明言している<sup>29</sup>。支援相手国が人権保護の義務をはたし、企業が人権尊重の責任をはたすことを可能にさせる環境をつくり、救済へのアクセスが確保される制度構築を支援することが、法整備支援の役割である。

<sup>27</sup> 拙稿「企業法務の知見をSDGsに活かすー目標16を中心に」New Business Law No. 1172 2020年6月15日号（商事法務）<https://www.shojihomu.co.jp/nbl/nbl-backnumbers/1172-nbl>

<sup>28</sup> 拙稿「『法整備支援』の論理についての一考察」作本直行編『アジアの経済社会開発と法』（アジア経済研究所2002年）

<sup>29</sup> 2016年「第5回国連ビジネスと人権フォーラム 基調講演 ジョン・G・ラギー ハーバード大学教授」John G. Ruggie, Keynote address, UN Forum on Business and Human Rights, Palais des Nations, Geneva, 14 November 2016. <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/ForumSession5/Statements/JohnRuggie.pdf>

日本語訳は一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）を参照。[https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section3/keynote\\_ruggie\\_161114j.pdf](https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section3/keynote_ruggie_161114j.pdf)

### 裁判官・検察官養成校における法曹教育について（カンボジア）

法務総合研究所国際協力部 教官

伊藤 みずき

#### 第1 はじめに

2020年1月、法務総合研究所は、カンボジア王立司法学院（Royal Academy for Judicial Professions, 以下「RAJP」という。）との間で協力覚書を締結し、同年度以降、国際協力部においては、RAJPとの間でオンラインでの交流を継続してきた。

本稿においては、これまでの交流によって得られた情報等を元に、RAJPの傘下にある裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）における法曹養成の概況についてご紹介することとしたい。なお、本稿中、意見にわたる部分については本職の私見である。

#### 第2 RSJPの概況

##### 1 これまでの経緯等

RSJPは、2002年に、法曹（裁判官・検察官）人材の育成機関として設立された<sup>1</sup>。

2005年にRAJPが設立され、その傘下に設立された書記官養成校（及び事務局）と共に、RSJPはRAJPの一組織となった。その後、2008年のロイヤルデクリー（勅令）に基づき、執行官養成校及び公証人養成校がRAJP傘下に新たに設立され、現在、RAJPは、RSJP、書記官養成校、執行官養成校、公証人養成校及び事務局で構成されている。

従前、RAJPは、閣僚評議会（王国政府）の下に属する組織として位置付けられていたものの、2013年に司法省の下に移された。

2005年から2012年までの間、RSJPを対象とした独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」<sup>2</sup>（以下「RSJPプロジェクト」という。）が実施され、さらに、2012年から2017年までの間、RAJPを支援対象機関の1つ<sup>3</sup>として「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」が実施された<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 弁護士は、カンボジア弁護士会が運営する弁護士養成校により養成される。

<sup>2</sup> 2005年から2008年にフェーズ1、同年から2012年にフェーズ2が実施された。プロジェクトの詳細については、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト終了時評価報告書」、「カンボジア国『法制度整備プロジェクト（フェーズ3）』及び『裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）』終了時評価報告書」（いずれもJICA法整備支援ポータルサイトに掲載。<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/cambodia/index.html>）、ICD NEWS第35号（2008年6月号）232頁以降、同87号（2021年6月号）47頁以降等を参照されたい。

<sup>3</sup> 対象機関は、司法省、カンボジア弁護士会、カンボジア王立法律経済大学、RAJPの4機関であった。

<sup>4</sup> プロジェクトの詳細については「カンボジア国民法・民事訴訟法普及プロジェクト終了時評価報告書」（前記JICA法整備支援ポータルサイトに掲載）、同第60号（2014年9月号）75頁以降。



これらの支援の成果として、RSJPの組織運営の強化、教育カリキュラムの策定、教材の作成、教官及び教官候補生の育成などが達成された。「教官候補生」は、将来RSJPの教官として法曹教育の担い手となり得る人材として育成の対象とされた裁判官たちであり、前記RSJPプロジェクトのフェーズ1から育成が開始され、合計で6期の教官候補生40名が育成された。

## 2 RSJPにおける教育

### (1) 継続教育について

RSJPが所管する業務は、裁判官ないし検察官を目指す学生に対する教育（新規教育）と現役の裁判官及び検察官に対する教育（継続教育）である。

継続教育については、現在実施されていない。現在実施中のJICAによる「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」において、長期派遣専門家が、同プロジェクトのワーキンググループのカンボジア側メンバーとともに講師を務めて全裁判官を対象としたセミナーを実施しており、現役裁判官に対する教育が実施されているが、RSJPが主体的に企画・実施する継続教育は行われていない。実施されていない原因は、教官の人材をはじめとするRSJPのリソースが不足していることが主な理由と思われる。

### (2) 新規教育について

#### ア 受験資格等

RSJP入学選抜試験における受験資格は、以下のとおりである<sup>5</sup>。

- ①出生時からカンボジア国籍であること
- ②受験日において、学生の場合は35歳以下、公務員の場合は40歳以下であること
- ③法律の学位以上を有すること
- ④中等の犯罪または重罪を犯していないこと
- ⑤業務遂行に十分な健康状態であること

なお、募集人員は1期につき55名であり、RAJPからの聴取によると、数百人の応募があるとのことである。

試験に合格した学生は、RAJPの理事長である司法大臣の任命により正式にRSJPの学生となる。

#### イ 教育カリキュラム

RSJPにおける教育は合計2年間であり、4つのモジュールに分けて実施される。

なお、この4モジュールに分割したカリキュラムは、RSJPプロジェクトにおいて導入されたものであるところ、現時点においてもそのカリキュラムの大枠が維持されている。2019年から2021年度（RSJP9期生）のカリキュ

<sup>5</sup> この他、特別枠の選抜試験も設けられており、その選抜試験の受験資格は、法律の学位と5年以上の司法分野での実務経験を有し、受験日において45歳以下である公務員ないし弁護士であること、である。

ラムの概要は下記表のとおりである。

	科目	教育内容	合計期間
モジュール1	一般知識	講義・研修（実習）	6か月
モジュール2	民事法	【講義】 民法282時間 民事訴訟法354時間 【実習】 始審裁判所での実習384時間 【模擬裁判】 24時間	6か月
モジュール3	刑事法	【講義】 刑法126時間 刑事訴訟法204時間 【実習】 検察・裁判所での実習384時間 【模擬裁判】 24時間	6か月
モジュール4	専門科目 (裁判官コース／検察官コース)	【両コース共通の講義】 民事・刑事 合計261時間 <u>裁判官コース専門科目</u> 【講義】 民事 105時間 刑事 30時間 【実習】384時間 <u>検察官コース専門科目</u> 【講義】 刑事 111時間 【実習】384時間	6か月

各モジュールは、1～4の順番に実施されることとなっており、モジュールごとに修了試験が実施される。試験において得点が50点（100点満点）未満の学生は不合格となり、不合格になった学生は、全ての科目を再度履修しなければならない。再度不合格となった場合には履修の継続は認められない。

前記のとおり、各モジュールは順番に実施されることとなっているが、RAJPからの聴取によると、裁判官としての業務も兼任している教官が多忙であり、予定通り講義が実施できない場合があることから、例えばモジュール2のカリキュラムが終了する前に、モジュール3のカリキュラムの講義を実施せざるを得ないこともある。なお、過去には、休講が原因で予定している教育が2年間で終了せず、教育期間が延長されたこともあるようである。

モジュール1の「一般知識」では、「裁判官の役割と職権」、「裁判官倫理」、「裁判官と他の業種（書記官、執行官、検察等）との関係」といった合計18科目が設定されている。「裁判官の倫理のための法と仏教」といった仏教を国教とするカンボジアらしい科目もある。モジュール1での研修では、刑務所見学や警察署における研修等が実施される。

モジュール2の民法の講義では、「民法総論」、「不法行為」、「離婚」、「担保」等の合計13科目が設定され、民事訴訟法の講義では、「民事訴訟法総論」、「口頭弁論準備手続」、「訴状の検討」、「口頭弁論手続」、「争点整理」等の合計18科目が設定されている。模擬裁判は、前記RSJPプロジェクトにおいて導入され、プロジェクト終了後もRSJPが自立的に模擬裁判を実施できるように支援が行われていたものであるところ、現在に至っても継続的に実施されているようであり、支援の成果が継続していることが分かる。

モジュール3の刑法の講義では、「刑法総論」、「個人及び法人の刑事責任」、「犯罪確定の処理」等の合計6科目が設定され、刑事訴訟法の講義では、「刑事訴訟法総論」、「捜査」、「起訴」、「尋問」等の合計10科目が設定されている。

モジュール4は、学生の進路によって、裁判官コースと検察官コースとに分かれたカリキュラムが設定されている。モジュール4の開始前に、学生の進路が決定される。従前、学生の進路は「くじ引き」により決定されており、現在は成績順にくじを引くことになっているようである。

モジュール4においては、両コースでの共通科目の講義（民事分野では「人事訴訟手続」、「知的財産権」等、刑事分野では「法人財産に対する犯罪捜査」、「犯罪者心理」等が設定されている。）があり、その後、各コースでの講義や実習が行われる。

裁判官コースでは、民事分野の講義として「裁判外での紛争解決」、「少額事件の執行」、「養子縁組」等、刑事分野の講義として、「刑事判決作成演習」等が設定されており、検察官コースでは、民事分野の講義はなく、「起訴の手続と要件」等の科目が設定されている。

#### ウ 卒業（修了）試験

前記モジュールごとの試験のほか、全モジュール終了後に、卒業試験が実施される。試験科目には、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法がある。

#### エ 指導体制等

RSJPにおいて教鞭を執っているのは、教官と外部講師であり、従前のJICAプロジェクトで育成された教官候補生の多くがRSJPを含むRAJPの各養成校において教官として活動しており、RSJPで講義を担当する教官は、16名である。

ただし、これらの教官は、いずれも裁判官としての業務を兼任しており、RAJPにおいて専任の教官は存在しない。

また、民事法の教育では、これまでのJICAプロジェクトで作成された教材<sup>6</sup>が現在もRSJPにおいて利用されている。

JICAプロジェクトで作成された教材以外に、その後RSJPにおいて新た

<sup>6</sup> 民法の教科書、不動産仮差押えマニュアル、保全類出質問集、民事第一審手続マニュアル等であり、一部はJICA法整備支援に関するポータルサイトに掲載されている。

に作成された民事法の教材はなく、各教官がこれまでの教材を参考にしながらレジュメを作成するなどしているとのことである。現在、RAJP教官からは新たな教材が必要であるとの意見も聞かれるところであるが、専任教官が存在しない現状において、新たな教材を作成するための人的リソースは十分ではなく、実現されていないものと思われる。

### (3) RSJP修了後について

RSJPを修了した後、裁判官コースの学生は実習裁判官に、検察官コースの学生は実習検察官に、それぞれ勅令によって任命される。1年間の実習期間を経て、実習裁判官は、裁判官に任命されて判事補となり、実習検察官は、検察官に任命されて検事補となる<sup>7</sup>。

カンボジアの若手裁判官からの聴取によると、始審裁判所への配属後は、当該裁判所における研修等はなく、先輩裁判官から指導を受けて実務の経験を積むとのことである。本職らが聴取したある若手裁判官は、実務上の処理に悩むことがある場合には、JICAプロジェクトの育成対象であった先輩裁判官に質問したり、JICAプロジェクトで作成された教材で調べるなどして対処すると述べていた。

なお、任官後の裁判官の異動については、1～5年目（実習裁判官としての1年を含む）は初任地の始審裁判所において勤務し、その後は4年ごとに異動することとなっている。

## 第3 おわりに

以上のとおり、本稿では、最近のRSJPにおける法曹教育の概況をご紹介した。

RSJPプロジェクトの終了から10年近くが経過しているが、前述のとおり、プロジェクトの支援により育成された教官候補生が現在教官として活躍しており、過去のプロジェクトが支援して策定されるようになったカリキュラムについてもRAJPが自立的に改訂をして活用するなど、プロジェクトの成果が継続していることが分かる。

他方、RSJPプロジェクト実施当時から指摘されていた教官の人材不足や、現役の裁判官等への継続教育の実施ができていないなど、RAJP（RSJP）は依然として数々の課題を抱えていることも明らかになった。引き続き、これらの課題解決のために協力していきたい。

以上

<sup>7</sup> 裁判官及び検察官の地位に関する法律第24条～26条、第83条～85条参照。任命、配置転換等の人事の決定は司法官職高等評議会が行い、国王に上程する。

# バングラデシュにおけるバックログの解消に向けての事件管理強化（１） －課題の整理：バングラデシュの司法制度の紹介と 未済事件の滞留等の状況について－

国際協力部教官

黒木 宏太

## 第１ はじめに

バングラデシュにおいては、裁判所における膨大な未済事件の滞留が深刻な問題とされているところ、JICAは、バングラデシュ側からの要請を受けて、2020年9月から2023年3月までの予定で、バングラデシュ（相手国機関はバングラデシュ法律・司法・国会担当省）に対し、調停制度・事件管理強化を目的とする案件（国別研修）<sup>1</sup>（以下「本案件」という。）を実施しており、国際協力部も本案件に協力している。

このうち事件管理については、バングラデシュにおいて、民事裁判手続の遅延解消が課題となっているところ、本案件では、事件管理システムの改善によって民事裁判手続の遅延解消が図られることを目標としている。直近では、2021年11月8日及び9日の2日間にわたり、バングラデシュの法務・司法・議会担当省の職員（民事訴訟迅速化のワーキンググループメンバー）を参加者として、オンラインにて、民事事件の事件管理（ケース・マネジメント）セミナーを実施した。具体的には、広い意味での民事訴訟の迅速化における工夫についての知見提供及び意見交換を目的として、裁判官と書記官の役割分担や争点整理等をテーマとして取り上げた<sup>2</sup>。

本稿は、本セミナーの内容を紹介するための前提として、これまでのバングラデシュ側の発表<sup>3</sup>やバングラデシュ最高裁によるレポート等を踏まえて、バングラデシュの司法制度を紹介しつつ、現時点におけるバングラデシュの未済事件の滞留等の課題を整理するものである。本セミナーの内容については次回取り上げることとしたい。本稿における意見や分析は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

<sup>1</sup> JICAは、バングラデシュ側からの要請を受けて、2017年12月から2020年3月まで、バングラデシュに対し、下級裁判所の能力向上を目的とする案件（国別研修）を実施し、その内容は、ADR（裁判外紛争解決）のほか、民事事件及び刑事事件の「事件管理」も中心的なテーマであった。したがって、本案件は、前案件と連続性のあるものである。

<sup>2</sup> 過去2回（2020年11月及び2021年3月）の事件管理オンラインワークショップの続編であるが、2回目のワークショップ以降、バングラデシュ側において、民事訴訟迅速化のワーキンググループが設置されたことを受けて、本セミナーは、それらのワーキンググループメンバーを対象に行われた。初回のワークショップについては、下道良太「バングラデシュ・オンラインワークショップ（民事訴訟の遅延解消）」ICDNEWS 86号（2021年3月号）139頁以下を参照されたい。<https://www.moj.go.jp/content/001343987.pdf>

<sup>3</sup> 特に、第1回本邦研修における、バングラデシュ側の研修員の発表を参照した。第1回本邦研修については、石田正範「第1回バングラデシュ法制度整備支援研修」ICDNEWS 74号（2018年3月号）146頁以下。<https://www.moj.go.jp/content/001296634.pdf>

## 第2 バングラデシュの司法制度の概要<sup>4</sup>

民事訴訟制度を中心に、バングラデシュの概要を見ていくことにする。詳細については、脚注で言及した文献等を適宜参照されたい。

### 1 最高裁判所と下級裁判所<sup>5</sup>

バングラデシュの司法制度は、最高裁判所と下級裁判所から構成されている。最高裁判所の中に、上訴部と高等裁判所部があり、独立した高等裁判所はない。

#### (1) 最高裁判所

ア 上訴部は、長官を含め7名の裁判官（定員）により構成される。

上訴部は、高等裁判所部の判決等への上訴を扱い、上訴理由は、①当該事件において憲法解釈に関わる実質的な法律問題があり、高等裁判所部がそれを認めたとき、②高等裁判所部が死刑または終身刑を言い渡したとき、③高等裁判所部が法廷侮辱により処罰したときである。これらの場合を除いては、上訴部の許可があれば、上訴が認められる。このほかにも、憲法で定められている権限を有する。

イ 高等裁判所部は、下級裁判所の判決等に対する上訴を扱う。また、高等裁判所部は、①海事問題、②会社問題、③令状管轄権などの特定の事件において、原裁判管轄権を行使することもできる。このほかにも、憲法で定められている権限を有する。

#### (2) 下級裁判所

バングラデシュの下級裁判所も、大きく、2つの部分から構成されており、地方判事裁判所とセッション判事裁判所がある。民事訴訟は地方判事裁判所が、刑事訴訟はセッション判事裁判所が担当している。これらの裁判所の下に、さらに階層ごとに裁判所が置かれており、それらは、訴額や刑罰などにより管轄が異なる。

以下では、民事訴訟と刑事訴訟に分けて、説明する。

## 2 民事訴訟

一般的な階層として、以下の5つの民事裁判所が存在する。次の図のとおりである。

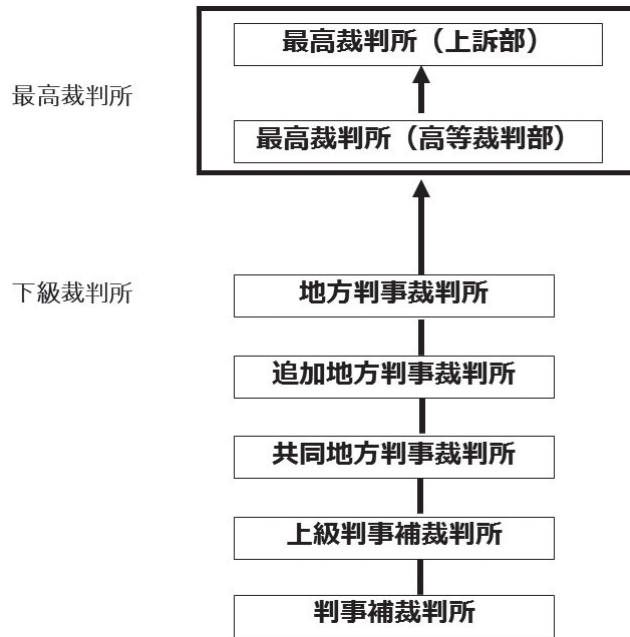
<sup>4</sup> 下記文献と調査委託報告書を参照した。本文では司法制度の概要のみを示したので、詳細は後者2つの調査委託報告書を適宜参照されたい。

・ Mohammad Abdul Hannan, Md. Arifuzzaman “Separation of Judiciary and Judicial Independence in Bangladesh: An Appraisal” [https://www.scirp.org/pdf/oalibj\\_2021042916022507.pdf](https://www.scirp.org/pdf/oalibj_2021042916022507.pdf)

・ 浅野宜之「バングラデシュにおける司法制度」<https://www.moj.go.jp/content/001144525.pdf>

・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所「バングラデシュ法制度調査報告書」<https://www.moj.go.jp/content/001144523.pdf>

<sup>5</sup> バングラデシュの文献等では、「高等司法機関と下級司法機関」又は「最高裁判所と下級裁判所」という分類で説明され、高等裁判所部はいずれにおいても前者（高等司法機関又は最高裁判所）に分類されている。日本では、高等裁判所は下級裁判所に分類されるので、この点が異なる。



【バングラデシュの民事訴訟制度の図（筆者による仮訳）】

第1審としての事物管轄は次のとおりである<sup>6</sup>。

追加地方判事裁判所は、地方判事裁判所と同じ権限を有するが、地方判事裁判所から移送された事件を扱う。

序列	裁判所	金額
1	地方判事裁判所	全ての民事事件 (ただし、共同地方判事裁判所も全ての民事事件について第一審として裁判権を有していることから、通常、地方判事裁判所が第一審として裁判を行うことはない。第一審管轄権をもつ事項は例外的に法律に規定があるものに限定される。例えば、破産問題、遺言問題などである。)
2	共同地方判事裁判所	全ての民事事件
3	上級判事補裁判所	訴額が20万タカ（約30万円）超、40万タカ以下（約60万円）
4	判事補裁判所	訴額20万タカ以下（約30万円）

訴訟は、管轄を有する最下級の裁判所に提起しなければならない（民訴法15条）。

そのため、例えば、訴額が30万タカ（約45万円）である場合は、地方判事裁判所や共同地方判事裁判所に民事訴訟を提訴することはできず、上級判事補裁判所に提訴しなければならないし、訴額が50万タカ（約75万円）である場合は、地方判事裁判所ではなく、共同地方判事裁判所に提訴しなければならない。

また、地方判事裁判所は、訴額が50万タカ（約75万円）以下の民事訴訟につい

<sup>6</sup> 前掲注4のアンダーソン・毛利・友常法律事務所「バングラデシュ法制度調査報告書」60-61頁より引用し、若干の加筆修正をした。同報告書と同様に、1タカ=1.5円として計算を行っている。なお、前掲注4の浅野宜之「バングラデシュにおける司法制度」16頁も参照。

ての上訴事件の管轄を有する。したがって、上級判事補裁判所及び判事補裁判所のした判決等に対する上訴と、訴額が50万タカ（約75万円）以下の民事訴訟について共同地方判事裁判所がした判決等に対する上訴を扱うことができる。これら以外の場合は、最高裁判所の高等裁判所部が扱う。すなわち、訴額が50万タカ（約75万円）を超える民事訴訟について共同地方判事裁判所がした判決等に対する上訴は、最高裁判所の高等裁判所部が扱う。

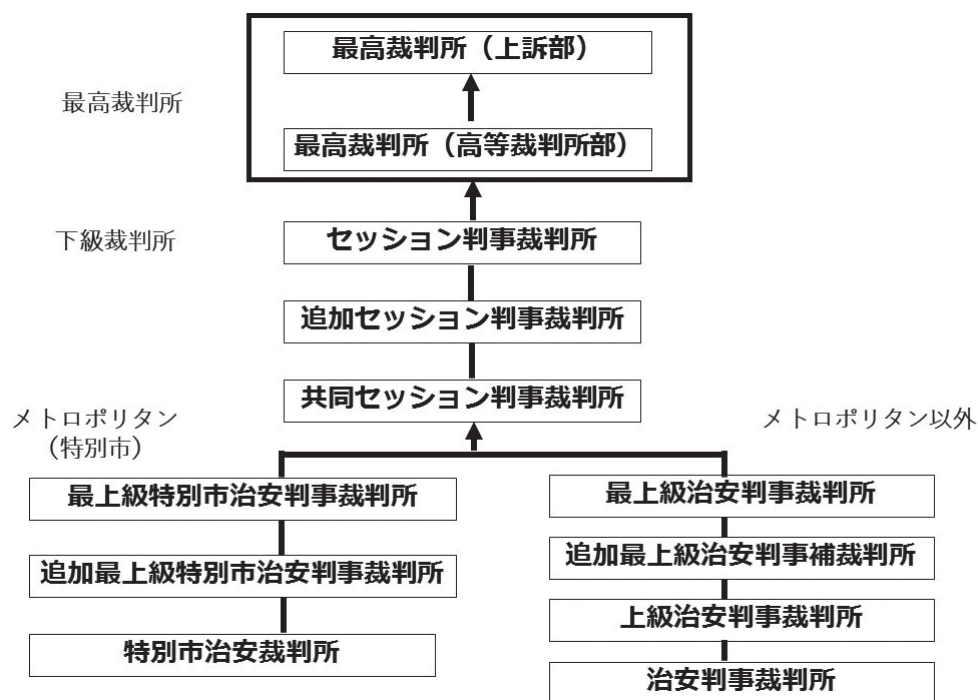
### 3 刑事訴訟

刑事裁判所は、さらに2つのカテゴリーに分類される。

一つがセッション判事裁判所であり、もう一つが治安判事裁判所である。

セッション判事裁判所については、メトロポリタン以外の地区に3種類のセッション判事裁判所があり、メトロポリタン地区にも同様に3種類のセッション判事裁判所がある。治安判事裁判所については、メトロポリタン以外の地区には4種類の治安判事裁判所があり、他方で、メトロポリタン地区には3種類の治安判事裁判所がある。

これらは次の図のとおりである。



【バングラデシュの刑事訴訟制度の図（筆者による仮訳）】

## 第3 バングラデシュにおける未済事件の滞留等の課題

### 1 未済事件の滞留等の状況

第2のとおり司法制度を概観した上で、民事訴訟を中心に、バングラデシュの未済事件の滞留等の課題を見ていくことにする。

バングラデシュにおいては、迅速かつ費用対効果の高い司法サービスを提供するこ



とを目指しているものの、深刻な裁判手続の滞留が問題となっている。バングラデシュで実施された民事司法制度について調査・研究によって、バングラデシュの民事裁判所が事件の滞留で過重な負担を強いられている状況が示されているとのことであり、しかも、膨大な数の事件が、何年も処理待ちの訴訟件数に加わっているため、状況は年々悪化している。もちろん、新たな民事訴訟の提起は、毎年の処理件数より多い。

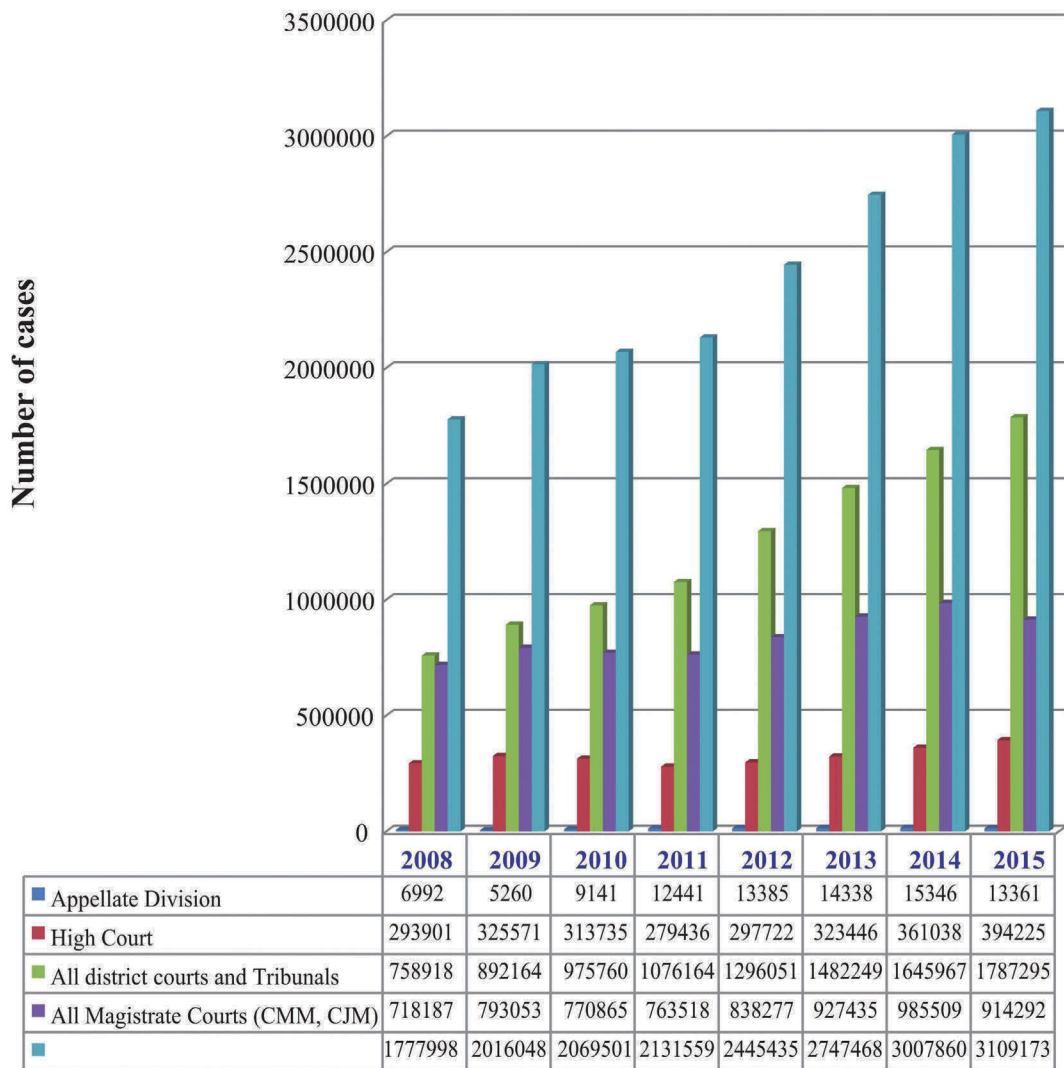
具体的には、バングラデシュでは、約300万件の事件が、様々な裁判所（最高裁判所及び下級裁判所）に山積みされ、事件や訴訟が処理されるまでに平均10～15年の期間を要しているとのことである。第1回本邦研修における資料によれば、2016年12月31日時点における裁判所の未済事件は、合計315万6878件（①最高裁判所上訴部1万3672件、②最高裁判所高等裁判所部42万4994件、③下級裁判所271万8212件）であり、毎年新受事件数が処理事件数を上回っている<sup>7</sup>ため、状況は年々悪化している。本セミナー中に、未済事件の状況を尋ねたところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による裁判遅延などもあり、2021年現在、合計約350万件まで達しているとのことであった。

Serial	Name of the Courts	Pending before 1 <sup>st</sup> January 2016	Newly filed and revival after 1 <sup>st</sup> January 2016	Total	Disposed of	Transfer	Still Pending (under trial)
1	Bangladesh Supreme Court (Appellate Division)	13361	9945	23306	9634		13672
2	Bangladesh Supreme Court (High Court Division)	394225	70647	464872	39878		424994
3	All District and Sessions Judge Courts & Tribunals	1787295	592361	2379656	503246	23734	1852676
4	All Magistrate Courts	914292	732049	1646341	780805		865536
	Total	3109173	1405002	4514175	1333563	23734	3156878

【バングラデシュの全裁判所における未済事件（2016年12月31日現在）】

<sup>7</sup> 2016年は、新受事件が140万5002件（①最高裁判所上訴部9945件、②最高裁判所高裁部7万647件、③下級裁判所132万4410件）で、処理事件が133万3563件（①最高裁判所上訴部9634件、最高裁判所高裁部3万9878件、③下級裁判所128万4051件）であり、未済事件の増加は7万1439件である。

### Year-wise consolidated pending cases (2008-2015)



【全裁判所における未済事件の推移（2008年～2015年）<sup>8</sup>】

#### (1) 最高裁判所上訴部

2016年12月31日現在の統計は下記のとおりである。なお、 Bangladesh の最高裁による年次報告書（Annual Reports）より、1972年からの推移を見ると、2010年より上昇傾向であるが、2020年には多くの未済事件を処理できたことがうかがえる。

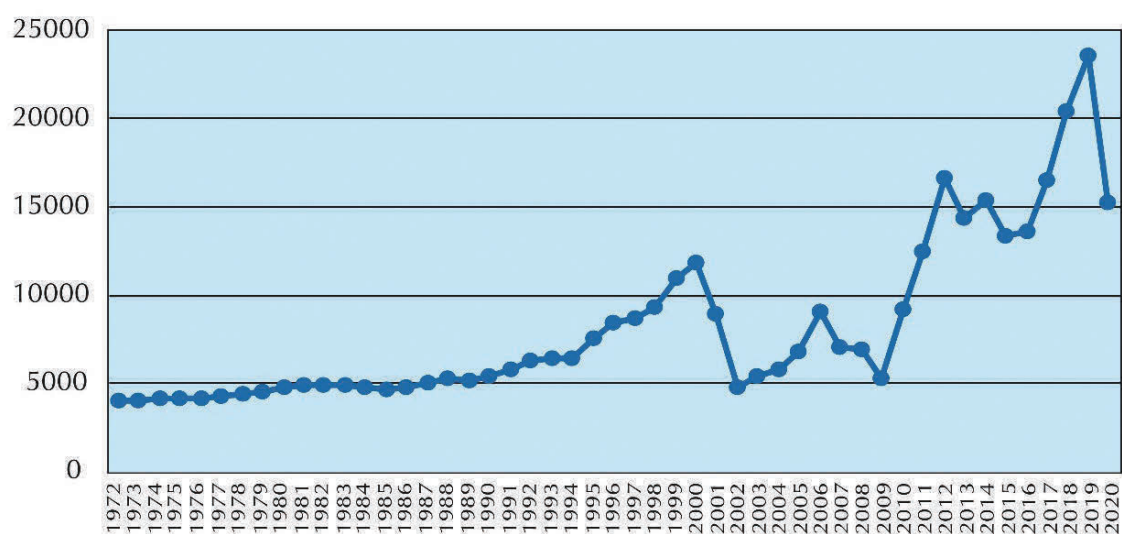
<sup>8</sup> バングラデシュ最高裁による“Strategic Plan of Supreme Court of Bangladesh”より。以下同じ。 [http://www.supremecourt.gov.bd/resources/contents/Strategic\\_Plan.pdf](http://www.supremecourt.gov.bd/resources/contents/Strategic_Plan.pdf)

Name of the Court	Nature of Civil Cases	Pending before 1 <sup>st</sup> January 2016	Newly Filed after 1 <sup>st</sup> January 2016	Total	Disposed of	Still Pending
Appellate Division, Supreme Court of Bangladesh	Civil Petition	7088	4044	11132	6580	4552
	Civil Review	504	652	1156	244	912
	Civil Miscellaneous Petition	1320	1585	2905	541	2364
	Civil Appeal	1658	748	2406	482	1924
	Contempt Petition	67	34	101	17	84
	Total	10637	7063	17700	7864	9836

【最高裁判所上訴部における民事事件（2016年12月31日現在）】

Name of the Court	Nature of Criminal Cases	Pending before 1 <sup>st</sup> January 2016	Newly filed after 1 <sup>st</sup> January 2016	Total	Disposed of	Still Pending
Appellate Division, Supreme Court of Bangladesh	Criminal Petition	867	1271	2138	1186	952
	Criminal Review	79	90	169	95	74
	Criminal Miscellaneous Petition	992	1327	2319	385	1934
	Criminal Appeal	654	173	827	91	736
	Jail Petition	100	15	115	5	110
	Jail Appeal	32	6	38	8	30
	Total	2724	2882	5606	1770	3836

【最高裁判所上訴部における刑事事件（2016年12月31日現在）】



【最高裁判所上訴部における未済事件の推移（1972年～2020年）<sup>9)</sup>】

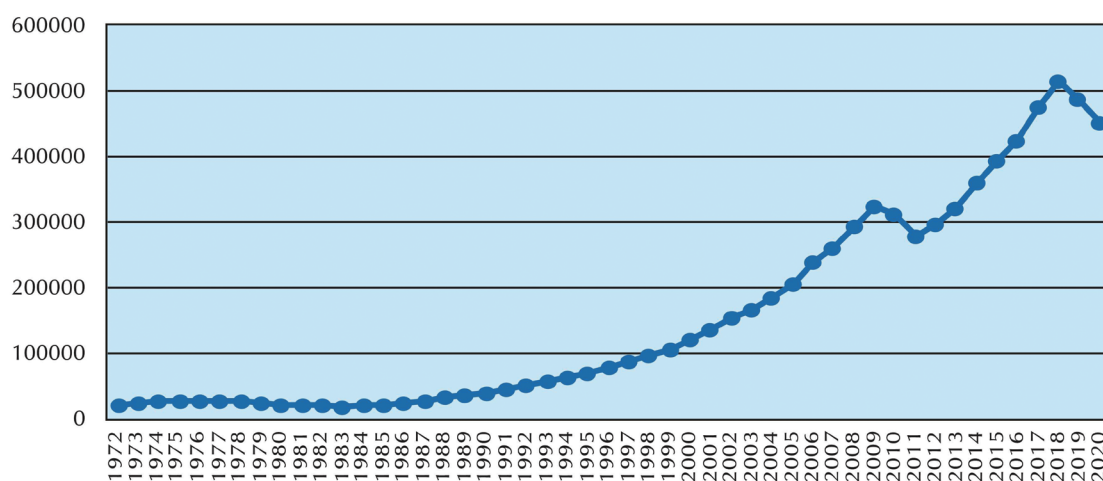
<sup>9)</sup> バングラデシュ最高裁による“Annual Report 2020”より。以下同じ。[http://www.supremecourt.gov.bd/resources/contents/Annual\\_Report\\_2020.pdf](http://www.supremecourt.gov.bd/resources/contents/Annual_Report_2020.pdf)

(2) 最高裁判所高等裁判所部

2016年12月31日現在の統計は下記のとおりである。なお、バングラデシュの最高裁による年次報告書（Annual Reports）より、1972年からの推移を見ると、上訴部と同様に、2010年より上昇傾向であるが、2020年には多くの未済事件を処理できたことがうかがえる。

Name of the Court	Nature of Cases	Pending before 1 <sup>st</sup> January 2016	Newly filed after 1 <sup>st</sup> January 2016	Total	Disposed of	Still Pending (under trial)
High Court Division, Supreme Court of Bangladesh	Civil	87310	6526	93913	3665	90248
	Criminal	237964	45345	283317	25836	257481
	Writ	62157	16965	79183	9857	69326
	Original	6794	1665	8459	520	7939
	Total	394225	70501	464872	39878	424994

【最高裁判所高等裁判所部における民事事件及び刑事事件  
（2016年12月31日現在）】



【最高裁判所高等裁判所部における未済事件の推移（1972年～2020年）】

(3) 下級裁判所

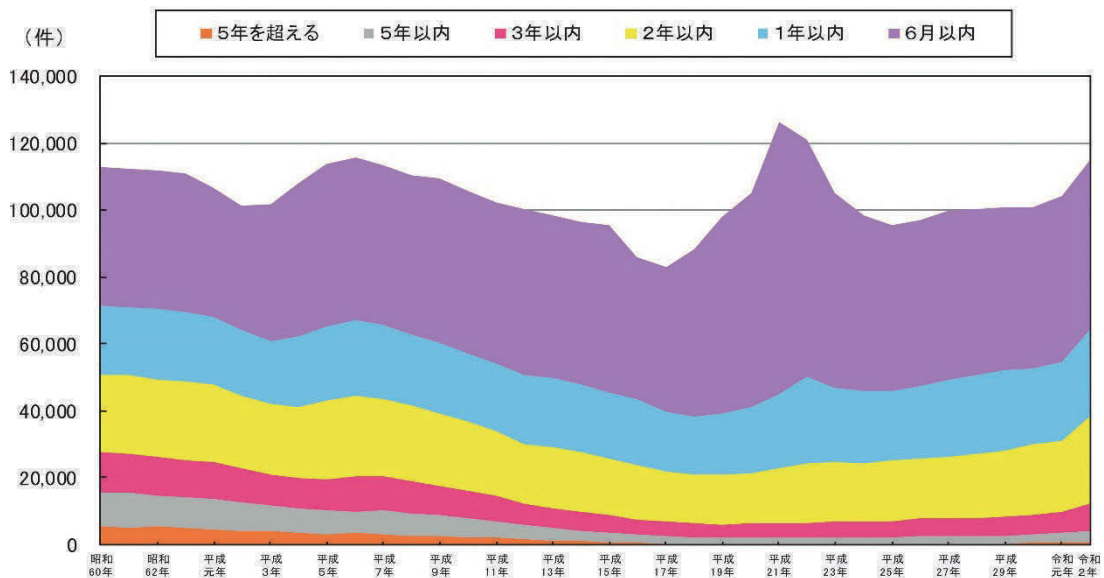
ア 民事事件

2016年12月31日現在の民事事件の統計は下記のとおりであり、未済事件は合計120万件を超えている。

Serial	Name of the Division	Pending before 1 <sup>st</sup> January 2016	Newly filed after 1 <sup>st</sup> January 2016	Total	Disposed of	Still Pending (under trial)
1	Dhaka	429169	88560	517729	71729	446000
2	Chittagong	221722	30325	252047	41252	210795
3	Rajshahi	153030	32511	185541	33080	152461
4	Khulna	176463	36684	213147	28894	184253
5	Barisal	79258	18228	97486	15119	82367
6	Sylhet	48979	14906	63885	11016	52869
7	Rangpur	77882	22152	100034	23525	76509
	Total	1186503	243366	1429869	224615	1205254

【全民事裁判所における民事未済事件（2016年12月31日現在）（7地区別）】

参考までに、日本の民事第一審訴訟事件（地方裁判所）の未済事件の状況<sup>10</sup>は次の図のとおりである。裁判所データブック2021<sup>11</sup>によれば、2020年における第一審民事未済事件は、地方判事裁判所の第一審民事通常訴訟事件11万4740件、地方判事裁判所の行政事件2501件、簡易裁判所の第一審民事通常訴訟事件は9万2678件、高等裁判所の第一審行政訴訟事件153件である。なお、2020年における控訴審未済事件は、高等裁判所の民事訴訟事件5420件、高等裁判所の行政訴訟事件364件、地方裁判所の控訴事件1652件である。



【日本の地方裁判所における民事未済事件の係属期間別事件数の推移（1985年～2020年。各年12月末時点）】

<sup>10</sup> 最高裁事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第9回）（令和3年7月30日公表）」より。「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/09\_houkoku\_zentai.pdf

<sup>11</sup> 最高裁判所「裁判所データブック2021」https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/datebook/2021/db2021-ALL.pdf

バングラデシュの人口は約1億6500万人（2020年）、日本の人口は1億2500万人（2020年）であり、バングラデシュの人口の方が若干多いものの、第一審レベル（日本の簡易・地方裁判所レベル）の民事未済事件数を比較すると、バングラデシュは約120万件、日本は約21万件（控訴事件含む）であるので、バングラデシュのほうが遙かに未済事件が多いこと（約6倍）が分かる。

#### イ 刑事事件

2016年12月31日現在の刑事事件の統計は下記のとおりであり、未済事件は合計151万件を超えている。

Serial	Name of the Division	Pending before 1 <sup>st</sup> January 2016	Newly filed after 1 <sup>st</sup> January 2016	Total	Disposed of	Transfer	Still Pending (under trial)
1	Dhaka	216946	114398	331344	92589	2826	235929
2	Chittagong	122679	70240	192919	53887	5951	133081
3	Rajshahi	75482	49444	124926	38302	4719	81905
4	Khulna	75528	40391	115919	35738	2957	77224
5	Barisal	21897	18786	40683	15997	1020	23666
6	Sylhet	35920	25323	61243	17045	2969	41229
7	Rangpur	52340	30413	82753	25073	3292	54388
	Total	600792	348995	949787	278631	23734	647422

【セッション判事裁判所における刑事未済事件  
（2016年12月31日現在）（7地区別）】

Serial	Name of the Division	Pending before 1 <sup>st</sup> January 2016	Newly filed after 1 <sup>st</sup> January 2016	Total	Disposed of	Still Pending (under trial)
1	Dhaka	413995	327906	741901	341318	400583
2	Chittagong	150063	134879	284942	141448	143494
3	Rajshahi	73997	82384	156381	79041	77340
4	Khulna	86205	59971	146176	64260	81916
5	Barisal	53870	63116	116986	66885	50101
6	Sylhet	55103	35274	90377	44308	46069
7	Rangpur	81059	28519	109578	43545	66033
	Total	914292	732049	6646341	780805	865536

【治安判事裁判所における刑事未済事件（2016年12月31日現在）（7地区別）】

参考までに、裁判所データブック2021によれば、2020年における第一審刑事未済事件は、地方裁判所の第一審事件2万3365件、簡易裁判所の通常事件908件、簡易裁判所の略式事件4519件である。なお、2020年における高等裁判所の未済事件は、第一審事件0件、控訴事件1466件である。

第一審レベル（日本の簡易・地方裁判所レベル）の刑事未済事件数を比較すると、バングラデシュは約151万件、日本は約2万8800件（略式事件含む）であるので、バングラデシュのほうが遙かに未済事件が多いこと（約52倍）が分かる。

## 2 未済事件の原因

バングラデシュの観点からの分析によれば、手続法と実務の両方の側面から、事件の滞留を急速に増加させている要因がある。事件処理が遅滞する主な原因として、次のようなものが挙げられている。第1回本邦研修におけるバングラデシュ側の発表を参照したものであるので、いずれも、2017年時点における分析であることに留意されたい。

### (1) 民事事件について

#### ① 社会・人口統計学的原因（人口増加・社会構造変化に伴う裁判事件の増加）

バングラデシュは人口密度の高い国であり、国民の多くが農業収入に依存している。そのため、土地に関する紛争は、人口の増加に伴い急増している。滞留する事件数と裁判官数を考慮すると、1年間に1人の裁判官が処理すべき事件数は1875件に上るようである。また、近年、人々の社会経済活動により、新たな事件の提起が増加している。この膨大な仕事を処理する裁判官の数は、必要な数よりも少ない。バングラデシュでは、およそ10万6250人に対して1人の裁判官がいる。この裁判官と人口の比率は、滞留状況を悪化させる主な原因の1つである。

#### ② 研修施設の不足

新任裁判官は、就任後すぐに裁判所の指揮をとらなければならない。そのため、裁判やADRに関して、適切かつ十分な研修が受けられない。そのような状況を受け、職業に就いた当初から不満を抱き、その結果、勤務態度が悪くなり、業績も悪くなってしまいう状況もみられる。また、技術やノウハウも不足している。遅ればせながら訓練を受けたとしても、訓練前にある程度の期間勤務した裁判官は、ほとんどの場合、独自のマインドセットを持ってしまっており、裁判官の理想的な技術等とは相容れないことが多く、目的を達成することはできない。

#### ③ 統合的なケースマネジメントの戦略や政策の不存在

2017年現在、バングラデシュには、統合的な訴訟管理戦略や方針を定めた明確な文書や仕組みはない。裁判官は、伝統的で古い訴訟の処理メカニズムに従わなければならない。膨大なバックログを管理するためには、しばしば、様々な回覧、命令、指示を出して、実務上の指示やガイドラインを作成しなければならない。

- ④ 法的問題による遅延－訴訟の重大性に基づく分類の不在，審理期間等に関する強制規定がない，中間処理案件の多さ等－

様々な期限を定めた法律の規定が強制力を持たないため，事件の滞留が発生するのである。現行の訴訟法では，訴訟の開始から終了まで後記のとおり9つの段階があり，法律が一定の期限を定めているが，これらが適切に順守されていない。

No	Contents	Time Limit
1	Institution of Suits	According to Limitation Act.
2	Service of Summons	5 working days from the date of filing suits.
3	Submission of written statement by the defendant	30+30=60 working days
4	Steps for ADR	if parties agreed 60+ 30 days
5	Framing of Issues	within 15 working days
6	Discovery and Inspection	within 14 working days from the date of notice
7	Settling Date	Within 120 days.
8	Final Hearing	Within 120 working days from the date of fixing final hearing
9	Judgment and Decree	Within 7 days from the date of hearing argument and decrees to be drawn up within 7 days from the date of Judgement

【9つの段階と一定の期限】

- － 訴訟の重さによる分類もなく，当事者の上訴にも制限がない。小さな問題であっても，当事者は，最高裁判所に上訴することができ，裁判が長引く。
  - － 法律には，期限を遵守させる強制力がないため，遅延が発生する。
  - － 当事者が，訴訟のどの段階でも仮命令の申請を行うことができる規定があるため，訴訟の滞留が発生する。
  - － 訴訟のどの段階でも，弁論趣意書を変更できるようにしたために，訴訟が遅延する。
  - － 裁判官の二重の負担による遅延。つまり，地方判事裁判所，追加地方判事裁判所，共同地方判事裁判所では，裁判官は，民事事件と刑事事件の両方を審理することがある。このような二重の負担により，裁判官は疲労し，場合によっては民事事件や刑事事件のいずれかを処理することに無関心になる。
- ⑤ 伝統的な司法制度に内在する問題点
- 裁判長や弁護士が，民訴法等を厳格に遵守することに消極的であることが見受



けられる。

⑥ 各種機関の機能不全

土地行政を担当する部局が、権利記録の作成と維持に関し、しばしば適切な業務を行わず、それが裁判所に民事訴訟が持ち込まれる原因となっている。また、教育、社会福祉、貿易・商業、行政などの部門が、上手く機能せず、膨大な数の民事訴訟を発生させることもある。

⑦ 裁判所の貧弱なインフラとデジタル記録管理の不存在

現在はデジタル化の時代で、世界や国家の他の部門が最も洗練された方法論で動いているのに、司法は遅れをとっている。裁判所の機能のほとんどは、いまだに手作業で行われている。コンピューター、ファックス、その他の設備も十分ではない。記録は、最も時代遅れの方法で法廷に山積みされ、それがまた事件の滞留を引き起こす一因となっている。

(2) 刑事事件について

① 証人の適時出頭の不徹底

裁判所への証人の適時の出頭を確保するのは検察の義務である。しかし、ほとんどの場合、検察官が証人を出頭させないため、何年も訴訟遅延することがある。また、検察官が証人を出頭させないだけでなく、当事者が証人を連れてくるのを躊躇した結果、大幅な遅延が発生したケースもある。

② 捜査手続の遅延

刑事事件は、警察署等への告訴状提出から始まる。一方、裁判は、捜査報告書が裁判所に提出された後に開始される。刑事事件の捜査が完了するまでに、捜査当局が何年もかかることもあるようである。捜査報告書の提出の遅れは、事件を遅滞させる重大な原因の一つである。

③ 刑事事件の発生率の高さ

最近では、他の方法で簡単に解決できるような些細な問題であるにもかかわらず、多くの刑事事件が裁判所に持ち込まれているようである。もし、事前にADRメカニズムやその他のコミュニティ司法制度があれば、正式な司法制度はこのような大量の事件を扱う必要はないかもしれない。

④ 司法関連機関の説明責任の欠如

刑事司法では、警察、検察、裁判所、刑務所、医療機関、非政府組織、人権団体など様々な機関が、法律や慣行に従って、明確な役割を担っている。刑事司法システム全体が適切に機能するためには、これらの機関のそれぞれが、調整と説明責任を果たさなければならない。しかし、実際にはそのようにはなっていない。

⑤ 法律の規定の厳格な遵守の欠如

法律には、検察官が適切な措置を講じず、証人を法廷に出頭させなかった場

合、どのような結果になるかという規定がある。しかし、ほとんどの場合、検察官は、法律の規定を守ろうとせず、それが事件の滞留の原因ともなっている。

#### ⑥ 物流の制約

刑事裁判所には、捜査や裁判の段階で刑事事件を処理するために、必要なインフラ等が適切に整備されていない。例えば、法廷の部屋は、弁護士、警察、その他の法廷訪問者等の法廷利用者を収容できるような適切なものにはなっていない。さらに、裁判所や刑務所には、ビデオ会議システムを通じて、証拠や当事者の出頭を記録するための近代的な技術が用意されていない。このように、近代的な技術支援と法廷設備の不足が、システムを停滞させている。

### 3 これまでの事件管理セミナーにおける民事訴訟が遅滞する原因の分析

これまでの事件管理セミナーにおいて、未済事件の原因について、バングラデシュ側と日本側とで、意見交換をしてきた。その結果、バングラデシュの民事訴訟手続のうち、滞留の原因となっていると考えられたのは、前掲注1の下道良太「バングラデシュ・オンラインワークショップ（民事訴訟の遅延解消）」ICDNEWS 86号（2021年3月号）の145頁以下において、下道教官が分析しているとおりである。詳細は、そちらを参照していただきたいが、こちらでも簡潔に記載する。

#### ア 訴えの提起、訴状の送達

召喚状の送達については、被告が召喚状を受け取らないことが多いとの意見が出された。また、バングラデシュにおいても、公示送達や付郵便送達のように受送達者が現実を受け取ったか否かにかかわらず送達の効力が生ずる制度は存在するものの、このような制度により送達の効力が生じた後であっても、後に受送達者が裁判所に対してその無効を主張することができ、これによって多くの欠席判決が覆され、手続のやり直しを強いられているとのことで、訴訟遅延の一因になっている。

また、日本の住民登録制度のように市民の住所を把握できる制度がないこと、送達に携わる裁判所職員の不足や怠慢も、送達が適切に行われていない原因として挙げられた。

#### イ 審理手続

下記のようなものが、訴訟遅延の原因として挙げられた。

- ・口頭弁論において、当事者が主張を逐一口頭で陳述しなければならず、この陳述自体に時間がかかる
- ・期日の手続記録を、書記官等の裁判所職員ではなく裁判官自らが作成しているため負担である
- ・当事者から引き延ばしを企図する濫用的なものも含め、期日変更の申立てが頻繁に行われ、裁判所もこれを安易に認めている
- ・訴えの追加・変更が五月雨式に認められる

#### ウ 争点整理・尋問

審理の長期化については、一般的には、争点が絞り込めず、証人の数や尋問事項が多くなり、尋問期日に時間を要するということが原因の一つとして考えられる。ある裁判官の感覚的なものであるが、一般的な事件において、証人の数は、平均して8～10人という回答が返ってきた。

また、尋問の段階で新たな証拠が請求されることがあり、その場合は更に期日を指定することになって審理期間が長くなるという問題も示された。

その他、尋問に関しては、規則上尋問は連続して行うことになっているが現実には難しく、尋問期日間に時間が空いてしまうこと、代理人が引き延ばしのため証人を出頭させないことなどの問題が挙げられた。

#### エ その他

バングラデシュでは訴訟代理人の弁護士が手続に対し協力的でないという問題がある。前記のとおり、遅延目的で期日変更の申立てを繰り返したり、五月雨式に主張の追加・変更を行っており、これらが審理期間の長期化に直結している。

事件の種類別では、土地に関する紛争が長期化することが多いとのことであった。その理由として、長期間の占有の証明が難しいこと、登記内容が不正確であることなどが挙げられた。

## 第4 終わりに

本稿では、本セミナーの前提となる、バングラデシュの課題、すなわち、バングラデシュの司法制度は膨大な未処理案件を抱えていることについて紹介した。

訴訟遅延の解消と訴訟の促進は、裁判所においては、万国共通のテーマである。個々の裁判官に焦点を当てれば、各裁判官の事務負担が、その処理能力を超えたときには、訴訟が遅延し、未済事件の増加という現象が生じる。裁判所全体としてみると、日本は、欧米等の諸外国と比べて、裁判官の数は、対人口比において相対的に少ないが、これらの問題に対し、様々な工夫により、訴訟の審理期間の短縮を図るなどしながら、対処してきたところであり、平均的な審理期間は欧米等の諸外国と遜色ないレベルにあると思われる。

本セミナーでは、このような日本の状況を踏まえて、工夫例などを紹介しながら、民事訴訟の遅延解消に関する知見を提供した。本セミナーの内容については、次号で紹介することとしたい。

## 活動報告

### 【会合】

# ASEAN諸国における商標権の行使 (商標権侵害訴訟, 行政上のエンフォースメント) ～国際知財司法シンポジウム (JSIP) 2021の結果概要 (2日目: 法務省パート)～

国際協力部教官  
黒木宏太

## 第1 はじめに

法務省<sup>1</sup>は、2021年10月20日(水)から同月22日(金)までの間、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットと共催で、国際知財司法シンポジウム (Judicial Symposium on Intellectual Property: JSIP) 2021を開催した。

本シンポジウムは、海外から実務家を招き、日本を含む各国の知的財産に関する司法制度等に関する情報を共有・発信し、知的財産法分野における国際的な連携を図ることなどを目的として、法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットの共催により、2017年から開催しているものである。5回目の開催となる今回は、「アジアにおける知的財産紛争解決」を全体テーマとして、2021年10月20日(水)から同月22日(金)まで、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、ハイブリッド形式にて開催され(海外からはオンライン参加)、そのうち、法務省によるプログラムは2日目(10月21日(木))に実施された。

法務省が担当するプログラム(法務省パート)においては、(1)民事訴訟のパートと(2)行政取締のパートを設け、それぞれ、(1)商標権侵害に関する民事訴訟と(2)模倣品に対する行政上のエンフォースメントについて、パネルディスカッションを行った。

本稿は、法務省パートで取り扱った、ASEAN各国における商標権の行使について、報告をするものである。事例を参考にしながら、商標権侵害訴訟と行政上のエンフォースメントを通観する形で記載しているので、ASEAN各国において商標権侵害があった際の一連の流れについて、大まかに把握できるものと考えている。なお、本稿中の意見や分析は、当職の私見であり、所属部局等の見解ではない。

詳細については、各国の専門家の発表資料等を法務省大臣官房国際課のウェブサイト<sup>2</sup>に掲載しているので、そちらをご参照いただきたい。

法務省パートにおいては、当日ご登壇いただいた、矢部耕三弁護士、板井典子弁護士、

<sup>1</sup> 法務省大臣官房国際課が主に担当しており、国際協力部は内容面で関与している。国際協力部からは、曾我学教官、西尾信員教官(当時)、矢尾板隼教官、山田寛子専門官及び当職が参加した。

<sup>2</sup> [https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08\\_00025.html](https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00025.html)

辻淳子弁護士，岩井久美子弁護士，國分隆文裁判官，黒瀬雅志弁理士に，準備段階から多大なご尽力をいただいた。当日のスケジュールは，下記のとおりである。

【午前：パネルディスカッション「商標権侵害に関する民事訴訟」】

「商標権侵害に関する民事訴訟」をテーマとした民事訴訟のパートでは，日本の会場において，モデレーターの矢部耕三弁護士，コメンテーターの板井典子弁護士，辻淳子弁護士及び岩井久美子弁護士，キーノートスピーカーの國分隆文裁判官が登壇し，オンラインにて，ASEAN9か国（インドネシア，カンボジア，シンガポール，タイ，フィリピン，ブルネイ，ベトナム，マレーシア及びラオス）の裁判官等であるパネリストが登壇し，商標権侵害に関する民事訴訟手続きにつき，各国の特徴的な制度を中心に議論した。

10:00-10:10	<b>挨拶</b> 法務事務次官 高嶋智光
10:10-13:00 (休憩11:30-11:40)	<b>パネルディスカッション「商標権侵害に関する民事訴訟」</b> <b>キーノートスピーカー</b> 日本 東京地方裁判所判事 國分隆文  <b>モデレーター</b> 日本 ユアサハラ法律特許事務所弁護士・弁理士 矢部耕三  <b>コメンテーター</b> 日本 青木・関根・田中法律事務所弁護士 板井典子 辻法律特許事務所弁護士・弁理士 辻淳子 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業弁護士 岩井久美子  <b>パネリスト</b> ブルネイ 下級裁判所 Pengiran Hazirah Pengiran Mohd Yusof 最高裁判所 Nuuror-Raheebah Haji Abdul Wahab カンボジア プノンペン市第一審裁判所裁判官 Seng Leang インドネシア 最高裁判所裁判官 Rahmi Mulyati ラオス 人民最高裁判所裁判官 Acksonesinh Vixayalai マレーシア 高等裁判所裁判官 Mohd Radzi bin Harun フィリピン 最高裁判所裁判官 Ramon Paul L. Hernando シンガポール 高等裁判所裁判官 Dedar Singh Gill タイ 最高裁判所裁判官 Pongtorn Kiatpathomchai ベトナム ホーチミン高等裁判所裁判官 Nhut Binh Phan

【午後：パネルディスカッション「模倣品に対する行政上のエンフォースメント」】

「模倣品に対する行政上のエンフォースメント」をテーマとした行政取締のパートでは，日本の会場において，モデレーターの当職，コメンテーターの黒瀬雅志弁理士が登壇し，オンラインにて，日本（特許庁模倣品対策室の星野真太郎弁護士）及びASEAN8か国（インドネシア，カンボジア，シンガポール，タイ，フィリピン，ベトナム，マレーシア及びラオス）の行政取締担当者であるパネリストのプレゼンテーションを元に，権利

者が市場で模倣品を発見した際に、各国でどのような行政的な対応がされるかについて議論した。

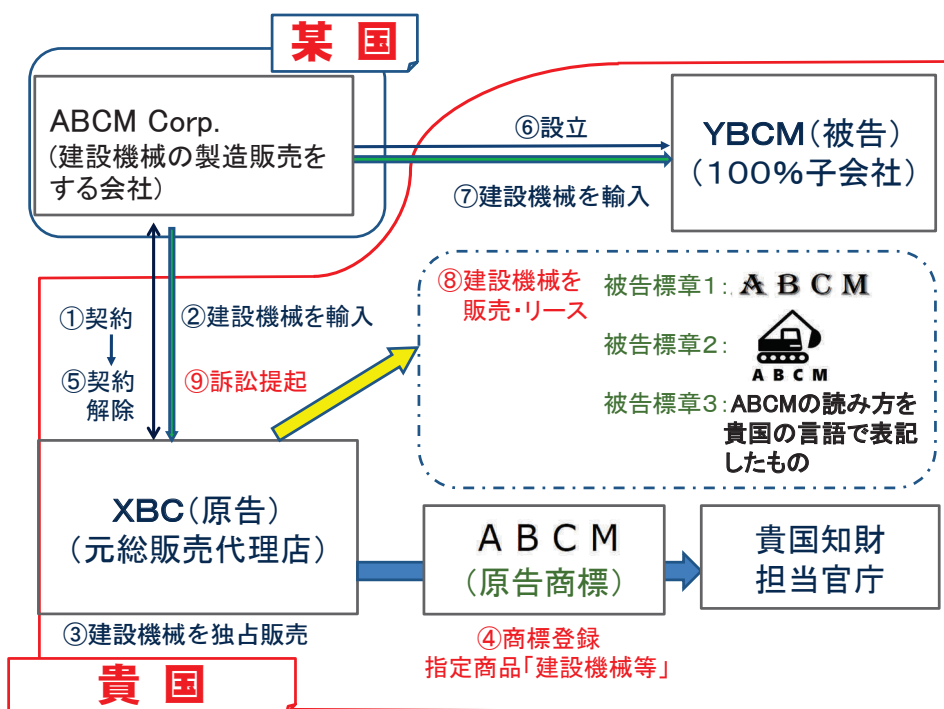
なお、円滑な議論のため、今回の参加者をカンボジア、ラオス、タイ、ベトナムの4か国（陸のASEAN）と、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールの4か国（海のASEAN）に分けて議論を行った。

14:00-15:30	<p><b>パネルディスカッション（分科会(1)）「模倣品に対する行政上のエンフォースメント」</b></p> <p><b>モデレーター</b> 日本 法務省法務総合研究所国際協力部 法務教官・検事 黒木宏太</p> <p><b>コメンテーター</b> 日本 黒瀬IPマネジメント弁理士 黒瀬雅志</p> <p><b>パネリスト</b> 日本 特許庁弁護士・弁理士 星野真太郎 カンボジア プノンペン第一審検察庁検察官 Song Chorvoin ラオス 工業商務省知的財産局知的財産紛争解決課長補佐 Souligna Sisomneuk タイ 商務省知的財産局司法官 Ruengrong Boonyarattaphun ベトナム 科学技術省次席調査官 Nguyen Nhu Quynh</p>
	(休憩15:30-15:40)
15:40~17:10	<p><b>パネルディスカッション（分科会(2)）「模倣品に対する行政上のエンフォースメント」</b></p> <p><b>モデレーター</b> 日本 法務省法務総合研究所国際協力部 法務教官・検事 黒木宏太</p> <p><b>コメンテーター</b> 日本 黒瀬IPマネジメント弁理士 黒瀬雅志</p> <p><b>パネリスト</b> インドネシア 法務人權省知財総局捜査・紛争解決局予防・紛争解決課長補佐 Ahmad Rifadi マレーシア 国内貿易・消費者省取締官 Hamzah Bin Mahadi フィリピン 知的財産庁副長官 Teodoro C. Pascua シンガポール ベーカー&amp;マッケンジー法律事務所弁護士 Leck Kwang Hwee Andy</p>
	(休憩17:10-17:20)
17:20-17:50	<p><b>総括（質疑応答）</b> パネルディスカッション（分科会(1)及び(2)）登壇者</p>
17:50-18:00	<b>閉会</b>

## 第2 商標権侵害訴訟に関する事例と設問

### 1 事例

貴国において、下記の仮想事例について、民事訴訟が提起されたとします。



#### (1) 当事者

(ア) 原告：XBC Co. Ltd。（以下「XBC」という。）

某国（貴国ではない。）に本拠を置く Asia Building Construction Machine Corporation の貴国での元総販売代理店である。また、原告は、貴国において、指定商品を建設機械等とする、下記の商標（以下、「原告商標」という。）について商標権を有している。

原告商標：「ABC M」

**A B C M**

(イ) 被告：YBCM Inc。（以下「YBCM」という。）

Asia Building Construction Machine Corporation の貴国における 100%子会社である。親会社製品である建設機械を貴国に輸入した上、貴国の建設業者に対して販売又はリースをしている。

当該製品には、下記の標章（以下、「被告標章1」などという。）のうちいずれかが付されている。

被告標章1：「ABC M」

**A B C M**

被告標章2：「A B C Mと建設機械の図形」



被告標章3：「A B C Mの読み方を貴国の言語で表記したもの」

(2) 背景事情

- (ア) Asia Building Construction Machine Corporation は、建設機械等を製造販売している某国（貴国ではない。）の会社であり、その商圏は東アジア各国やASEAN各国に及ぶ。設立以来、製品に「A B C M」はじめ上記のような被告標章を使用してきた。但し、その会社名とA B C Mのアルファベット表記の商標は、Asia Building Construction Machine Corporation の本国では広く認識されて周知であるが、貴国においては周知であるとまではいえない状況である。
- (イ) X B C（原告）は、5年前まで Asia Building Construction Machine Corporation の貴国における総販売代理店として、貴国で同社製の建設機械を独占的に販売していたものであったが、貴国での市場の活性化のため Asia Building Construction Machine Corporation が自らの100%子会社による貴国での営業を計画したため、原告経由の営業についてのチャンネルも残すべく Asia Building Construction Machine Corporation と永らく交渉したが決裂した。その結果、Asia Building Construction Machine Corporation はX B Cとの総販売代理店契約を貴国の法令や契約上の条件に従って解除した。
- (ウ) 他方、X B C（原告）は、上記(2)(イ)のような交渉を始めたころから、Asia Building Construction Machine Corporation の了解を得ることなく、Asia Building Construction Machine Corporation が貴国で登録商標を得ていなかった（マドリッドプロトコルによる出願もなし）ことを奇貨として、原告商標（A B C M）を貴国の知財担当官庁に出願し、登録していた。
- (エ) その後、Asia Building Construction Machine Corporation は貴国における100%子会社である現地法人Y B C M（被告）を昨年初めには設立し、貴国でY B C M（被告）を通じて直接の営業を開始した。
- (オ) 本年、X B CはY B C Mに対し、被告標章を付した建設機械の輸入・販売・リースが原告の商標権を侵害しているとして、貴国で訴訟を提起した。



## 2 設問

上記の仮想事例を前提にして、以下の質問についてお答えいただきたい。

Q 1 貴国における上記仮想事例の商標権侵害に関し、原告の請求、主張はどのようなものが考えられるか。例えば、貴国での被告製品の販売に対して、商標権侵害による販売等差止請求と損害賠償請求等。

Q 2 貴国における上記仮想事例の商標権侵害に関し、被告の主張はどのようなものが考えられるか。例えば、商標の非類似、原告商標についての登録取消又は無効の抗弁、使用許諾の抗弁等。

Q 3 貴国における商標権侵害の判断の手法について説明いただき、上記仮想事例についてはどのように商標権侵害が判断されるかを説明いただきたい。特に、次の点について含めていただきたい。

1) 商標の類否判断の要素と判断の仕方。判断において考慮される要素。

2) 指定商品や役務についての類否は考慮されるか。考慮される場合は、考慮される要素。

Q 4 貴国における商標権侵害の訴訟において、侵害論と損害賠償論は、訴訟進行においてどのように主張・立証・反論されるか。[例えば、2つの異なる段階でそれぞれ判断されるのか。]

Q 5 貴国で商標権侵害の損害賠償が認められる場合の損害の算定方法について説明いただきたい。

Q 6 原告が原告商標を登録していたものの、実際には建設機械の販売等に使用していなかったとすると、前記Q 1から5における判断に影響があるか。

Q 7 本件が貴国で商標権侵害訴訟となった場合、被告が主張可能な抗弁も考慮した上で最終的な判決での結論はどのようになると予測されるか。その結論と理由を簡潔にご説明いただきたい。

Q 8 貴国での商標法における最近5年以内での改正や立法があれば、ご紹介いただきたい。もし、その改正や立法が条約等国際的な必要性（例えばT P P協定）からのものであれば、その旨ご説明いただきたい。また、貴国での商標の登録・使用について他国と比べ特徴的な点があれば、ご紹介いただきたい。

## 第3 ASEAN各国における商標権侵害訴訟についての議論

第2の仮想事例を用いて、ASEAN9か国の商標権侵害に関する民事訴訟手続について、議論がされた。以下、設問の順番に、簡単に紹介する。

日本の状況については、キーノートスピーカーである國分隆文裁判官の説明を基に記載するとともに、國分裁判官からご許可をいただき、資料を使用させていただいた。


本稿の文責は当職にあるが、ASEAN各国の状況については、各国のパネリストによる回答を参照するとともに、各設問を担当された矢部耕三弁護士、板井典子弁護士、辻淳子弁護士、岩井久美子弁護士が、本シンポジウムにおいて解説された全体的な印象等を記

載させていただいている（各設問の担当者は括弧書きのとおりである。）。

## 1 原告の主張について（矢部弁護士）

（日本）

**Q1. What kind of claims and allegations may the Plaintiff (“XBC”) raise regarding trademark infringement in your country?**



- Plaintiff (P) 's claims:
  1. **Injunction** to demand Defendant (D) to suspend the import, sales, and lease of D's products (Trademark Act (TA) Art. 36, para. 1)
  2. **Disposal** of D's products (TA Art. 36, para. 2)
  3. **Compensation** for damages
- P's allegations
  1. **Requirements for injunction**
    - a. P holds a registered trademark right, and
    - b. D infringes the P's registered trademark right:
      - ✓ D's marks are identical with or similar to P's registered trademark, and
      - ✓ D's products are identical with or similar to the designated goods or the designated services of P's registered trademark, and
      - ✓ D imports, sells, and leases D's products affixed by D's marks.
  2. **Requirements for disposal**

In addition to a and b above:

    - c. Necessity of disposal
  3. **Requirements for compensation for damages**

In addition to a and b above:

    - d. D's intent or negligence for infringement (TA Art. 39, Patent Act (PA) Art. 103)
    - e. P's damage and its amount (TA Art. 38)

原告は3つの請求を行うことができる。すなわち、1. 被告の侵害行為の差止め、2. 被告製品の廃棄、3. 損害賠償の3つである。

これらの請求の要件として、原告が主張すべき事実は次のとおりである。

差止請求については、a) 原告が商標権を有していること、b) 被告が原告の商標権を侵害していること。b) の要件には、商標の類似性、指定商品又は役務の類似性、そして被告標章の使用という3つの事実が含まれる。

廃棄については、c) 原告は廃棄の必要性を主張する必要がある。

損害賠償については、d) 被告の故意過失と、e) 原告の損害とその額を主張する必要がある。

## （A S E A N 各国）

### 全体的な印象

商標権侵害がある場合に、差止請求、損害賠償請求、侵害品の廃棄・侵害標章の切除等の請求ができることは、概ねA S E A N 9 各国とも共通であった。

さらに、国によっては、侵害品引渡請求も可能である。

### 特徴的な国

ラオスについては、民事訴訟において、差止請求をすることはできず、損害賠償請求だけが可能である。もっとも、侵害品の販売を差し止めるには、刑事や行政的な救済を求めることが可能である。


ブルネイにおいては、侵害品の引渡請求が可能である。侵害品の廃棄の前提として

これを認めており、権利者が侵害品を破壊するのが効果的だと考えられていることによる。同様に、マレーシアにおいても、引渡請求が可能であり、これは侵害品が、権利者のほうに引き渡されて、権利者が破壊したほうが効果的であるとの理由による。

## 2 被告の反論について（矢部弁護士）

（日本）

**Q2. What kind of defenses and allegations may the defendant (“YBCM”) raise regarding trademark infringement in your country?**



➤ D's defenses:

1. P's registered trademark right shall be **deemed never to have existed** by the JPO's final and binding trial decision the trademark registration is to be invalidated. (TA Art. 46-2)
2. P's registered trademark should be **invalidated** by the JPO's trial decision for trademark invalidation. (TA Art. 39, PA Art. 104-3)
  - ✓ P's registered trademark is identical with or similar to the mark “ABCM” which is well known among consumers in another country as that indicating products or services pertaining to the business of ABCM Corp., and is used for unfair purposes. (TA Art. 4, para. 1, item 19)
  - ✓ P's registered trademark is causing damage to public policy. (TA Art. 4, para. 1, item 7)
3. The exercise of the P's registered trademark right constitutes an **abuse of right**. (Civil Code (CC) Art. 1, para. 3)
  - ✓ The registered trademark does not embody credibility of P. It should be properly vested to D. Those conditions are comprehensively considered.

被告は、少なくとも3つの抗弁をすることができる。

1. 原告商標は特許庁の審決によって既に無効になっているという主張
2. 特許庁の審決によって、原告商標は無効にされるべきであるという主張  
この場合、この2つの無効理由が考えられる。その1つは原告商標が周知商標であるところのABC Mと類似しており、原告が不正の目的で使用しているということ。もう1つは、原告商標が公序良俗に反するものであること。
3. 権利濫用の抗弁

## （A S E A N各国）

### 全体的な印象

非侵害に関する主張ができることは、A S E A N 9か国とも共通である。

非侵害主張以外の抗弁として、原告の商標登録に対する不正目的・悪意での登録を理由とした取消しや無効の反論を認める国が多い。

原告の不使用を理由とする取消しを認める国もある。ただし、裁判所でそのような判決をするか、知財担当行政庁で別途措置をとるかは各国による。

被告による先使用による抗弁を認める国もある。


### 特徴的な国

マレーシアについては、非侵害の抗弁や、不使用の抗弁を主張できる。これらの扱

いについては、裁判所が無効や取消しを宣言する（命令する）ことができる。すなわち、被告が「ABC M」商標の正当かつ合法的な所有者であるとの宣言をしたり、又は、原告商標を取消し又は無効とし、登録簿から削除するとの宣告をしたりすることができる。

### 3 商標権侵害の判断の手法について（板井弁護士） （日本）

**Q3. Please explain how the trademark infringement cases are determined in your country, and how would you judge trademark infringement in this case?**



➤ **Similarity of trademarks**

- ◆ **Standard to determine the similarity of trademarks:**  
Similarity of trademarks should be discussed on the whole by generalizing the impression, memory, suggestion, etc. given to traders and consumers by **appearance, concept, and sound** of a trademark which is used for the same or similar goods or services, in light of the **conditions of the transactions** for the goods or services.  
(Sup. Ct. Feb. 27, 1968 [Hyozan Case] etc.)
- ◆ **Composite trademark :**  
Extracting a part of constituent parts of a trademark and using only such extracted part for comparison with another person's trademark in order to determine the similarity of trademarks themselves should not be permitted unless in the following situations:
  - a. It would not be unnatural to observe each constituent part separately according to the reasonable standard of trade practice.
  - b. One of the constituent parts is acknowledged to give a strong and dominant impression to traders and consumers as a source-identifying indicator of goods or services.
  - c. Other parts cannot be acknowledged to generate any sound or concept as a source-identifying indicator.(Sup. Ct. Dec. 5, 1963 [Lyra-takarazuka Case], Sup. Ct. Sep. 8, 2008 [Tsu-tsu-mi-no-o-hi-na-kko-ya Case] etc.)

➤ **Similarity of goods or services**

"when both goods in question, for reasons such as the fact that they are normally manufactured or sold by the same business entity, might create a misperception of being a product manufactured or sold by the same business entity if the same or similar trademark is affixed, they fall under similar goods"  
(Sup. Ct. Jun. 27, 1961 [Tachibana-masamune Case] etc.)

スライドに挙げられている各最高裁判決が参考になる。

#### ・ 商標の類否判断の基準について

「商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称号等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにしうるかぎり、その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする。」（最判昭和43年2月27日民集22巻2号399頁（昭和39年（行ツ）第110号）〔氷山印事件〕）

#### ・ 結合商標（被告標章2）について

最高裁判決（最判昭和38年12月5日民集17巻12号1621頁〔リラ宝塚事件〕、最判平成20年9月8日判時2021号92頁〔つつみのおひなっこや事件〕）によれば、結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、基本的には許されない。ただし、例外的に許される場合がある。

#### ・ 商品又は役務の類似性について

「指定商品が類似のものであるかどうかは、原判示のように、商品自体が取引

上誤認混同の虞があるかどうかにより判定すべきものではなく、それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にある場合には、たとえ、商品自体が互に誤認混同を生ずる虞がないものであつても、それらの商標は商標法（大正一〇年法律九九号）二条九号にいう類似の商品にあたと解するのが相当である。」（最判昭和36年6月27日民集15巻6号1730頁〔橋正宗事件〕）

## （ASEAN各国）

### 全体的な印象

商標権侵害の判断の要素として、混同のおそれについて、商標の類否や商品等の類否とは別の要素として考えている国が見受けられる。この点、日本では混同のおそれを商標の類否と、商品等の類否の中で考慮し、独立の要素としては考えないため、その点は日本とは異なっている。

商標の類否判断の要素としては、外観、音、概念ないし意義の3要素を挙げる国がいくつか見られ、さらに詳細な要素を列挙している国もいくつかある。商品等についての類否が考慮されることは、ASEAN9か国で共通のようである。

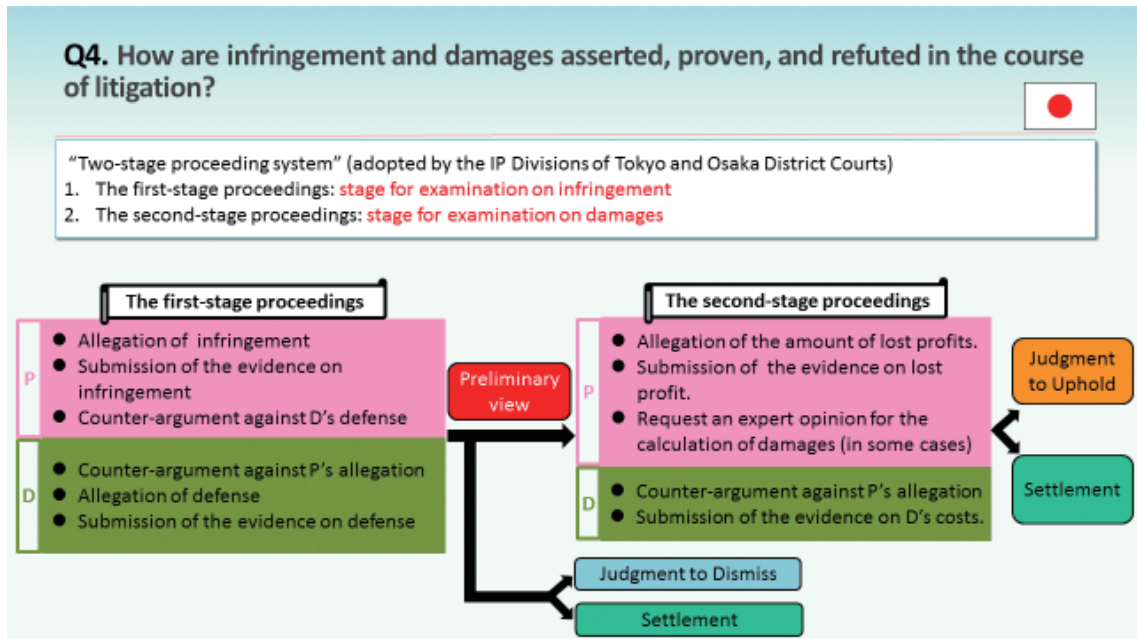
仮想事例の各被告標章との類比については、結論としては同一ないし類似との判断で、ASEAN9か国が一致した。

### 特徴的な国

シンガポールでは、①商標の類似性、②商品等の類似性、③混同を生じるおそれが要件となっている。類似性は、視覚、音、概念的な類似性を見る。被告標章1は同一、被告標章2は類似である。被告標章2については、機械の絵もあるものの、特徴的・中心的なABC Mと入っているというところで、機械の絵の部分を見捨てるわけではないが、全体としてみると類似となる。

フィリピンでは、①一般購入者の一般的な印象、②商標によって生じる視覚的、聴覚的、意味論的な比較、全体的な印象を踏まえて、③商標に類似点と相違点の両方がある場合、これらを互いに比較検討し、どちらが優勢かを判断しなければならない。それを判断するには、最近の例によると、ドミナンステストとされているが、つまり、全体を見るのではなく支配的な部分（ドミナンス）が何なのかということを中心にみていくことになる。

4 侵害論と損害論に関する審理の実務運用について（板井弁護士）  
（日本）



日本では、東京地裁・大阪地裁の知的財産部における実務運用として、第一の段階では侵害論の審理を行い、侵害が認められた場合のみ第二段階の損害論の審理に入るという2段階の審理方式を採っている。

(ASEAN各国)

全体的な印象

日本と同様に、侵害と損害の審理が別の段階で行われると回答した国は4か国（シンガポール、マレーシア、ブルネイ、タイ）であった。他方で、そのような別の段階での審理はしていないと回答した国は2か国（インドネシア、ラオス）であった。


特徴的な国

シンガポールでは、日本と同様、商標侵害の法的責任と損害に関して、別々の訴訟でなく1つの訴訟として提起される。しかし、その訴訟の中で、当事者の一方又は双方が、これを2つのトライアルに分けるということを申請でき、侵害の評価と損害賠償の評価に分けることができる。ディスカバリー制度があるため、損害論のステージにおいて、損害論に関する文書のディスカバリーを行うことになる。このようにして、コストと時間を節約することができる。

マレーシアも同様で、コストと時間を節約するために、侵害論の審理が終わり、侵害が認められた場合のみ、損害論の審理をしている。なお、マレーシアでは、以前はレジストラが損害額の認定をしていたようであるが、現在は侵害論も損害論も同一の裁判官が担当している。

## 5 侵害（額）の算定方法について（辻弁護士） （日本）

**Q5. Please explain how damages for trademark infringement are calculated in your country.**



- Claims for damages on the ground of infringement of trademark right are based on CC Art. 709, including following damages:
  - 1. Lost profits
  - 2. Damages to reputation
  - ◆ No stipulation for punitive damages
- Special provisions for presuming the amount of damages of lost profits (TA Art. 38).
  - 1. **The amount of damages shall be the amount of lost profits which would have been earned by the holder of the trademark right** in the absence of infringement. (para. 1)
    - ◆ Multiplication of the amount of profit per unit of goods which would have been sold by the holder of trademark right in the absence of infringement and the quantity of goods assigned by infringer.
  - 2. The amount of damages shall be presumed to be **the amount of profits earned by the infringer.** (para. 2)
    - ◆ Presumption can be eliminated by the proof of infringer.
  - 3. The amount of damages shall be **the amount of money which the trademark would have been entitled to receive for the use of the registered trademark.** (para. 3)
    - ◆ Calculation based on reasonable royalty rate for the infringement.

商標権侵害を理由とする損害としては、主に、逸失利益と無形損害がある。また、弁護士費用もある。ただし、懲罰的損害賠償はない。実際には、逸失利益の額を証明することは極めて困難なので、商標法38条に損害額の推定等に関する規定が設けられている。

### （A S E A N各国）

#### 全体的な印象

原告の逸失利益や被告が侵害行為によって得た利益を考慮する点は、A S E A N 9 か国で概ね共通していた。合理的な実施料を考慮する国もあった。

また、多くの国で、懲罰的損害賠償を認める傾向が見受けられた。

原告が、損害については立証できたものの、損害額を立証できない場合に、裁判所の裁量により損害額を認めるという国（フィリピン、タイ、ベトナム）もあった。例えば、ベトナムでは、精神的損害を認める旨の規定も設けられている。

#### 特徴的な国

フィリピンでは、損害（額）の算定について、1）被告が権利を侵害しなければ、原告が得られたであろう合理的な利益、又は、2）侵害によって被告が実際に得た利益を使用する。しかし、性質上実際の損害が分からないことも多く、損害が容易に算定出来ない場合には、被告の総売上高の金額又はそれに関連するサービスの価値に基づく合理的な割合を損害額として認定することができる。公衆を誤解させる又は原告を詐取する実際の意図が示された場合には、裁判所の裁量で、損害額を倍額にすることができる。


シンガポールでは、偽造商標については、原告の立証を要することなく、侵害の顕

著さ等の要素を考慮することによって、裁判所が損害額を決定できるという法定損害賠償の条項がある。しかし、実務で活用されている例は少ない。

## 6 不使用による取消しについて（辻弁護士）

（日本）

**Q6. How would the conclusions in prior questions be affected if the registered trademark has not been in use ?**



- Trial for rescission of trademark registration
  - The trademark registration shall be **rescinded** when D filed a request for a trial for rescission of the non-use of the registered trademark, and P cannot prove the usage of the trademark for **three consecutive years or longer** prior to the registration of the request for the trial. (TA Art. 50).
  - The trademark right is deemed to be **extinguished on the date of registration of the request for the trial** when JPO's trial decision to rescind the trademark registration becomes final and binding. (TA Art. 54 para. 2)
    - The conclusion in **Q2** would be affected.
- Additional defense of D:
  1. If the JPO decision above becomes final and binding, P is **not entitled** to seek **injunction and destruction** for the **future**.
  2. If the trial above has been requested and it is obvious of the registration to be rescinded, D may argue that P's seeking injunction and destruction for the **future** constitutes an **abuse of right** ("abuse of right defense").
- ◆ P is still **entitled** to seek **damages** in the **past**.

Q 2 の結論に影響が出る。

まず、特許庁に対して、不使用による取消審判を請求することができる。原告商標を取り消すべき旨の審決が確定した場合には、原告の商標権は消滅する。原告商標は、審判の請求の登録日から、消滅したものとみなされる。

次に、被告は、2つの抗弁を追加することができる。被告は、特許庁の審決が確定した場合、原告には差止請求や廃棄請求をする権利がないと主張することができる。また、被告は、権利濫用の抗弁を主張することができる。

## （A S E A N 各国）

### 全体的な印象

A S E A N 9 か国共通して、原告の商標の不使用を理由とする取消しや消滅等の制度が認められる。また、不使用についての正当事由や特別な事情等があれば、当該商標は取り消されずに保護される点も、ほとんどの国で共通である。

他方で、請求人の利害関係の要否、不使用の起算点や年数、取消し等を知財関係局に請求するか、裁判所の判断によるかなどの条件は、国によって異なる。また、不使用についての実質的な立証責任を、取消しの請求人側が負う国がいくつかあることも、証拠収集の労力等の観点から、実務的には注目すべきところである。

原告による商標の不使用が、本件の判断に影響するかについては、侵害訴訟の中で不使用を理由に原告商標を取り消すという反訴や、あるいは取り消されるべき商標で



あることに基づく抗弁等を提出できるとする国が多かった。例えば、シンガポールでは、不使用で取り消されるべき商標であるとの抗弁、さらに損害が発生であるとの抗弁を被告が新たに提出することができる。また、条文上、インドネシア、マレーシアでは制度として不使用抹消訴訟（日本でいう不使用取消訴訟）を裁判所に提起することとなり、また、シンガポール、ブルネイ、フィリピンでは対象となる商標についての手続や、権利行使の訴訟が裁判所に係属している場合は、取消訴訟も裁判所にするとの規定があるようなので、これらの国で裁判所が侵害訴訟の中で不使用に関する判断をすることは、理解しやすいように思われる。


### 特徴的な国

タイでは、不使用取消の判断を裁判所とは別の機関が行っており、不使用により取り消されるべき商標であることを、被告が訴訟で主張するには、事前に商標委員会（The Trademark Board）に取消請求をして認められる必要がある。

## 7 本件の結論について（岩井弁護士）

（日本）

**Q7. What would be the outcome of this case if it was filed in your country taking into account the available defenses? Please briefly explain your conclusions and reasons.**



➤ Conclusion  
P's claim is expected to be **dismissed**.

➤ Reasons

1. P's registered trademark and D's marks are found to be **similar** as follows;
  - a. Mark 1: **similar**.
  - b. Mark 2: **similar**. There is a ground to extract the word "ABCM" from composite trademark (See Q3), and compare the extracted part with the registered trademark.
  - c. Mark 3: **similar**. Mark 3 is referred to as "エービーシーエム" in the Japanese language, which is **similar** to the registered trademark in the **sound**.
2. P had registered a trademark which is similar to D's marks which embodies the credibility of D, knowing that D intended to sell D's products with D's marks. P's registered trademark shall be deemed to have grounds for **invalidation** as it satisfies the requirement of "unfair purposes" (TA Art. 4, para. 1, item 19) (see Q2), and the exercise of P's registered trademark right shall be regarded as an **abuse of right** (CC Art. 1, para. 3).

結論としては、原告の請求は棄却されるものと考えられる。

理由は、まず、被告標章はすべて、原告商標と類似していると認められる。しかし、原告商標は、商標法4条1項19号の「不正の目的」の要件を充たすものとして無効理由を有するものと認められ、原告の商標権行使は、権利濫用（民法1条3項）とみなされる。

## （ASEAN各国）

### 全体的な印象

原告商標と被告標章のいずれかに、同一、類似、混同のおそれがあるということ

認定するという自体は、ASEAN9か国全てで共通しているようである。

もっとも、本件は、原告は被告の親会社の元総販売代理店であって、販売代理店契約が終了した後、その商標が未だ各国内で登録されていなかったことを奇貨として商標の出願登録をしたという事情がある。そのような事情を考慮して、公平の観点から原告が商標の出願登録をしたときに善意でなかったこと、又は悪意であったということなどを理由に、原告の請求は棄却され得るという点も、ほぼ全ての国で共通した。この善意でなかったこと、又は悪意であったことも法律構成については、商標の無効・取消しの理由になるとしている国が多かった。この無効・取消しの判断については、他の行政機関ではなく、裁判所も侵害訴訟の中で判断できるというような回答をいただいた国も複数ある。

### 特徴的な国

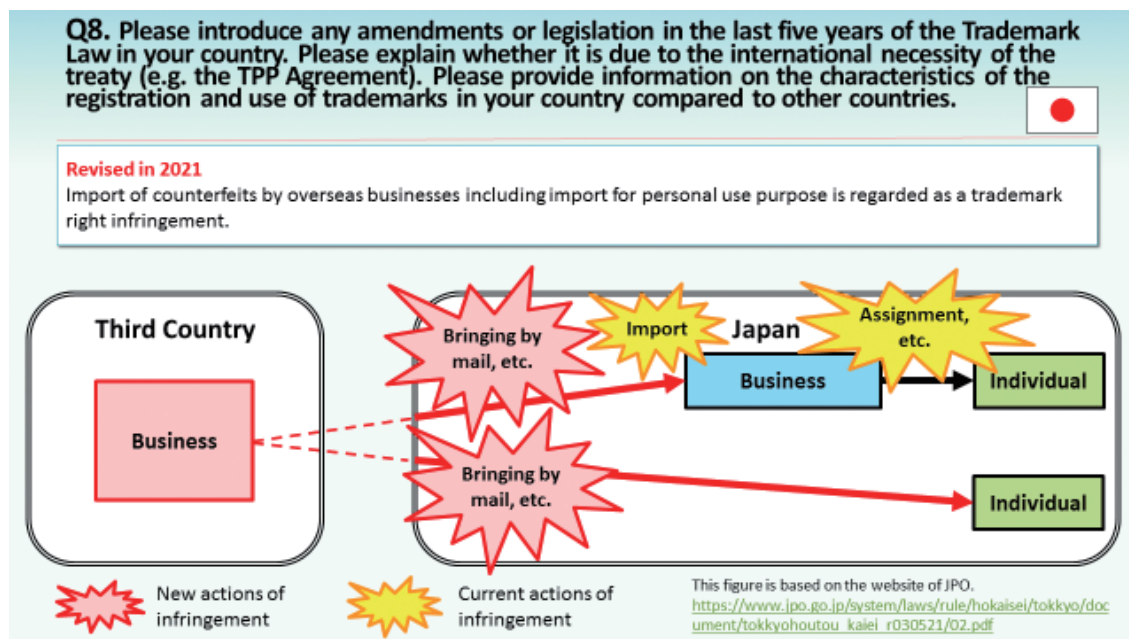
タイでは、この悪意の商標登録の取消しからさらに進んで、悪意での商標登録をしたものはそもそも訴えを提起する権利が認められないという構成が取られている。すなわち、タイの商標法では実際の所有者（actual owner）でなければ、商標法上の保護を受けられず、本件のような悪意の商標の場合、無効・取消しという手続を経ずに、端的に商標法上の保護に値しないという構成により、侵害訴訟において棄却されることになる。なお、取消しを求める場合には反訴を提起する必要がある。

ブルネイでも、商標の無効・取消しについては、他の機関ではなく、裁判所でも判断することができる。被告は、悪意による商標登録を無効事由として、登録無効の反訴を提起でき、本件では、悪意が認められると思われる。また、被告は、パッシングオフ権／先行権利の反論をすることができ、これはコモンローのパッシングオフに基づく権利であり、被告が善意であることと、ブルネイのマーケットで知名度（評判）があるという要素を満たす必要がある。このブルネイのマーケットでの知名度については、ブルネイ国外のマーケットでの知名度も考慮され、国境の近接性等も考慮しつつ、その知名度がASEAN諸国で確立されたものか、ブルネイのマーケットにとってどれくらい重要なものかなども考慮される。

インドネシアでは、まず原告商標の取消訴訟を提起することになるが、その前提として、被告自身が、被告標章の商標登録の出願をする必要がある。登録出願をしたという証拠を持って、この取消訴訟を提起するわけである。結論として、原告は、被告標章が海外で既に周知であることを知って、悪意を持って商標登録をしているので、悪意による出願となり、原告商標は無効となる。

## 8 近時の商標法の改正について（岩井弁護士）

（日本）



改正の目的は、個人使用目的の模倣品が、他国から日本に流入することを禁止すること。この目的を達成するために、新商標法（2021年改正後の商標法）では、スライド中の赤で書かれている行為を模倣品の輸入による侵害とした。

（ASEAN各国）

マレーシアから、2019年に大規模な商標法の改正があった旨の説明があった。

### 第4 模倣品に対する行政上のエンフォースメントの事例と設問

#### 1 事例

#### － 模倣品に対する行政上のエンフォースメント －

- 1) 権利者A社（本社：貴国）は、貴国において、指定を「被服」として、下記商標（以下「本件商標」という。）についての登録を有している。A社製のTシャツの多くは、左胸に本件商標を付している。

本件商標：

**AREEEA**

本件商標を付したA社商品：



2) A社の従業員は、貴国の首都に所在するとある市場において、胸の部分にA社の商標によく似た標章がそれぞれ大きく付された2種類のTシャツが、A社の許可なく、販売されていることを確認した。なお、これらは、B社（本社：貴国）の商品である。

B社標章1：



B社商品1：



B社標章2：



B社商品2：



3) なお、A社の従業員が、ネットサーフィンをしていたところ、これらのB社商品が、A社の許可なく、ECサイト“E-lulu Shopper!”(同サイトは、1億点を超える商品があり、20万以上のショップが出店する大規模なオンラインマーケットプレイスである。)でも販売されていることを確認した。

## 2 設問

[Q1：窓口]

模倣品の摘発について、最もよく利用される機関はどこか。

事例において、A社が、A社の商標権を侵害する疑いのあるB社商品を発見した場合、まずは、どこの機関に相談に行くのが適切か。

(1.1) 警察又は裁判所以外に、模倣品の摘発の相談をすることができる行政機関があるか。

(1.2) その行政機関は、模倣品の摘発において、どのような権限を有しており、どのような措置をとることができるか。

[Q2：侵害判断をサポートする機関]

摘発の初期段階で、誰が侵害判断をするか。

事例において、A社から情報提供を受けた機関(警察 or それ以外の行政機関)は、侵害判断をする際に、自らのみで判断しているか、又は、他の行政機関等のサポートを受けて判断しているか。そのような場合には、どの行政機関等がサポートをしているか。

[Q 3：提出書類]

権利者が、模倣品の摘発申請を行う場合、どのような書類等（サンプル品等含む。）を提出する必要があるか。

事例において、A社は、どのような書類等を提出する必要があるか。

[Q 4：摘発申請から救済措置までの一連の流れ]

摘発申請から救済措置（罰金、模倣品の廃棄、刑事告訴等）までの一連の流れは、どのようなものか。

事例において、A社の立場からみると、模倣品の摘発申請をした後、摘発がされ、救済措置に至るまでにはどのような一連の流れをたどり、どの程度の時間がかかるのか。

（4.1）救済措置までの間に、権利者と侵害者の間で和解（示談）が行われることがあるか。

（4.2）事件が和解（示談）で終了する割合は、おおよそどの程度か。

[Q 5：罰金等の制裁]

行政機関において、商標権侵害があったと判断した場合に、侵害者には、どのような制裁がされるのか。また、罰金の場合には、どのようにして罰金の金額を決めるのか（算定基準、再犯による加重等）。また、罰金を課する主体は、どこの機関（警察 or それ以外の行政機関）か。

事例において、商標権侵害があったと判断された場合に、B社にはどのような制裁がされるのか。

[Q 6：費用負担]

摘発の一連の流れの中で、権利者に有利な侵害判断がされたにもかかわらず、権利者が負担しなければならない費用は何か。

事例において、A社は、例えば、模倣品（B社商品）を運ぶトラックのチャーター代、保管費用（倉庫）、廃棄費用などを負担することになるのか。また、その金額の計算はどのようにされるのか。

[Q 7：eコマースサイト]

（7.1）サイト上に掲載されている模倣品の削除をどのようにして行うか。

（7.2）サイト上での模倣品の販売行為が中止されない場合、サイト運営者（“E-lulu Shopper！”）に対して、法的責任（損害賠償）を求めることができるか。

（7.3）ネット上の模倣品販売者に対して、民事上又は刑事上の法的責任を求めるときには、どのようにすればよいか。また、その前提として、権利者

は、どのようにして、模倣品販売者の氏名・住所等の個人情報入手することができるか。

(7.4) ECサイト上での模倣品販売を監視する公的なシステム—例えば、警察や行政機関などによる監視システム—があるか。その根拠となる法律や仕組み（組織体制等）はどのようなものか。

## 第5 模倣品に対する行政上のエンフォースメントに関するASEAN各国の議論

第4の事例を用いて、日本及びASEAN8か国の模倣品に対する行政上のエンフォースメントについて、議論がされた。

模倣品への対応は、いくつかの方法がある。例えば、民事訴訟を提起すること、警察に告訴すること、模倣品が海外から流入しないように税関と協力することである。それに加えて、ASEAN諸国では1つの有力な手法として、模倣品に対しての行政機関による取締りが行われている。模倣品に関して、行政機関が対応するということが、コストパフォーマンス、すなわち時間と費用の節約という意味で効果的に機能している<sup>3</sup>。そこで、この行政上のエンフォースメントに関するASEAN各国での現状について議論することとした。

ASEAN各国の状況については、説明を加えたほか、当職作成の各国の回答をまとめたパワーポイント資料を掲載した。

### 1 窓口

模倣品の摘発について、もっとも利用しやすい窓口はどこか（最もよく使われる窓口はどこか。）についての質問である。警察以外の窓口の場合には、その機関がどういことができるか、摘発ができるか、警察や他の機関と協力して何かするのかなどについても尋ねている。

日本では、模倣品への対応としては、民事訴訟（民事保全手続を含む。）、税関による対応、刑事訴訟（警察による対応を含む。）等があるが、民事保全をはじめとする裁判所の民事手続が比較的有効に活用されているものと思われる。シンガポールも同様であり、基本的には、私人の権利救済のために、裁判所等の手続を活用することと

<sup>3</sup> 日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所知的財産部「ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査」（2017年9月）によれば、ベトナムにおいて、行政手続が重用されている主な理由として、手続がより簡素であり、民事あるいは刑事手続に比して、所要費用及び所要期間が少ないことが指摘されており、一般的には、民事、刑事、そして行政手続に係る所要期間及び弁護士費用概算（裁判費用及び諸経費を含む）の目安は、概ね以下の通りと認識されているとのことである。なお、1米ドル=111.88円で換算。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/vn/ip/pdf/report\\_chizai\\_201709.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/report_chizai_201709.pdf)

1) 民事手続

所要期間：約1～2年程度（第一審のみ）

弁護士費用概算：US\$30,000～50,000（約3,356,400～5,594,000円）

2) 刑事手続

所要期間：約6か月～1年程度（第一審のみ）

弁護士費用概算：US\$10,000～30,000（約1,118,800～3,356,400円）

3) 行政手続

所要期間：約30～45稼働日程度

弁護士費用概算：US\$5,000～8,000（約559,400～895,040円）

なる。これに対し、シンガポール以外の上記ASEAN各国では、模倣品に対する行政対応が可能な窓口機関があることが確認された。

(陸のASEAN)



陸のASEAN各国において、対応可能な機関は下記のとおりである。

#### カンボジア

##### カンボジア模倣品対策委員会（CCC：Counter Counterfeits Committee）

模倣品対策委員会（CCC）は、模倣品に関する通報を行う上で最も適切な機関である。模倣品対策委員会には、以下のような重要な役割と責任がある。

- ①模倣品対策として、国内外の機関と協力する。
- ②模倣品の出所と輸入・生産・保管・流通を調査する。
- ③模倣品の取締を行う。

模倣品対策委員会（CCC）は、苦情申立てを受けると、その苦情に対応するための委員会を設置する。この委員会は、内務省内に設置され、合計14の省庁や機関（警察等）で構成される。通常は、警察等の執行機関で構成されるが、事案の特殊性に応じて他省庁の専門家が加わることがある。模倣品対策委員会（CCC）は、強制措置を調整し、刑事訴追のために検察官に事件ファイルを転送する。すなわち、模倣品対策委員会（CCC）が苦情を受理し、検察へと事件が送致され、検察による捜査等を経て、刑事訴訟になり得るということである。

また、事例では、A社は、商務省（MOC）の知的財産権部（DIPR）に出向き、侵害者を特定するための商標調査の実施を求めることができる。また、A社は、登録機関から諮問意見を得る目的で、侵害評価（IE）の申請を行うことができる。この意見は、裁判所を含む関連当局へのあらゆる可能な苦情の根拠となり得る。



## ラオス

### 工業商務省知的財産局 (Department of Intellectual Property)

最も一般的なルートは、まず、知的財産局 (D I P) に連絡し、法的助言を受けらるか、事例を特定し、権利者が類似商標を見つけた場合には、知的財産局 (D I P) から証明書を発行してもらい、権利者の商標権を侵害しているかどうか確認した上で、執行当局に連絡することである。

実際に立件するために、最初のステップは、侵害の証拠を収集することである。次に、観察された侵害に関し、知的財産局 (D I P) のアドバイス、調査・特定を求めることができる。法的措置が検討される場合に、この公式な見解 (証明書) は、より強力な根拠となり得る。その後、経済警察、貿易局、経済紛争処理委員会、検察に直接連絡又は相談することができる。

## タイ

1. 経済警察 (Economic Crime Suppression Division)
2. 法務省特別捜査局 (Department of Special Investigation)

模倣品対策としては刑事措置が主流であり、一般に、経済警察により行われている。ただし、特別捜査局も、大規模な事件 (模倣品価値が1000万THB以上で、タイ経済にインパクト、国際関係に影響を及ぼす事件) については担当し、警察と同じような模倣品の捜査等を行うことができる。

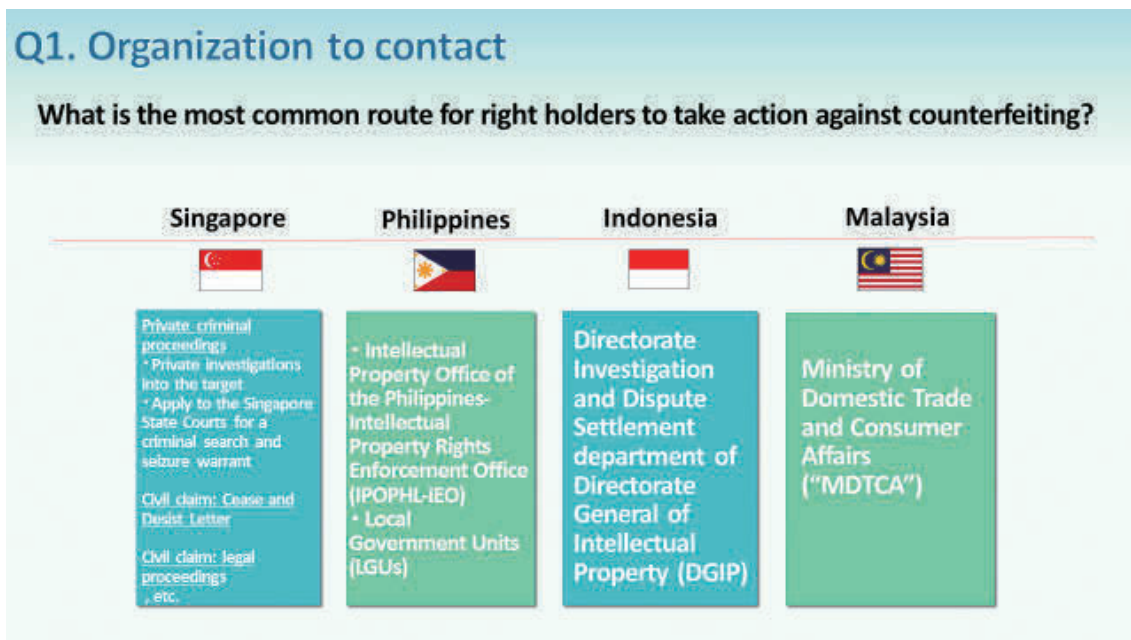
## ベトナム

1. 科学技術省監査局 (Inspectorate of the Ministry of Science and Technology)
2. 経済警察 (Economic Police)
3. 商工省市場管理総局 (Market Surveillance)
4. 人民委員会 (People's Committee)

経済警察に加えて、科学技術省監査局や市場管理総局のように<sup>4</sup>、模倣品に関する調査 (調査、捜査、押収を含む。) を行う行政機関がある。

これらの行政機関は、模倣品生産現場や模倣品取引業者に直接接触し、情報を収集することにより調査を行うことができ、また、家宅捜索を行うこともできる。なお、権利者が侵害処理を要求する場合には、侵害している組織や個人の侵害を証明する証拠を提出しなければならない。

<sup>4</sup> 日本貿易振興機構 (JETRO) ハノイ事務所「ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査」(2015年3月)を参照すると、科学技術省については、中央レベルにおいては科学技術省監査局が担当し、地方レベルにおいては各省市の科学技術局直轄の監査室が担当する。商工省については、中央レベルにおいては、市場管理総局が、地方レベルにおいては市場管理支局が担当する。前掲注3の「ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査」28頁によれば、実務上、ほとんどの工業所有権侵害ケースは市場管理局により対応されており、また、市場管理局は多くのスタッフを抱えており、ベトナム国内の全ての省及び都市に拠点を有しているとのことである。



海のA S E A N各国において、対応可能な機関は下記のとおりである。

#### シンガポール

該当なし。

私的刑事手続（Private criminal proceedings）、民事上の請求（排除措置命令書、法的手続）等を利用する必要がある。

#### フィリピン

1. フィリピン知的財産庁の知財権執行部（I E O：IPR Enforcement Office）  
（I P O P H L - I E O：Intellectual Property Office of the Philippines-Intellectual Property Rights Enforcement Office）
2. 地方自治体（L G U s：Local Government Units）

権利者は、まず、フィリピン知的財産権庁の知的財産権執行部（I P O P H L - I E O）に連絡し、模倣品に対してどのように対処したらよいかアドバイスや指導を受けることができる。知的財産権執行部（I P O P H L - I E O）は、模倣品を販売するための事業所を訪問し、検査し、調査することを可能にする訪問命令を発行することができる。また、模倣品の流通、取引、販売、販売の申出の停止を指示する命令を発行する権限も有している。

#### インドネシア

##### 知的財産総局の捜査・紛争解決局

（D G I P：Directorate Investigation and Dispute Settlement Department of Directorate General of Intellectual Property）

知的財産権者は、知的財産総局（D G I P）の捜査・紛争解決局にレポートでき、そこには、知的財産権侵害が起きた場合、行政処分を行うことができる公務員調査官がいる。この知的財産法に関する公務員調査官は、模倣品の押収、捜査、逮

捕等の行政処分を行う権限を有している。

## マレーシア

### 国内取引消費者省

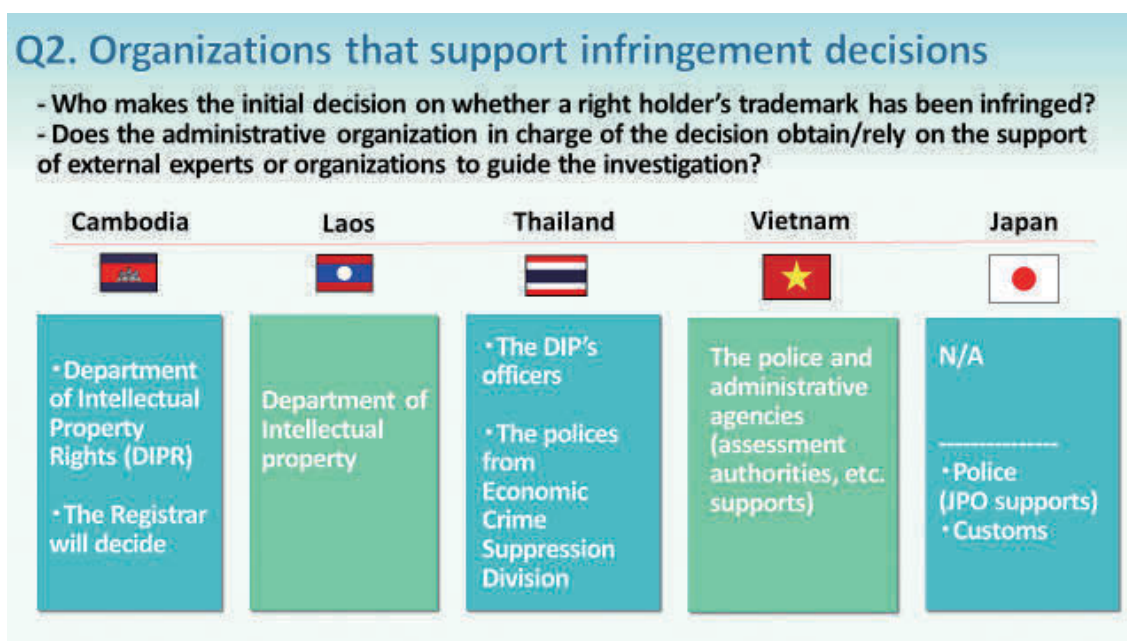
(M D T C A : Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs)

国内取引消費者省 (M D T C A) が、模倣品に対する措置や権利者が苦情を申し立てるための行政機関となっている。国内取引消費者省 (M D T C A) の執行官は、訪問、搜索、押収を行い、偽造した疑いのある者を逮捕する権限を有している。

## 2 侵害判断をサポートする機関

摘発の最初の段階で、誰がその侵害判断をするかという質問である。警察等の捜査権者が、摘発の際の侵害判断をする際に、警察等が自らだけで侵害判断ができることは多くないと思われる。特に、地方の警察等では、知的財産の知識がある人材も少ないと思われる。そこで、侵害判断の際に、行政機関がサポートをしているかどうかも尋ねている。

(陸の A S E A N)



## カンボジア

通常、商標権者は、商務省 (M O C) の知的財産権部 (D I P R) に苦情を申し立て、紛争解決を要求することができる。そして、次のプロセスとして、知的財産権部 (D I P R) は、両当事者を呼び出し、彼らの主張をまとめる。すなわち、事件を受理し、当事者を呼び出し、調停をするというプロセスを経る。この調停において、知的財産権部 (D I P R) が、侵害の存在を確認した場合には、登録官 (R e g i s t r a r) は侵害者に対して、侵害行為の停止を決定する。

## ラオス

知的財産局は、知的財産権の登録と保護を担当する行政機関であり、権利者の商標が他者から侵害されているかどうかを最初に判断する。

## タイ

実務的には、商標権者は、商務省の知的財産局（D I P）の担当者や経済犯罪抑止部の経済警察と協力して、オンラインとオフラインの両方で市場を監視する。

## ベトナム

警察と行政機関は、商標権侵害の有無を判断する完全な権限を有している。

権利者は、行政機関に提出する要請書において、真正品と模倣品の標識の類似性・同一性の程度を分析しなければならないこととされている。法律によれば、侵害を処理する権限を有する行政機関が、侵害の特定に責任を負わなければならない。もっとも、行政機関は、評価機関、知的財産を担当する国家管理機関、他の執行機関、及び専門家に相談する（協議会を設置することもできる）など、多くの関連機関に相談することができる<sup>5</sup>。

## (海のA S E A N)

**Q2. Organizations that support infringement decisions**

- Who makes the initial decision on whether a right holder's trademark has been infringed?
- Does the administrative organization in charge of the decision obtain/rely on the support of external experts or organizations to guide the investigation?

Singapore	Philippines	Indonesia	Malaysia
<ul style="list-style-type: none"><li>* Rights holders to apply to the Singapore State Courts for criminal search and seizure warrants to conduct a raid, so as to obtain evidence of the offence. "Initial decision" is made by the Court.</li><li>* Rights holder typically engages a licensed private investigator to conduct surveillance and investigations against the counterfeiter.</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>* IPOPHL- BLA(Bureau of Legal Affairs) makes the decision</li><li>* Deciding body requires experts from the right holders to identify and certify that the goods are counterfeit</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>Investigators will ask for expert witness which can come from Directorate General of Intellectual Property (DGIP) or academics to determine whether there has been a violation</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>* MDPCA enforcement officers can make the infringement decision by themselves.</li><li>* MDPCA officers do not obtain/rely on the support of external experts or organizations to guide the investigation but may refer to any experts or organizations file Intellectual Property Corporation of Malaysia (MYIPO) to get opinions if needed.</li></ul>

## シンガポール

裁判所に対し、捜索差押令状の申請をすることになる。

権利者にとって重要なことは、犯罪の証拠を得るために、家宅捜索を行うための刑事捜索令状と差押令状をシンガポールの裁判所に申請することである。したがって、最初の決定は裁判所が行う。裁判所は、偽造者と疑われる者の敷地内に侵害品

<sup>5</sup> 前掲注4の「ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査」15, 18, 19頁によれば、「標章模倣または商標、特許、意匠等を権利侵害する産業財産権侵害品を担当する執行機関は、知的財産研究所（Vietnam Intellectual Property Research Institute - VIPRI）の鑑定結果または知的財産庁の専門家の意見に基づいて処理が行われる。」とのことであり、実務上、権限機関による取締の後、知的財産研究所（VIPRI）、科学技術省（MOST）直轄の調査機関）による鑑定又は査定がされる事案も見受けられるようである。

／複製品が存在すると疑うに足る合理的な理由があるという認定をしなければならない。

裁判所に合理的な疑いがあることを認定させるために、権利者は、通常、ライセンスを持った私的捜査員を雇い、偽造者に対する監視と調査を行わせる。これには、通常、サンプルの購入、バックグラウンドチェック、インターネットチェック、市場調査等が含まれる。

私的捜査員が作成した証拠は、その後、私的捜査員が作成した訴状に、権利者の法定宣言を添付した形で裁判所に提出され、真正品の特徴を強調し、侵害者が扱っている商品が偽造品である理由を説明することになる。裁判所は、判決を下す際に、認可を受けた私的捜査員が提出した証拠に依拠することができる。

疑惑を抱く合理的な理由があることが確認されると、裁判所は捜索差押令状を発行する。

## フィリピン

訴状や事件の提出先や性質によって異なる。

権利者が、検察庁に対し、商標権侵害の刑事告訴をした場合、検察官が、提出された証拠によって、権利者の商標が侵害されたかどうかの最初の判断をする。

権利者が、知的財産庁の法務局（I P O P H L - B L A : Bureau of Legal Affairs）に行政事件を持ち込んだ場合、法務局（B L A）は、権利者の商標が侵害されたか否かを判断する<sup>6</sup>。

また、権利者自身が、専門家に依頼し、模倣品であることを証明することも多い。

## インドネシア

通常、調査官は、知的財産権の侵害を発見した場合、知的財産総局（D G I P）の専門家や学識経験者の専門家意見を求め、知的財産権の侵害があったかどうかを判断する。

## マレーシア

アシスタントコントローラーとして任命を受けた国内取引消費者省（M D T C A）の執行官は、偽造に対する調査及び執行の権限を与えられている。国内取引消費者省（M D T C A）の職員は、提出された書類や情報に基づいて、自ら侵害の判断を行うことができる。

国内取引消費者省（M D T C A）の職員は、調査をするために、外部の専門家や組織の支援を得たり頼ったりすることはないが、必要に応じて、マレーシア知財公社（M y I P O）等の専門家や組織に照会して、意見を聞くことは可能である。

<sup>6</sup> なお、J E T R O シンガポール事務所知的財産部「フィリピンにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査」（2017年4月）20、21頁に記載の事例をみると、フィリピンの警察は、侵害品の捜査を行う際には、裁判所から捜査令状を取ることが必要であるようである。したがって、権利者から摘発の申立があった場合、警察が調書を作成し、裁判所に捜査令状の発行を申し立てる必要があると思われる。他方で、本文のとおり、B L A（法務局）は紛争解決機関であるので、権利者がB L Aに紛争解決を申し立てた場合（侵害差止請求、損害賠償金請求）、B L Aは自ら侵害の有無を判断し、侵害差止、賠償金支払い命令などの決定をする。

### 3 提出書類

提出書類については、各国とも概ね共通しており、一般的にいえば、①権利者及び侵害者を特定する情報、②商標登録証、③侵害の証拠（実物又は写真等）、④どこでその侵害が起きたのかということを示す証拠等である。

(陸のASEAN)

**Q3. Documents to be submitted**

**When the right holder submits a request for investigation of counterfeit products, what documents and other items (including sample goods) are required to be submitted?**

Cambodia	Laos	Thailand	Vietnam	Japan
 <ul style="list-style-type: none"><li>- All relevant documents in order to prove ownership of the relevant marks</li><li>- Evident of infringement such as samples and photo of infringing products.</li></ul>	 <ol style="list-style-type: none"><li>1) A copy of certificate of trademark registration</li><li>2) The power of attorney in the case of filing complaint through the trademark representative</li><li>3) The sample of genuine and fake goods or can be a clearance photo of comparison of genuine and fake one</li><li>4) Other supplement information or evidence</li></ol>	 <ul style="list-style-type: none"><li>- Trademark Registration Certificate</li><li>- Sample goods etc.</li></ul>	 <ol style="list-style-type: none"><li>1) Documents describing or photographs of the infringement</li><li>2) Infringing goods or services</li><li>3) Location where the infringement had occurred</li><li>4) Samples and evidence to support administrative agencies in defining the infringement</li></ol>	 <ol style="list-style-type: none"><li>1) Identification</li><li>2) Documents</li><li>3) Register of trademarks</li><li>4) Trademark gazette</li><li>5) Documents certifying the details (photographs, pamphlets, print outs of EC website screenshots, samples of the other party's product, etc.)</li></ol>

#### カンボジア

A社は、関連商標の所有権を証明するために、全ての関連書類を提出する必要がある。また、侵害品のサンプルや写真など、侵害の証拠となる書類も提出する必要がある。

#### ラオス

十分な証拠が収集された場合には、知的財産局（DIP）に意見を求めることも可能である。調査及び識別の請求の際に提出される書類は以下の通りである。

- ① 商標登録証の写し
- ② 商標代理人を通じて申し立てる場合は、委任状
- ③ 真正品と偽物のサンプル。又は、真正品と偽物の比較のためのクリアな写真
- ④ その他の補足情報又は証拠

#### タイ

警察の捜査のために、商標登録証、サンプル品等を提出する必要がある。

#### ベトナム

権利者は、下記証拠を同封した侵害処理要求書を提出しなければならない。

- ① 侵害処理を要求する権利を証明する書類
- ② 侵害商品・サービスの説明書類や写真
- ③ 侵害が発生した場所に関する証拠
- ④ 行政機関が侵害行為や侵害商品・サービスを定義する際にサポートするサン

## プルや証拠等

事例では、A社は、ベトナムで保護されている商標登録証明書、本物のシャツと侵害標章の入ったシャツの写真（又はサンプル）、市場取引の証拠（特にこの場合、インターネット上での取引）を添付した侵害処理依頼書を提出しなければならない。権利者であるA社は、ウェブサイト「E-lulu Shopper！」での出店やB社の店舗で撮影した侵害の兆候を含むシャツを販売している写真（もしあれば）を記録し、執行を求めることができる。

## （海のASEAN）

### Q3. Documents to be submitted

When the right holder submits a request for investigation of counterfeit products, what documents and other items (including sample goods) are required to be submitted?

Singapore	Philippines	Indonesia	Malaysia
 To obtain a criminal search and seizure warrant, a rights holder would have to make its application to Court with a complaint made by the rights holder. Supported by a statutory declaration exhibiting evidence of infringement obtained through the rights holders' initial investigations into the counterfeiter.	 1. Certificate of registration of the intellectual property 2. Name and address of the respondent 3. Nature of the IPR violation 4. Complete details of the place or establishment to be subjected for visit 5. Evidence in support of the complaint 6. Certification against non-forum shopping, etc.	 1. Proof of ownership IP like certificate of mark, patent, industrial design or evidence as author for copyright, license agreement. 2. Sample original and fact product, 3. Locus of IP infringement, 4. Suspect identity.	 1. Letter of complaint 2. Letter of authorization from trademark owners if the complaint is filed by authorized representatives 3. Surveillance report 4. Samples of the original and counterfeit products or photographs 5. Registrar's Verification from the Registrar of Trademark (where applicable).

## シンガポール

権利者は、以下のいずれかの方法で、捜査を依頼することができる。

- シンガポール警察IP権利部（IPRB）に告訴する
- 私訴の場合、ライセンスを持つ私的捜査員を使って私的調査を行い、その後、裁判所に刑事捜索・押収令状を申請する。刑事上の捜索・押収令状を取得するための必要書類としては、権利者は、権利者の最初の調査によって得られた侵害の証拠を示す法定申告書を添付した訴状を裁判所に提出する必要がある。

## フィリピン

手数料に加えて、以下の情報や証拠を添付して苦情を提出することが必要となる。

- ① 申立人の氏名及び住所
- ② 申立書を提出する正式な代理人の委任状／権限
- ③ 関係する知的財産のフィリピン政府機関による登録証の謄本、又は、著名な商標の場合はフィリピンの管轄当局による宣言／証明書、著作権及び関連する権利の場合は権利の宣誓供述書

- ④ 相手方の氏名及び住所
- ⑤ 知的財産権侵害の性質（すなわち，侵害，不正競争，海賊行為等）
- ⑥ 訪問の対象となる場所又は施設の完全な詳細
- ⑦ 申立を裏付ける証拠品（もしあれば）
- ⑧ 非フォーラムショッピングに対する証明書

#### インドネシア

- ① 商標，特許，工業デザイン，著作権，ライセンス契約の証明書など，知的財産権を証明するもの
- ② オリジナル製品，偽造製品のサンプル
- ③ 知的財産権侵害の場所
- ④ 被疑者の身元

#### マレーシア

提出書類は，①申立書，②代理人による訴状の場合は商標権者からの委任状，③監視報告書，④オリジナル商品と模倣品のサンプル又は写真，⑤商標登録機関からの登録者証明書（該当する場合）である。

#### 4 摘発申請から救済措置までの一連の流れ

摘発の一連の流れについての質問である。最終処分までの時間が短いほうが使い勝手が良いものの，差押え（摘発）はしているが，最終処分（刑事告訴，場合によっては廃棄等）までが時間がかかるケースもあるようである。また，一般に，裁判になると，行政上のエンフォースメントに比して，時間がかかるようである。和解をする例もあるが，和解の割合については，性質上，統計があまりないという印象であった。

(陸のASEAN)

**Q4. Procedure from a request for investigation to a remedy or relief**

**What is the procedure from a request for the administration to conduct an investigation to the imposition of a remedy or other relief (fine, disposal of counterfeit goods, criminal prosecution, etc.)? what is the average term required to complete the procedure?**

Cambodia	Laos	Thailand	Vietnam	Japan
 <ul style="list-style-type: none"> <li>• Trademark owner can submit a complaint to court</li> <li>• In civil action the court will consider of compensation for actual and punitive damages. In criminal actions, the court has power to award imprisonment, seizure and destruction of counterfeit goods.</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• It can be settlement among the right holder and the infringer.</li> <li>• If the infringer just only the sellers of counterfeit not producer of goods, right holders request administrative dispute resolution, administrative organization investigate case, sending warning letter to shops or market and recorded the amount, seizure and destroyed counterfeit goods.</li> </ul>	 <p><b>No settlements. The trademark infringement is the action of criminal under Trademark Act.</b></p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• If signs of criminal infringements is found, the administrative agencies must transfer the case file to competent criminal prosecution agencies for handling.</li> <li>• Company A needs to carry out assessment on the counterfeit goods and determine the value of counterfeit goods to decide whether to handle the case by administrative actions or criminal measures.</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• There are no special procedures for counterfeit products; the same procedures used in general criminal cases apply.</li> <li>• The process is: complaint ⇒ acceptance ⇒ start of investigation ⇒ referral to prosecutor ⇒ Prosecution by the prosecutor.</li> </ul>



## カンボジア

商標権者は、裁判所に訴状を提出することができる。裁判手続は民事訴訟と刑事訴訟で構成される。民事訴訟の場合、裁判所は、実際の損害と懲罰的損害賠償を検討することになる。刑事訴訟の場合、裁判所は、懲役刑、模倣品の押収、廃棄を命ずる権限を有する。

行政救済の前に和解が成立するケースもあると思われる。おおよその割合は分からないが、非常に少ない。

## ラオス

和解に至るケースはほとんどない。なぜなら、侵害者は、供給者や製造者ではなく、模倣品の販売者である場合があるからである。商標権者が、市場や店舗を調査し、そこで多くの模倣品が販売されていることを発見した場合、販売者は、それが本物であるか模倣品であるかを知らないし、そのような情報についてのいかなる情報源を提供することも避けるからである。

このように、権利者と侵害者の間で和解することはできるものの、侵害者が模倣品の販売者だけで、当該商品の生産者でない場合には、権利者は、行政紛争解決を要請し、行政機関が審査・調査し、店舗や市場に警告書を送付して金額を記録し、模倣品を押収・廃棄することになる。

## タイ

刑事手続による。

商標権侵害は、商標法上の刑事罰の対象となるため、和解もできない。

## ベトナム

行政機関による処理から刑事処分までの流れとしては、行政機関による商標権侵害の処理の過程で、知的財産権に対する犯罪的侵害の兆候が発見された場合、行政機関は事件ファイルを、管轄の刑事検察機関に移送して処理しなければならない。

この場合、A社は、模倣品に関する評価を行い、模倣品の価値を判断して、行政処分と刑事処分のいずれで処理するかを決定する必要がある。

和解については、和解により事件を終了することも可能であり、実際、権利者と侵害者が、行政訴訟や刑事訴訟を開始する前に、合意に至ったケースもある。和解に関する公式な統計はない。

#### Q4. Procedure from a request for investigation to a remedy or relief

What is the procedure from a request for the administration to conduct an investigation to the imposition of a remedy or other relief (fine, disposal of counterfeit goods, criminal prosecution, etc.)? what is the average term required to complete the procedure?

Singapore	Philippines	Indonesia	Malaysia
			
In our experience, both civil and criminal actions may last between 12 to 24 months from the time the action is commenced until the trial of the hearing.	It will take 60 to 90 working days from date of receipt of verified complaint (may be longer depending on complainant) to undertake enforcement action.	They can make complaints online through the DGIP website, the settlement of the case depends on the difficulty level of the case but in our regulations it ranges from 3 months to 9 months.	*When necessary documents received by MDTCA, the enforcement officers will conduct visits, searches, seizures and arrest the suspected. *Investigations will be carried out and referred to Deputy Public Prosecutor to compound or charge the infringer.

#### シンガポール

民事訴訟、刑事訴訟ともに、訴訟が開始されてから審理が行われるまで12か月～24か月かかる場合がある。

刑事訴訟の場合、偽造者が召喚状の送達を受けてから妥当な期間内に有罪を認めた場合、偽造者がいつ有罪を認めたかによるが、その期間は6か月～12か月程度に短縮される可能性がある。

民事訴訟の場合、緊急差止の申請が数日以内に裁判所で審理される可能性がある。また、権利者が偽造者に対して略式判決を申請した場合、訴訟開始の時点から4か月程度で、偽造者に対する判決がされることもあり得る。

民事請求の和解は一般的に機密であるが、権利者は偽造者に対する民事請求を私的に和解させることができる。その機密性を考えると、模倣品業者に対する民事請求がどれだけ当事者間で和解しているかは明らかでない。

私的訴追の申立人は、例えば、訴えられた偽造者が他の訴追について有罪を認めれば、特定の訴追を考慮することに同意することによって、訴えられた偽造者と手続を解決することも可能である。一般的に、被告人である偽造者は特定の罪状について有罪を認めることに同意し、その他の情状は判決のために考慮される。これらの和解条件は、常に検察庁の承認が必要である。

#### フィリピン

苦情申立書を受領してから、強制措置に着手するまでには60営業日～90営業日かかる（内容によってはそれ以上かかる場合もある）。

当事者は、法務局のADRサービス（BLA-ADRS）に調停を申請するオプションがあり、和解も可能である。調停に付された案件は、約30%の和解率である。

## インドネシア

知的財産総局（D G I P）のウェブサイトからオンラインで苦情を出すことができ、解決までの期間は、案件の難易度によるが、規定では3か月～9か月である。

また、規則では、調停で解決を図ることになっているが、成功率はあまり高くない。

## マレーシア

国内取引消費者省（M D T C A）が必要書類を受理した場合、執行官は、必要に応じて、訪問、捜索、押収を行い、偽造の疑いがある者を逮捕する。捜査が行われ、検察官に送致され、侵害の疑いのある者を起訴する。

権利者と侵害者が、行政救済の前に和解するケースもある。権利者と侵害者の間で和解が成立するケースの割合は、約10%である。

## 5 罰金等の制裁

罰金については、日本では行政上の罰則というのではなく、刑事上の罰則のみとなる。これに対し、一部の国では、警察や行政機関が、そのような罰金等を課する権限を有していることが確認された。罰金の金額については、日本企業の感覚からすると、やや低く感じることもあるのではないかとと思われる。

(陸のA S E A N)

**Q5. Fines and other sanctions**

- What kind of sanctions will be imposed on the infringer upon a decision of infringement?  
- If a fine is imposed, how will the amount of the fine be determined (calculation criteria, aggravated punishment for a second or further repeated infringement, etc.)?

Cambodia	Laos	Thailand	Vietnam	Japan
				
<ul style="list-style-type: none"><li>• Fine from 250\$ to 5000\$</li><li>• Imprisonment from 1 month to 5 years.</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• Second or later unintentionally violate the IP law which are not criminal offences shall be fined 1% of the damages value occurred.</li><li>• Intentionally violation for a second time or repeatedly shall be fined 5% of the damages value occurred for each violation.</li></ul>	N/A	<p>Major sanctions:</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- Warning</li><li>- Fines prescribed fine norm for each act of administrative violation</li></ul> <p>* Both police and administrative agencies have the authority to issue sanctioning decisions</p>	<p>There are no administrative penalties, only criminal penalties.</p> <p>* The court must render a fine by a judgment.</p>

## カンボジア

商標権者は、管轄裁判所に救済を求めることができる。裁判所は、明らかな侵害、差し迫った侵害、又はその他の不法行為を防止するために、差止命令を出し、損害賠償を与え、又はその他の救済を認めることができる。

登録商標を、登録商標権者の許諾なく使用することは、侵害行為とみなされる。登録商標の侵害者は、250ドル以上5,000ドル以下の罰金及び1か月以上5

年以下の懲役に処せられる。

## ラオス

法律を知らない初犯者や損害が小さい侵害者に対しては、教育的措置や警告を行うことができる。また、故意に、又は故意でなく2回目以降の知的財産法違反者に対しては、発生した損害額の1%、故意に2回目以降の違反者に対しては、発生した損害額の5%の罰金刑が科せられる。より深刻な知的財産権侵害のケースは、犯罪の性質と深刻さに応じて、懲役刑と罰金刑で処罰されることがある。

## タイ

該当なし。刑事手続による。

## ベトナム

警察と行政機関の両方が、制裁決定を下す権限を有する。

主な制裁内容は次のとおり。





- ① 警告
- ② 行政違反行為ごとに所定の罰金規範に基づき罰金  
追加的な制裁は次のとおり。
  - ① 行政違反の物的証拠と手段の没収
  - ② 一定期間又は無期限での使用权の剥奪
  - ③ 一定期間の事業活動の停止

B社の違反については、侵害品の価値が大きい場合には、行政機関が事件ファイルを警察に移送して捜査し、刑事手続を開始することになる可能性がある。懲役の程度は、刑法に規定されている。

## (海のASEAN)

**Q5. Fines and other sanctions**

- What kind of sanctions will be imposed on the infringer upon a decision of infringement?
- If a fine is imposed, how will the amount of the fine be determined (calculation criteria, aggravated punishment for a second or further repeated infringement, etc.)?

Singapore	Philippines	Indonesia	Malaysia
 <p>* Punishable as a criminal offence by a fine of up to SGD 100,000 (USD74,400), or up to 5 years' imprisonment. * In the case of selling counterfeit goods, the offence is punishable by a fine not exceeding SGD 10,000 (approx. USD 7,400) per counterfeit good (but not exceeding in total SGD).</p>	 <p>* Director of the BUA may impose administrative fines: 5 thousand pesos (P5,000) = 150 thousand pesos (P150,000). * In addition, an additional fine of not more than 1 thousand pesos (P1,000) for each day of continuing violation. * BUA can order condemnation and seizure of infringing products; assessment of damages; forfeiture of paraphernalia and all real and personal properties used in the offence</p>	 <p>Amount of the fine is based on the court's decision as well as the sentencing is also based on the court's decision.</p>	 <p>MDTCA will impose payment of compound whereas the Court will order the fine when the case is charged in Court against the infringer based on the fine provided under the TMA.</p>

## シンガポール

商標権侵害で刑事犯罪となった場合には、これらの犯罪は、100,000SG

D（約820万円<sup>7</sup>）以下の罰金，若しくは5年以下の懲役，又はその両方に処される。模倣品販売の場合，模倣品1点につき10,000SGD（約82万円）以下の罰金（ただし，合計で100,000SGD（約820万円）以下）に処される。

犯罪の有罪判決がされると，裁判所は，偽造者（ここではB社）に対する適切な判決を決定する。判決は，罰金刑となる可能性が高いと思われる。罰金の額は，事実関係によって異なる。一般的には，過去の前歴，すなわち同一又は類似の犯罪の記録は，加重要因となる。その他の加重要因としては，関与した模倣品の量，侵害者が捜査への協力を拒否したかどうか，などが挙げられる。

## フィリピン

権利者が追求する行為に応じて，以下のような罰金や制裁が課される可能性がある。

### 1. 刑事上の制裁

商標権侵害で有罪となった者には，2年以上5年以下の懲役及び50,000ペソ（約10万円<sup>8</sup>）以上200,000ペソ（約40万円）以下の罰金という刑事罰が課せられる。

裁判所は，罰金の支払いを命じる。実際の罰金額は，犯罪の重大性を考慮し，裁判所の裁量に基づいて計算される。

### 2. 民事上の制裁

損害賠償は，侵害者とその権利を侵害しなければ知的財産権者が得たであろう合理的な利益，又は侵害者が侵害によって実際に受けた利益のいずれかとなる。

裁判所は，正当な理由がある場合，弁護士費用や，精神的損害の賠償又は懲罰的損害賠償を命じる。また，裁判所は，侵害物の没収及び破壊／処分，並びに差止命令の発令をすることができる。

### 3. 行政処分

法務局は，5,000ペソ（1万円）以上150,000ペソ（30万円）以下の範囲内で，妥当と思われる額の罰金を課することができる。さらに，違反が継続した場合は，1日につき1,000ペソ（2000円）以下の追加罰金が課される。法務局は，また，侵害製品の没収，損害賠償及び違反行為に使用された道具類とすべての不動産・動産の没収を命ずることができる。

## インドネシア

判決が裁判所の判断に基づくのと同様に，罰金額も裁判所の判断に基づくものである。

## マレーシア

登録商標が虚偽に使用された商品を，取引又は製造を目的としてマレーシアに輸入した者，販売した者等は，虚偽に使用された登録商標の商品1点につき

<sup>7</sup> なお，1シンガポールドル=82円で換算。

<sup>8</sup> なお，1ペソ=2円で換算。

15,000リングット（約37万5000円<sup>9</sup>）を超えない罰金を課される（その者が法人である場合）。2回目以降の違反の場合、不正に適用された登録商標を有する商品1点につき300,000リングット（約750万円）以下の罰金となる。

ただし、その者が法人でない場合は、不正に使用された登録商標を有する商品1点につき10,000リングット（約25万円）を超えない罰金、又は3年以下の懲役若しくはその両方が課される。2回目以降の違反に対しては、不正に使用された登録商標を有する商品1点につき20,000リングット（約50万円）以下の罰金、又は5年以下の懲役若しくは禁固刑の両方が課される。

## 6 費用負担

摘発の一連の流れの中で、費用負担がどうなるかについての質問である。大きい費用としては、模倣品を運ぶトラックのチャーター代、保管費用（倉庫）、廃棄費用等が、小さい費用としては、執行官を運ぶ車代やお弁当代等が考え得る。

費用負担については、一部の国では、権利者は全く費用を負担しなくて良いとされ、他方で、他の国においては、権利者のほうがトラックのチャーター費用（模倣品を輸送するための費用）や保管コストなどを負担しなければならないということが確認された。

(陸のASEAN)



### カンボジア

権利者は何も負担する必要はなく、侵害者が全ての責任を負うことになる。

### ラオス

事例において、権利者が行政による紛争解決を請求した場合、A社は、トラック

<sup>9</sup> なお、1リングット=25円で換算。

のチャーター費用、保管費用、廃棄費用及び執行機関が模倣品の立入検査を行う際のその他の実施費用を負担する必要がある。

## タイ

該当なし。



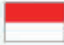

## ベトナム

権利者は、行政機関に違反行為の処理を依頼する場合、費用を負担する必要はない。

## (海のASEAN)

**Q6. Burden of expenses**

**What expenses must the right holder bear despite obtaining a decision in its favor?**

Singapore	Philippines	Indonesia	Malaysia
 <ul style="list-style-type: none"><li>* In private prosecutions, rights holder would bear the legal expenses of investigations; applying for search warrants / issuance of summonses, etc.</li><li>* In private prosecutions, the rights holder would typically also bear the cost of the disposal (warehouse charges/incinerator charges).</li></ul>	 <ul style="list-style-type: none"><li>* Criminal complaint with the PNP or the NBI, right holder will pay the storage or warehouse fee and the bond required by the Court.</li><li>* Administrative complaint, Director of BIA can order the condemnation and seizure of infringing products. Expenses in disposing the infringing products will be at the expense of the infringer.</li></ul>	 <p>In regulations, for example, the cost of transporting the goods is the responsibility of the party who wins the case because the goods have been confiscated, amount of fee depends on the rules in force at customs.</p>	 <ul style="list-style-type: none"><li>* Expenses that the right holder bear are the cost of chartering a truck to transport the counterfeit goods and the cost of disposal whichever necessary.</li><li>* Amount calculated will be based on the seizure of the counterfeit goods.</li></ul>

## シンガポール

警察への告訴により、職権で開始された刑事手続において、権利者は、警察の捜査費用や、偽造者の犯罪を告発するための費用を負担する必要はない。

刑事犯罪の私的起訴では、権利者は、捜査、捜査令状の申請／呼出状の発行、偽造者に対する起訴又は請求の法的費用を負担することになる。

訴訟手続の終了後、裁判所は模倣品の処分命令を出すと思われる。私的な訴追の結果であれば、権利者は通常、処分の費用（倉庫使用料／焼却炉使用料）も負担することになる。

偽造者に対する民事請求が成功した場合、権利者であるA社は、B社に対して訴訟を起こすための合理的な当事者費用を回収する権利を有する（ただし、弁護士費用等のために支払った費用全額を回収することはできない）。また、A社は、裁判所に対し、模倣品の引渡し及び／又は処分の命令を申請することができる。A社は、その申請で成功した場合、その後B社から費用を回収することができる。

## フィリピン

権利者が刑事告訴した場合、捜査中に執行官は捜査令状に記載された場所で発見された偽造品を押収することができる。押収された製品は、裁判所の正式な保護下

に置かれ、及び／又は、保管倉庫に預けられる。権利者は、保管料及び／又は倉庫料、並びに裁判所が要求する保証金を支払うことになる。

行政対応として、法務局は、侵害製品の没収及び押収を命じることができる。没収は罰則の一形態であるため、侵害製品の処分費用は侵害者の負担となる。

模倣品の輸送、保管、処分の金額は、実費を基に計算される。権利者の全ての費用は、事件の終了時に、申立人に弁済するよう裁定を受けることで、侵害者に請求される。

## インドネシア

商品を没収するための商品の輸送費用は勝訴した側の負担となる。

## マレーシア

権利者が負担する費用には、模倣品を輸送するためのトラックのチャーター費用や、必要に応じて廃棄するための費用等がある。

算出される金額は、模倣品の押収量に基づく。

## 7 e コマースサイト

e コマースサイトにおける模倣品の削除の仕方や、行政機関や警察によるモニタリングや監視システムがあるかについての質問である。e コマースサイト側が私企業として対応しているという回答もあり得るところであり、そのような回答をした国もあった。

各国とも e コマースサイト対策を重視しており、新たな法規制を検討している旨の説明をした国も多かった。一部の国では、権利者自ら e コマースプラットフォームに申し立てて削除を求めることができることとなるが、一部の国では、行政機関が、書面で要求するなどして削除申請をしてくれるとのことであった。

### (陸の A S E A N)

**Q7. e-Commerce sites**

- How can counterfeit goods listed on a website be deleted?
- Are there any official systems to monitor the sales of counterfeit goods on e-commerce sites, for example, by the police or government organizations?,etc.

Cambodia	Laos	Thailand	Vietnam	Japan
Not have any specific provision related to online counterfeiting and action taken against online counterfeiter under regular IP framework.	In collaboration with enforcement authorities such as contact directly economic police to investigate together with the issuance warning letter and sending to website operator (E-Julu Shopper) to stop and delete the counterfeit goods information	The competent officers with court orders are empowered to block or disable access to IPR infringing contents or to remove the infringing content from online computer system.	According to current Vietnamese law, many agencies have the authority to handle infringements of intellectual property rights on the internet. However, there is no regulation assigning this task to any specific agency for supervision.	Each e-Commerce sites offer a right holder protection program, and the right holder should submit a request to the relevant program.



## カンボジア

通常の知的財産権の枠組みの下で、オンライン模倣品やオンライン模倣品業者に対する措置に関連する具体的な規定はない。現在、政府によって、サイバー犯罪法の草案が検討されている。

## ラオス

権利者が、情報と適切な証拠を入手した場合、経済警察に直接連絡するなど執行機関と連携し、警告書を発行して捜査するとともに、ウェブサイト運営者（E-lulu Shopper!）に対して模倣品情報の投稿を停止・削除し、権利者の要求に応じて行政紛争解決にあたることもある。

インターネット上での模倣品販売に関して、権利者が、販売者に対して、民事上又は刑事上の責任を問うことができる具体的な規定はない。権利行使機関の調査により、ウェブサイト運営者に模倣品に関する情報が販売されていることが判明した場合、商品が売り切れた後、ウェブサイト運営者から削除されることがある。

インターネット上の模倣品販売者に対して、権利者が、民事上又は刑事上の責任を負わせるためにできることについては、具体的な規定はない。

eコマースサイトでの模倣品販売を監視するための具体的な規定や公的制度はない。

## タイ

コンピュータ犯罪法が2017年に発効した。裁判所の命令によって、管轄官は、知的財産権侵害コンテンツへのアクセスをブロック又は無効にしたり、侵害コンテンツをオンラインコンピュータシステムから削除したりする権限が与えられる。

デジタル経済社会局（DE）は、オンライン侵害コンテンツや活動へのアクセスをブロック又は無効にするための手続きに関する大臣令を発表した。

知的財産局（DIP）は、この件に関する知的財産権者らからの正式な要請を受け、さらなる措置のためにデジタル経済社会局（DE）に転送できるように、担当者を数名配置した。

中央知的財産・国際貿易裁判所と刑事裁判所は、1998年以来、41件の裁判所命令を出し、合計1553URLの著作権侵害コンテンツへのアクセスをブロック又は無効にしている。

## ベトナム

ウェブサイトから侵害品を削除するためには、法律に従った違反処理の手順を踏まなければならない。

サイト運営者（E-lulu Shopper!）に対して、法的責任（損害賠償）を求めることができる具体的な規制はまだ策定されていない。

権利者は、管轄の国家機関に違反行為を処理するよう要請しなければならない。販売者の身元については、eコマースプラットフォームの所有者に情報提供を求め




ることができ、調査や情報検索措置も実施されることがある。

現行法によれば、多くの機関がインターネット上の知的財産権侵害を処理する権限を持っている。しかし、この業務を、特定の機関に割り当てて監督する規則はない。インターネット上の知的財産権侵害への対処の有効性を高めることは、ベトナム政府及び管轄の国家機関の懸念事項の1つであり、それに対して、多くの解決策が提案されている。ベトナム知的財産法（現在、改正中）にも、この問題に関する改正がある。

## (海のASEAN)

**Q7. e-Commerce sites**

- How can counterfeit goods listed on a website be deleted?
- Are there any official systems to monitor the sales of counterfeit goods on e-commerce sites, for example, by the police or government organizations?,etc.

Singapore	Philippines	Indonesia	Malaysia
			
Virtually all e-commerce platforms operating in Singapore offer avenues for rights holders to report alleged trade mark and other intellectual property infringement, and issue a "take-down" notice for listings of counterfeit products.	IPOPHL-IEO can make a written request to the e-commerce site or platform to delete or takedown the website or account which purveys counterfeit goods and pirated materials.	• For copyright infringement, IP right holder can apply for a removal mechanism to DGIP • While for counterfeit goods, you must submit it to the marketplace itself.	Counterfeit goods listed on a website can be deleted based on the request by MDTPA or by the request of the right holder themselves as in the case to the online marketplace.

### シンガポール

シンガポールで運営されているほぼすべてのeコマースプラットフォームは、権利者が、商標やその他の知的財産権侵害の疑いを報告する手段を提供し、模倣品のリストに対して、「テイクダウン」通知を発行している。プラットフォームは、通常、強力な証拠が提示された場合、「テイクダウン」通知に応じる。この方法は単純であり、一般にコストを削減できる。

権利者は、商標権侵害訴訟を通じて、模倣品業者に対して損害賠償請求を行うことができる。シンガポールでの例としては、Calvin Klein, Inc and another v HS International and others [2016] SGHC 214の事件で、権利者のCalvin Kleinがeコマースサイトとその関連会社及び株主を訴え、損害賠償と差止命令を獲得した例がある。ただし、裁判所は、eコマースサイト運営会社等の被告が、侵害品の販売において、他の典型的なeコマースプラットフォームよりも「はるかに積極的な役割」を果たしたことを根拠にこの結論に至った。したがって、権利者が、当該eコマースプラットフォームが、他人のカタログに掲載されている商品を売りに出すような活動を行っていることを証明できない限り、eコマースサイト運営者に対して、訴訟を提起することは通常不可能である。

権利者は、ドメイン名検索や会社登記簿の検索等の私的調査や、私的捜査員を雇って、販売者の身元に関する情報を取得する。その後、権利者は、販売者に対して刑事訴訟又は民事訴訟を提起することができる。

公式の監視システムは存在しない。

## フィリピン

知的財産権庁の知的財産権執行部（I P O P H L - I E O）は、eコマースサイトやプラットフォームに対し、模倣品や海賊版を流通するウェブサイトやアカウントの削除又は撤去を書面で要請することができる。フィリピンでは、ブランドオーナーとeコマースプラットフォームが締結した覚書があり、プラットフォームが実施する通知と削除の手続、模倣品に対する積極的な予防措置の実施、協力と情報共有などを定めている。

サイト運営者が、犯罪の実行に不可欠な協力によって主体的に行動したという証拠がない場合、権利者はサイト運営者から損害賠償を受けることができない。知的財産法では、商標権侵害の二次的責任をプラットフォーム側に課す規定はない。しかし、現在、インターネット取引法という新しい法律を議会で議論している。この法案で、知的財産権者が受ける最大のメリットは、eコマースプラットフォームやオンラインサービスプロバイダーに対する連帯責任を規定することである。インターネット取引法案は、eコマースプラットフォームに対し、その取引先クライアントの違法行為に対する責任を問うものである。また、知的財産法の改正案にも、連帯責任に関する同様の規定が盛り込まれる予定である。

権利者は、一般に、商標権侵害、不正競争、知的財産権侵害について、知的財産法又はサイバー犯罪防止法の他の関連規定に基づき利用できる訴状を提出することによって、インターネット上の模倣品販売者に民事上又は刑事上の責任を負わせることができる。権利者は、行政機関、法執行機関及び事件を捜査・起訴する裁判所の援助により、販売者の氏名及び住所等の販売者の身元に関する情報を得ることができ、当該情報は、その任務の遂行に必要である。これらの重要な情報は、知的財産権の調査及び執行を委任された適切な機関が確保することができる。

eコマースサイトにおける模倣品販売を監視する公的なシステムはまだ存在しない。知的財産権執行部（I P O P H L - I E O）では、オンラインでの模倣品販売を検知し適切な法的措置を初期に講じることができる監視システムを調達しているところである。

## インドネシア

著作権侵害の場合、知的財産権者は、知的財産総局（D G I P）に削除申請できるが、模倣品の場合は、ウェブサイトそのものに提出する必要がある。

市場における模倣品の流通を監視する公的機関はなく、監視した上で当局に報告するか、ウェブサイトに模倣品の取締りを依頼するかは権利者に委ねられている。

## マレーシア

ウェブサイトに掲載された模倣品は、国内取引消費者省（MDTCA）からの要請、又は、権利者自身の要請に基づいて削除することができる。

権利者は、サイト運営者（本件では「E-lulu Shopper！」）に対して、民事訴訟により損害賠償を請求することが可能である。

権利者は、インターネット上の模倣品販売者の刑事責任を追及するために国内取引消費者省（MDTCA）に告訴し、また、インターネット上の模倣品販売者の民事責任を追及するために裁判所に提訴することが可能である。権利者は、テスト購入に基づき、販売者の氏名、住所等の販売者の身元に関する情報を得ることができる。国内取引消費者省（MDTCA）の職員は、販売者に対して刑事措置をとる前に、販売者の身元に関する調査を実施する権限を有する。

eコマースサイトでの模倣品販売を監視する公的な制度はない。権利者は、eコマースサイトでの模倣品販売があった場合、国内取引消費者省（MDTCA）に苦情を申し出て、適切な措置を取ることができる。国内取引消費者省（MDTCA）はマレーシア通信マルチメディア委員会（MCMC）と緊密に連携し、法律に基づき、eコマースサイトにおける模倣品販売に対して措置を講じる。

## 第6 終わりに

ASEAN各国における商標権の行使について、商標権侵害訴訟と行政上のエンフォースメントのいずれについても、各国の制度を比較検討することができ、実務においても有益であったと思われる。

本シンポジウムは、欧米やアジアの最前線の知財実務家が率直な意見交換を行うことができる貴重な機会となっている。法務省としても、今後も、各国との交流を図り、相互理解を深めるとともに、知財訴訟の質を向上させるべく、充実した議論を行っていききたい。



【民事訴訟パートの登壇者の様子】



【行政取締パートの登壇者の様子】

# 法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」

国際協力部教官

矢尾板隼

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）は、2021年11月6日（土）、大学生、法科大学院生及び若手法曹等を主な対象として、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました<sup>1</sup>。本稿は、本シンポジウムの概要について紹介するものです。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

## 第2 本シンポジウム開催の趣旨・背景

本シンポジウムは、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）との共催で開催している「法整備支援連携企画」<sup>2</sup>の一環として行われているものです。

本シンポジウムは、若い世代の方々に法整備支援活動の内容をご紹介するとともに、法整備支援に携わるためのキャリアパスを共に考えることを目的として開催しています。

このため、できるだけ多くの学生や若手法曹の方々に本シンポジウムの開催を知っていただきたく、大学・法科大学院、日本弁護士連合会、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）東京貿易情報センター等の関係機関にご協力いただき、広報活動を行いました。

関係機関の皆様のご協力により、本シンポジウム当日は約120名もの方々にご参加いただくことができました。週末の午後の時間にもかかわらず多数の方にご参加いただけたことは、どこからでも参加できるというオンラインの利点が活かされた面もあると思いますが、法整備支援や法分野の国際協力に対する若い方々の関心の強さを実感する機会ともなり、我々にとっても大きな励みになりました。

## 第3 本シンポジウムの内容

### 1 講演「法整備支援における長期派遣専門家の仕事～インドネシア・ベトナムの経験から～」

本シンポジウムでは、まず、JICA長期派遣専門家として現在ベトナムに派遣さ

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年同様オンライン形式で開催しました。

<sup>2</sup> この企画は、2009年に法務省法務総合研究所等が主催したシンポジウムをきっかけとして始まったもので、2012年以降、年間を通じて、①初夏に法整備支援を知るための「入門編」となるセミナー、②夏休みの時期に法整備支援等に関する知識を深めることを主眼とした「サマースクール」（名古屋大学主催）、③秋頃に学生の発表を主体とする「法整備支援シンポジウム」（慶應義塾大学主催）の3企画をそれぞれ開催するという構成で、現在まで続いています。2016年以降に当部が主催している本シンポジウムは、①の「入門編」に当たるもので、当初6月下旬に開催していましたが、昨年度から、新型コロナウイルス感染症の影響等により、開催時期が11月となりました。

また、今年度より、分かりやすさの観点から、連携企画全体の名称を「法整備支援連携企画」と変更しました。

れている横幕孝介さんによるプレゼンテーションが行われました。

横幕さんは、検察官出身で、ベトナムに派遣される以前にインドネシアに派遣されたこともあり、JICA長期派遣専門家として豊富な経験をお持ちです<sup>3</sup>。

講演では、インドネシアとベトナムの相違点に触れつつ、両国での長期派遣専門家としてのご経験や、専門家としての仕事のやりがいなどについてお話ししていただきました。

講演の概要は、以下のとおりです。

3. インドネシアとベトナムを比べてみると 法制度概要	
インドネシア	ベトナム
■政治体制 民主主義	■政治体制 社会主義
■統治構造 権力分立	■統治構造 民主集中・権限分配、党が国家と社会の指導勢力
■司法機関 最高裁判所(その系列)・憲法裁判所	■司法機関 最高人民裁判所(その系列)・最高人民検察院(その系列)
■違憲立法審査権 憲法裁判所	■違憲立法審査権 なし(国会)
■法体系 大陸法系(オランダ法の影響)	■法体系 大陸法系(フランス法、ロシア法の影響)

#### 【横幕さんの講演の様子】

#### (1) インドネシアとベトナムの比較

両国の基礎的な情報として、インドネシアはイスラム教国であるのに対し、ベトナムは仏教国であること、統治機構の構造として、インドネシアは憲法で、司法権の独立を含む三権分立が規定されているのに対し、ベトナムは国会の下に政府や裁判所が位置づけられており、国会を牽制する手段がないことなどの違いがあるのに対し、多民族国家である点は両国に共通しており、多様な民族がいる中で合意を形成することに労力を伴うせいも、ルールを作るためのルールである立法手続について定めた法律や下位法令が存在するなど、合意形成のプロセスを重視しようという姿勢が見られる点は類似しているとのことがありました。

更に、両国で行われている法整備支援のプロジェクト<sup>4</sup>について、インドネシア

<sup>3</sup> 2016年2月から約2年間インドネシアに派遣され、帰国後に検察官に復帰された後、2019年12月からベトナムに派遣され現在に至っています。

<sup>4</sup> JICAが行っている支援の枠組みとして「技術協力プロジェクト」というものがあります。これは、数年の単位で、専門家の派遣や研修員の受入れ、機材の供与といった手段を組み合わせ一つのパッケージとして支援を実施するものであり、インドネシアやベトナムなどいくつかの国では、法整備支援のプロジェクトが実施されています。以下、単に「プロジェクト」というときはこの技術協力プロジェクトのことを指します。

は横幕さんが赴任された時点で、過去のプロジェクトから約7年ぶりに新たなプロジェクトが開始されるタイミングであった上、内容面でも特許庁と法務省が一緒になって行う新しい枠組みであったのに対し、ベトナムは、1996年以来、継続的にプロジェクトが実施されており、カウンターパートの数も拡大し6つになっているという違いがあるとのことでした。

## (2) インドネシアにおける活動

横幕さんが派遣されたインドネシアの法務人権省法規総局は、それまで日本との協力経験がなかったため、まずは関係づくりをする必要があり、積極的に先方と顔を合わせ、コミュニケーションを取るようにしていたほか、日本での研修の機会を設けたり、日本から出張者が訪れる機会を企画したりされたそうです。

また、プロジェクト本来の活動として、ドラフターという資格を有する法令の起草・審査業務を行う人たちの育成がポイントの一つとなっていたこと、ドラフターの研修施設を訪問してカリキュラムや研修の実情調査を行った結果、日常業務で悩んだときに手早く参照できるようなQ&A方式のガイドブックを作成することとしたこと、ドラフターたちに積極的に参加してもらうため、作成する目的が何か、どのような内容を想定しているのか、作成のために必要な作業が何かを繰り返し丁寧に説明したことを紹介していただきました。

このお話の中で、横幕さんが、法整備支援の仕事について、「本能的に（支援の）相手方に抵抗する気持ちを抱かせることが避けられない性質のものではないか」、「両者（支援国と被支援国）の間の溝を埋めることができるのは、やはり、時間をかけて、一つ一つの地道な活動を通じて、お互いを理解し合うよう努めることを通じて育まれる信頼関係しかないのではないかと思います」と話されたことはとても印象に残りました。

日本の法整備支援については「寄り添い型」と表現されることがあります。仮に一方的にガイドブックの必要性を主張するのみで、被支援国の意見を十分聞き取らないままガイドブックを作成しようとしても、そのようなやり方では、ドラフターの人たちに今までの仕事を否定されたような気持ちを起こさせ、積極的な関与は見込まれず、結果として当事者であるドラフターの問題意識をきちんと反映することも困難でしょうし、横幕さんが話されていたとおり、結局使われないものになってしまう可能性も高いでしょう。そうではなく、信頼関係を育みながら活動を続けていくことで、真に被支援国にとっても意義のある成果を生み出すことができると思いますし、「寄り添い型」と評される所以を見たように思いました。

## (3) ベトナムにおける活動

まず、ベトナムにおける専門家としての仕事については、カウンターパートや関係者の数が多いことから、チーフアドバイザーとして、プロジェクト全体を前に進めるための調整、個別の活動に関する専門家間の役割分担、プロジェクトスタッフの労務管理などといった、マネージング業務の比重が大きかったそうです。



また、横幕さんが赴任されたタイミングが、前のプロジェクト<sup>5</sup>と新しいプロジェクト（現行プロジェクト）<sup>6</sup>が切り替わるタイミングであったため、前のプロジェクトの活動を遂行する業務と、新プロジェクトの策定、開始後の遂行業務などがあったとのことでした。

とりわけ、新プロジェクトの策定については、現地にいる専門家にしかわからない事情も踏まえ、日本側に伝えなければならないこともあり、それによって意見が対立することもあるけれど、それぞれの立場から率直に意見を言い合うことで、全体としてより良い解を見つけ出ししていくことにつながるのではないかと話されていました。

さらに、プロジェクト活動と関連する活動として、ベトナムのハノイ法科大学内に設置されている名古屋大学の日本法教育研究センター<sup>7</sup>で、日本語で日本法を学んでいる学生のゼミを手伝っているというお話もありました。学生の意欲とレベルがとても高く、現在、プロジェクトオフィスで働いている日本語とベトナム語のスタッフも、このセンターのOBとのことでしたので、日本の支援で日本の法学を学んだ学生が、今度はベトナムに対する支援に協力するという、とても素晴らしい循環ができていると感じました。

#### (4) 長期派遣専門家のやりがい

横幕さんは、長期派遣専門家としてのやりがいについて、まず、現地で生活することで、自分の知らなかった世界を体験し、異なる社会のありようやそこで暮らす人々の考え方を知ることができること、法律を通じてその国の仕組みの一端を知ることができること、相手の国を知ろうとすることが、自分の国をより多く知ることにつながっていることなどが、面白く、興味深い点と話されていました。

さらに、法律の専門家として被支援国に派遣されることで、その国の法律の策定や運用を担っている現場の人たちと直接議論する機会を持つことができるが、外国人でありながらそうした場に関与できること自体、とても貴重で恵まれた機会であるというお話もされていました。

横幕さんのおっしゃっていたとおり、法や制度を整備していくことは、その国をどのように形作っていくかということであり、時に繊細な問題をはらむものですから、外国人の立場でその国の法制度整備に関与するというのは通常はできないことだと思います。支援を通して、その国の人たちと真剣に議論を交わし、信頼関係を育みながら、その国にとって何が一番良いのかを一緒に考えて行く、という専門家の活動は非常にやりがいを感じられるものだろうと感じました。

法整備の仕事には非常に時間がかかり、目に見える成果は自分の代だけでは現れ

<sup>5</sup> プロジェクト名は「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」。2014年4月から2020年3月の5年間でプロジェクト期間でしたが、同年12月まで期間が延長されました。

<sup>6</sup> プロジェクト名は「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」。2021年1月から2025年12月の5年間でプロジェクト期間。

<sup>7</sup> 後記3(1)参照。

ないというお話もありましたが、だからこそ、継続することの必要性が大きいということを改めて感じられました。

(5) おわりに

最後に、横幕さんから、長期派遣専門家は、国と国、関係者と関係者の「横の橋渡し」役であると同時に、先代の関係者から、後の世代の関係者に自らの活動を引き継いでいく「縦の橋渡し」役でもあるというお話があり、信頼関係の構築に当たっては、「現地で人が直接触れ合い、お互いの関係を育むという素地があることが不可欠」という言葉がありました。

パンデミックにより、オンラインの会合も頻繁に行われるようになり、場所の移動を要しなくなったため便利になった側面も確かにありますが、やはりオンラインでは代替できない重要な部分もあることを教わりました。

2 パネルディスカッション①「法整備支援への携わり方」

次に、CALEの副センター長で名古屋大学教授の岡克彦先生、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの稲田亜梨沙さん、JICA長期派遣専門家としてカンボジアでご活躍中の金納達昭さん、国際協力部調査員で元ネパールのJICA長期派遣専門家であり、弁護士でもある石崎明人さんという、様々な立場から法整備支援に関与している方々をパネリストにお迎えし、法整備支援への携わり方を示すパネルディスカッションを行いました。



【パネルディスカッション①の登壇者らの様子】

(上段：左からモデレーターの川野麻衣子教官，CALEの岡克彦副センター長，  
JICAの稲田亜梨沙さん，  
下段：左からJICAカンボジア長期派遣専門家の金納達昭さん，  
弁護士・法務総合研究所国際協力部調査員の石崎明人さん)

(1) 法整備支援に携わる方法等

まず、各パネリストの経歴や所属する団体の活動などを踏まえ、法整備支援活動に携わることとなった経緯や携わる方法についてお話をいただきました。

JICAの稲田さんは、難民問題に関心を持ったことをきっかけに、自身の境遇や生まれによって脆弱な立場に置かれた人々の権利を守るためには、法整備、制度づくりが必要だと考えるようになったそうです。大学の法学部、その後大学院での国際法の専攻を経てJICAに入構されたとのことですが、JICAを選んだ理由は、比較的大局的な立場で専門家や国内のリソースを生かしながら、その国の課題解決に携わることができるという点とのことでした。当初は人事部に配属され、今年度より、希望が叶って現在の部署に配属されたそうです。

長期派遣専門家の金納さんは、裁判官出身で、ICD教官を経て現在カンボジアに派遣されていますが、修習生時代にお世話になった裁判官が元ICDの教官であり、法整備支援について話を聞いたことや、裁判官任官後に留学した経験などから、日本と異なる文化圏で活動したいと考えていたところ、人事異動の希望として出していた長期派遣専門家になることができたとのことでした。

どちらも所属組織の人事の関係もあり、もちろん希望がいつも叶うわけではないと思いますが、他方、希望されていたからこそ現在の活動があるのでしょうかし、希望を持ち続けることの重要性を感じました。

弁護士の石崎さんは、元々バックパッカーで中東やアジア、アフリカを一人で何か月も回っていたそうですが、弁護士を目指しつつ開発途上国に関わりたいたいと思っていたところ、ロースクールで法整備支援の講義を受けたことをきっかけに、弁護士としてある程度修行を積んだ後に法整備支援に関わることを決めていたそうです。弁護士は公務員等とは違って自由業ということで、全て自己責任で行うことができ、JICAの長期派遣専門家、JICA本部の特別嘱託として行う仕事、日弁連の活動、CALEの活動など様々あるそうですが、いずれも募集がかかればメーリングリスト等で広報がされるためそれに応募するという形で法整備支援に携わるそうです。

CALEの岡先生からは、主にCALEの日本法教育センターで法学講師として働くことによる支援への携わり方を紹介していただきました。日本法教育センターは、現地の法学部生から日本法に関心を持っている学生を募集し、1年生は言語としての日本語を、2年生は日本文化や日本の制度の基本的な考え方をそれぞれ学び、それらをベースにして3・4年生からはいよいよ日本語による日本法入門を学び、日本法の知識と問題点、そして法学一般の考え方を習得するという機関ですが、法学講師はこの3・4年生が学ぶ日本法入門を担当するそうです。法学講師の応募資格としては、法学修士の学位を取得していることまたはこれに準ずる研究業績を有していること、あるいは司法試験に合格し、法曹としての仕事を具体的に担っていることまたはこれに準ずる職業経験があることが最も基本的な応募資格となり、採用された場合には、ベトナム、ウズベキスタン、モンゴル、カンボジアの4か国のいずれかのセンターに派遣されるというのが岡先生のお話でした。

## (2) 法整備支援に必要な能力・経験

法整備支援の活動に携わるに当たってどのような能力が求められるか、どのような経験が活かしているかについてもそれぞれご意見をいただきました。

まず、もっとも気になるのが語学の点だと思いますが、金納さんによれば、カンボジアでは、カンボジアには英語が得意な方がそこまでいないということもあり、業務の中で英語はあまり使わず、日本語がわかる現地のスタッフなどを介してやり取りすることが多いとのことでした。

他方、石崎さんからは、必要とされる語学のレベルは国によってかなり異なり、ネパールは皆さん英語が堪能なので、通訳をつけずにずっと英語でやり取りをされていたそうです。また、どの国に行っても英語で文章を読んだり、現地のニュースを読んだりすることもあるため、英語はできた方が良いと話されていました。

稲田さんからは、JICAの新卒採用において、TOEICのスコアなどが要求されているわけではなく、入構後に英語の研修を受ける機会もあるので、英語に苦手意識を持っていても気軽に採用試験を受けてもらえるのではないかとのことでした。

その他に必要な能力や経験などについて、稲田さんは、JICAにおいては、法整備や制度運用に関するリソースが国内にどのようなものがあるか、それをどのようにJICAの事業に活用できるか、そういう方たちをどのように巻き込むべきかを日々考えながら仕事を進めていく必要があるため、国際協力の魅力を伝えるプレゼンテーション能力が必要になると感じているとおっしゃっていました。

また、金納さんや石崎さんからは、いずれも法曹としての実務経験についてのお話があり、活動の中で実務上の問題点にどう対処していくかが議論になるところ、日本ではそうした問題点にどう対応しているのか、どのように法律を適用して結論を出すのかということを経験として知っていることが重要だとおっしゃっていました。

さらに、岡先生からは、日本法教育センターの講師を務める方の経歴についてお話があり、かつてはアジア法学者などの研究者が多かったけれども、最近は弁護士の方が増えているそうで、中にはJICAの長期派遣専門家としての経験や、海外での留学経験を持っている方もいるそうです。岡先生のお話によれば、法学講師として教えることを通じて法学や日本法を再認識し、あるいは現地の人たちの目線に立って考えることで視点が転換するきっかけとなることもあり、今後のキャリアアップを考える上で法学講師を目指すことも一つの大きな在り方であるとのことでした。

## (3) 法整備支援を担う次世代に向けて

パネリストから、参加者へのメッセージもそれぞれいただきましたが、まず、岡先生からは、法整備支援にどういう人が携わっているかを見ていただいたが、「支援の主体」、いわゆるアクターの立場はどうあるべきなのかを考える視点が新たに

必要だというお話がありました。

稲田さんは、国際協力への携わり方は非常にさまざまで、専門家や法律実務家のように、法律という分野のプロフェッショナルとして最前線で活動するという方法だけでなく、JICA職員として、対象国の課題を解決するためにいろいろなリソースを巻き込んで、最適な解決策は何かを考えアプローチするという携わり方もあるので、自分が心惹かれる形で国際協力や法整備支援に携わってほしいと話されていました。

金納さんは、カウンターパートとの間の人と人とのつながりが非常に大事であり、カンボジアから日本に帰国した後も、そういうつながりを何とかして続けていきたいと話され、参加者が仮に海外に行かずに日本でのキャリアを選んだ場合であっても、例えば留学生が来たら話を聞かせてあげるなど、ぜひオープンな気持ちで接し、海外の方とのつながりを見つけていただきたいとお話しされました。

そして、石崎さんからは、自分自身、外国語や英語に対する心理的なハードルが高く、今も怖いので英語の勉強は毎日している、元々特殊な適性がある人がやる仕事というわけでもないと思うので、尻込みせずにせっかく持った関心を大事にしてほしいというのが一番言いたいというお話がありました。

### 3 パネルディスカッション②「法整備を支援するとは～ラオスの活動～」

プログラム本体の最後として、支援対象国の一つであるラオスを取り上げ、ラオスに対する支援に関与してこられた方をパネリストとしてお招きし、法整備支援が一体どういうことを目指しているのか、どういうことを成し遂げてきたのかを示すパネルディスカッションを行いました。

パネリストは、慶應義塾大学大学院法務研究科の教授で、民法や開発法学を専門とし、ラオス支援の最初期である2002年から現在に至るまで継続的にご尽力いただいている松尾弘先生、弁護士出身で、現在は高松国税不服審判所の審判官として勤務されており、JICA長期派遣専門家として2010年7月から2017年6月の7年間にわたってラオスに派遣されていた石岡修さん、ラオス出身で、日本に留学されて神戸大学法学部で法学を学び、現在は弁護士資格も持ちながら通訳としてプロジェクト活動にご協力いただいているマノデート・チュンタボンさん<sup>8</sup>、検察官として各地方検察庁での勤務後、2013年4月からICDの教官として勤務し、JICA長期派遣専門家として、2015年6月から2018年3月までの3年弱ラオスに派遣されていたICDの須田大副部長の4名です。

---

<sup>8</sup> ラオス支援に携わっている関係者の間では、「ヤックさん」の愛称で親しまれているため、本稿でも以下「ヤックさん」と記載させていただきます。



【パネルディスカッション第2部の登壇者らの様子】

(上段：左からモデレーターの本職，慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授，元JICA長期派遣専門家（ラオス）で国税不服審判所審判官の石岡修さん，  
下段：左から弁護士兼通訳のマノデート・チュンタボンさん，  
須田大国際協力部副部長)

(1) ラオスに対する法整備支援の概要

まず須田副部長より，ラオスに対する法整備支援の概要を紹介いただきました。

1998年，ラオス政府側からの要請を受け，現地セミナーや日本に研修員を招いての研修を行う形で支援が開始されましたが，その後3つの技術協力プロジェクトが実施されてきた<sup>9</sup>という紹介をしていただきました。そしてこれらの活動により，民法や商法の教科書，法律辞書，判決マニュアル，民法の事例問題集やハンドブック，民訴法・刑訴法のチャートやハンドブック，模擬事件記録というケースファイル，更には経済紛争解決法や労働法のハンドブック，刑事事件に関するQ&A集など多数の成果物が完成しました。

そして，ラオス支援を語る上で欠かせない成果が，民法典の成立です。これについては，石岡さんにご紹介いただきましたが，2010年に開始された法律人材育成強化プロジェクトの開始前から，民法典の起草支援についての要望は出されていたそうです。しかし，当時は時期尚早とのことで，まずは人材を育成する方向で新しいプロジェクトが始まったそうなのですが，その後，2012年に改めてラオス側から打診があったため，プロジェクトを途中で拡大する形で民法典起草支援が開始されたとのことでした。

さらに石岡さんは，この民法典起草支援は人材育成の枠組みの中で行ったものなので，支援を行う日本側で法律案を作ってしまうようなことはせず，ラオス側に，自分たちで考えて決定してもらい，オーナーシップを持ってもらうということを最も重要視して活動したとおっしゃっていました。その理由は，「法律はその国の

<sup>9</sup> 2018年7月より，ラオスにおける4つ目のプロジェクトとなる「法の支配発展促進プロジェクト」が開始され，現在も継続中です。

実務の在り方にマッチしていないと実際には使えない」、「その国の法律の運用を担っていく実務家、裁判官や役人が理解していないと、全く意味がない」という点です。

法整備支援の分野でよく言及されることですが、支援を行う側が一方的に作った法律を押しつけるようなやり方では、支援が終わればそれ以上、法や制度を発展させていくことは困難です。持続可能な形で発展させていくためにも、人材育成という観点が大事にされてきたのだと感じました。

なお、ラオス民法典については現行プロジェクトの期間中である2018年12月に成立し、2020年5月に施行されました。

## (2) 民法典起草支援前、成立後のラオスの課題

民法典起草支援を含む、ラオス支援の概要については、前述の通りですが、民法典制定前のラオスの状況や課題について、松尾先生からご説明をいただきました。

「民法典」がなかったからといって、民事関係の法律がなかったというわけではもちろんなく、ラオスでは1986年に社会主義体制に市場経済を取り入れるという決定がされて以降、実質民法を構成する所有権法、契約法、契約外債務法、家族法、相続法といった個別単行法ができていたとのことでした。他方、必ずしも各法律の規定間に整合性があるわけではなく、統一的な用語がなかったため、民法典に統一していくことは非常な苦勞を伴ったそうです。

成立したラオス民法典の最大の特徴として、民法総則が創出され、法律行為・代理・時効の統一規定が導入されたこと、法律行為概念が導入されたので、行為能力についての法規定が統一的に説明され、絶対無効・相対無効についての規定、相対無効に対する第三者保護の規定、それから表見代理の規定が新規に制定されたことなどを説明され、他方、残された課題として、物権と債権がそれほど明確には区別されておらず、例えば他人物売買が有効か否かは今でも議論があること、即時取得が認められていないなど、取引の安全についての規定は更なる検討が必要であることについても言及がありました。

支援によって解決してきた課題については、通訳を務められていたヤックさんからもお話をいただきましたが、具体例として、物権の部分に関して「物」、「財物」、「財産」といった別々の言い方があり、用語の統一が非常に難しかった、最終的には「物」に統一したが、そこにたどり着くまでに活発な議論があった、その他にも地上権や地役権など、ラオスにとって新しい概念については、今まで登場しなかった新しいラオス語の用語も作ったというお話があり、活動の現場での葛藤などが垣間見えるようでした。また、ヤックさんは、人材育成がしっかりできたので、将来どのような課題が出てきたとしても、ラオス人同士が話し合っ、時には日本側の先生に相談しながら解決できると思うとおっしゃっていましたが、支援を見続けてきたラオス人の側からこのような言葉をいただけることは、日本側関係者にとって非常に心強いことだと思いますし、支援する上で大切にしてきたものがきち

んと伝わっていることの証左だと感じられました。

### (3) 法整備支援の苦労や魅力

次に、活動を継続していく中での苦労や障害、あるいは良かった点や魅力などについてもお話をうかがいました。

まず、石岡さんからは、「やってもらう」ということが大変だった、というお話がありました。前述のとおり、ラオス側のオーナーシップを大切にされていたとのことで、まず問題意識をなんとかして持ってもらう、その上でインプットや議論をする、更なる問題意識を投げかけるという方法で議論を進めていくそうなのですが、時に非常にもどかしく、あるいはなかなか動かないということもあったそうです。

やりがいの一つとして、石岡さんが紹介されたのは、人が変わっていくのを目の当たりに出来る、ということでした。民法起草の段階で、キーマンとなる役職の高い方を呼んで議論をする際、最初は一緒に活動をしていた人たちが黙ってしまっていたのが、一年ほどしてから同じような場面で再び議論をすると、以前は下を向いていた人たちが、そのキーマンに自分の意見をぶつけるようになったというエピソードを紹介していただき、社会が動くダイナミズムのようなものを感じられたとのお話でした。

松尾先生やヤックさんからも、支援によって感じられた変化の一例として、担保取引の部分について紹介をしていただきました。民法典成立の最終段階にいたって、世界銀行の国際金融公社（IFC）が担保モデル法を提示し、これを導入すべきという見解を示したそうです。これに対し、ラオス側がイニシアチブをとって最後の最後まで議論を重ね、実務面ですぐには受け入れられないため時間をかけて研究しようということになり、IFCの案は受け入れなかったとのことで、松尾先生からは、「人づくりという意味で前進が見られると言ってもいい」と思ったというお言葉がありました。

また、須田副部長からは、通訳との共同活動について紹介をしていただきました。ヤックさんについて、本稿でも通訳として紹介をしておりますが、ラオス側のメンバーが納得しているかどうか、どこに疑問を感じているのかということ非常に分析的に教えてくれ、通訳を超えた、ラオス側メンバーと日本側メンバーの橋渡しをされていた、そういった役割の方々の方がいたからこそ、仕事がうまく回っていたというお話をされていました。

これまで複数の方のお話にもあったとおり、法整備支援は長い時間のかかる、あるいは大きな苦労を伴う事業であると思います。そのような中で色々な立場から、一緒になって支援活動に取り組んでいけるメンバーがいるというのはとても心強いことだという以上に、仕事をする上での大きなやりがいにつながるのだろうと感じました。



#### 第4 おわりに

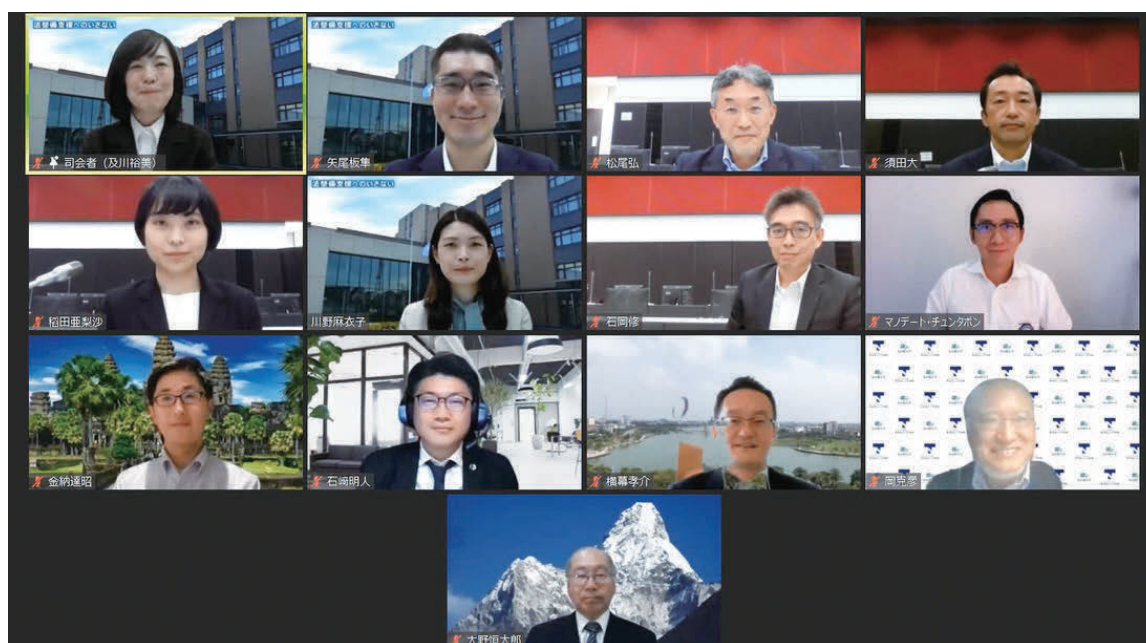
おかげさまで、本シンポジウムには、多くの方々にご参加いただくことができました。

参加者からは、「日本がどのような姿勢で法整備支援に取り組んでいるのか、また、それぞれの専門家が協力しながら支援を進めている状況を知ることができ、とても勉強になりました」、「基本的な内容からハイレベルな内容、少しでもお話まで盛り込まれており、大満足でした」などの感想をいただきました。

今回のシンポジウムは、あくまでも、法整備支援の世界に「いざなう」ものです。実際にこの世界に飛び込んでみれば、まだまだ見えていない魅力、やりがいを多く体験できるものと思います。本シンポジウムが、ご参加いただいた皆様にとって、法整備支援や国際協力の分野への興味や関心を強めていただくきっかけとなり、またご自身のキャリア形成を考える際の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、お忙しい中、登壇をご快諾いただきました登壇者の皆様、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨をご理解いただき、共催・後援いただくとともに広報活動にもご協力いただきました関係機関の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。



【登壇者らの記念撮影】

(上段左端は司会の及川裕美教官，三段目右から二番目はJICA長期派遣専門家の横幕孝介さん，下段は閉会挨拶をしていただいたICCLCの大野恒太郎理事長)

## 【国際研修・共同研究】

### ネパール・オンラインセミナー (不法行為法, 国際私法, 仮釈放, 保護観察)

国際協力部教官

曾 我 学

#### 第1 はじめに

2021年9月14日及び同年12月7日, ネパールの裁判官を主な参加者とした, 不法行為法, 国際私法, 仮釈放及び保護観察に関するオンラインセミナーが実施された。本稿では, 国際協力部のネパールに関するこれまでの支援の経緯を概観し, 本セミナーの内容を紹介した上, 今後の活動の展望を述べる。本稿中, 意見にわたる部分はすべて当職の個人的見解であり, 所属部局の見解ではない。

#### 第2 経緯<sup>1</sup>

ネパールでは, 1850年代に制定され, 1963年に改正が行われたムルキ・アイン法典(民事及び刑事の実体法及び手続法を包摂する基本法)につき, 2008年の王政廃止に伴ってその解体及び新法起草が進められ, 2017年10月, 民法<sup>2</sup>, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 量刑法<sup>3</sup>の新法が制定され, 2018年8月17日にこれらが施行された。

ネパールは, 2008年, 上記新法のうち民法の起草支援を日本に要請し, 独立行政法人国際協力機構(JICA)は, 民法学者等を委員とする民法改正支援アドバイザー・グループ(AG)を中心に支援を進め, 国際協力部は, 本邦研修の企画, 準備, 実施に協力し, 教官がAGの委員として意見を述べるなどして民法起草支援に関与した。また, 国際協力部は, 刑事法に関しても, 2009年以降, 現地セミナーや国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)の協力を得て検察官等を対象とした共同研究を実施するなどして支援を行った。この共同研究のフォーマットは, 2013年以降はUNAFEIに移管されたが, 国際協力部は, 移管後も講義を担当するなどして協力を続けている。そして, 2013年にはJICAの「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」が開始され, 国際協力部はその本邦研修の企画, 準備, 実施を担うなどして協力をし, 同プロジェクトは2018年まで続いた。

以上のように, 国際協力部は, 新法成立に至るまでに種々の支援をしていたものであるが, 新法施行直前の2018年5月<sup>4</sup>及び8月に, ネパール最高裁判所の要請を受け, ネ

<sup>1</sup> 国際協力部のこれまでのネパール法整備支援活動の詳細は, ICD NEWS第87号88頁以下で紹介されている。

<sup>2</sup> 新民法の概要については, ICD NEWS第77号156頁以下で紹介されている。なお, 新法の英訳は, ネパール司法省(Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs)のウェブサイトに掲載されている。

<sup>3</sup> 量刑法の概要については, ICD NEWS第77号192頁以下で紹介されている。

<sup>4</sup> このワークショップについては, ICD NEWS第76号168頁以下で紹介されている。

パール最高裁及び国家司法学院（National Judicial Academy（N J A））との共催で刑事法（量刑，社会内処遇，公判前整理手続，令状）についてのネパールでのワークショップを実施し，その後ネパール最高裁からの新法運用支援の要請を受け，2019年8月には民法（契約法，不法行為法）及び刑事法（公判前整理手続）のワークショップを実施し<sup>5</sup>，同年12月には民法（財産法，不法行為法，国際私法<sup>6</sup>）のワークショップを実施した<sup>7</sup>。

2020年においては，新型コロナの蔓延により，従前同様のワークショップを実施することは困難であったが，ネパール最高裁及びN J Aとの共催により，2020年12月<sup>8</sup>及び2021年3月に，民法（不法行為法，国際私法）及び刑事法（公判前整理手続，過失の判断手法）のオンラインセミナーを実施した。

そして，2021年5月にネパール最高裁及びN J Aと同年度の研修についての協議をしたところ，民法については引き続きネパールにとって新しい概念である不法行為法及び国際私法についてのセミナーを，刑事法については新しい制度である仮釈放及び保護観察のセミナーを実施してほしいとの要望があったことから，同年9月及び12月に，ネパール最高裁及びN J Aとの共催で，これらをテーマとするオンラインセミナーを実施することとなった。

なお，ネパール最高裁及びN J Aとのワークショップやオンラインセミナーは国際協力部主体の法整備支援活動であるが，現在，J I C A主体の法整備支援活動として，「司法セクターにおける人材能力強化」の案件名で，技術協力個別案件（専門家）の協力形態で弁護士の磯井美葉専門家がネパールに派遣されており，現在国別研修がオンラインで実施されている。

### 第3 オンラインセミナーの内容

#### 1 2021年9月14日（不法行為法，国際私法）

##### (1) 概要

##### ア 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

##### イ スケジュール（日本時間）

12：55－13：05 開会挨拶

13：05－14：05 国際私法プレゼンテーション

14：15－15：15 不法行為法プレゼンテーション

15：15－16：30 昼休憩

16：30－17：30 グループディスカッション

17：50－18：50 総括セッション

<sup>5</sup> このワークショップについては，I C D NEWS第81号110頁以下で紹介されている。

<sup>6</sup> 新法のネパール民法典では，国際私法の規定が民法の中にある（民法典P a r t 6の692条から721条）という特徴がある。

<sup>7</sup> このワークショップについては，I C D NEWS第82号96頁以下で紹介されている。

<sup>8</sup> このオンラインセミナーについては，I C D NEWS第86号151頁以下で紹介されている。

18:50-19:00 閉会挨拶

ウ ネパール側参加者

カトマンズ等の地方裁判所判事，最高裁の Bench Officer 及び各裁判所の Section Officer<sup>9</sup>，N J Aの職員等の25名

エ 日本側参加者

国際協力部教官，UNA FE I 所長，J I C A 関係者等

(2) プレゼンテーション

ア 国際私法

国際協力部の尾田いずみ教官が，国際私法についてのプレゼンテーションを行った。ネパールの国際私法は，基本的には日本と同様のサヴィニー型国際私法の理論を前提とした規定になっていることから，国際私法総論として，国際私法の意義及び性質，準拠法の決定までのプロセス（法律関係の性質決定，連結点の確定等），準拠法の適用にあたっての外国法の扱いや公序則等に言及した。そして，ネパールの国際私法では，離婚についての準拠法の規定がないことから，事例として，ネパールで婚姻した子供のいるネパール人の夫と日本人の妻とのネパールでの離婚紛争を設定し，これを日本に置き換えた場合の日本の法の適用に関する通則法の解釈論を示した上で，それではネパールではこの事例をどのように処理するのかという問題を提起した。ネパール側参加者からは，外国判決の承認・執行に関する質問が出されたので，日本側からはそれと国際私法との違いについての説明も含めて回答がされた。

イ 不法行為法の損害論

当職が，不法行為法の損害論についてのプレゼンテーションを行った。ネパールでは，新民法が施行されるまで，一般的な不法行為法という概念がなく，損害賠償については，特別法の規定に基づいて処理されたり，刑事手続において刑罰の一つとして処理されたりしていた。新民法では不法行為の規定が設けられ，不法行為の損害賠償の一般論を定める同法682条では，損害賠償額は“actual loss or damage”に限定されるとの規定があり，不法行為法の損害論についてはこの規定の解釈をどのように考えるかということが基本になる。しかし，同法683条1項では，当該行為が犯罪として処理される場合又は特別法に不法行為に関する規定がある場合は，民法上の不法行為法の責任を負わないとの規定があるので，この規定をどう解釈するかも問題となる。刑法においては依然として賠償金が定められ，量刑法41条では，刑事手続での賠償額を定める上での考慮要素の一つとして加害者の資力が規定され，同法45条では，指定された期間内に加害者が賠償金を支払えない場合には，財産が差し押さえられ，それでも不足額があるときは，加害者は，賠償額を1日300ルピー<sup>10</sup>の割合で懲役に換算して

<sup>9</sup> Section Officer は，その多くが将来裁判官となる者であり，若手の職位である。

<sup>10</sup> 日本円に換算すると約294円（2022年1月12日現在）

収監されると規定されており、刑事手続での賠償額の決定は刑罰の一種といえる。また、典型的な不法行為といえる交通事故については、特別法として自動車運送管理法<sup>11</sup>があり、同法163条1項では、賠償額が、死亡の場合には、保険相当額及び葬儀費用として1万ルピーを支払うものとされ、後遺障害の場合には、保険相当額及び医療費として5000ルピーを支払うとされている。

以上を踏まえ、事例1として、交通事故で重篤な後遺障害が残った場合及び死亡した場合を設定し、事例2として、サッカーボールを蹴っていたら誤って車にぶつけて損傷させ、車の所有者と口論となり、さらに所有者に対して暴行を加えて怪我をさせたというものを設定して、ネパールにおいてこれらの事例で損害額をどのような手続きでいくらと定めるべきかという問題提起をした。事例1では、ネパールの保険相当額では一般的に逸失利益が十分に考慮されていない可能性があるため、自動車運送管理法のみの適用では被害者救済として十分とはいえない場合がないかとの問題意識があり、事例2では、車を損傷させた行為は民法上の不法行為だが、その後の傷害は犯罪であるため、処理をどのようにすべきか、また、ネパールでは慰謝料をどのように考えるかとの問題意識があった。

プレゼンテーションでは、日本の不法行為法の損害論に関する理論や裁判実務の紹介だけでなく、アメリカやイギリス、ドイツでの不法行為法の損害論の理論についても言及した。特に、actual damage と compensatory damage（填補賠償）を同義と考えているアメリカの理論については、ネパールでも参考になると考え、アメリカでも compensatory damage には逸失利益及び慰謝料が含まれていることや、その考え方について日本と大きな違いはないことも説明した。

ネパール側参加者からは、日本でのいわゆる赤い本等を踏まえた慰謝料算定の具体的実務についての質問や、日本ではどんな刑事事件でも損害賠償は民事手続で定めることになるのかといった質問が出された。当職からは、慰謝料算定については赤い本等の実務上の基準はあるものの、慰謝料は最終的には具体的事件の被害者の個別的事情によると説明し、損害賠償命令制度等の例外を除き、民事手続で損害賠償が定められていると回答した。

### (3) グループディスカッション

Z o o mのブレイクアウトルームの機能を使い、ネパール側参加者を4つのグループに分け、グループ1とグループ2は、国際私法の事例を、グループ3は不法行為法の損害論の事例1を、グループ4は不法行為法の損害論の事例2を、それぞれのグループ内で議論した。他のセッションは全て英語で行っていたものの、このセッションでは、ネパール人同士の議論であるためネパール語の方がやりやすく、議論自体はネパール語で行った。各グループに一人ずつ英語の堪能なネパール人弁護士を通訳として入れ、その方にクラウド上にあるエクセルシートに議論の内容を

<sup>11</sup> Motor Vehicles and Transport Management Act, 2049 (1993)

英訳して逐次書き込んでもらい、日本側参加者はその内容を見て議論を理解するという方法を取った。

こちらから各事例についての論点を予め提示していたこともあり、各グループともこれに沿った形で活発な議論がされていた。

#### (4) 総括セッション

各グループの代表者から、それぞれグループでの意見をまとめた形で発表を行ってもらった。

グループ1及びグループ2の発表の中では、日本側から、離婚についての準拠法がないネパールの国際私法について、例えば法律関係の性質決定を準拠法の規定のある別居に準じて考えるのか、親権の問題としてその準拠法を適用して処理するのかといった国際私法としての問題提起をした。

グループ3の発表の中では、日本側から、ネパールで逸失利益を損害として認めるべきと考えるのかとの質問が出され、議論となった。

グループ4の発表の中では、日本側から、車の損傷の損害は民事手続で処理され、傷害は刑事手続で損害が処理されるとした場合、民事手続と刑事手続では立証責任の程度が異なることをどのように考えるかとの問題提起をし、さらに慰謝料についての議論もされた。

#### (5) 所感

国際私法も不法行為法も、ネパールにとっては新しい概念であり、これらをテーマとしたワークショップやセミナーはこれまでも複数回実施されている。以前に比較すれば、少しずつ理解が広がってきているとはいえるものの、十分理解が浸透しているとはまでは言い難い。国際私法については、間接規範という概念自体が慣れないものであり、その考え方自体を習得することが容易ではないのもあると思われる。具体的な事例をもとに、適用可能性のある日本法とネパール法の実体法を対比させ、どのような結論をとるのかといった議論をさせ、その思考過程を検証するということに焦点を当てることが有効と思われる。また、不法行為法の損害論については、その理論自体が十分に整理されていない上、賠償額も日本や他国と比較すると相対的に低くなっているのではないかとの感触を持った。ネパールでは、損害賠償はこれまで刑事手続や特別法の枠内で個別に処理されており、不法行為法という概念がなく、不法行為法の損害論といった一般的な理論体系が生まれる余地がなかったことが大きな原因であるとともに、損害賠償はこれまで主に刑事手続で刑罰の一種として定められていたこともあって、人身の自由という人権保障の見地から賠償額が低く抑えられていたということも可能性としては考えられる。しかしながら、新民法の不法行為法の条文からしても、被害者が実際に被った損害を賠償するとの不法行為法の損害論の一般原則が導かれるのであって、理論的に逸失利益や慰謝料といった損害を認めることができないとは思われない。特別法での賠償額が不十分であると考えられるのであれば民法上の不法行為責任を認めるとの解釈をする

こともあり得ると思われるし、刑罰としての賠償とは別に、民法上の不法行為責任としての損害賠償というものを観念する余地もあると思われる。しかしながら、損害賠償については、保険制度の在り方も関係する問題であり、理論だけで完結するものではないため、幅広い見地からの検討が必要である。いずれにせよ、これらをテーマにしたワークショップ等は今後も引き続き実施する必要がある。

## 2 2021年12月7日（仮釈放，保護観察）

### (1) 概要

#### ア 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

#### イ スケジュール（日本時間）

12：55－13：05 開会挨拶

13：05－14：35 仮釈放及び保護観察のプレゼンテーション

14：45－15：15 質疑応答

15：15－16：30 昼休憩

16：30－17：30 グループディスカッション

17：50－18：50 総括セッション

18：50－19：00 閉会挨拶

#### ウ ネパール側参加者

カトマンズ等の地方裁判所判事，最高裁の Bench Officer 及び各裁判所の Section Officer，N J Aの職員等の25名

#### エ 日本側参加者

国際協力部教官，U N A F E I教官，J I C A関係者等

#### オ 研修の資料として，日本の刑法総論の一部及び更生保護法の英訳版と東京ルールズを，プレゼンテーションの資料とともに予め送付した。

### (2) プレゼンテーション

ア 国際協力部の矢尾板隼教官が，“Introduction of Probation and Parole – Comparative aspect –”と題するプレゼンテーションを行った。量刑法29条1項本文では，1年以上の懲役刑の3分の2の期間が経過し，“good conduct”がある者については，管轄する郡保護観察及び更生保護協会の推薦により，地方裁判所の裁判官が仮釈放の決定をすることができると規定されており，但書で，終身刑，収賄，レイプ，人身売買及び密輸に関する罪，組織的犯罪に関する罪，資金洗浄に関する罪，拷問又は残虐，冷酷，非人道的又は侮辱的な行為に関する罪，人類に対する罪及び国家に対する犯罪を行った者については仮釈放されないと規定されている。日本では，地方更生保護委員会が仮釈放の決定をするのに対し，ネパールでは地方裁判所の裁判官がその決定をすることに大きな違いがある。また，量刑法12条では，量刑に当たって裁判所が必要と判断した場合には，保護観察官又は更生保護官に対し，pre-sentence reportの作成を命じることができると

されている。これらの点を含めた日本とネパールでの仮釈放と保護観察の制度の異同についての説明がされた。

イ UNAFEIの森永太郎所長が、“Basics for the Implementation of Parole & Probation”と題するプレゼンテーションを行った。刑罰の目的の一つに犯罪者の更生があること、量刑の目的を定めた量刑法13条では、犯罪人を社会復帰させ、又は矯正することも一つの考慮要素とされていること等に言及し、good conductの解釈について、仮釈放の制度は、近年の理論では恩惠的措置ではなく被収容者の更生及び社会復帰のためのものとされていることを踏まえると、仮釈放の判断に当たっては、再犯可能性や社会復帰での更生の可能性を評価するため、様々な要素を慎重に検討する必要がある、good conductはこのような観点から解釈されるべきであること、実証的研究では、服役中のgood conductは必ずしも再犯のリスクと関係しないことがわかっており、good conductは再犯のリスクを評価する際に考慮しなければならない多くの要因の一つに過ぎないことを説明した。また、制度の枠組みとして、実践的かつ能力のある保護観察官や更生保護官が必要であり、地域社会からの理解と支持も必要であることの言及もされた。

ウ UNAFEIの高井文香教官が、“Parole examination in Japan”と題するプレゼンテーションを行った。日本の2020年の統計によれば、刑事施設からの仮釈放の申出について仮釈放が認められなかったのはわずか3.4%であること、仮釈放のための調査においては、地方更生保護委員会は、受刑者への面接調査や刑務所からの情報、保護観察所からの生活環境調整に係る報告書、被害者の意見等の様々な情報を収集すること、仮釈放の審理では、悔悛の情、改善更生の意欲、再犯のおそれがないこと、保護観察に付することが改善更生のために相当であること、社会の感情に反しないことの判断基準に沿って審理するが、その具体的判断について、特に再犯のおそれがないかについては、本人の性格、犯罪の内容、犯罪歴や刑事施設での矯正処遇状況及び効果、出所後の居住先、家族関係、社会的支援、出所後に予定されている再犯防止のためのプログラムの内容と予想される効果等、様々な事情を考慮することについて、具体的な説明がされた。

### (3) 質疑応答

質疑応答では、仮釈放の条件に違反した場合の再度の仮釈放の可否や、被害者の意見の位置づけについての質問が出され、再度の仮釈放は理論上可能であるが、実際は難しいことが多いこと、被害者の意見は一つの考慮要素であり、被害者が仮釈放に反対したからといって仮釈放を認めないことには必ずしもならないとの回答がされた。また、日本での仮釈放と保護観察の歴史についての質問も出され、現在の制度は戦後の占領下において出来上がったこと、戦前からあった民間の保護司を制度に組み込んだという特徴がある点等について回答がされた。

### (4) グループディスカッション

9月の時と同様に、Zoomのブレイクアウトルームの機能を使い、ネパール側



参加者を4つのグループに分け、議論はネパール語で行い、各グループに一人ずつネパール人弁護士を通訳として入れて英訳してもらう方法を取った。

ネパールにおいては、保護観察官や更生保護官が未だ任命されておらず、仮釈放や保護観察の制度がまだ動いていないとの話を聞いていたことから、議題としては、① good conduct を含め、量刑法29条1項をどのように解釈するか、②裁判官として、仮釈放を決定する際に重要視する点は何と考えるか、③仮釈放制度につき、裁判官、保護観察官、更生保護官の役割分担をどのようにして制度構築すべきか、を設定し、全てのグループに共通のものとして議論してもらった。

各グループとも、全ての議題に対し、過不足なく、熱心に議論できていた。

#### (5) 総括セッション

各グループの代表者から、それぞれの議題に対し、発表をしてもらった。今回は、前回と違って同じ議題を設定したこともあり、それぞれの発表者が前の発表者の意見で賛成できる点を指摘し、また重ならない点について特に強調して発表するなど、総括セッションの中で議論が発展していく過程が垣間見えた。また、仮釈放の意義については十分伝わったと思われ、この制度を何とかして良い形で運用したいという強い熱意が見られた。

#### (6) 所感

ネパールにおいては、現在も保護観察官や更生保護官の任命が未だされていないとのことではあるが、今は執行官が臨時でやっているとの話もあり、近いうちに本格的にこの制度が動き出すのではないかと思われる。ネパール側参加者の仮釈放制度への関心は非常に高く、熱心な議論がされており、大変有意義な研修であったと思われる。ただ、仮釈放の判断にあたっては、その基準となる法律や規則が必要であるといった意見もそれなりに出ており、自らが解釈をして制度を切り開いていくといった強い気概までを感じることはできなかった。本格的な運用が始まった後、それを検証する形で、このテーマについて今後研修をすることはあり得ると思われる。

今回は、前回と異なり、ポイントを仮釈放の判断ということに絞り、日本側のプレゼンテーションも、3人が一人30分の持ち時間でそれぞれが有機的に連携する形で行われた。テーマを絞ることは、その分扱う範囲が狭くなってしまいうことにはなるが、様々な限界を抱えるオンラインセミナーにおいては、このようなやりの方が有効性は高いのではないかと感じた。

## 第4 今後の活動の展望

今回は、新法運用支援としてオンラインセミナーを実施したものである。いずれのセミナーについてもネパール側から好評であり、有意義であったと思われるが、その議論の内容等を踏まえると、これからも引き続き新法運用支援を継続する必要があると思われる。また、新法運用支援という点では、実際のネパールでの運用状況を調査する必要性は極め

て高く、ネパールでのワークショップ及び現地調査の実施をしたい。また、ネパールの裁判官を日本に招へいし、日本の裁判実務を肌で感じてもらう本邦研修の実施も望ましい。いずれも新型コロナの状況次第ではあるが、これらの活動が実現できるとすれば、支援の実効性が飛躍的に高まるといえる。

現在は、国際協力部主体の法整備支援活動として、ネパール最高裁及びN J Aをカウンターパートとして新法運用支援をしているところであるが、第2で触れたように、現在、J I C A主体の法整備支援活動として、弁護士の専門家がネパールに派遣されており、現在国別研修がオンラインで実施されている。活動として重なる点も多く、これまでと同様、引き続き緊密に連携しながら活動をしていく必要があると考えている。また、刑事法に関しては、U N A F E I が検察官等を対象とした共同研究を毎年実施しており、今回の12月のオンラインセミナーではU N A F E I の多大な協力を得て実施された。引き続きU N A F E I とも緊密に連携しながら活動をしていきたい。

# ベトナム：少年司法についての国際経験に関する インターナショナルワークショップ (INTERNATIONAL EXPERIENCES OF JUVENILE JUSTICE)

J I C A 長期派遣専門家

枝川 充 志  
国際協力部教官  
黒木 宏 太

## 第1 はじめに

ベトナム最高人民裁判所と J I C A の共催で、令和3年11月29日（月）、少年司法についての国際経験に関するインターナショナルワークショップ（INTERNATIONAL EXPERIENCES OF JUVENILE JUSTICE）（以下「本セミナー」という。）が開催された。

本セミナーは、J I C A プロジェクト<sup>1</sup>の活動の一環として実施されたものであり、その目的は、ベトナムでは、現在、未成年者の司法手続に関する法律を制定する準備をしているところ、諸外国における未成年者に係る司法制度について様々な制度設計を検討することにあった。

本セミナーには、日本側から、ベトナム現地において、枝川が参加し、日本（オンライン）から、国際協力部の内藤晋太郎部長、須田大副部長、曾我学教官、河野龍三教官、矢尾板隼教官、尾田いずみ教官、岡田泰弘専門官及び黒木が参加した。

ベトナム側からは、グエン・ホア・ビン最高人民裁判所長官、グエン・チ・トゥエ副長官をはじめとした最高人民裁判所及び人民裁判所の裁判官のほか、国会司法委員会、同法律委員会、党関係者、労働・傷病兵・社会省、司法省刑事行政法局、公安省、学者・研究者が参加した。また、ベトナムのドナーからは、ベトナム現地において、UNICEF ベトナムのラナ・フラワーズ現地代表、グエン・タイン・チュック氏<sup>2</sup>（Child Protection Justice System Specialist）、韓国最高裁からの長期専門家（KOICA）のキム・テジュン裁判官、在越アメリカ大使館からジョナサン・ゴンドミ調整官（Law Enforcement and Justice Program）、オンラインにて、在オーストラリア・在タイのUNICEF 専門家、アメリカ・ロサンゼルス検察官、警察官が参加した。

なお、ベトナム現地での会場参加者については、会場入場の際に、新型コロナ対策として、抗原検査が実施された。

本稿では、本セミナーの概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職らの私見であり、所属部局の見解ではない。

<sup>1</sup> 「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」（2021.1～2025.12）

<sup>2</sup> 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）が、令和3年3月7日（日）～12日（金）の6日間、国立京都国際会館で開催され、国際協力部は、同月9日にサイドイベントとして、J I C A と共催で、講演「法の支配を実現するための司法アクセス強化に関する成功事例」及びパネルディスカッション「ラオス・ネパール・ベトナムにおける司法アクセスへの取組」を開催した。グエン・タイン・チュック氏は、このサイドイベントに登壇していただいた。

## 第2 本セミナーの概要

### 1 日時

令和3年11月29日（月）7時30分～11時45分（ベトナム時間）

### 2 形式

ハイブリッド形式（会場参加と Cisco Webex でのオンライン参加を併用）

### 3 スケジュール（ベトナム時間）（仮英訳）

<i>Time</i>	<i>Activity</i>	<i>Presenter</i>
07:30-08:00	Registration	
08:00-08:10	Introduction	Department of Legal affairs and Scientific management, SPC
08:10-08:30	Opening remarks	- Assoc.Prof.Dr. Nguyen Hoa Binh, Politburo member, Secretary of the Party Central Committee, Chief Justice of the Supreme People's Court - Mr. Edagawa Mitsushi, JICA Expert - Ms. Rana Flowers, UNICEF Representative to Viet Nam
<b>PRESENTATION + DISCUSSION</b> Chairman: Mr. Nguyen Tri Tue, Deputy Chief Justice of the Supreme People's Court		
08:30-08:45	Introduction on the draft outline of the Law on Juvenile Justice	Department of Legal affairs and Scientific management, SPC
08:45-09:05	Overview of the draft outline of the Law on Juvenile Justice	Ms. Nguyen Thi Kim Thoa, former Director General, the Department of Criminal and Administrative Legislation, Ministry of Justice
09:05-09:25	Law on Juvenile Justice – Necessity and international experiences	Ms. Shelley Casey, UNICEF Vietnam Expert in Australia (online)
09:25-09:45	Presentation on “ Commitments of Vietnam in international documents on the protection of children's rights ”	Mr. Dang Hoa Nam, Director General, Department of Children, Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs
09:45-10:05	Juvenile Justice in Japan and Recommendations for Vietnam	Mr. Kuroki Kota, Professor(Judge), Ministry of Justice, Japan (online)
10:05-10:25	Regulations on compulsory education measures for juveniles before serving prison sentences	Ms. Christi Frey, Deputy Attorney General, Office of the District Attorney, Los Angeles, California. Lieutenant Andrea Grossman, Los Angeles Police Department, Commanding Officer (online)
10:25-10:45	Developing and implementing the Law on Juvenile Justice – Lessons from Southeast Asia and the Pacific Region	Mr. Lucio Valerio Sarandrea Juvenile Justice Specialist, UNICEF's Regional Office for Southeast Asia and the Pacific (online)
10:45-11:00	<b>Tea break</b>	
11:00 - 11:45	<b>Discussion</b>	- Assoc. Dr. Do Thi Phuong, Hanoi Law University - Representative of KOICA - Delegates
11:45	Conclusion and Closing	Assoc.Prof.Dr. Nguyen Hoa Binh, Politburo member, Secretary of the Party Central Committee, Chief Justice of the Supreme People's Court

### 第3 本セミナーの概要

#### 1 目的とビン長官の説明

ベトナムには、少年事件について、包括的で統一された法律がなく、少年に対する行政上及び刑事上の取扱いは、多くの異なる法律に点在していることから、執行等の困難さがある。その上で、既に法案の骨格について起草しているが、国内法との関係を整理し、国際的な原則や考え方を反映させた上で起草プロセスをすすめ、2022年3月までに国会常務委員会に計画及び草案を提出し、2023年中に立法化したいとの説明があった。その過程で、各国について調査したところ、世界のほとんどの国では、少年に対する独自の法制度を持っているが、国によって違いがあることが分かったということである。

本セミナーは、これらの状況を踏まえて、ベトナムとしては、少年司法に関する規定を統合して置き換えるために、新法を導入することを検討しており、国際的な立法例や経験について、広く意見を得ること、及び、参加した各国としても、それらの経験共有を図ることを目的としたものである。



【ベトナム最高人民裁判所の建物】

#### 2 オープニングリマークス（枝川）

JICAの枝川より、オープニングリマークスとして、少年司法に関するプロジェクトは、ベトナムにおける法執行の質を向上させることを目的としており、JICAプロジェクトとしても重要なものと認識していることに言及した上で、家庭未成年者法廷設立に向けたこれまでのJICAプロジェクトの支援、少年の健全な育成の観点、中でもコロナ禍で影響を受ける少年保護の観点から、今回の法整備が時宜を得たものであることを述べた。



【オープングリマークスの様子】

### 3 日本の少年司法制度の説明（黒木）

国際協力部の黒木より、離婚や相続などの家事事件や少年事件を扱う日本の家庭裁判所での経験について説明し、具体的には家庭裁判所と家庭裁判所調査官制度を中心に説明をした。下記は、概ね、当職の講演内容として、ベトナム最高人民裁判所のHP<sup>3</sup>に記載されていたものである。

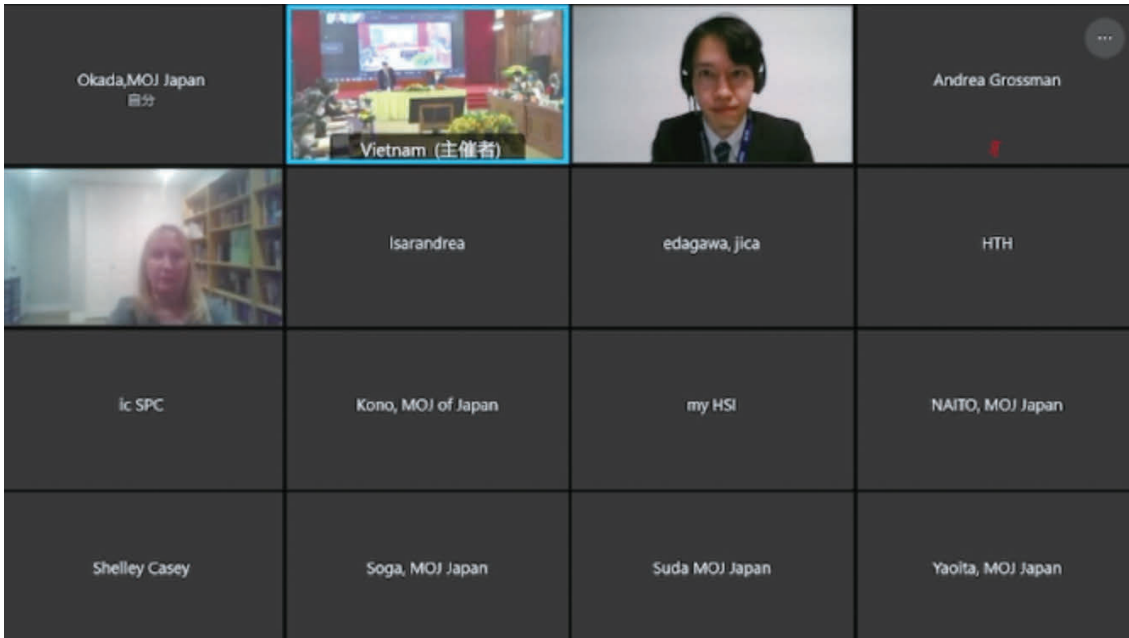
家庭裁判所は、伝統的な司法裁判所と比較して、取り扱う事件の性質や、事件処理の理念・方法において、処理される事件の性質を踏まえて、個別性、科学性、社会性、後見性、民衆性、非形式性、非公開性などの異なる特徴がある。

家庭裁判所調査官は、心理学、教育学、社会学、社会福祉学などの専門知識を有する職員である。少年審判における個別処遇の原理や科学主義、教育主義の原理を実現するために、行動科学の専門職である家庭裁判所調査官が家庭裁判所に配置されている。家事事件や少年事件において、専門的知識をいかして調査をし、少年事件では、事件の調査が調査官の職務の中心である。家庭裁判所調査官という制度は、家庭裁判所の大きな特色である。

終局決定には、審判手続を開かない場合と審判手続を開く場合の2つのケースがある。事案軽微であり、少年に再非行のおそれがない場合や、家庭裁判所調査官の教育的指導によって、少年の要保護性が解消し、再非行のおそれがない場合は、審判手続を開始しない。

審判手続は非公開で、（共犯事件でも）個別に審判される。教育主義（保護主義）、個別処遇の原理、職権主義による。「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」。

<sup>3</sup> <https://tapchitoaan.vn/bai-viet/nghien-cuu/hoi-thao-tham-van-kinh-nghiem-quoc-te-ve-tu-phap-nguoi-chua-thanh-nien> より参照可能（ただし、ベトナム語）。



【日本の少年司法制度の説明の様子】

#### 4 海外専門家による説明（UNICEF，オーストラリア，アメリカ，韓国）

UNICEFベトナム代表のラナ・フラワーズ氏より，科学的には脳は25歳までに完全に発達すること，少年を拘留することは教育的ではなく，その代わりに地域的指導が効果を持つこともあることやソーシャルワークの重要性などについて説明があった。

オーストラリアのUNICEFベトナムスペシャリストであるシェリー・ケーシー氏より，ベトナムが，少年司法の観点から包括的な法律の策定を策定していることに関し，未成年者に関連する記事を司法制度に統合及び拡大し，少年司法制度を調和させるための大胆な改革を導入するための効果的な方法である旨に言及した上で，法律

の規定と実態のギャップを埋めることや、被害者・証人の場合の少年保護の必要性等について、説明があった。

UNICEF東南アジア太平洋事務所の少年司法専門家であるルシオ・バレリオ・サランドレア氏より、少年司法改革の予見可能な経験に基づいて、裁判所などの機関間の部門間の調整、調達など、多くの課題があることや、コストを見据えた仕組みづくり、RIA（Regulatory Impact Assessment）の重要性についての説明があった。

ロサンゼルススのフレイ検察官及びグロスマン警察官より、カリフォルニア法下での少年事件の扱い、保護の仕組み、ダイバージョンの取組みの紹介があった。

韓国からの長期専門家キム・テジュン裁判官は、少年司法のための統一された法律の必要性について言及をした上で、少年司法の目的は少年を教育することであるため、刑事措置を減らす必要があることや、韓国では、非刑事措置の適用が優先されているため、児童保護に関する個別の規制があること、少年に前科を残さないようにする必要があることなどの説明があった。

## 5 ベトナム専門家の説明

最高人民裁判所法制・科学管理部から、少年司法に関する法律の草案の骨子の説明があった。

司法省刑事行政法局のトア前局長から、法の重複の問題、少年事件に関わる関係機関間のコミュニケーションの重要性、ソーシャルワーカーのトレーニング、少年の特性を踏まえたアプローチの必要性等について指摘があった。

ハノイ法科大学のド・ティ・フオン准教授から、少年司法に関する統一的な法律の策定は、児童保護に関する党の見解等と完全に一致していると述べた上で、外国の経験についても、他の国や世界の一般的な傾向に沿って、人権、子どもと未成年者の権利の保護に関する国際基準への適合を確保することが必要であると説明した。

最後に、ビン長官より、機関間の調整、専門スタッフの育成、少年の特性を踏まえたアプローチ、いわゆる職権主義の妥当性がハイライトされ、今後、研究者や関係機関の意見を聞いて、ドラフト作業を進めていきたいとして締めくくられた。

## 第4 終わりに

本セミナーは、JICAプロジェクトの初年度における例外活動として実施されたものである。本セミナーは、ベトナムへの起草支援と位置付けられるが、内容については、上記のとおり、教材作成等の伝統的なプロジェクト活動とは異なり、国際会議のようであり、ベトナムの法・司法分野での発展を肌で感じられるものであった。

国際協力部及びJICAプロジェクトとしては、ベトナムの少年司法がより良いものになるよう、できる限りの支援をしていきたい。





【本セミナーの様子（両写真のパワーポイントは黒木による説明時のもの）】

## 第22回日韓パートナーシップ共同研究

国際協力部教官

川野 麻衣子

### 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国（以下「韓国」という。）大法院法院公務員教育院（以下「教育院」という。）との共催により、2021年11月24日から同年12月2日までの間、第22回日韓パートナーシップ共同研究を実施したので、その概要を報告する。なお、本稿中、意見部分は当職の私見である。

### 第2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、日韓の研究員が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間の友好協力関係を醸成することを目的として、1999年から実施しているものである。

研究員は、韓国の法院<sup>1</sup>の職員から選ばれた韓国側研究員5名と我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究員5名の合計10名であり、不動産登記、商業法人登記、戸籍（家族関係登録）、供託<sup>2</sup>及び民事執行の制度上及び実務上の諸問題について、講義、関係機関の訪問・見学及び実務研究等を通じて調査研究を行う。

### 第3 第22回日韓パートナーシップ共同研究について

従来、本共同研究は、我が国で開催する日本セッション及び韓国で開催する韓国セッションの2つのセッションで構成し、両国の研究員を相互に相手国に派遣して、講義や実務研究のほか、関係機関の訪問・見学をすることで調査研究を進めてきたが、今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、相互に相手国を訪問することはせず、2つのセッションを統合し、期間を短縮して、web会議システムを利用したオンライン形式により実施することとなった。

なお、共同研究の期間中、韓国側研究員は、教育院に集合してweb会議システムに接続する方式を採っており、日本側研究員は東京都昭島市の国際法務総合センターに集合する日と、集合せずに自宅又は勤務庁において研究を行う日を設け、それぞれの場所からweb会議システムに接続する方式により実施した。

<sup>1</sup> 法院とは我が国の裁判所に相当し、大法院とは我が国の最高裁判所に相当する機関である。我が国においては、登記、戸籍及び供託は法務省が、民事執行は裁判所が事務を担当しているところ、韓国においては、登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行は、いずれも法院が事務を担当しており、教育院とは、その法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関である。なお、教育院は、登記、家族関係登録（戸籍）及び供託担当の職員の研修を実施しているという点で我が国の法務総合研究所の役割も果たしていると言える。

<sup>2</sup> 戸籍（家族関係登録）と供託は隔回で行われており、今回は戸籍（家族関係登録）についての調査研究が行われた。

以下のとおり，研究員は，日韓両国の最新の法制度や実務等に関する講義を受けて知見を広めたほか，研究員同士の活発な協議により，それぞれが設定した課題の実務研究等を行った。

## 1 講義

### (1) 所有者不明土地を解消するための施策について

法務省民事局の森下宏輝局付から，所有者不明土地の概要とその発生原因，不動産登記の観点における所有者不明土地の解消策と発生を予防する方策についてお話を伺った。

### (2) 東京家裁の後見実務と成年後見制度利用促進基本計画

東京家庭裁判所の富永悦史総括主任書記官から，日本における成年後見制度と東京家庭裁判所における後見実務の概要，成年後見制度利用促進基本計画の概要とその取組状況等についてお話を伺った。

### (3) 国際動向からみた韓国の動産債権担保法制

ソウル大学校法学専門大学院のクォンヨンジュン教授から，動産債権担保法制に関する国際的な動向や基本原則，韓国における動産債権担保法制の現状と課題についてお話を伺った。

### (4) 仮想資産に対する執行実務

司法政策研究院のイヘジョン研究担当官から，仮想資産の韓国法上の位置付け及び韓国国内での判例や学説，仮想資産に対する強制執行の問題点等についてお話を伺った。

○ 장기상속등기 등 미필 토지 해소작업의 성과

★ 2017년 7월 규슈북부 호우복구·부흥사업

자치단체의 요구에 응하여 토지 약 2,000필에 대하여 등기관이 800명을 넘는 등기명의인의 법정상속인 탐색 실시

★ 2018년 7월 호우재해 복구사업

막대한 피해가 발생한 지구의 토지 약 1,600필에 대하여 등기관이 700명을 넘는 등기명의인의 법정상속인 탐색 실시

신속한 복구·부흥사업 실시에 기여

【森下局付の講義の様子】

## 2 実務研究

研究員は、全員で各研究員の課題について検討する全体協議及び相手国のパートナー研究員との1対1での個別協議等を通じて課題の研究を行い、総合発表会においてその概要を発表した。各研究員の課題の概要は以下のとおりである。

### (1) 不動産登記1

ア 相続登記において登記申請書上の登記義務者と登記記録上の所有者の同一性が確認できない場合の解決方法に関する日韓比較（韓国側）

韓国では、相続登記の際に、登記記録上に所有者の住民登録番号が記録されておらず、かつ登記記録上の住所が公的帳簿に記載された住所と異なる等、登記申請書上の被相続人と登記記録上の所有者の同一性が確認できない場合があり、このような事例について、日韓の実務及び登記先例等を比較して解決方策を検討するもの。

イ 不動産登記における登記手続案内に係る日韓の比較について（日本側）

不動産登記手続に関する照会への対応については、日本においても業務効率化の観点等から見直しが図られているところ、新型コロナウイルス感染症への対策や国民の情報収集の在り方が変化していること等も踏まえ、対面によらない非接触型の登記手続案内体制の構築、手続案内の効率化策、登記相談員の活用策等について、日韓の制度を比較して研究するもの。

### (2) 不動産登記2

ア 不動産公示制度及び不動産登記申請に関する日韓比較（韓国側）

韓国では、不動産の権利関係に関する登記制度と物理的状況に係る登録制度（台帳制度）の所管が異なるところ、日韓における不動産公示方式の相違点及び類似点、台帳及び登記簿の効果的な連携方策、不動産に係る証明書類の発行機関及び発行方式と電子化の程度等について、日韓の制度を比較・分析し、利用者がより利用しやすい制度について検討するもの。

イ 渉外不動産登記申請手続の「真正性の担保」に関する日韓比較（日本側）

不動産登記の中でも登記の申請人等が外国人である場合や外国に居住している場合等の渉外不動産登記申請手続の真正性を担保するための方策について、韓国の「在外国民及び外国人の不動産登記手続に関する例規」を分析し、必要な添付書面とその審査方法、事務手続上の課題等について、日韓の制度を比較しながら研究するもの。

### (3) 商業法人登記

ア 監査委員会を設置している場合の「代表監査委員」と規定上存在する「常勤監事（監査役）」の登記簿表示に係る公示の必要性についての日韓比較研究（韓国側）

商業法人登記簿が有している企業の必須事項を公示する機能と安全な取引のための予防的機能の強化のために、監査委員会設置会社における監事の登記事項に

ついて、代表監査委員及び常勤監事等に着目し、日韓の制度を比較しながら研究するもの。

イ 商業登記事務における真実性の担保に係る日韓の比較（日本側）

商業登記事務の真実性を担保するための方策について、株式会社の役員変更登記における添付書面、不実の登記を防止するための制度及び休眠会社等のみなし解散による整理作業を主な論点として、日韓の制度を比較しながら研究するもの。

(4) 戸籍（家族関係登録）

ア 日韓両国の成年後見制度における家庭裁判所の役割（韓国側）

日韓両国の成年後見制度の運用については、類似している面が多くあることから、成年後見制度における関係機関の役割、監督の在り方、不正を防止する制度を中心に日韓の制度を比較し、高齢者が利用しやすい制度及び実質的な監督のための家庭裁判所の役割について検討するもの。

イ 日本の戸籍制度と韓国の家族関係登録制度の比較・検討（日本側）

日本の戸籍制度について、マイナンバー制度の導入や読み仮名の法制化の検討などの進展があったこと、韓国においても家族関係登録制度の施行から10年以上が経過したことから、主に韓国における住民登録番号情報と家族関係登録制度との連携、漢字とハングルの氏名の登録の在り方等の点に着目し、日韓の制度を比較しながら研究するもの。

(5) 民事執行

ア 「仮装留置権」の問題点と改善方向に関する考察（韓国側）

仮装留置権については、その実体的な権利関係に関する執行裁判所の判断権限や責任が規定されていないため、留置権の成立の真正とは無関係に、競売の目的物の流札を誘導し、適切な価格での売却ができないように悪用される余地があることから、留置権に関する日韓の法令及び実務の比較により、その改善策を検討するもの。



【研究員の協議の様子】

#### イ 債権執行における日韓の主な相違について（日本側）

債権執行の手続について、業務の効率化及び実効性確保の観点から、申立及び終了時等の事務処理、差押の対象及び第三債務者の特定、養育費の支払義務の履行確保の制度、執行手続のIT化等に着目し、日韓の制度を比較しながら研究するもの。

### 3 日本側研究員を対象とした講義等

今回は韓国を訪問することができず、韓国側研究員との交流の時間も限られたことから、日本側研究員に韓国に関する知見を広めてもらうことを目的として、日本側研究員のみを対象として以下の講義及び見学等を実施した。

#### (1) 講義「韓国における家族観と法とのかかわり」

帝京大学の田中佑季助教から、韓国の家族法の変遷、養子制度、家族関係登録制度に焦点を当て、家族観が日本と韓国とでどのように違うのか、家族観が民法などの法律にどのような影響を与えているのか等についてお話を伺った。

#### (2) 駐日韓国文化院訪問・駐日韓国領事との意見交換

東京都新宿区にある駐日韓国文化院を訪問し、韓国の衣食住等の文化の特色についてお話を伺った後、同院内に設けられた庭園及び韓国の伝統的な生活様式を再現したサランバン（舎廊房）等の見学を行った。また、同院には徐章雄駐日韓国領事にもお越しいただき、日本側研究員と韓国の文化のほか、各研究員の研究課題などについて広く意見交換を行った。



【駐日韓国文化院見学の様子】

## 第4 おわりに

第22回日韓パートナーシップ共同研究は、前例にないオンライン形式での開催となり、共同研究の目的である「相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間の友好協力関係を醸成する」ことをいかにオンライン環境下で実現するか大きな挑戦となった。

教育院とは数ヶ月にわたってweb会議やメールでの協議を重ね、できる限り従来の内容を継続しつつ、オンラインではできないことを補う方策等について知恵を出し合った。また、研究員自身も、現地を訪問することができない代わりに、たくさんの写真や資料を使用して登記所の様子や自国の制度を紹介するなど、創意工夫を重ね、互いに理解するよう努めていた様子が印象的であった。

結果として、第3に記載したとおりの充実した内容となり、研究員からも、現地を訪問できなかったことを除いて概ね好評価をいただいたところである。

オンライン形式ではあったが、基本的な法制度が類似する日韓両国で同じような職務に従事している研究員同士が、互いの国の法制度や文化を学び、親睦を深めるという取組を継続することができたことは、両国の法制度の発展及び実務の改善という観点から大変意義深いことであったと感じている。

ただ、やはり両国間の友好協力関係を醸成するという点に関しては、オンライン環境下で最大限に工夫して良好な関係が構築できたと考えられるものの、休憩時間のちょっとした意見交換ができないなどの限界があり、次回以降は、両国を相互に訪問する従来の形式で実施できることを願っている。

最後に、前回（第21回）の日韓パートナーシップ共同研究は、新型コロナウイルス感染症の影響により残念ながら準備段階で中止となったが、今回はオンライン形式ではあるものの開催にこぎつけることができ、本共同研究の開催に御協力いただいた日韓両国の全ての関係者の皆様に感謝を申し上げたい。



【閉会時の記念撮影】

## 第22回日韓パートナーシップ共同研究研究員名簿

	氏名	所属	研究分野	
大韓 民国 側 研究 員	1	パク ジェジュン 朴 在俊	法院行政處 法院事務官	不動産登記
	2	キム ヨングク 金 龍國	議政府地方法院高陽支院 法院主事	不動産登記
	3	イ クァンウク 李 鎭昱	ソウル南部地方法院 法院主事補	商業法人登記
	4	ソン ファス 宋 和修	ソウル南部地方法院 法院主事	家族関係登録(戸籍)
	5	カン ジウォン 姜 智元	ソウル中央地方法院 法院主事補	民事執行
日本 国 側 研究 員	1	佐々木 豊	東京法務局 不動産登記部門 登記官	不動産登記
	2	吉田 悦典	さいたま地方法務局 不動産登記部門 登記官	不動産登記
	3	土田 恵	東京法務局 第二法人登記部門 登記官	商業法人登記
	4	佐藤 博行	法務省訟務局 民事訟務課 係長	戸籍
	5	萩原 京子	最高裁判所 事務総局民事局第一課 調査係長	民事執行

### 法院公務員教育院

法院書記官 李 明宰 (イ ミョンジェ)

法院主事 姜 奎錫 (カン ギュソク)

### 法務総合研究所

国際協力部教官 川野 麻衣子

主任国際専門官 岡田 泰弘

主任国際専門官 山田 寛子

国際専門官 北野 月湖



## 第22回日韓パートナーシップ共同研究日程表

月 日	午前 9:00	午後 13:30	12:00	午後 13:30	日本側 実施場所	
11 / 24	9:30 開会	9:50 オリエンテーション	10:55 韓国側研究員の 課題に関する 全体協議（※1）	11:05 韓国側研究員の 課題に関する全体協議	国際法務 総合センター	
11 / 25	9:10 日本側研究員の課題に関する全体協議（※1）			15:30 日本側講義 所有者不明土地を解消するための施策について 法務省民事局 森下宏輝局付	国際法務 総合センター	
11 / 26	9:00 個別協議（※2）	10:50 韓国側講義 国際動向からみたら韓国の動産債権担保法制 ソウル大学校法学専門大学院教授 クォンヨンジン	13:00	14:30 講義（※3） 韓国における 家族観と法とのかわり 帝京大学 田中佑季助教	16:15 進捗状況報告・資料整理 （※3）	自宅/ 所屬庁
11 / 27						
11 / 28						
11 / 29	9:30 日本側講義 東京家裁の後見実務と 成年後見制度利用促進基本計画 東京家庭裁判所 富永悦史総括主任書記官	12:00		13:30 個別協議（※2）	17:30	自宅/ 所屬庁
11 / 30	9:30 韓国側講義 仮想資産に対する執行実務 司法政策研究院研究担当官（裁判所書記官） イヘジョン	12:00		13:30 総合発表準備	17:30	国際法務 総合センター
12 / 1	9:30 発表準備	10:00 総合発表会		総合発表会	17:00 閉会	国際法務 総合センター
12 / 2	10:00 国際協力部長講話	11:00	13:00 共同研究総括	15:00 駐日韓国領事との意見交換 駐日韓国文化院訪問	17:00	法務省 赤れんが棟 （終日※3）

※1：各研究員の課題について発表し、全研究員で協議する。  
 ※2：同じテーマを研究する日本側研究員・韓国側研究員がペアになり協議する。  
 ※3：韓国側とは接続しない。

## 【国際協力人材育成研修】

### 2021年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官  
及川裕美

#### 第1 はじめに

2021年11月8日から同月15日までの間、国際協力人材育成研修を実施しました。

この研修は、法制度整備支援に携わる人材を育成するため、法務・検察職員を対象に、法制度整備支援の理解を深めることを目的として、2009年から毎年1回実施している研修です。

例年、この研修では、国内研修のほか、支援対象国を訪問しての国外研修を実施していましたが、今回の研修（以下「本研修」といいます。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度の研修に引き続き国外研修を実施せず、研修参加者が所属庁等からリモートで参加する全面ウェブ形式（Zoomを利用）で実施しました。

以下、本研修の概要等につき、研修参加者が寄稿した本研修に関する記事と併せて報告します。

#### 第2 研修参加者

生出はるか（法務省民事局付）  
片倉菜摘（法務省民事局総務課企画第三係長）  
山田大輔（東京法務局総務部庶務課統計係長）  
村上愛子（東京地方検察庁立川支部検事）  
窪田大輔（山口地方検察庁下関支部検事）  
池田暁子（松山地方検察庁宇和島支部検事）  
井上加織（さいたま地方検察庁検察事務官）

#### 第3 研修概要

本研修は、別添「2021年度国際協力人材育成研修日程表」のとおり実施しました。

##### 1 法務省職員による講義等

- (1) 法務・検察職員として法制度整備支援に携わる者にとっては、国際協力部の業務に加え、法務省大臣官房国際課及び国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「UNA FEI」といいます。）の業務についても把握する必要があることから、本年度は、新たに、法務省大臣官房国際課補佐官及びUNA FEI次長の講義も実施しました。

加えて、例年どおり、国際協力部長及び国際協力部副部長による講義のほか、国

際協力部教官が自身の担当する国の法制度整備支援の概要について講義をし、また、国際協力部専門官がその業務について講義を実施しました。

- (2) 森川武嗣法務省大臣官房国際課補佐官からは、「官房国際課の業務」の講義において、司法外交、官房国際課の沿革、同課の体制及び取組等について説明がありました。

入江淳子UNA FE I次長からは、「UNA FE Iの業務」の講義において、UNA FE Iと国連との関係、UNA FE Iの具体的な業務内容等について説明がありました。

内藤晋太郎国際協力部長からは、「国際協力部による法制度整備支援」の講義において、法制度整備支援の具体的内容、法制度整備支援に求められる実務家像等について説明がありました。

須田大国際協力部副部長からは、「長期派遣専門家の業務等」の講義において、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」といいます。）の長期派遣専門家としてラオスの法制度整備支援に従事した経験も踏まえ、ラオスのプロジェクトの内容、現地での長期専門家の具体的な業務内容等について説明がありました。

徳井靖士事務官からは、「国際専門官の業務」の講義において、本研修における国際専門官の事務を例にして、国際専門官の業務内容等について具体的な説明がありました。

## 2 外部講師による講義等

JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム企画役の井出ゆりさんからは、「ODAとしての法整備支援」の講義において、JICAの概要、JICAの技術協力等とともに、法制度整備支援の魅力等についてもお話しいたきました。

原若葉弁護士からは、「長期専門家（司法アドバイザー）の業務～コートジボワールでの経験から～」の講義において、原弁護士がJICAの長期専門家として携わったコートジボワールにおけるコールセンターの設置及び普及に向けた活動等についてお話しいたきました。

カンボジア司法省アドバイザーの坂野一生さんからは、「カンボジア法整備支援等の経験から」の講義において、坂野さんが携わってこられたカンボジアにおける民法、不動産登記法、身分登録に関する活動等についてお話しいたきました。

## 3 研修参加者による講義

- (1) ウズベキスタンの留学生に対する日本の検察制度についての講義

ウズベキスタンから名古屋大学大学院に留学している留学生の皆さんに対し、研修参加者による「日本の検察制度」についての講義を行い、まず、研修参加者の村上さん及び窪田さんが捜査及び公判について説明を行い、質疑応答の時間を挟んで、次に、池田さん及び井上さんが、検察庁の組織、検察官や検察事務官の役割等

について説明を行いました<sup>1</sup>。

口頭の説明は日本語で行われましたが、研修参加者自らが英語によるパワーポイントの発表資料を作成し、同資料を用いて説明を行いました。

本講義に参加した留学生の中には、ウズベキスタンの司法省職員や検察官の方もおり、質疑応答の時間には、留学生の皆さんから、日本の不起訴件数、日本の検察の決裁制度、検察事務官の役割等について多くの質問があり、研修参加者がその質問に丁寧に回答していました。

池田さん及び井上さんの説明の前に行われた質疑応答が活発に行われたため、兩名の説明の時間が短縮されましたが、兩名は突然の事態にもかかわらず、落ち着いて要を得た説明を行いました。

**"Approval" from the supervisors**  
=A system for maintaining impartial and consistent exercise of the prosecutorial power

- report a policy of exercise of the power
- receive advice and guidance
- obtain approval

Prosecutor ↔ Supervisor  
e.g.) the Chief Prosecutor  
the Deputy Chief Prosecutor

【講義風景】

- (2) 名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ法科大学内）の学生に対する講義  
名古屋大学日本法教育研究センターの学生の皆さんに対し、研修参加者の生田さん、片倉さん、山田さんが「日本における三権分立と司法権の独立」について講義を行いました<sup>2</sup>。

本講義に参加した学生の皆さんは大学3年及び大学4年であり、名古屋大学日本法教育研究センターにおいて日本の法律書を日本語で読むなどしていることもあっ

<sup>1</sup> 本講義の実現に当たっては、名古屋大学日本法教育研究センター講師の吉川拓真先生及び名古屋大学大学院留学生のウバイドゥラエフ・ダブロンバックさんに多大なご協力をいただきました。

<sup>2</sup> 本講義の実現に当たっては、名古屋大学日本法教育研究センター講師の小林雄一先生に多大なご協力をいただきました。

て日本語がとても上手であり，講義は日本語で行われました。

学生の皆さんからは，弾劾裁判の手續，判決の拘束力，裁判官の独立等について日本語で多数の質問があったところ，質問の中には高度な質問もあり，研修参加者は苦勞しながらも，丁寧に対応していました。

The screenshot shows a Zoom meeting interface. On the left, a slide titled '3 司法権の独立' (Independence of the Judiciary) is displayed. The slide content includes:

- 3 司法権の独立
- 司法権の独立とは
- ① 立法権，行政権からの司法権の独立
- ② 裁判官の職権の独立
- 司法権の独立が必要な理由
- 公正な裁判を確保するため

On the right, a grid of 20 video thumbnails shows participants. The top row includes '昭島録画用' (Shimazuma Recording) and 'Yūichi KOBAYASHI'. The bottom row includes '3年生\_カイン' and '3年生\_フォンラン'. The Zoom control bar at the bottom shows options like 'ミュート解除', 'ビデオの開始', '参加者', 'チャット', '画面の共有', '録音/録画一時停止/停止', 'ブレイクアウトルーム', and 'リアクション'.

【講義風景】

#### 4 ベトナム長期派遣専門家との意見交換

ベトナム長期派遣専門家である横幕孝介さんをはじめとするベトナム長期派遣専門家の皆さん<sup>3</sup>のご協力をいただき，意見交換を行いました。

意見交換の冒頭において，Zoomの画面上にベトナムのプロジェクト事務所の入口や執務スペース等を写していただきながら同事務所について説明をいただき，日本にいながらプロジェクト事務所の様子を知ることができました。

また，意見交換では，長期派遣専門家の皆さんお一人お一人から各自が担当されている支援活動の内容等について丁寧に紹介いただくとともに，カウンターパートが他国より多いことなどに関する研修参加者からの質問に答えていただきました。

#### 5 法制度整備支援活動の見学

- (1) 民事訴訟の事件管理をテーマとするバングラデシュとのオンラインセミナーの様子を聴講させていただきました。研修参加者は，黒木宏太国際協力部教官が日本の民事訴訟の口頭弁論手續の概要や裁判所書記官の役割等を説明する講義等を聴講し

<sup>3</sup> 長期派遣専門家の横幕孝介さん（検察官出身），枝川充志さん（弁護士），渡部吉俊さん（法務省民事局出身），寺本二憲さん（業務調整担当）にご出席いただきました。

ましたが、その講義では、民事裁判手続を説明するために、国際協力部教官、JICA職員等が法曹三者や書記官に扮した模擬裁判のビデオが上映され、研修参加者は国際協力部教官の業務の内容としてビデオ作成等も含まれていることに驚いていました。

- (2) そのほかにも、伊藤みずき国際協力部教官がカンボジアの裁判官からカンボジアの法教育の実情等について聴取するインタビューの様子も聴講させていただきました。同裁判官からは、これまでのJICAプロジェクトで作成されたテキスト等を用いて勉強しているとの話があり、研修参加者は法制度整備支援の成果物が実際に活用されていることを知ることができました。

## 6 課題検討・発表

課題として、「K国」という架空の国から裁判官の人材育成のための支援を要請されたと想定し、具体的なプロジェクトを立案してもらいました。

課題検討の前提として、国際協力部教官において、プロジェクトの計画・立案に関し、PCM手法<sup>4</sup>を使ったプロジェクト立案の方法について講義を実施し、PCM手法で用いられるプロジェクト概要表(PDM<sup>5</sup>)などについて基本的な知識を提供するとともに、資料として、「K国」の概況及び「K国」内の法曹関係者等のインタビュー結果を研修参加者に提供しました。

研修参加者は、これらの知識や情報を踏まえてプロジェクトを立案し、最終日に、一人ずつ立案したプロジェクトの概要、立案経緯等について発表しました。

法制度整備支援について初めて学ぶ研修参加者が限られた時間の中で検討するのは大変だったと思いますが、「K国」の裁判官の人材育成のために裁判官を養成する教

The image shows a presentation slide on the left and a vertical video call window on the right. The slide has a teal header with the title 'プロジェクト立案の経緯'. Below the header, there are two sections: '問題分析' (Problem Analysis) and '直接原因' (Direct Cause). The '問題分析' section contains a bullet point about the lack of progress in the K country project. The '直接原因' section lists three reasons for the problem. The video call window shows a vertical stack of seven participants' video feeds.

### プロジェクト立案の経緯

#### 問題分析

- 今までのK国におけるプロジェクトにおいて、民事関連法の起草支援、人材育成等は20年近く実施されており、それなりの成果を挙げている。にもかかわらず、このような要請があることは、運用面での問題が多くあるのではないか

#### 直接原因

- ① 同じような裁判であっても、裁判官によって判断が異なる
- ② 判決に至るまでの経緯（事実認定、法解釈）が、不明確
- ③ 判決が出るまでが遅い

### 【発表風景】

<sup>4</sup> Project Cycle Management の略で、開発援助プロジェクトで広く使われているプロジェクト立案手法をいう。

<sup>5</sup> Project Design Matrix の略。PCM手法では、PDMを用いてプロジェクトを運営管理する。

育機関の教育改善をプロジェクトの中心にする案や、大学の法学教育に課題を見出してその改善をプロジェクトの中心とする案など、それぞれ自分なりの支援計画を作成していました。

#### 第4 おわりに

小職自身、2019年度国際協力人材育成研修に盛岡地方検察庁一関支部から参加し、ラオス及びミャンマーを訪問して現地での長期専門家の皆様のご活躍等を実際に見聞きし、法制度整備支援活動に魅了された身としては、研修参加者の皆さんに、現地で実際どのように法制度整備支援活動が行われているのかを直接見てもらうことができなかつたことは、新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ないものであったとはいえ、本当に残念です。

ただ、研修終了後、研修参加者から、「短時間でかつ双方向性を重視していたカリキュラムであったためか、オンラインでも充実感があつた。」、「少人数の研修でたくさんの経験豊かな講師の方から直接講義を受けることができ、大変勉強になった。普段なかなか関わるができない方にも直接質問をすることができ、とても良い経験ができた。」、「研修を受けて法制度整備支援の理解が深まった。」などとの感想が寄せられ、全面オンラインでの実施であったものの、研修参加者に本研修の成果を感じてもらうことができました。

これまで12回実施した国際協力人材育成研修の研修参加者71名のうち13名が国際協力部に配属されています。本研修の研修参加者から、将来法制度整備支援に携わる人材が一人でも多く輩出され、活躍されることを願っています。

最後に、本研修にご協力くださいました関係者の皆様には、この場を借りて心より感謝申し上げます。

## 2021年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	曜日	午前	午後
11 / 8	月	10:00 自己紹介 イントロダクション	10:45 11:30 講義 「国際協力部による 法整備支援」 国際協力部 内藤部長 黒木教官 11:30 12:00 講義 「バンガラ デンユの 法整備支援」 国際協力部 黒木教官
11 / 9	火	10:00 講義 「ODAとしての法整備支援」 JICA ガハナンス・平和構築部法・司法チーム企画役 井出ゆり氏	13:00 13:45 昼休憩 14:00 14:15 講義 「ウズベキ スタンの 法整備支援」 国際協力部 及川教官 14:15 14:30 休憩 14:30 15:00 講義 「カンボジアの法整備支援」及び 課題（支援計画作成）に関するガイダンス 国際協力部 伊藤教官 15:10 15:30 休憩 15:30 16:00 講義 「長期派遣専門家の業務等」 国際協力部 須田副部长 16:40 17:00 休憩 17:00 17:15 講義 「UNAFEIの業務」 UNAFEI 入江次長
11 / 10	水	10:00 発表準備・課題 検討	13:15 13:45 昼休憩 14:15 14:30 講義 「官房国際課の業務」 官房国際課 森川補佐官 14:30 15:20 休憩 15:20 15:30 講義 「国際専門官の 業務」 国際事務部門 徳井事務官 15:30 17:00 カンボジア裁判官インタビュー 国際協力部 河野教官 17:00 17:15 全体 質疑 応答
11 / 11	木	10:00 発表準備・課題 検討	13:15 13:45 昼休憩 14:15 15:15 原若葉弁護士講義 コートジボワール元長期専門家 15:15 15:30 休憩 15:30 16:00 発表準備・ 課題検討 16:00 16:15 休憩 16:15 17:00 カンボジア司法省アドバイザー 17:00 17:15 全体 質疑 応答 17:45 18:00 全体 質疑 応答
11 / 12	金	10:00 10:35 10:45 発表準備 ・課題 検討	13:15 13:45 昼休憩 14:15 15:15 課題検討 15:15 15:30 休憩 15:30 17:00 ベトナム長期派遣専門家との意見交換 17:00 17:15 全体 質疑 応答
11 / 15	月	10:00 10:30 発表準備等	13:15 13:45 昼休憩 14:15 16:00 課題発表・質疑応答 16:00 16:30 総括 質疑応答・ 全体評価



# 令和3年度国際協力人材育成研修を終えて

東京地方検察庁立川支部検事

村上愛子

## 第1 はじめに

私は、令和3年11月8日から同月15日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された令和3年度国際協力人材育成研修に参加する機会をいただいた。本研修の期間は6日間であったが、その内容はどれも初めて学ぶことばかりで、とても新鮮で興味深く、短いながらも非常に充実した研修期間を過ごすことができた。

本研修で学んだこと、感じたことは数えきれないが、本稿では、初めに、本研修に至るまでの経緯や準備などについて触れた上、本研修で得た貴重な経験につき、以下報告させていただきます。

## 第2 本研修に至るまでの経緯及び準備について

### 1 本研修に至るまで

私はこれまで、検察官として専ら捜査・公判に従事してきたが、以前から国際分野に興味があり、検察官としてのキャリアを積む中で、国際分野に関わってみたいという希望を持っていた。そのような中、本研修への参加のお話をいただいたが、ICDが行う法制度整備支援については以前から関心を抱いていた分野の一つであったため、参加できる日を心待ちにしていた。当初、本研修は、国内研修及びベトナムにおける国外研修によって構成されると聞いていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が収まらない状況下においては、国外研修の実現は難しいだろうと考えていた。実際に、その後、本研修が全面オンライン形式になると伝えられ、国外研修は中止となり、国内研修についても、研修員が一堂に会することは叶わなかった。たしかに、期待していた国外研修の機会が得られず、また、他の研修員及び教官ら講師の皆さんとパソコンの画面を介してのみしか交流することができなかつたのは非常に残念であった。しかしながら、いざオンラインによる研修が始まってみると、その内容は当初私が想像していたよりずっと充実したものであり、コロナ禍であっても、ITを活用すれば、世界中にいる相手と繋がることができ、交流ができるのだと実感することができた。この点は、オンラインによる研修によって得られた新たな発見ともいえるべきものであり、本研修の収穫の一つであったように思う。

### 2 本研修に向けた準備

本研修では、研修員自身が発表を行う講義が予定されており、私を含めた各検察庁に勤務する研修員4名が「刑事系グループ」として、名古屋大学に所属するウズベキスタン留学生に対し、「日本の検察制度」について講義を行うことになっていた。そ

ここで、本研修に向けた準備として、刑事系グループのメンバーで協力し、講義に向けた発表資料を作成することになった。グループのメンバーは、それぞれ異なる検察庁に所属する検察官及び検察事務官であったため、どうやって講義の準備を進めるべきかと悩んでいたところ、早速、メンバーの一人が、検察庁ガールン上でグループのメッセージボードを立ち上げてくれたため、メッセージボード上で、相談や意見交換をすることができた。まだ顔を見たこともないメンバー同士によるメッセージボード上の話し合いであったため、きちんとした議論ができるかやや不安を抱いていたが、いざやってみると各研修員が積極的に意見を出し合って話を進めることができ、当初の不安は杞憂に終わった。そして、話し合いの結果、担当箇所を分担し、発表資料として使用するパワーポイントを英語で作成することになった。

もっとも、この発表資料の完成に至るまでには、かなり四苦八苦した。私の担当箇所は、検察官の業務のうち公判に関するものであったため、まずは、日本語でパワーポイントの構成や内容を定め、そこから、英語に訳していくという方法を取ることにしたが、ここで苦労したのは、やはり英訳の部分である。私は、これまで、語学の勉強として、日頃から英語のニュースや記事をチェックするようしており、特に、刑事司法に関するものは関心を持って見聞きしていたつもりだった。しかし、いざプレゼン資料を作るとなると、さて、この手続は英語でどう表現したらいいのか、単語はどれを使うのが適切なのか、この表現で伝わるのだろうかなどという疑問が次から次へと湧いてきて、なかなか筆が進まないという状況に陥った。そのような試行錯誤をする中で参考になったのは、法務省や最高裁判所がインターネット上で公開している英語版の資料であった。中でも、法務省のホームページの英語版や、国連アジア極東犯罪防止研修所が公開している日本の刑事司法手続に関する英語資料は、とても充実した内容であり、資料を作成するにあたって大変助けられた。

このようにして、苦労しながらも、他の研修員と分担し、協力して発表資料を作成していったが、刑事系グループのメンバー3名には、大変助けていただいた。皆、検察庁での通常業務をこなしながら資料を作成し、相互チェックなどを行ったわけであるが、メンバーの協力なしには完成しなかったものであり、大変感謝している。また、個人的にも、英語版のパワーポイントが出来上がった時には大きな達成感があり、語学のスキルアップにもつながった（はず）と感じている。苦労した分、非常に良い経験になったと思う。

### 第3 本研修を通じて学んだこと

本研修では、様々な講義の聴講を通じて、法制度整備支援の基本から元長期専門家による貴重な経験談に至るまで、大変貴重なお話を聞くことができた。また、海外の学生らとの意見交換や、ICD教官が実際に行っている支援対象国とのセミナーや現地の法曹に対するインタビューを傍聴する機会にも恵まれたほか、課題演習にも取り組むことができ、普段の検察業務の中では得難い経験をすることができた。ここでは、特に印象に残った講

義や演習について感想を述べたいと思う。

## 1 講義について

- (1) 本研修の初日には、ICDの内藤部長及び須田副部長による講義を聴講した。はじめに、内藤部長からは、ICDによる法制度整備支援の概要をご説明いただき、ICDの行う支援内容について基礎から学ぶことができた。私は、本研修に参加するまでは、法制度整備支援の内容に関しては、漠然と、「どんな法律を作るべきか、法律の内容はどうすべきかといった点に関してアドバイスをすること」といった程度でしか理解していなかった。しかしながら、内藤部長の講義を通じて、法制度整備支援には、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③検察官・裁判官等法曹実務家等の人材育成支援という三本柱があるということを知った。たしかに、法令そのものを制定しても、それを運用する機関の整備や人材の育成が行われなければ、支援として意味をなさない。改めて考えれば当然のことかもしれないが、これまで日本で法律を学んできた私としては、既に学ぶべき法令が存在し、かつ、司法機関が整備されて人材育成制度も確立していることが当然であったため、この三本柱の概念にハッとさせられた。法制度整備支援においては、最終的な目標を見据えた多角的かつ総合的な視点を持つことが必要であると認識することができた。

また、須田副部長の講義では、長期派遣専門家としてラオスに赴任されたご経験に基づき、長期派遣専門家の業務等をご説明いただいた。講義の中では、長期派遣専門家のスケジュールを1か月又は1日単位でご紹介いただいたことで、具体的な業務から現地での生活に至るまで身近に感じることができた。その中で、「リトリート」と呼ばれる郊外合宿型集中協議により、担当者が一堂に会して短期集中型で教材作成等に取り組んだ経験談をご紹介いただいたが、関係者らがまさに缶詰めになって議論を行う様子はとても新鮮であり、より良い制度を構築しようという熱意を感じることができた。また、須田副部長の講義の中では、通訳の重要性についても言及があった。須田副部長より、「法分野は、医療や科学技術の分野とは異なり、それぞれの国で概念が異なるため、通訳が非常に重要となる。」旨の指摘があったが、まさにその通りだと思った。たしかに、法律は、その国の歴史、政治及び文化といった背景に基づき、その国の言語によって形作られていくものであり、動かない数値や普遍の公式などといった概念は存在しない。言語はまさに、法令及びそれを取り巻く諸制度を形成する手段そのものであり、信頼できる通訳の協力を得て、プロジェクトを進めていくことの重要性ややりがいを改めて認識することができた。

- (2) さらに、本研修では、JICAをはじめとする関係機関の方々や、支援対象国での豊富な経験を有する講師らによる講義を聴講する機会にも恵まれた。その中でも、コートジボワール元長期専門家の原若葉弁護士の講義はとても印象に残る内容であった。原弁護士は、JICA長期専門家として、コートジボワールに派遣さ

れ、コールセンターの開設や法律情報提供サービスを展開するなどの業務に尽力された方であるが、その講義はエネルギーに満ち溢れていて、オンラインであっても、その情熱がひしひしと伝わるものであった。パソコンの画面上に映る原弁護士は、現地で手に入れたという美しい布で仕立てた洋服を着用していたほか、コートジボワールに関する調度品に囲まれており、まさに現地に根差した支援を行ってきた証に囲まれた姿は、とても輝いて見えた。この講義の中で、特に印象的だったのは、「日本の場合は、『訴えてやる』というセリフが通用する。これは、司法制度が健全に機能している証である。」というお話だった。コートジボワールは、当時、内戦などの影響により国内の危機状況が継続しており、司法が健全に機能せず、警察等による治安維持も期待できない状態であったという。そのような状況下では、紛争が起きた場合、市民は泣き寝入りするか、自力救済に至るかのどちらかになってしまうとのことであった。このような説明を聞き、改めて、司法制度とは何か、これが健全に機能しない状態とはどのような事態を引き起こすのかを再認識するに至った。そして、そのような環境下において、司法アクセス改善のため、まさに一からコールセンターの開設を成し遂げられた原弁護士のまさに偉業というべき支援業務に心から感動を覚えた。

## 2 意見交換やセミナー傍聴を通じた諸外国の方々との交流について

- (1) 本研修において、最も印象的だったのは、留学生との意見交換や、支援国とのセミナー等の傍聴を通じて、諸外国の方々との交流する機会を得られ、法制度整備支援の醍醐味を肌で感じる事ができたことである。
- (2) このうち、私にとって最も思い出に残ったものは、私たち刑事系グループのメンバーで発表を行ったウズベキスタン人留学生への講義である。この講義の参加者は、ウズベキスタンの検事や司法省職員といったバックグラウンドを持つ留学生であり、講義の進め方としては、事前に準備したパワーポイントの英語資料を示しながら、口頭での説明は日本語で行うという方式をとることになっていた。ところが、講義の冒頭、留学生の大半が、日本語ではなく英語で自己紹介をしていたこともあり、日本語による口頭説明で上手く伝わるのか不安に感じた。しかしながら、ウズベキスタン側には、日本語に堪能な参加者が一名おり、要所で通訳をしてくださったほか、留学生らも、英語のパワーポイント資料を手がかりにしながら日本語の説明を聞いてくれたため、その点は一安心であった。そして、私たちの発表の後に行われた質疑応答の中では、ウズベキスタン側から、「日本の検察では受理件数に比して不起訴の割合が高い理由はなぜか。」といった質問が出た。この質問の趣旨としては、「日本で不起訴の割合が多い理由は、影響力のある組織・人物による介入があるのではないか、あるいは、賄賂が横行しているためなのではないか。」という疑問が背景にあったようで、そのような疑問を抱いていたのかと正直驚いてしまった。しかし、この質問の意図をよくよく聞いてみると、ウズベキスタンでは、検察官は受理した事件を起訴しなければならず、不起訴の判断をすることはで

きないといった趣旨の説明を受け、日本でいう起訴便宜主義のような制度が存在しないことが分かった。このような制度の違いを前提とすれば、日本の不起訴率を見た場合に、何らかの不正が働いているのではないかの疑問を抱くとしても不思議ではないと納得した。そして、同じ刑事司法に関わる者同士であっても、国が違えば、それぞれの国の背景や法制度の違いにより、物の見方や考え方が異なるのだと実感し、その点に面白さを感じた。さらに、質疑応答を通じて、ウズベキスタンには、一般の警察の他に、国家に対する罪などを捜査する秘密警察という組織があるといった大変興味深い制度を知ることができた上、日本の検察における決裁制度といった複雑な内容についても、双方の国の検察組織の相違点を比較しながら意見を交わすことができ、とても充実した議論を行うことができた。この講義を通じて感じたことは、何よりも、他国の法曹関係者との議論はとても刺激的で面白く、こちらからももっと質問をしてみたい、意見を聞いてみたいということが次から次へと湧いてきたということであった。意見交換の時間をもっと持つことができたらと切に感じた次第である。

- (3) また、本研修では、私たちのグループとは別に、「民事系グループ」の研修員3名が、ハノイ法科大学の学生に対し、「日本における三権分立と司法権の独立」というテーマで講義を行った。ハノイ法科大学内の名古屋大学日本法教育研究センターで学ぶ学生たちは、日本語による日本法の講義を難なく理解していたばかりか、回答者を悩ませるほどの高度な質問を日本語で尋ねるなどしていた。学生らの知識の深さや向上心を目の当たりにして、ただただ素晴らしいと感じると同時に、私自身も語学など研鑽を積んでいかなければいけないとの思いを強くし、とても刺激になった。
- (4) さらに、本研修では、支援国に対するセミナーやインタビューの傍聴を通じて、ICD教官らが、相手国のカウンターパートや法曹実務家らに直接質問をしたり、意見交換を行う場面を見ることもできた。これまで私は、法制度整備支援に携わるプレーヤーといえば、まずは現地で活躍する長期派遣専門家をイメージしていたが、これらのセミナー等を通じて、日本の国内で行う支援業務やICD教官の役割を理解することができた。特に、カンボジアの裁判官に対するインタビューでは、同国の若手裁判官が、裁判官の執務環境及び人材育成制度等に関して、その実態や問題点を率直に訴えていたのが印象的で、現地の実務家も、制度を改善する必要性を切に感じているのだと分かった。特に、裁判官育成校の教員は専任教官ではなく、教員の仕事の都合により授業がなくなる場合もあるといったエピソードを聞いた時には驚いた。もっとも、この点については、ICDが、かねてよりカンボジア側に問題意識を伝えているものの、なかなかその必要性が伝わらないということを知った。日本が「寄り添い型」の支援を原則としている以上、提案する支援内容の必要性や有用性については、粘り強く説明していかなければいけないのだということを実感した。

### 3 課題検討（プロジェクトの計画・立案）について

本研修では、プロジェクトを計画・立案するという課題が与えられ、最終日に研修員がそれぞれ検討した課題を発表した。課題の内容としては、仮想の「K国」における裁判官の能力向上に関する支援計画を立案するというものであった。私が策定したプロジェクトでは、裁判官の能力向上のため、①大学及び裁判官養成校における教育改革、②任官後教育の充実、③裁判書の公開など裁判実務に関連する資料の充実といった内容を掲げた。しかし、課題発表の講評の中で、須田ICD副部長から、「プロジェクトの期間や予算には限りがある。どんな人材を投入するか、ターゲットグループをどこに定めるのかといった『投入のイメージ』を持つことが重要である。」旨の説明を受け、私の立案したプロジェクトは、単に、最終目標を達成するための手段を挙げただけにすぎないということに気が付いた。つまり、実現可能性に関する検討が不十分だったわけである。

この課題検討を通して学んだことは、限りある予算・時間・人材といったリソースをいかに投入するか、具体的なイメージを持って支援計画を策定することの難しさである。これまで私は、検察官として捜査・公判に従事する中で、日頃から立証計画を立てており、限られた時間や人員をどのように投入するかを考えることに慣れているつもりであった。しかしながら、実際に一国の支援計画を立てるにあたっては、時間や人材といった観点に加え、予算の規模やカウンターパートとの関係など、実に様々な要素を考慮する必要があるのだと分かった。そして、実際に自分の手でプロジェクトを策定してみることで、多角的かつ総合的な視点を持つことの重要性を実感することができた。この点は、法制度整備支援に限らず、法曹として様々な問題に取り組む上で、非常に有益な視点であると思った。また、支援計画を策定するにあたっては、「PCM手法」と呼ばれる方法に基づいて検討を行ったが、頭に浮かんだアイデアをPCM手法に基づき、系統図を作成しながら問題点を整理していくプロセスはとても面白く、思わず系統図の作成に熱中してしまうほどであり、とても良い経験となった。

## 第4 おわりに

最後に、本研修に参加する機会を与えていただいたことに改めて感謝申し上げたいと思う。そして、充実した研修内容を提供してくださったICDの皆さま、多忙な業務の中、快く研修に送り出してくださった東京地検立川支部の皆さまに、この場を借りてお礼を申し上げます。

# 国際協力人材育成研修を終えて

山口地方検察庁下関支部検事

窪田大輔

## 第1 はじめに

私は、令和3年11月8日から同月15日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部が主催した国際協力人材育成研修に、研修員として参加させていただきました。

私は、過去に、長期派遣専門家としてベトナムに派遣されていた先輩検事から、話を聞いたことがあり、ベトナムやカンボジア等の東南アジアの国々において、検察官が各国の法整備支援に携わっていることは知っていましたが、具体的な活動内容までは知りませんでした。

しかし、今回の研修に参加し、国際協力部の教官及び長期派遣専門家による講義等や研修員に課された課題等を通じて、法整備支援の歴史やその具体的な内容を理解するとともに、日本が法整備支援に取り組む意義、その困難さや魅力など様々なことを学ぶことができました。

本報告において、私が研修に参加して感じたこと等を報告させていただきます。

## 第2 研修の内容について

本研修は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、従前の集合研修を実施することが困難な状況であったため、オンライン形式で実施されたもので、いわゆる「リモート研修」の形式で実施されました。

講義の内容については、法務省の法整備支援の概要、長期派遣専門家の業務、東南アジア各国における法整備支援の現状、JICA職員の方によるODAとしての法整備支援の概要等であり、また、長期派遣専門家経験者や研修当時において長期派遣専門家として派遣されていた法曹等による講義等も実施されました。

また、国際協力部教官によるカンボジアの裁判官に対するインタビューの聴講やベトナム長期派遣専門家との意見交換会の機会をいただき、各研修員がウズベキスタンの留学生やベトナムのハノイ法科大学の学生に対して日本の検察制度や日本における三権分立と司法権独立に関して講義を行いました。

そして、本研修の最後には、各研修員がカンボジアを想定したK国における法整備支援計画を立案してその内容を発表し、法務総合研究所国際協力部の部長、副部長、各教官からご指導いただき、研修員同士で討論するなどしました。

これらの講義等を通じて私が感じた日本の法整備支援の意義、困難さや魅力等について以下述べさせていただきます。

### 第3 所感

#### 1 日本の法整備支援の意義等について

まず、私が本研修の講義等を通じて特に印象に残ったのが日本政府による法整備支援における姿勢でした。

これまで、私は、法整備支援について、法律の整備が十分でない発展途上国に対し、日本等の先進国が各国において運用している法律や制度を参考にして、いわばモノを輸出するのと同じように、単にその法制度や制度の枠組み等を提供するものだと思っていました。

しかし、講義を通じて分かったのは、日本政府がこれまで一貫して、法整備支援に当たり、現地のカウンターパートと協力しながら、相手国のニーズをよく把握した上で、決して日本側が用意した制度や施策を押しつけるのではなく、選択肢や題材を用意して、最後は相手国自身で決定してもらうという姿勢をとっているということでした。

確かに、相手国の国民の立場に立って考えてみると、そもそも自国の法整備に当たり、他国が一方向的に押しつけるようなやり方であれば、警戒心を抱き、信頼関係を築くことはできないでしょうし、そのような押しつけの法律や制度が国民から信頼され、持続的に運用されることは困難だと考えられます。

日本がこれまで行ってきたように、各国のニーズを汲み取り、共通認識を形成し、最後は、各国が主体となって決定するという過程を経ているからこそ、支援対象国の信頼を得ることができ、今も日本に対する支援の要請が絶えないということが分かりました。

#### 2 法整備支援の困難さと魅力

また、今回の研修を通じて、法整備支援の困難さを知るとともに、法整備支援に携わる長期派遣専門家の情熱等に触れて、法整備支援の魅力を実感することができました。

私は、検察官としてこれまで捜査・公判に従事してきましたが、法整備支援が限られた時間、予算、人的リソースの中で行われているという視点が欠けていました。

それを痛感したのは、研修で課された課題を立案したときでした。

その課題とは、日本が民法・民事訴訟法の起草支援を行ったカンボジアをモデルにした仮想K国から「K国の裁判官が民法・民事訴訟法の条文をどのように理解すればよいか戸惑いがあり、判決内容に問題があると考える市民が多く司法への信頼が低い、このような事態を改善してほしい」との支援要請に基づき、法整備支援プロジェクトを立案するというものでした。

そこで、私は、課題を検討するに当たって配布された資料に基づき、K国の大学教育、国立司法研修所、裁判任官後の教育それぞれに問題があると考え、各段階における教育体制を整備するプロジェクトを立案しました。

課題の検討に当たっては、実際の法整備支援計画の立案と同様に、プロジェクトを



達成するための中間目標に該当する「成果」やその成果に向けた具体的な活動を検討することや、プロジェクトの想定期間を定めることが求められていました。

そして、私は、K国の大学教育、国立司法研修所及び裁判任官後の各教育過程を整備するための具体的な活動を検討しましたが、このような自ら課題を分析し、アイデアを出してプロジェクトを立案するという作業が新鮮で楽しかったこともあり、あれもこれも必要だと考えた挙げ句、成果に向けて活動する項目が多岐にわたるプロジェクトとなりました。

そして、自分が立案した計画内容を熟慮して振り返る間もなく、研修員同士での課題発表やその討論の日となりました。

他の研修員の中には、限られた予算、期間、人的リソースで法整備支援がなされていることを踏まえて、ポイントを絞ったプロジェクトを立案されている方もおり、プロジェクトの実現可能性の観点から見て、その内容はとても説得的でした。

また、各研修員が発表したプロジェクトの内容について、国際協力部の部長や副部長らからコメントをいただきましたが、副部長からは、私を含む活動項目が多岐にわたるプロジェクトについて、想定した期間内での実現可能性の程度に関してご指摘がありました。

今回の課題等を通じて、法整備支援は、限られた予算や人的リソースの中で行われるもので、それを前提として、最も支援対象国のニーズに合う実効性のあるプロジェクトを立案するものであるということが分かり、法整備支援の困難さを痛感しました。

また、そのような困難さを伴うものであるからこそ、アイデアを出して工夫しながら、周囲の理解を得つつ、実行していくという非常にダイナミックで魅力のある仕事であることも感じることができました。

法整備支援の困難さや魅力に関連して、特に印象に残っているのは、アフリカ初の支援対象国であるコートジボワールの長期派遣専門家として、現地に赴いた原若葉弁護士 の講義でした。

原弁護士は、コートジボワールにおけるニーズを汲み取り、限られた期間や予算を前提にして、他の国とも被らない日本にできる支援が何かを模索される中で、法テラスで勤務された経験を糧に、同国において、一般市民から法律や裁判所の手続などに関する問い合わせを受け付けるコールセンターの設置を行ったということでした。

原弁護士は、「アフリカの制度については素人だということをはっきり自覚した上で、かつ、プロとしてのレベルを保ち、自分の持っている力と財力をわきまえながら、研修を企画するのが大事。」などと述べられており、原弁護士ほどの経験豊富な実務家が謙虚である上に、すさまじい情熱を持って法整備支援に従事されていたことが分かり、感銘を受けました。

### 3 今後の法整備支援の展望について

これまでの法整備支援は、基本法令の起草支援、制定された法令を運用する司法関

係機関の制度整備支援，法曹実務家の人材育成支援が中心であったと聞きました。

しかし，講義等を通じて分かったことは，法整備支援に対するニーズが多様化，高度化しているということです。

例えば，ベトナムでは，1994年以降，日本政府による法整備支援が開始され，これまで，法律の起草支援等の様々な取組が行われてきましたが，ベトナムが急速な経済発展を遂げるなどしたことに伴い，産業競争力向上という目的に関連して，投資法等に関する支援の要請があるなどニーズが多様化しているということでした。

法整備支援に携わる法曹としては，このような多様化し，高度化したニーズにどのように応えていくのかが今後の課題であり，また，そのようなニーズに応えるため，法律実務家として学び続けることが重要であることを痛感しました。

そして，現在，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により，外国と行き来しづらい状況にあること，これまで法整備支援を行ってきた支援国の中にはミャンマーのように国内情勢が不安定な国があること，昨今ニーズが多様化・高度化していることなどを踏まえると，今後の法整備支援の在り方を見直す時期に来ているのかもしれない。

しかし，研修を通じて実感したのは，法整備支援が現地のカウンターパート機関を含む多数の関係者との共同作業であって，支援対象国の文化を理解し，尊重しながらすすめていくものであり，現地でカウンターパートと顔をつきあわせて共に汗をかく長期派遣専門家の役割は，今後も変わらず重要であるということです。

そして，それを日本から支える国際協力部の教官の業務の重要性も変わることがないということです。

また，現地に赴くことができなくても，実際に今も国際協力部教官が行っているように，オンラインセミナーの開催などが増えてくれば，むしろ国際協力部の活動の幅は，以前よりも広がるのではないかとさえ思いました。

#### 第4 最後に

当初予定されていたベトナムに行けなかったのは，残念ではありましたが，本研修においては，たとえばベトナム長期派遣専門家との意見交換会で事務所内の状況を実況中継してもらうなど，臨場感溢れるものがありました。

国際協力部の内藤部長，須田副部長，研修担当の及川教官をはじめとした各教官には，通常の業務もある中で本研修の講義等に対応いただき，また充実した研修日程を組んでいただき，ありがとうございました。

そして，本研修をサポートいただいた徳井事務官には，研修開始前から大変お世話になりました。

この場を借りて，研修に携わった皆様に心から御礼を申し上げます。

最後に，私を気持ちよく研修に送り出して下さった山口地方検察庁下関支部の皆様に，心より感謝いたします。

## 2021年度国際協力人材育成研修に参加して

松山地方検察庁宇和島支部検事

池田 暁子

### 第1 はじめに

私は、2021年11月8日から同月15日までの6日間、2021年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

所属庁の次席検事から、その研修員候補者になったとの話を聞いた際には、思いがけない話に驚き、未知の研修に若干の不安を覚えつつも、法整備支援は、かねてより興味のある分野であったので、とても嬉しかった。

私が、法整備支援について知ったきっかけは定かではなく、検事任官時から「法整備支援」という言葉は知っていたものの、本格的に興味を深めたのは、任官4年目の夏、大阪地検で勤務していたときのことであった。「法整備支援へのいざない」というイベントのフライヤーを目にして、ちょうど大阪地検のある中之島合同庁舎での開催だということからイベントに参加し、法整備支援の具体的内容や長期専門家の実体験を聞いたことがきっかけであった。日本の国際社会における立ち位置をも左右する重要な仕事だと知り、もし機会があれば、私も関わってみたいと思うようになった。

そして、その約2年後、私は、弁護士職務経験制度で弁護士として仕事をする機会をいただき、ある法律事務所に勤務していた。不思議な縁もあるもので、同じ事務所にICC LCの理事をされているパートナーがいらっしゃる、そのご厚意でICDの本邦研修の研修参加者を招いたICC LC主催の懇談会に同行させていただいたり、アジアのビジネス法イベントに参加させていただいたりした。短い時間ではあるが、東南アジア諸国からの研修参加者や法整備支援に関わってきた弁護士や検事と直接交流する機会もあり、より身近に法整備支援の雰囲気や活動を感じることができた。

そのような経緯もあって、私は、本研修を心待ちにしていた。

当初の話では、国内研修だけではなくベトナムに訪問する予定だと聞いていたものの、新型コロナウイルスの影響で、全面オンラインの国内研修のみとなってしまい、研修期間も6日間と短縮されことは、今でも残念に思う。しかし、実際に参加してみると、本研修は、どのカリキュラムも非常に情報量が多く、期待以上にたくさんのことを学ぶことができ、充実した6日間になった。

以下では、本研修の中で学んだこと、考えたことなどを述べていきたい。

### 第2 法整備支援の全体像について

- 1 研修1日目から2日目には、ICDの内藤部長や須田副部長の講義、UNA FE Iの入江次長の講義、JICAの井出ゆり氏の講義があり、3日目には法務省大臣官房国際課の森川補佐官から国際課の業務内容に関する講義や徳井事務官から国際専門官

の業務に関する講義があった。

法整備支援の基本情報を学ぶとともに、日本の支援は「寄り添い型」と言われており、要請主義（相手国からの要請があって初めて支援を開始する）をとっていることや、日本の法制度等を相手国に輸出するのではなく、相手国の実情を踏まえ、相手国と共に法制度等を考え、作り上げていくことなど、日本の支援の特徴のお話も聞いた。

- 2 これらの講義を通じて、法整備支援に関わるそれぞれの組織や立場からお話を拝聴したことで、法整備支援の全体像や日本の政策的位置づけ、業務内容を多角的に学ぶことができた。

法整備支援の全体的な内容については、これまで見聞きしてきた内容に重なる部分もあったが、総復習させていただいたような感覚があり、これまで断片的に得た知識を整理し、最新情報にアップデートすることができたと思う。

### 第3 各国への支援状況と課題について

- 1 研修2日目終了までに、ベトナム、ラオス、カンボジア、バングラデシュ、ウズベキスタンについて、支援内容や課題を学んだ。

複数の国に対する支援内容を、ほとんど間を置かずに次々拝聴したことで、法整備支援の形が実に多種多様であり、幅が広いということをより強く実感することができたように思う。

それぞれ歴史や文化、社会制度も異なり、それぞれの要請が異なることももちろん影響しているのだろうが、各国の実情に応じて様々な支援の形となっていたのは、「寄り添い型」の日本の支援の特徴も表れているのだろうと考えた。

- 2 研修3日目のカンボジアの裁判官に対するインタビューでは、カンボジアにおける法教育の問題点が浮き彫りになり、司法教育制度を作ったとしても、それが機能するかどうかは別問題で、その後も調査、検証、改善を繰り返していくことが不可欠のだと実感した。また、私がこれまで当たり前だと思っていた日本の法学教育や司法制度の存在は全く当たり前ではなく、いかに恵まれた環境であったのかを知ることができた。

- 3 研修4日目には、コートジボワールに長期専門家として派遣されていた原若葉先生の講義やカンボジア司法省のアドバイザーを務めていらっしゃる坂野一生氏の講義があった。

原先生の講義では、その情熱やバイタリティーに圧倒された。もっとも、私が、最も印象的だったのは、派遣されるまでに積み上げられたキャリアのどの経験も、コートジボワールでの業務に役立ったというお話だった。

坂野氏の講義では、坂野氏が関わってこられたカンボジアでの立法上の問題点を中心にお話を聞いたが、日本の法整備支援の姿勢に関して、疑問を投げかけられていたことが特に印象的であった。

4 最も支援の歴史の古いベトナムについては、研修5日目、現在派遣されている長期専門家との意見交換の時間が設けられ、様々な質問に丁寧にご回答いただいた。ベトナムの経済発展が目覚ましい中で生じた法整備支援の課題や今後に関するお話もあり、長期専門家のご意見を聞く貴重な機会となった。

また、ベトナムの事務所の様子も紹介していただき、全面オンラインの中でも、現地の雰囲気を感じとることができた。

#### 第4 研修員による講義から学んだこと

1 研修3日目には、私を含め4名の研修員から、「日本の検察制度」をテーマとして、名古屋大学に留学中のウズベキスタン人留学生に対する講義を行った。これは、研修の事前課題として準備していた講義である。

研修前、4名の研修員で話し合い、大まかな内容として、講義前半に日本の刑事手続の説明をし、講義後半には、日本の検察組織の説明や検察官と検察事務官の役割を説明することとし、4名で講義内容を分担し、英語のパワーポイント資料と日本語の講義原稿を準備した。

私は、後半の講義において、主として検察官と検察事務官の役割を説明することになった。準備をしていく中で、普段、当たり前に使っている概念や制度がどのようなものか、なぜそのようなになっているのかを説明できるようにする必要があったが、改めて考えると、はっきりと説明できないことが多いことに気が付いた。検察官に配布され、公刊もされている「検察講義案」という執務資料には、日本の検察制度の歴史的経緯や特徴を解説している章があるが、今回準備をする過程で初めて読み、日本の法制度も、他国の協力を得つつ、100年以上の歴史の中で変遷しながら形づくられてきたものだということを学ぶこともできた。

講義に当たっては、できるだけ平易な日本語で説明し、難しい概念は丁寧に説明するようと思って臨んだのだが、想定していたよりも時間が足りず、ざっとした説明しかできなかったのは、残念だった。それでも、質疑応答では、検察官の起訴裁量が広範に認められている点について汚職の問題はないのかといった質問や、独任制官庁と決裁制度の関係を尋ねる質問などがあり、鋭い指摘と理解力に感嘆した。

2 研修5日目には、「日本における三権分立と司法権の独立」をテーマに、3名の研修員からハノイ法科大学にある名古屋大学日本法教育研究センターの学生への講義が行われた。政治体制が異なる国の三権分立という抽象的なテーマであり、かつスライドも説明も日本語であったが、学生たちからは、違憲立法審査権、白紙委任の問題、弾劾裁判所に対する質問、司法権の独立に関する上級裁判所と下級裁判所の関係など、日本語で積極的に質問がされ、その語学力はもちろん、知識の正確さや積極性に感銘を受けた。講義の終わりには、ハノイ法科大学内の名古屋大学日本法教育研究センターの様子も拝見し、学生たちの大学生活を想像することもできた。

3 これらの講義を通じ、海外で日本の制度を説明するときには、まずは自らが深く正

確に理解していなければならないことを、身をもって感じる事ができたと思う。

## 第5 K国プロジェクトの立案（PCM手法による課題検討）の成果

1 本研修では、研修2日目、架空のK国に対する法整備支援プロジェクトをPCM手法で立案するという課題が出され、最終日に全研修員が検討内容を発表する機会が設けられていた。

K国のこれまでの法整備支援の内容や政治体制等の基本情報や関係者のインタビュー内容については、資料配布があり、カンボジアがモデルとされていた。

PCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）手法については、研修2日目に講義があり、JICAの井出氏も講義の中で取り上げていらっしやったので、どういう手法であるのかについては理解したつもりだったが、実際に自分で分析しようとすると、思うように分析が進まず、難しい課題であった。

2 この課題検討の中で、これまで検事として鍛えられてきた分析能力や論理的思考はPCM手法での分析作業に活用できたように思われたし、分析後のプロジェクト選択に当たって、カウンターパートの所掌事務や予算制約など相手側の実情と支援側の人的物的制約との兼ね合いを考える現実的視点は、弁護士として働いていたときの経験が役に立ったように感じ、ある種の手ごたえのようなものを感じることができた。

3 相当悩んで考えた上で課題を仕上げたつもりであったが、課題発表では、他の研修員の発表とその講評を聞いて、新たに気づくことも多く、プロジェクト立案の奥深さを感じた。私は、幸か不幸か発表が最後になってしまったが、その分、最後まで研修に集中して取り組めたように思う。また、PCM手法は、法整備支援の場面以外でも有用であるように思ったので、いつかしっかり学んで身につけたい。

## 第6 おわりに

本研修を振り返ってみると、研修の最初の頃に聞いた内容が、後の講義などを聞くことにより理解が深まるなど、法整備支援について、短期間で重層的かつ効率的に学ばせていただいたことに気づいた。

本研修では、新しい世界を知っていく楽しさや充実感が感じられ、全体を通じて法整備支援のやりがいや魅力をより一層感じる事ができたように思う。

最後に、本研修に快く送り出してくださった松山地検の皆様、本研修を担当された及川教官や徳井事務官をはじめとするICDの皆様、本研修に協力してくださったすべての方に、心からお礼申し上げます。

## 国際協力人材育成研修に参加して ～法整備支援に関わる方々の思い～

さいたま地方検察庁検察事務官

井 上 加 織

### 第1 はじめに

私は、令和3年11月8日から同月15日までの間、令和3年度国際協力人材育成研修（以下、「本研修」という。）に参加した。

私が法整備支援を初めて知ったのは、法務省大臣官房秘書課国際室（現官房国際課）に在籍していた際、長期派遣専門家の帰国報告会を拝聴したときである。昔から漠然と国際協力分野に興味を抱いていたこともあり、この時、「法務省にいても国際協力に携わることができる。」と大変興味を持ったことを覚えている。

その後、さいたま地方検察庁に戻り、国際分野とは離れた仕事をしていた際にこの研修の案内を見て、ぜひ参加したいと思い、参加を希望した。研修員に選ばれたという連絡を受けて大変嬉しかったことを覚えている。

当初は国内研修及び国外研修の予定であったが、コロナウイルス感染拡大の影響から全てオンラインによる研修に変更となった。大変残念に思ったことは事実だが、研修参加前から国際協力部の方々が熱意をもって研修運営をしてくださったことで、私の気持ちも、オンラインだからといって受け身で終わりたくないという気持ちに変わり、少しでもこの研修で知識等を吸収して帰りたいという思いを持って研修に参加させていただくことができた。

以下、本研修で特に印象に残った内容や感想等を述べたいと思う。なお、私の理解不足等により、言葉足らずな部分や不正確な表現があるかもしれないが、その点は御容赦いただきたい。

### 第2 独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）の職員の方による講義

#### 1 講義内容

JICAの方からは、法整備支援のみならず、日本がどのように国際協力分野に取り組んでいるのかという具体的なお話を伺った。私が従前抱いていた日本の国際協力のイメージとは異なる部分も多かった。

#### 2 日本の国際協力の現状・問題点

まず驚いたのが、他の先進国と比較した際の日本の援助の低さだ。各国の負担額で数値をとる場合と国民一人当たりの負担額で数値をとる場合に差はあるものの、いずれも低い水準にあることに驚いた。そして、難民の受け入れについても世界の難民7000万人のうち、9割を途上国が受け入れているとのことであった。「途上国は本当に深刻な情勢にある国に貢献している。」という井出さんのお話を聞き、私たち

日本人も見習うべき姿だなと思った。もちろん難民を闇雲に受け入れることには慎重にならざるを得ないが、日本でもまずは少しでも難民受け入れの議論が進んでいってほしいと思う。

### 3 途上国と日本～要請主義による日本～

「途上国は先進国と経済的な相互依存関係にある」とのお話があった。

国際協力を考えるに当たって必ず直面するのは、「援助する国は税金を使って活動している以上、自国の利益になることを優先して行うべき」という考え方と「自国の利益は考えず相手国が真に求めていることをすべき」という考え方との衝突だと思う。後者ばかりを考えていては国民の理解を得ることは難しいし、前者ばかり考えていては、それは単なる先進国による途上国利用になってしまう。

この点、日本は相手国からの要請があって初めて支援をする要請主義をとっているとのことであった。日本は後者の考え方に重きを置いている証なのかなと感じた。しかし、要請をもらってその枠の中で活動するとなるとなかなかできないこともあり、日本と相手国の調整がすごく難しいとお話を聞いた。後者の考え方に立ち、かつ最終的には同じ目標に到達するためであっても、相手国の考えるアプローチの仕方と日本の考えるアプローチの仕方が違うことも大いに想像でき、相手国に寄り添いながら支援をする大変さを学ばせていただいた。

### 4 法整備支援の現状

日本は、ベトナムから始まり、2020年度には15を超える国に法整備支援を行ったことを伺った。また、法整備支援というと現地で活動する長期派遣専門家のイメージが強かったが、日本のJICA、法務省等のスタッフ、それから相手国にあるJICA事務所、プロジェクトチーム、そして相手のカウンターパートのそれぞれの力があって、このプロジェクトは成り立つということを教えていただいた。

そのほか、それぞれの国の法整備支援の現状をお話いただいたが、長期派遣専門家の方々のお話と関連するところも多いことから、ここでは割愛させていただく。

## 第3 ウズベキスタン留学生及びベトナムの大学生への講義

この研修に参加するに当たって、留学生等への講義が課題として割り当てられ、研修員が2グループに分かれて、事前準備及び講義を行った。ウズベキスタン留学生へは「日本の検察制度」を、ベトナムの大学生へは「日本における三権分立と司法権の独立」の講義を行った。

私を含む検察庁の職員は、ウズベキスタン留学生への講義を担当し、英語でのスライド作成に取り組んだ。課題に取り組んでみると、検察庁に勤めていながら知識があいまいな部分も多く、事前にいただいた資料や研修教材を参照しながらの作業となってしまう、非常に自分の知識不足を感じた。加えて英語訳をすることの難しさがあった。特に、そもそも英語にその用語がない場合の説明方法に大変苦慮した。

講義当日はウズベキスタン留学生もベトナムの大学生も日本の制度に興味を持ってとて



も真剣に聞いてくださり、質問もたくさん頂いた。その中で本来は研修員で協力して回答をすべきところ、内藤国際協力部長をはじめ国際協力部（以下、「ICD」という。）の方々に回答の手助けをしていただいた。この場を借りてお礼をお伝えしたい。

ベトナムの大学生は母国語ではない日本語であるにもかかわらず、法解釈や制度の問題点等たくさんの深い質問をされていて、このひたむきに学ぶ姿勢を私自身も見習わなくてはならないと身の引き締まる思いになった。

#### 第4 カンボジアにおける法整備支援

##### 1 カンボジアの現状

「カンボジアはポルポト政権時代の虐殺があったことから、その後法律家がほとんどいなくなったという背景がある。当時、裁判官は6名しかなくなってしまった。そのような背景がある中で1994年カンボジア側から法整備支援の要請が日本政府にある。それを端に民事関連法令の法整備支援が始まった。なお、刑事法はフランスの支援により制定されたものである。」このようなカンボジアの歴史背景等を御講義いただいた後、以下の講義等に参加させていただいた。法整備支援とひとくくりにしてもそれぞれの国の歴史や現状が違って、その国に適した支援のあり方をその都度考えていくことの大変さや重要さを学ばせていただいた。

##### 2 カンボジア裁判官インタビュー

現在、ICDはカンボジアの法律専門職の養成機関であるRAJP（Royal Academy for Judicial Professions）との間でRAJPの教育改善に向けた活動を進めていることから、今後どのような協力が必要かを知るため、ICD教官がカンボジア裁判官にインタビューを行うとのことであった。私たち研修員はそのインタビューを聴講する機会を頂いた。

インタビューの中では「RAJPの教官が授業に遅れてきたり授業を時間より早く終わらせて、授業自体がなくなったりすることがある。教官の都合で授業が行えなかったことで、2年のカリキュラムが2.5年かかってしまうこともある。」などの話があり、日本の常識とはかけ離れていると感じることが多々あった。

しかし、このインタビューを聴講させていただき、支援をするためには固定観念を捨て、まずは相手国の現状を知ることが重要である、ということを知ることができた。歴史背景や教育状況、社会情勢も異なる国であるから、日本で当たり前だと思っていることが実は違ったり、またそれを前提に日本側が支援を行うことで相手国のニーズに合わない支援となってしまうからである。そして、実際に現地で働いている方の生の意見を直接聞くことは文献等では把握しきれない情報や実際の現地の方々の気持ちも汲むことができることからとても大切だと思った。

また、言葉ではうまく表現できないが、教官が相手国の現状や気持ちに寄り添って質問をされている姿が印象的だった。

この研修の中で日本の法整備支援は寄り添い型支援であることが魅力だということ

をたくさんの方々から伺った。どうしても支援する国としてはこのようにした方が良く押し付けてしまいそうであるが、日本の常識は相手国の常識とは違い、また何よりそのような態度になってしまえば相手国との信頼関係を築くことはできず、本当のニーズや現状を知ることができない。相手国に寄り添うこと、日本の常識を押し付けないこと、そして相手国を尊重することが法整備支援を含む国際協力には必要であることを改めて勉強させていただいた。

### 3 カンボジア司法省アドバイザーからの御講義

本講義では、NGOのボランティアから始まり、法制度整備プロジェクト専門家としてカンボジアで活動されるなどし、現在はカンボジアの司法省でアドバイザーとして活躍されている坂野さんから、カンボジアの現状等をお伺いした。この講義ではカンボジアについて本当にたくさんのお話を教えていただいた。相手国の司法省で働く日本人のお話をお聞きできるのは、カンボジア側の現状やニーズ等を詳細に知るためにとても貴重な機会だと感じた。

まず驚いたのがカンボジアでは婚姻者の29.9パーセントしか婚姻の届出をしていないということである。カンボジア裁判官インタビューにおいて、カンボジア裁判官からも、事実婚が多いにも関わらず法律婚を前提とした法制度しかなく、事実婚で離婚をする際の財産分与の対応に苦慮しているという話が出ていた。法制度を整備しても実態に即せず、せっきくの支援が無駄骨に終わってしまうのは大変もったいないので、相手国の現状をしっかりと把握することは大変重要だと思った。この事実婚の問題については、事実婚を減らしていくというアプローチが必要なのかそれとも事実婚に基づいた制度を新たに作るのかなどの検討をカンボジア側と共に考えていくことが大切なのかなと感じた。

その他にも司法の適正な運用や司法への信頼についての問題点も挙げられていた。

さらに、坂野さんの御意見としては、案件に応じたプロジェクトの形が必要であり、全てのプロジェクトに同一の手法が有効であるかについては疑問を感じるし、プロジェクト形成に当たっては、オーナーシップを十分に尊重するためには、相手国主導でプロジェクト形成がされることが重要であるというお話もあった。

その他、日本の良い点も挙げてくださっていて、日本は本当にカンボジアの問題を理解しながら支援をしてくれているということであった。常駐者をカンボジアに置いていたり起草段階からの話し合いをしたりしている日本の状況を、刑事法の支援をしているフランスが知り、日本に習ってフランスも「起草段階から話し合いが必要」と公言するという話もあったとのことであった。

カンボジアと日本の双方の立場にある方からの話をお伺いすることはとても貴重で、日本人が気付くことが難しい視点を気付く機会をいただけたことに心から感謝申し上げたい。寄り添い型支援という言葉のみが一人歩きしないように、その都度相手国の事情を知る努力をし続けることの必要性を知り、改めて寄り添い型支援の難しさ、そして実際に活躍されている方々の大変さを感じた。

## 第5 長期派遣専門家の方々からの講義等

### 1 ラオス元長期専門家の須田 I C D 副部長からの講義

本講義では、法整備支援の魅力、長期専門家が現地でどのような活動をし、またどのような生活をしているかなどのお話を伺った。法整備支援をするに当たっては、問題点がどこにあるのかを正確に把握・特定した上で分析することの大切さ、そして相手国との共通認識を形成してから相手国の方々と共同して活動していくことの大切さなどを教えていただき、法律家としての知識・経験はもちろんのこと、人としての人間力が問われる仕事だということに気付かせていただいた。講義を通して、法整備支援は本当に時間がかかる作業であること、根気強くトライ&エラーを続けていく忍耐強さが必要であることを感じる事ができた。

### 2 コートジボワール元長期専門家からの講義

弁護士、外務省、JICA本部、法テラス等で御活躍の後、コートジボワールでJICA長期専門家として活躍された原若葉弁護士からお話を拝聴した。

どの経歴も現地での活動の無駄にはならなかったというお話をお聞きし、日頃から仕事に真摯に向き合う大切さを改めて感じた。

日本にいと何かあったら警察に届け出たり裁判所に訴えたりということが当たり前で、その有難さについて深く考えることがなかった。今回、原弁護士から、日本にいれば遺体が発見されて放置されることはなく、通常犯人は逮捕され最終的に刑罰を受けるという流れを辿ることが普通と感じられるが、コートジボワールはそれが当たり前ではないこと、そして訴えようと思えば訴えられる裁判所があるということがどれほど素晴らしいことかということをお話いただいた。

また、原弁護士が派遣されていた際の成果として挙げられていた「コールセンターの設置」のお話がとても印象的だった。これは法テラスの御経験がある原弁護士ならではの発想だと感じた。

日本は他国に比べて予算が非常に少ない。その中でコールセンターの設置は司法アクセスへの障害を軽減するための最適な支援だったのだと思った。コールセンターは、法律のプロに相談するという、敷居が高いと国民が思っているこの敷居を下げて心理的障害を減少できること、電話を使うことで相談できるため、実際に法律家のところまで行く手段がない国民の地理的障害を軽減できること、さらに電話代のみの負担で利用できるという経済的負担も軽減できること、という司法アクセスの3大障害を軽減できるという長所を持ち合わせていた。また、これはアフリカにおける携帯電話の普及という現状も把握していたからこそ生まれた発想だったのだと思った。

そして長所に目を向けるだけでなく、コンテンツ、チーム、システムのどれが欠けても回らなくなるという短所にも目を向けられ、例えばオペレーターが適切に対応できるように運営マニュアルを作成するなど、その短所の改善策を考えた上での運用であり、これも成果が得られた理由の一つなのだった。

この他にもたくさんの事例をお話いただいたが、どれも新鮮で原弁護士の熱意が伝

わる御講義で、この講義を通して法整備支援だけでなく人としてのあり方も勉強させていただいた。

### 3 ベトナム長期派遣専門家との意見交換会

意見交換会では現地で活躍されている4名の専門家からお話を伺い、法律専門家だけでなく、行政の方のお話を聞くこともでき、さまざまな立場の方々がそれぞれの分野で活躍されているということを知ることができるとても貴重な機会だった。

そして、ベトナムは日本が法整備支援を行った初めての国であり、今後の展望なども気になっていたことから、直接専門家の方からお話を伺えたことはとても勉強になった。お話を伺う前の私の意見は、最終的には支援を終え、自国で社会情勢に合わせた法改正や法の運用ができるようになるのが理想ではないかと思っていた。しかし、専門家の御意見としては、どのような枠組みで活動を行うのかは議論が必要だが、司法分野における協力関係は終わらせるべきではないというお話だった。私は支援という一方向の見方しかできてなかったが、支援という形から司法分野における協力関係という形で今まで培った信頼関係を維持していくことの大切さを教えていただいた。

## 第6 課題検討

カンボジアを基に作られたK国という架空の国を題材とし、K国概要の情報を基に、研修員それぞれがプロジェクトの計画立案をして発表を行った。

事前に教官からは、実際の現場においても、情報が少ない中で現在ある情報を使って想像力を働かせる必要があるとのお話をお聞きしていた。しかしこれが実際にやってみると本当に難しく、相手国の現状や問題点を可能な限り現地の方から教えてもらうことの重要性を実感した。

課題に取り組む中で一番悩んだのが、プロジェクト目標をどのレベルのものを設定したら良いのかという点である。私は、プロジェクト目標を大学教育の質を向上させると設定し、目標につながると考えられる活動・成果を複数挙げたが、須田ICD副部長からはこのプロジェクトを実施するには莫大な予算がかかるとの御指摘を頂いた。適切な目標設定をすること、そして費用対効果を考えた上で最適な活動・成果を挙げられるものに絞り込むことが重要だと知った。

また、他の研修員の発表を聞くことで、私には思い浮かばなかった考えを知ることができ、さらには自分と同じ考えの意見が複数あればその意見が他の人にも受け入れられる可能性が高いということを知ることができ、大変勉強になった。

架空の事例ではあったが、実際に自分で考えてプロジェクトの作成を体験できたことで、講義を聴くだけでは分からなかったプロジェクト作成の難しさなどを知ることができ、大変有意義だった。

## 第7 終わりに

今回の研修は短い期間ではあったが、とても内容の濃い研修であった。

普段なかなかお話をお伺いすることができない方々に直接講義等をしていただき、そして疑問点を直接お聞きできたことは私にとって本当に貴重な経験となった。そして、さまざまな形で法整備支援にかかわる方々の熱い思いをお聞きすることで、普段の業務ではなかなか味わうことのできない法整備支援の魅力を感じた。

国外研修は残念ながら実施されなかったが、部長、副部長をはじめとしてICDの方々がこの研修に大変力を入れてくださったことが感じられる研修であった。この場を借りて心から感謝を申し上げたい。本当にありがとうございました。

## 【講義・講演】

2021年11月から2022年1月までの間に、当部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

### 記

#### 1 名古屋大学法科大学院における講義

日 時：2021年11月17日（水）

場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象：法科大学院生

テーマ：裁判官としての法整備支援

教 官：国際協力部教官 黒木宏太

#### 2 タシケント国立法科大学における講義

日 時：2021年11月18日（木）

場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象：教員，学生等

テーマ：日本の法務省について

教 官：国際協力部教官 黒木宏太

## 【研修等実施履歴】

2021年11月から2022年1月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

### 記

#### 1 オンラインセミナー

##### (1) バングラデシュ

日 時 2021年11月8日（月），同月9日（火）

テーマ バックログの解消に向けての民事訴訟における事件管理

担 当 国際協力部教官 曾我学，黒木宏太，尾田いずみ

国際専門官 北野月湖，徳井靖士

##### (2) 東ティモール

ア 日 時 2021年11月18日（木）

テーマ 不動産登記法，土地の紛争解決

担 当 国際協力部教官 曾我学，川野麻衣子

国際専門官 原島隆寛，徳井靖士

イ 日 時 2021年12月15日（水）

テーマ 不動産登記法，市民登録法

担 当 国際協力部教官 曾我学，川野麻衣子

国際専門官 原島隆寛，徳井靖士

ウ 日 時 2022年1月14日（金）

テーマ 不動産登記法，市民登録法

担 当 国際協力部教官 曾我学，川野麻衣子

国際専門官 原島隆寛，徳井靖士

##### (3) ウズベキスタン

ア 日 時 2021年11月24日（水）

テーマ 警察による地域防犯活動

担 当 国際協力部教官 及川裕美，黒木宏太

国際専門官 岡田泰弘

イ 日 時 2021年12月22日（水）

テーマ 日本の犯罪白書－どのように犯罪白書を作成しているか－

担 当 国際協力部教官 及川裕美，黒木宏太

- 国際専門官 岡田泰弘, 北野月湖
- ウ 日 時 2021年12月20日 (月)
- テーマ “The reforms in the judicial and legal sphere - the experience of the CIS countries and Japan”
- 担 当 国際協力部教官 及川裕美, 黒木宏太  
国際専門官 岡田泰弘, 北野月湖
- エ 日 時 2022年1月19日 (水)
- テーマ デジタル時代の契約 (電子契約, デジタルデータを対象とする契約)
- 担 当 国際協力部教官 黒木宏太  
国際専門官 北野月湖

(4) ベトナム

- 日 時 2021年11月29日 (月)
- テーマ 少年司法についての国際経験に関するインターナショナルワークショップ  
(INTERNATIONAL EXPERIENCES OF JUVENILE JUSTICE)
- 担 当 国際協力部教官 曾我学, 河野龍三, 黒木宏太, 矢尾板隼, 尾田いずみ  
国際専門官 岡田泰弘

(5) ネパール

- 日 時 2021年12月7日 (火)
- テーマ 仮釈放, 保護観察
- 担 当 国際協力部教官 曾我学, 矢尾板隼, 尾田いずみ  
国際協力部調査員 石崎明人  
国際専門官 山田寛子, 徳井靖士

(6) ラオス

- ア 日 時 2021年12月14日 (火)
- テーマ 執行官・公証人教育
- 担 当 国際協力部教官 黒木宏太, 矢尾板隼, 尾田いずみ  
国際専門官 原島隆寛, 徳井靖士
- イ 日 時 2022年1月27日 (木) から同月28日 (金)
- テーマ 民事判決書マニュアル検討
- 担 当 国際協力部教官 黒木宏太, 矢尾板隼, 尾田いずみ  
国際専門官 原島隆寛, 徳井靖士

(7) スリランカ

- 日 時 2021年12月20日 (月) から同月22日 (水)



テーマ 刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～

担当 国際協力部教官 曾我学, 及川裕美, 河野龍三, 尾田いずみ  
国際専門官 原島隆寛, 徳井靖士

(8) インドネシア

日時 2022年1月27日(木)

テーマ 法令の整合性確保

担当 国際協力部教官 及川裕美, 黒木宏太  
国際専門官 山田寛子, 北野月湖

## 2 シンポジウム

(1) 法整備支援へのいざない

日時 2021年11月6日(土)

形式 Web会議システムを利用してオンライン実施

担当 国際協力部教官 及川裕美, 矢尾板隼, 川野麻衣子  
国際専門官 中埜征悟, 岡田泰弘, 徳井靖士

(2) 国際民商事法金沢セミナー

日時 2021年11月27日(土)

場所 北國新聞20階ホール

形式 ハイブリッド方式(来場参加・オンライン参加の併用)

テーマ 東南アジア進出 ～パンデミックを乗り越えて～

担当 国際協力部教官 河野龍三  
国際専門官 北野月湖, 徳井靖士

## 3 その他

(1) 国際協力人材育成研修

日時 2021年11月8日(月)から同月15日(月)

形式 Web会議システムを利用してオンライン実施

担当 国際協力部教官 及川裕美, 伊藤みずき  
国際専門官 原島隆寛, 徳井靖士

(2) 第22回日韓パートナーシップ共同研究

日時 2021年11月24日(水)から同年12月2日(木)

場所 Web会議システムを利用してオンライン実施

日本側研究員は国際法務総合センター等

テーマ 不動産登記, 商業法人登記, 戸籍(家族関係登録), 民事執行の制度上及

び実務上の諸問題について

担 当 国際協力部教官 川野麻衣子

国際専門官 岡田泰弘, 山田寛子, 北野月湖

## 【活動予定】

2022年4月から同年6月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、延期又は中止となる場合がありますのであらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については記載しておりません。

### 記

#### 1 シンポジウム

(1) 法整備支援へのいざない

日 時 2022年5月28日（土）

場 所 国際法務総合センター（予定）

形 式 ハイブリッド方式（来場参加・オンライン参加の併用）（予定）

(2) 第23回法整備支援連絡会

日 時 2022年6月25日（土）

場 所 国際法務総合センター（予定）

形 式 ハイブリッド方式（来場参加・オンライン参加の併用）（予定）

## 法整備支援活動年表

### 法整備支援活動年表 (法務総合研究所が把握しているものを中心に)

2021年12月31日現在

年度	ベトナム
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請
1992	
1993	・森島昭夫名古屋大学教授（当時）が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始（1996年まで年1回）
1995	・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」（通称：石川プロジェクト）実施
1996	・法整備支援フェーズ1開始（1996年12月～1999年11月） ・長期専門家1名（弁護士）派遣
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修（年2回へ） 現地セミナー開始（年4回）
1998	・前年と同様
1999	・日越民商事法セミナー開催 ・法整備支援フェーズ2開始（1999年12月～2002年11月） ベトナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名（業務調整員）派遣
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修（年4回） 現地セミナー（年8回） ※ 以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名）派遣 ・民法改正共同研究会開始
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名（検事、弁護士各1名）派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名（裁判官出身検事）派遣
2003	・法整備支援フェーズ3開始 （2003年7月～2006年6月） 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連） 判決書・判例整備共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連） ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名（検事）派遣 ・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成） ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施（法曹養成）
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）派遣 ・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例） ・民事訴訟法成立（6月15日） ・改正破産法成立（6月15日） ・本邦研修実施（1月、2月）（法曹養成、民法改正共同研究）

年度	ベトナム
2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援フェーズ3継続</li> <li>・長期専門家1名（裁判官出身検事）派遣</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・現地セミナーを開催（判決書・判例，判決執行法，法曹養成）</li> <li>・改正民法成立（6月14日）</li> <li>・本邦研修実施（9月，2月）（判決書標準化，法曹養成）</li> </ul>
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長</li> <li>・長期専門家1名（業務調整員）派遣</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・現地セミナーを開催（判決書・判例）</li> <li>・日越司法制度研修及び共同研究実施（10月，判決書・判例，最高人民裁判所から4名招へい）</li> </ul>
2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト開始（2007年4月～2011年3月）</li> <li>・民法共同研究会開始</li> <li>・裁判実務改善研究会開始</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名，弁護士1名，業務調整員1名）派遣</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学）</li> <li>・現地セミナーを開催（9月，国賠法）</li> <li>・本邦研修実施（11月，国賠法起草）</li> </ul>
2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名，弁護士1名，業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・本邦研修実施（6月：犯罪学研究，8月：裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策，3月：刑法改正）</li> <li>・民事判決執行法成立（11月14日）</li> </ul>
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名，弁護士1名，業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・本邦研修実施（8月：不動産登記法・担保取引登録法起草，10月：日弁連の組織，活動，12月：改正刑事訴訟法起草，民事判決執行法運用指導，2月：行政訴訟法起草）</li> <li>・国家賠償法成立（6月）</li> <li>・現地セミナーを開催（行政訴訟法，弁護士連合会の組織・運営方法等）</li> </ul>
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>・JICA調査団派遣（終了時評価・詳細計画策定調査）</li> <li>・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名，弁護士1名，業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究（6月）</li> <li>・現地セミナーを開催（8月）</li> <li>・司法省次官招へい（10月）</li> <li>・本邦研修実施（9月：弁護士職務基本規程・単位会の役割等，11月：戸籍法起草，12月：改正刑事訴訟法起草，1月：改正民事訴訟法起草）</li> <li>・行政訴訟法成立（11月）</li> <li>・改正民事訴訟法成立（3月）</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始（2011年4月～2015年3月）</li> <li>・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名，弁護士1名，業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（6月）</li> <li>・本邦研修実施（2月：弁護士会の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策，2月：民法改正，3月：裁判所組織法改正）</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名，弁護士1名，業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（6月）</li> <li>・本邦研修実施（2月：刑事司法における弁護人の権利の確立，2月：民法改正，3月：裁判所組織法改正）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名，弁護士1名，業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（8月，最高人民検察院長官招へいも同時に実施）</li> <li>・本邦研修実施（10月：破産法，地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士自治，3月：民法改正～国際私法分野の改正について）</li> </ul>

年度	ベトナム
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続（2011年4月～2015年3月）</li> <li>・ 民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続</li> <li>・ 長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名，弁護士，業務調整員各1名）継続</li> <li>・ 日越司法制度共同研究実施（6月：刑法改正，7月：検察官養成）</li> <li>・ 本邦研修実施（12月：検察官養成，3月：民法改正）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（簡易手続，上訴制度，刑訴法改正等）</li> <li>・ JICA調査団派遣（8月：終了時評価，9月：詳細計画策定プレ調査，11月：詳細計画策定調査，12月：第三次詳細計画策定調査，1月：JCC）</li> <li>・ 刑法改正支援現地ワークショップ（9月，11月，2月）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト開始（2015年4月～2020年3月）</li> <li>・ 民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続</li> <li>・ 長期専門家1名（検事）を増員し5名に（10月；裁判官出身者含む検事3名，弁護士，業務調整員各1名）</li> <li>・ 日越司法制度共同研究実施（6月：刑事政策研究等）</li> <li>・ 本邦研修実施（9月：法令の整合性，11月：法令の整合性，12月：検察官養成）</li> <li>・ JICA調査団派遣（10月：JCC）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・ 長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名，弁護士，業務調整員各1名）継続</li> <li>・ JICA調査団派遣（4月：JCC，11月：財産登録法）</li> <li>・ 本邦研修実施（7月：法令の整合性，検察官養成，9月：財産登録法，11月：裁判官養成）</li> <li>・ 現地調査実施（11月：財産登録法）</li> <li>・ 現地セミナー（2月：財産登録法等）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・ 長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名，弁護士，業務調整員各1名）継続</li> <li>・ 現地調査実施（4月：財産登録法）</li> <li>・ 本邦研修実施（5月：判例制度等，7月：財産登録法，11月：民事執行制度・登記制度）</li> <li>・ JICA調査団派遣（1月：中間レビュー）</li> <li>・ 現地セミナー（9月：判例制度，10月：家庭裁判所）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・ 長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名，弁護士，業務調整員各1名）継続</li> <li>・ 本邦研修実施（6月：和解・調停，10月：法令の整合性）</li> <li>・ JICA調査団派遣（5月，1月：JCC）</li> <li>・ 現地セミナー（12月：調停人養成，2月：家裁調査官養成）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ 本邦研修実施（10月：三者共同活動，2月：法令の整合性に関わる基礎理論と実務）</li> <li>・ JICA調査団派遣（4月：JCC，9月）</li> <li>・ 現地セミナー（8月：争訟原則における検察官の尋問技術）</li> <li>・ ワークショップ（8月：裁判官による司法面接的手法の導入）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続・期間延長（～2020年12月）</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ JICA調査団派遣（1月：詳細計画策定調査）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月～3月：司法省）</li> <li>・ JCC（7月）</li> <li>・ JCC，次期プロジェクトローンチング・セレモニー（12月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト開始（2021年1月～2025年12月）</li> <li>・ CPIは，前プロジェクトの司法省，首相府，最高人民裁判所，最高人民検察院，ベトナム弁護士連合会に共産党中央内政委員会を加えた6機関</li> <li>・ 長期専門家4名（検事1名，弁護士1名，法務省職員1名，業務調整員1名）継続</li> <li>・ 新規プロジェクトキックオフ・ミーティング（4月）</li> <li>・ JCC（9月）</li> </ul>

年度	カンボジア
1993	
1994	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催
1995	
1996	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始（年1回）
1997	・上記本邦研修継続
1998	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意
1999	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始（1999年3月～2003年3月） ・カンボジア司法省に長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相当数開催
2000	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施（年2回） ・日弁連が司法調査団を派遣 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催
2001	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA小規模開発パートナー事業）を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー（第1回～第4回）を開催 （なお、これは、カナダ弁護士会（3回開催）、リヨン弁護士会（1回開催）との共同プロジェクトであり、計8回開催）
2002	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続（2003年3月まで） ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催（フン・セン首相が演説） ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）開始（3年間） ・本邦研修を実施（起草支援、立法化支援）
2003	・本邦研修実施（立法化支援） ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（検事）
2004	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始（2004年4月～2007年4月） 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するCP研修実施 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（検事） ・本邦研修実施（2月）（民法・民訴法）
2005	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・現地セミナーを開催（模擬裁判） ・本邦研修実施（2月） （民法・民訴法） ・法曹養成研究会発足 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始（2008年3月まで） ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣（うち1名は検事） ・本邦研修実施（10月）（法曹養成） ・日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）が終了



年度	カンボジア
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続（2007年4月まで） 立法化支援 附属法令整備</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省へ長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ 民事訴訟法成立（6月）・公布（7月）</li> <li>・ 短期専門家派遣（8月）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（8月：民法特別講義，3月：民訴法）</li> <li>・ 遠隔セミナーを開催（12月）</li> <li>・ 法総研，（財）国際民商事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい</li> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定（2008年4月まで）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続</li> <li>・ 法曹養成研究会継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ 現地セミナーを開催（8月）（判決書セミナー）</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（4月，12月）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月）（法曹養成）</li> </ul>
2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省へ長期専門家1名（弁護士）を追加派遣，合計3名</li> <li>・ 民事訴訟法適用（7月）</li> <li>・ 民法成立（11月）・公布（12月）</li> <li>・ 遠隔セミナーを開催（8月：民訴法）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（1月：民訴法）</li> <li>・ JICA調査団派遣</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続</li> <li>・ 法曹養成研究会継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（5月，9月）</li> <li>・ 本邦研修実施（7月，法曹養成，民訴法）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（11月：民法，12月：民事模擬裁判）</li> <li>・ JICA調査団派遣</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始（6月）</li> </ul>
2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始（2008年4月～2012年3月） 附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省へ長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 遠隔セミナーを開催（12月：民訴法関係）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（12月：民法）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月：不動産登記法）</li> <li>・ JICA調査団派遣</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始（2008年4月～2012年3月）</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ開始</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（9月）</li> <li>・ 本邦研修実施（10月，3月）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（12月，2月）</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続</li> </ul>
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省への長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 現地セミナーを開催（12月：民訴法関係）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（5月）</li> <li>・ 本邦研修実施（10月，11月）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（6月，8月，12月）</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続</li> </ul>

年度	カンボジア
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ3継続  附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省への長期専門家3名の派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナー開催（12月：法人登記）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月：不動産登記）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続、新たに1名（裁判官出身）を派遣</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（5月：民事訴訟法）</li> <li>・ 現地セミナー開催（9月：民法）</li> <li>・ 本邦研修実施（10月：法曹養成）</li> <li>・ 現地セミナー開催（3月：民法）</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト終了（5月）</li> <li>・ 法総研が現地調査実施（5月：ニーズ調査）</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ3継続（2012年3月まで）  附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 司法省への長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 民法適用法公布（6月）</li> <li>・ 現地セミナー開催（8月、9月、11月：民法）</li> <li>・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価）</li> <li>・ 民法適用、同記念式典（12月）</li> <li>・ 現地セミナー開催（12月：民法普及）</li> <li>・ 本邦研修実施予定（2月：法人登記）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続（2012年3月まで）</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 本邦研修実施（6月、10月：法曹養成）</li> <li>・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価）</li> <li>・ 現地セミナー開催（1月：民法）</li> <li>・ JICA調査団派遣（10月：次期案件詳細計画策定）</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始（2012年4月～2017年3月）  不動産登記共同省令起草支援  司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家4名（裁判官出身者含む検事・弁護士等）派遣</li> <li>・ 現地セミナー開催（9月、12月：不動産登記）</li> <li>・ 現地セミナー開催（2月：親族相続法）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月：人材育成）</li> <li>・ JICA調査団派遣（11月：JCC参加）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続  ただし、法令起草支援の分野は終了（～3月）  司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家3名派遣継続、1名は派遣終了</li> <li>・ 現地セミナー（9月、12月：民事訴訟法 3月：民法）</li> <li>・ 本邦研修（10月、2月：人材育成）</li> <li>・ JICA調査団派遣（9月：運営指導調査、12月：JCC）</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続  司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 本邦研修実施（6月、10月、2月）</li> <li>・ 長期専門家1名（検事）派遣、1名派遣終了（9月）</li> <li>・ JICA調査団派遣（8月：中間レビュー、12月：JCC）</li> <li>・ 現地セミナー開催（12月：判決公開、3月：不動産登記共同省令）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続  司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家3名は派遣継続（裁判官・弁護士各1名は、3月で派遣終了）</li> <li>・ 本邦研修実施（9月、3月）</li> <li>・ JICA調査団派遣（12月：JCC及び次期プロジェクト協議）</li> <li>・ 現地セミナー開催（7月：不動産登記共同省令、1月：民事保全）</li> </ul>

年度	カンボジア
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続（2017年3月まで）</li> <li>・ 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家2名（検事、弁護士）は派遣継続（弁護士1名は9月で派遣終了、検事1名は3月で派遣終了）、1名（弁護士）新規派遣</li> <li>・ 本邦研修実施（10月）</li> <li>・ JICA調査団派遣（8月：終了時評価、9月：次期プロジェクト詳細計画策定調査、1月：JCC）</li> <li>・ 短期専門家1名派遣（10～3月）</li> <li>・ 現地セミナー開催（8月：民事実務上の諸問題－訴状の不備等、1月：民事実務上の諸問題－再審等、2月：民事実務上の諸問題－強制執行等）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト開始（2017年4月～2022年3月）</li> <li>・ 民法作業部会終了（～8月）、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家3名（裁判官出身者を含む検事2名、弁護士1名）の派遣継続</li> <li>・ 現地セミナー（8月：実務上の諸問題）</li> <li>・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（1月：遺産分割、3月：離婚等）</li> <li>・ RULE・ICDセミナー（3月：離婚）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続</li> <li>・ 民事訴訟法作業部会継続、不動産登記法アドバイザーグループ会合（12月）</li> <li>・ 長期専門家3名（裁判官出身者を含む検事2名、弁護士1名）の派遣継続</li> <li>・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（8月：不動産強制執行、3月：民事保全）</li> <li>・ JICA調査団派遣（1月：JCC参加等）</li> <li>・ 本邦研修（2月）</li> <li>・ 不動産登記法ワークショップ（2月）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続</li> <li>・ 民事訴訟法作業部会会合（9月）、不動産登記法アドバイザーグループ会合（12月）</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（3月：民事訴訟）</li> <li>・ JICA調査団派遣（1月：JCC参加等）</li> <li>・ 本邦研修（1月：不動産登記法）</li> <li>・ 不動産登記法セミナー（10月）</li> <li>・ 執行官法セミナー（1月）</li> <li>・ 王立司法学院と法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（1月）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続</li> <li>・ 執行官法セミナー（1月）</li> <li>・ 王立司法学院と法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（1月）</li> <li>・ 執行官法オンラインセミナー（3月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続（2022年10月まで延長）</li> <li>・ 王立司法学院とCDとの共同活動について協議（2月～）</li> <li>・ 執行官法オンラインワークショップ（3月）</li> <li>・ 王立司法学院とCDとのオンラインセミナー（8月）</li> <li>・ 不動産登記オンラインワークショップ（7月、10月、11月、12月）</li> </ul>

年度	ラオス
1995	
1996	・ラオス司法大臣が来日し、支援要請
1997	
1998	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始 ・現地セミナー・調査（12月）、本邦研修（2月）を実施
1999	・本邦研修（11月）、現地セミナー（2月）を実施
2000	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施（約3か月） ・現地セミナー（6月）、本邦研修（11月）を実施 ・JICAプロジェクト形成調査団派遣（12月） ・日弁連が司法調査団を派遣（4月）
2001	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣（合計8か月間） ・本邦研修（10月・3月） ・現地セミナー（2回）
2002	・長期専門家1名を派遣（検事） ・現地セミナー（4回） ・本邦研修（10月・3月）
2003	・JICAプロジェクト開始（2005年5月まで予定） 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び辞書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ・長期専門家1名を派遣（検事） ・本邦研修（11月・2月）
2004	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣（検事・弁護士） ・本邦研修（年2回） ・現地セミナー
2005	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣（検事・弁護士） ・本邦研修（2回） ・現地セミナー（民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル） ・検察マニュアル及び判決書マニュアル完成
2006	・JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 ・現地にて普及セミナー実施 （判決書マニュアル、検察マニュアル、民商法教科書） ・本邦研修（11月） （プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容）
2007	・2007年5月末プロジェクト延長期間終了 ・フォローアップ 現地各CPによる普及ワークショップ、JICA現地事務所でのモニタリング（5～12月）
2008	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施（9月・11月・12月） ・現地調査（1月）
2009	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施 （5月・6月・11月・2月） ・現地調査（5月・9月・3月） ・現地セミナー（9月）

年度	ラオス
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研による現地調査を実施（7月・8月：司法制度）</li> <li>・JICA-Netセミナーを実施（5月・7月・10月・12月：民法）</li> <li>・法律人材育成強化プロジェクト開始（2010年7月～2014年7月）</li> <li>・長期専門家3名（検事，弁護士，業務調整員各1名）を派遣（7月）</li> <li>・国内アドバイザーグループを設置（民法，民事訴訟法，刑事訴訟法）</li> <li>・現地セミナー（2月）</li> <li>・本邦研修実施（3月：民法）</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家3名（検事，弁護士，業務調整員各1名）継続</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（6月：刑事訴訟法，7月：民法・民事訴訟法）</li> <li>・現地セミナー実施（8月：民法，9月：民事訴訟法，3月：刑事訴訟法）</li> <li>・本邦研修実施（10月：刑事訴訟法，1月：民事訴訟法）</li> <li>・JICAによる各CP（司法省，最高裁，最高検，ラオス国立大学）副大臣級招へい</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家3名（検事，弁護士，業務調整員各1名）継続</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（10月：刑事訴訟法）</li> <li>・現地セミナー実施（6月・8月・3月：民法，2月：刑事訴訟法，民事訴訟法）</li> <li>・本邦研修実施（10月：刑事訴訟法，11月：民事訴訟法，2月，3月：民法）</li> <li>・JICA調査団派遣（7月：中間評価） ※民法典起草支援をプロジェクトに追加</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家（検事）1名増員し4名に（検事2名，弁護士，業務調整員各1名）</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（4月・7月・11月・3月：刑事訴訟法，5月・7月・10月・11月・12月・1月：民法）</li> <li>・現地セミナー実施（8月・11月：民法，12月：刑事訴訟法等，3月：民事訴訟法）</li> <li>・本邦研修実施（7月：刑事訴訟法，10月：民事訴訟法，2月・3月：民法）</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：運営指導調査，2月：終了時評価，3月：詳細計画策定調査）</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続（7月まで）</li> <li>・長期専門家4名に（検事2名，弁護士，業務調整員各1名）</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（4月・5月・6月：民法）</li> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始（2014年7月～2018年7月）</li> <li>・10月までは長期専門家3名（検事，弁護士，業務調整員各1名），10月から1名（弁護士）増員</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（7月・9月・10月・1月・2月・3月：民法）</li> <li>・現地セミナー実施（7月：法曹人材育成，8月：民法，3月：刑事訴訟法等）</li> <li>・本邦研修実施（11月・2月：民法）</li> <li>・JICA調査団派遣（10月：第1回JCC参加等）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続</li> <li>・長期専門家4名（検事1名，弁護士2名，業務調整員1名）継続</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（4月：民法）</li> <li>・本邦研修実施（9月：法曹人材育成，11月：刑事訴訟法等，12月：民事経済法）</li> <li>・司法大臣招へい（8月）</li> <li>・現地セミナー実施（3月：法曹人材育成，2月：刑事訴訟法等）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続</li> <li>・長期専門家4名（検事1名，弁護士2名，業務調整員1名）継続</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：第1回JCC参加）</li> <li>・本邦研修実施（9月：民事経済法，11月：刑事訴訟法等，2月：法曹人材育成）</li> <li>・JICA調査団派遣（11月：第2回JCC参加）</li> <li>・現地セミナー実施（12月：法曹人材育成，2月：刑事訴訟法，3月：民事経済）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続</li> <li>・長期専門家4名（検事2名，弁護士2名（6月に弁護士の長期専門家1名が交代，10月に1名が離任。），業務調整員1名）</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：JCC，11月：第1回詳細計画策定調査，1月：第2回詳細計画策定調査）</li> <li>・本邦研修（8月：民事経済，12月：教育研修改善，3月：民法）</li> <li>・現地セミナー実施（6月：教育研修改善，8月：民法，2月：刑事法）</li> <li>・国会法務委員会アドバイザー等招へい（3月）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続（7月まで）</li> <li>・法の支配発展促進プロジェクト開始（7月～）</li> <li>・長期専門家4名（検事1名，弁護士2名，業務調整員1名）派遣継続</li> <li>・JICA調査団派遣（7月：JCC）</li> <li>・現地セミナー実施（6月，11月：教育研修改善，8月：民法）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（8月：立法手続，不動産登録法制）</li> <li>・本邦研修（12月：教育研修改善，3月：民法）</li> <li>・新民法典がラオス国会で承認（12月）</li> <li>・法務総合研究所とラオス司法省国立司法研修所（NIJ）との間で法・司法分野における協力覚書（MOC）締結（12月）</li> </ul>

年度	ラオス
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修（5月：刑事法，12月：教育研修改善，3月：民法典）</li> <li>・現地調査実施（5月～7月）</li> <li>・日越ラ刑事ローフォーラム（9月）</li> <li>・法総研と司法省国立司法研修所との刑法典共同セミナー実施（10月）</li> <li>・首相府共同セミナー（1月）</li> <li>・現地セミナー（8月：民法典，1月：民事判決書，2月：民事系合同，刑事法）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・民事合同セミナー（11月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・教育研修改善共同リトリートセミナー（2月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（3月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（刑法・法曹養成）（6月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（9月）</li> <li>・刑法典セミナー（10月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（執行官，公証人教育）（12月）</li> </ul>

年度	インドネシア
1997	
1998	・ 経済法研修
1999	
2000	・ 日本貿易振興会（JETRO）等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・ JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催
2001	・ JICA調査団派遣（2月）
2002	・ 本邦研修（7月） ・ 現地セミナー（年1回） ・ JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・ JICA調査団派遣 ・ 外務省・JICAがイ最高裁長官を招へい
2003	・ 本邦研修（6月） ・ 企画調査員として長期専門家派遣（弁護士） ・ 日本・インドネシアADR比較研究セミナー（本邦研修・10月）
2004	・ 本邦研修（6月） ・ インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始（公正取引委員会、2006年7月まで） ・ 企画調査員1名を派遣
2005	・ 本邦研修（12月） ・ アチェに対するADR現地セミナー（JICA・日弁連）
2006	・ アチェに対するADR遠隔セミナー（全5回）（JICA・日弁連） ・ 本邦研修（7月） ・ JICA調査団派遣、M/M締結（9月） ・ JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト開始、長期専門家（弁護士）を派遣（3月）
2007	・ アドバイザリー・グループ会合（6月・7月・9月・12月・2月） ・ 現地セミナー（8月・3月） ・ 本邦研修（10月）
2008	・ アドバイザリー・グループ会合（5月・6月・9月・12月・3月） ・ 第2回本邦研修（7月） ・ インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号（裁判所が行う和解・調停手続に関する規則）が施行（7月） ・ 現地セミナー（11月） ・ JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣（11月）
2009	・ アドバイザリー・グループ会合（6月・8月・10月・12月） ・ 現地調査（9月） ・ JICA国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」（11月） ・ インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会（3月）
2010	・ 現地調査（8月） ・ 第1回裁判官人材育成強化支援研修（本邦研修・11月） ・ 最高裁副長官等招へい（12月） ・ JICA知財支援プロジェクトに法総研も協力
2011	・ 和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査（8月） ・ インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（11月）
2012	・ 現地調査（8月） ・ 第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（11月）
2013	・ 現地調査（5月） ・ JICA法・司法分野に関する情報収集・確認調査（11月） ・ 第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（2月）

年度	インドネシア
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査（4月）</li> <li>・JICA知財支援プロジェクト終了時評価調査等（10月）</li> <li>・インドネシア最高裁判所・小額訴訟制度研究（12月）</li> <li>・JICA調査団派遣（2月・3月）</li> <li>・第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（2月）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICAとインドネシア最高裁判所（7月）及び同法務人権省（8月）との間で、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に関する実施合意文書締結</li> <li>・JICA調査団派遣（8月・10月・12月）</li> <li>・JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」開始（2015年12月～2020年12月）</li> <li>・長期専門家2名（検事2名，うち1名は裁判官出身）を派遣（2月）</li> <li>・現地調査（3月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」継続</li> <li>・長期専門家2名（検事2名，うち1名は裁判官出身）継続</li> <li>・現地調査（4月～5月）</li> <li>・法務大臣等現地訪問，日本・インドネシア間の司法・法務分野における協力関係増進記念式典（5月）</li> <li>・共同研究（5月：法務人権省法規総局）</li> <li>・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（6月・10月・2月）</li> <li>・本邦研修（7月：3機関合同，10月：最高裁判所・法務人権省法規総局，2月：法務人権省法規総局）</li> <li>・JICA調査団派遣（6月・8月：国際シンポジウム出席等，9月：第1回JCC参加等）</li> <li>・現地セミナー（3月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」継続</li> <li>・長期専門家2名（検事2名，うち1名は裁判官出身。10月に裁判官出身の長期専門家が交代。）継続</li> <li>・JICA調査団派遣（4月・5月：第2回JCC参加等，8月）</li> <li>・法務大臣等現地訪問（9月）</li> <li>・本邦研修（7月・11月：法務人権省法規総局，2月：最高裁判所）</li> <li>・現地セミナー（6月・1月）</li> <li>・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（11月）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」継続</li> <li>・長期専門家2名（検事2名，うち1名は裁判官出身。）継続</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：第3回JCC参加等，8月：国際シンポジウム参加等，11月）</li> <li>・本邦研修（10月・2月：法務人権省法規総局，1月：最高裁判所）</li> <li>・現地セミナー（7月・1月）</li> <li>・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（12月）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・JICA調査団派遣（6月：第4回JCC参加，6月・1月：現地セミナー等）</li> <li>・本邦研修（7月・1月：最高裁判所，9月・3月：法務人権省法規総局）</li> <li>・現地セミナー（6月・1月）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」継続・期間延長（～2021年9月）</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修（1月：最高裁判所）</li> <li>・第5回JCC開催（11月・オンライン）</li> <li>・現地セミナー（1月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家の派遣継続（11月に裁判官出身の長期専門家が交代）</li> <li>・第6回JCC開催（8月・オンライン）</li> <li>・オンラインセミナー（9月，法令の整合性確保のための施策）</li> <li>・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」終了（9月）</li> <li>・「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」開始（2021年10月～2025年9月）</li> </ul>



年度	モンゴル
1993	
1994	・森嶋昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言
1995	
1996	・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
1997	
1998	・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催（JICA短期専門家は司法書士他）
1999	・前年と同様（モンゴル）
2000	
2001	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー（本邦研修）を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
2002	・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施
2003	・モンゴルへ専門家派遣（名古屋大学・弁護士）
2004	・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル）
2005	・名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル） ・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始（名古屋大学）
2006	・弁護士会強化計画プロジェクト開始（2006年9月～2008年11月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連） ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学）
2007	・弁護士会強化計画プロジェクト継続
2008	・弁護士会強化計画プロジェクト終了（～11月）
2009	・調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター（モンゴル）3周年記念行事開催
2010	・調停制度強化プロジェクト開始（2010年5月～2012年11月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連）
2011	・調停制度強化プロジェクト継続
2012	・調停制度強化プロジェクト終了（～11月） ・調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣
2013	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始（2013年1月～2015年7月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連） ・短期専門家2名を派遣
2014	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2継続

年度	モンゴル
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調停制度強化プロジェクトフェーズ2終了（～12月）</li> <li>・長期専門家（弁護士）派遣終了（～12月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（3月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（9月）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（8月）</li> <li>・共同研究実施（8月：商取引法関連）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（6月・9月）</li> <li>・共同研究実施（10月：商取引法関連第2回）</li> </ul>
2020	
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー（5月：商取引法関連）</li> <li>・モンゴル国立法律研究所（NLI）と法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（8月）</li> <li>・オンライン・ワークショップ（10月：刑事司法制度比較）</li> </ul>

年度	中央アジア
1999	
2000	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定</li> <li>・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナー開催</li> </ul>
2001	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA調査団派遣</li> </ul>
2002	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦研修実施</li> <li>・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催</li> <li>・ターゲット法科大学に専門家1名派遣（名古屋大学）</li> <li>・JICA調査団派遣</li> <li>・現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> <li>・現地調査実施（日弁連）</li> <li>・現地セミナー開催（法総研・名古屋大学）</li> </ul>
2003	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA調査団派遣</li> <li>・現地調査、現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> <li>・専門家1名派遣（北海学園大学）</li> <li>・本邦研修実施</li> <li>・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウム開催</li> <li>・専門家2名（法務省・早稲田大学）を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナー開催</li> </ul>
2004	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA調査団派遣</li> <li>・M/M締結（倒産法注釈書支援）</li> <li>・本邦研修を実施（倒産法注釈書）</li> <li>・民商法典起草支援を継続（名古屋大学）</li> <li>・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣（三重大学）</li> <li>・最高経済裁判所副長官招聘（法務省）</li> <li>・現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> <li>・現地フォローアップセミナー開催（法務省）</li> </ul>
2005	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦研修実施（5月・11月）（倒産法注釈書）</li> <li>・短期専門家派遣（8月・3月）（法務省、大阪大学等）</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト開始（法務省、2007年9月まで）</li> <li>・企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト開始（司法省－名古屋大学）（11月～2008年10月まで）（中小企業振興、担保法制改革、法令データベース）</li> <li>・長期専門家1名派遣（名古屋大学）</li> <li>・ターゲット法科大学に日本法教育研究センター設立（名古屋大学）</li> <li>・現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始（名古屋大学）</li> </ul>
2006	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒産法注釈書プロジェクト継続（法務省、2007年9月まで）</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト、長期専門家1名（弁護士）派遣（法務省、2007年9月まで）</li> <li>・本邦研修（5月・8月・9月・11月）（倒産法注釈書）</li> <li>・短期専門家派遣（6月・2月）（法務省、弁護士）</li> <li>・倒産法注釈書（ロシア語版）発刊（3月）</li> <li>・長期専門家1名追加派遣（名古屋大学）</li> </ul>
2007	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地にて注釈書発刊プレゼンテーション実施（6月）</li> <li>・現地にて注釈書普及セミナー開催（7月・12月）</li> <li>・注釈書活用促進に向けたワークショップ開催（9月）</li> <li>・注釈書（日本語版及びウズベク語版）発刊（9月）</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト終了（9月）</li> <li>・注釈書（英語版）発刊（3月）</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置</li> </ul>
2008	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」終了（名古屋大学）（12月）</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）</li> </ul>

年度	中央アジア
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト（フェーズ2）協力準備調査団派遣（11月）</li> <li>[その他]</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）</li> </ul>
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト開始（名古屋大学）（4月～2012年4月まで）</li> <li>[その他]</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（12月）</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト継続（司法省一名古屋大学）</li> <li>[その他]</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（12月）</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト終了（名古屋大学）（5月）</li> <li>[その他]</li> <li>・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタン）（11月）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（11月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法（行政手続法、行政訴訟法）セミナー開催（3月）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施（9月・2月）</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究（招へい）実施（3月）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン最高検察庁アカデミーと法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（7月）</li> <li>・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施（7月）</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究（招へい）実施（3月）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」プロジェクト開始（2020年4月～2023年3月）</li> <li>・共同研究「犯罪白書作成支援」開始（7月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」オンラインセミナー（3月）、同国別研修オンライン研修（6月）</li> <li>・共同研究「犯罪白書作成支援」オンラインセミナー実施（犯罪白書）（5,6月）</li> <li>・共同研究「犯罪白書作成支援及び犯罪予防研究支援」開始（8月）、同共同研究オンラインセミナー（犯罪予防）（10,11月）、同共同研究オンラインセミナー（犯罪白書）（12月）</li> <li>・ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの協力関係開始（11月）</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究継続</li> </ul>

年度	中国
1995	
1996	・ ICCLCが日中民事法セミナー開始（年1回）
1997	・ ICCLCが日中民事法セミナー開催
1998	・ ICCLCが日中民事法セミナー開催
1999	・ ICCLCが日中民事法セミナー開催
2000	・ ICCLCが日中民事法セミナー開催
2001	・ ICCLCが日中民事法セミナー開催
2002	・ 法総研・ICCLCが日中民事法セミナー開催
2003	・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナー開催
2004	・ 経済産業省等が中国に対する法整備支援（経済法）を開始 ・ 法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催 ・ 法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催（東京、大阪）
2005	・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催
2006	・ 法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催
2007	・ JICA調査団派遣（6月） ・ JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D 締結（11月） ・ 本邦研修実施（11月） ・ 国内研究会を設置（11月） ・ 現地セミナーを実施（3月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催
2008	・ JICAが弁護士を長期専門家として派遣（2年間） ・ 本邦研修実施（5月・11月） ・ 法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催
2009	・ 中国現地セミナー開催（5月・7月・3月） ・ 中国国際私法、国際民事訴訟法講演会（清華大学副教授招へい） ・ 本邦研修実施（11月） ・ 権利侵害責任法成立（12月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催
2010	・ 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価（5月） ・ 国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」（7月） ・ 国別研修 中国「司法人材育成研修」（7月） ・ 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修（10月） ・ 涉外民事関係法律適用法成立（10月） ・ 中国行政訴訟法現地セミナー（11月） ・ 長期専門家派遣（弁護士） ・ 法総研・ICCLCが日中民事法セミナー（3月）
2011	・ 本邦研修実施（11月：司法人材育成） ・ 現地セミナー開催（11月：民事訴訟法） ・ 本邦研修実施（1月：民事訴訟法及び民事関連法） ・ 石川民事法センターが金沢セミナーを開催（3月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催（10月）

年度	中国
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー開催（6月：相続法）</li> <li>・国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始（7月）</li> <li>・本邦研修実施（7月：「行政訴訟法及び行政関連法」、1月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」）</li> <li>・中国民事訴訟法改正（8月）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催（10月）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦研修実施（5月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」、10月：「同（著作権法）」）</li> <li>・現地セミナー開催（8月：相続法）</li> <li>・国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了（10月）</li> <li>・消費者権益保護法改正（10月）</li> <li>・法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催（12月）</li> <li>・JICA調査団（12月：詳細計画策定調査）</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト開始（2014年6月～2017年6月）</li> <li>・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連）</li> <li>・JICA調査団（5月：第1回JCC）</li> <li>・本邦研修（10月：立法法、11月：行政訴訟法・行政関連法（教育法・食品安全法）、1月：インターネット安全法）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催（1月）</li> <li>・JICA調査団（2月：第2回JCC）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続</li> <li>・本邦研修（10月及び11月：犯罪被害者権利保障立法、1月：業界協会 商會法、労災保険法）</li> <li>・JICA調査団（10月：JCC）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催（2月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続</li> <li>・JICA調査団（4月：JCC）</li> <li>・本邦研修（9月：特許法、9月：民法、11月：行政手続法）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催（11月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続（2020年6月まで期間延長）</li> <li>・JICA調査団派遣（6月、JCC）</li> <li>・現地セミナー実施（11月：民法）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続</li> <li>・JCC開催（5月）</li> <li>・本邦研修（4月：民法、9月：専利法）</li> <li>・現地セミナー（1月：民法）</li> <li>・法総研、ICCLC、日中経済協会が日中民事法セミナーを開催（7月：東京、11月：北京）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修（5月：民法、11月：専利法）</li> <li>・現地セミナー（9月：民法）</li> <li>・法総研、ICCLC、日中経済協会が日中民事法セミナーを開催（11月：東京）</li> <li>・JCC開催（1月）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続（2021年3月まで期間延長）</li> <li>・民法典成立（5月）</li> <li>・改正専利法成立（10月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー開催（民法典及び改正専利法）</li> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト終了（3月）</li> </ul>

年度	ネパール
2007	
2008	・ 刑事法比較研究現地セミナー（2回）
2009	
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施（7月）</li> <li>・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣（弁護士）（7月）</li> <li>・ 本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施（8月）</li> <li>・ 現地調査実施（2月）</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究」実施（9月）</li> <li>・ 現地調査実施（11月）</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「日本・ネパール刑事司法共同研究」実施（7月）</li> <li>・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続（弁護士）（7月）</li> <li>・ 本邦研修実施（「民法解説書作成」8月、「事件管理」9月）</li> <li>・ 現地調査実施（11月）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続（弁護士）（7月）</li> <li>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（8月）</li> <li>・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣（弁護士）（9月）</li> <li>・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始（2013年9月～2018年3月）</li> <li>・ 同プロジェクト長期専門家派遣（弁護士）（9月）</li> <li>・ 同プロジェクト第1回本邦研修実施（12月）</li> <li>・ 現地調査実施（3月）</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続</li> <li>・ JICA調査団派遣（6月：運営指導調査）</li> <li>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（9月）</li> <li>・ 同プロジェクト第2・3回本邦研修実施（9月「調停」、12月「事件管理」）</li> <li>・ 現地調査実施（11月・2月）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続</li> <li>・ 同プロジェクト長期派遣専門家任期満了（弁護士）、新規派遣（弁護士）（9月）</li> <li>・ 法整備支援アドバイザー長期専門家任期満了（弁護士）、新規派遣（弁護士）（9月）</li> <li>・ 現地セミナー実施（10月）</li> <li>・ 同プロジェクト第4回本邦研修（12月）</li> <li>・ 現地調査実施（12月、2月）</li> <li>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続</li> <li>・ 「ネパール民法の制定、普及及び施行支援のための招聘」実施（4月）</li> <li>・ 同プロジェクト第5・6回本邦研修実施（7月・11月）</li> <li>・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価）</li> <li>・ 現地調査実施（12月）</li> <li>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査実施（11月）</li> <li>・ 裁判所能力強化プロジェクト・ラップアップセミナー（2月）</li> <li>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）</li> <li>・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」終了（3月）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地セミナー、ワークショップ（改正刑事訴訟法、5月・8月）</li> <li>・ 現地セミナー（改正民法、8月）</li> <li>・ 現地調査（12月）</li> <li>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地セミナー（契約法、不法行為、国際私法、公判前整理手続、8月）</li> <li>・ 現地セミナー（物権法、不法行為、国際私法、12月）</li> <li>・ 現地大学での民事模擬裁判（12月）</li> <li>・ Nepal Law Societyとのセミナー（物権法、不法行為、12月）</li> <li>・ 現地調査（11月）</li> <li>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（2月）</li> </ul>

年度	ネパール
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本・ネパール司法制度比較共同研究（2月）</li> <li>・オンラインセミナー実施（12月，不法行為法，国際私法，公判前整理手続）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー実施（3月，不法行為法，国際私法，刑事手続）</li> <li>・オンラインセミナー実施（9月，不法行為法，国際私法）</li> <li>・オンラインセミナー実施（12月，仮釈放，保護観察）</li> </ul>



年度	東ティモール
2008	
2009	・ 法案作成能力向上研修実施（7月）
2010	・ 法案作成能力向上研修（フェーズ2）実施（8月） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：逃亡犯罪人引渡法，仲裁法）
2011	・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：麻薬取締法，法案起草作業）
2012	・ 法制共同研究実施（9月：薬物犯罪取締法，調停・仲裁法） ・ 現地セミナー及び現地調査実施（12月：薬物犯罪取締法，調停・仲裁法）
2013	・ 東ティモール法制度アドバイザー（2013年4月～2014年3月）（活動内容～法案起草能力向上） 現地調査及び現地セミナー実施（6月：調停法） 現地調査及び現地セミナー実施（9月：調停法） JICA-Netセミナー実施（12月：調停法） 現地調査及び現地セミナー実施（3月：調停法）
2014	・ 現地調査実施（7月） ・ 共同法制研究実施（12月：少年法，国際法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：少年法）
2015	・ 共同法制研究実施（7月：調停法，婚姻・家族法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（12月：調停法） ・ 共同法制研究実施（3月：調停法，国籍法）
2016	・ 現地調査実施（8月） ・ 共同法制研究実施（2月：市民登録法，婚姻・家族法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：少年法）
2017	・ 現地調査実施（8月） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（11月：不動産登記法） ・ 共同法制研究実施（1月：土地関連法） ・ 現地調査実施（3月）
2018	・ 現地調査及び現地セミナー実施（8月：不動産登記法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（11月：矯正関係） ・ 共同法制研究実施（12月：不動産登記法） ・ 現地セミナー実施（3月：司法制度）
2019	・ 現地調査及び現地セミナー実施（7月：不動産登記法，司法制度） ・ 現地調査実施（11月：不動産登記法） ・ 共同法制研究実施（2月：不動産登記法，司法制度）
2020	・ オンラインセミナー実施（11月：不動産登記法）
2021	・ オンラインセミナー実施（1月・2月：不動産登記法，土地の紛争解決，3月：土地関連法，4月：地籍法，6月：地籍法，土地関連法，7月・9月：市民登録法，11月：不動産登記法，土地の紛争解決，12月：不動産登記法，市民登録法）

年度	ミャンマー
2011	
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（7月）一元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい（法総研）</li> <li>・財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結（8月）</li> <li>・現地セミナー開催（8月、JICA・UAGO：「公開会社の法制度及び企業統治の改革」）</li> <li>・日ミャンマー司法制度比較共同研究実施（11月）一連邦最高裁判所長官ら5名の現役裁判官を招へい（法総研・慶應義塾大学）</li> <li>・現地セミナー開催（12月、JICA・UAGO：「国営企業の民営化にかかる法的側面」）</li> <li>・連邦法務総裁府及び連邦最高裁判所と協議を実施（2月、法総研・JICA）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー開催（4月、JICA・UAGO「商事仲裁」）</li> <li>・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（6月）一連邦法務長官及び連邦議会（下院）法案委員会委員長ら6名を招へい（法総研・JICA・ICCLC）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（7月、法総研・JICA：UAGO・SC対象「知財法、法曹養成」）</li> <li>・財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立（7月）</li> <li>・JICAと連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意文書締結（8月22日）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（9月、法総研・JICA：UAGO・SC対象「知財法、倒産法、法曹養成」）</li> <li>・現地調査実施（10月、法総研・JICA、刑務所・少年院等を訪問し、矯正局と協議）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（11月、法総研・JICA・特許庁、UAGO・SC対象「知財法」）</li> <li>・「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始（11月20日～、3年間）</li> <li>・JICA長期専門家（弁護士）派遣（1月）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（2月以降、複数回。長期専門家：UAGO・SC対象「会社法」）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（2月、長期専門家：UAGO・SC対象「著作権法」）</li> <li>・現地調査、小規模セミナー実施（3月、法総研：UAGO・SC対象「刑事手続における電磁的記録の取扱い」、「知的財産事件の捜査方法」）</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続</li> <li>・現地小規模セミナー実施（4月、長期専門家：UAGO・SC対象「民事手続における電磁的証拠の取扱いに関するセミナー」）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（4月～5月、法総研：UAGO・SC対象「日本の司法制度等について」）</li> <li>・JICA長期専門家（業務調整）派遣（5月）</li> <li>・JICA長期専門家（検事）派遣（5月）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（5月、日本取引所：UAGO・SC対象「証券市場、資本市場の概要等」）</li> <li>・第1回本邦研修（5月「日本の法・司法制度、機関の紹介」）</li> <li>・ワーキンググループ活動実施（6月以降、随時開催）</li> <li>・第1回合同調整委員会（7月）</li> <li>・現地セミナー実施（7月、JICA・特許庁：UAGO・SC対象「知財法」）</li> <li>・現地セミナー実施（8月、JICA：UAGO・SC対象「仲裁法」）</li> <li>・会社法アドバイザーグループ開催（10月）</li> <li>・第2回本邦研修（11月「人材育成」）</li> <li>・第2回合同調整委員会（2月）</li> <li>・第3回本邦研修（3月「立法過程の効率化」）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続</li> <li>・現地セミナー実施（SC対象「事実認定」）</li> <li>・第4回本邦研修（6月「会社法」）</li> <li>・中間評価、第3回合同調整委員会（7月）</li> <li>・第5回本邦研修（11月「研修手法、知財関係」）</li> <li>・現地セミナー実施（11「知財裁判制度」）</li> <li>・現地セミナー実施（2月「知財裁判制度」日弁連 知財ネット等と共催）</li> <li>・第6回本邦研修（2月SC、UAGO、MOST、警察、税関対象「知財裁判制度」）</li> <li>・第4回合同調整委員会（3月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続（延長～2018.5）</li> <li>・小規模セミナー実施（5月「知財裁判制度」知財ネット等と共催）</li> <li>・第7回本邦研修（6月、SC、UAGO、DICA、国会議員対象「倒産法」）</li> <li>・現地セミナー実施（7月 SC対象「和解、調停を含む紛争解決制度」）</li> <li>・現地セミナー実施（8月 SC対象、これまでのインプットを踏まえた「知財裁判制度」の政策文書作りを開始）</li> <li>・運営指導調査（10月 JICA 次期プロジェクト協議）</li> <li>・小規模セミナー実施（11月「倒産法」）</li> <li>・第8回本邦研修実施（11月 SC、UAGO、労働省、国会議員「和解、調停を含む紛争解決制度」）</li> <li>・JICA長期専門家（検事）交代（12月）</li> <li>・現地セミナー実施（2月「知財裁判制度」）</li> <li>・第9回本邦研修（2月、SC、UAGO、中央銀行、MOPF、会計検査院対象「倒産法」）</li> <li>・第5回合同調整委員会（3月）</li> <li>・現地セミナー実施（3月「調停制度」）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続</li> <li>・JICA長期専門家（弁護士）交代（5月）</li> <li>・現地調査実施（6月「不動産法制」）</li> <li>・第10回本邦研修（6月、SC、UAGO、MOPF、MOI対象「法案起草及び司法修習制度等」）</li> <li>・共同法制研究実施（8月、「不動産法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（10月、SC対象「新任裁判官用知的財産法教材の作成」）</li> <li>・第11回本邦研修（10月、SC、UAGO、MOE対象「知的財産制度」）</li> <li>・現地調査実施（2月「不動産法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（2月、SC、UAGO、MOE、警察、税関「知的財産制度」）</li> <li>・第12回本邦研修（3月、SC、UAGO、警察対象「新しいタイプの証拠」）</li> </ul>

年度	ミャンマー
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第13回本邦研修（7月，SC，UAGO「効率的な紛争解決」</li> <li>・現地セミナー実施（8月，知的財産裁判制度）</li> <li>・現地セミナー実施（9月，調停制度）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（9月「土地登録法制」）</li> <li>・第14回本邦研修（11月，法曹の人材育成・研修制度改善）</li> <li>・現地セミナー実施（12月，知的財産裁判制度）</li> <li>・現地セミナー実施（1月，裁判官向けビジネス法令テキスト）</li> <li>・共同法制研究実施（1月，「土地登録法制」）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（2月「土地登録法制」）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー実施（6月，知的財産裁判制度）</li> <li>・第16回本邦研修（7月，SC，UAGO「立法過程」）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（9月「土地登録法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（10月，知的財産裁判制度）</li> <li>・第17回本邦研修（10月，SC，UAGO「調停制度」）</li> <li>・共同法制研究実施（11月，「土地登録法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（12月，裁判官向けビジネス法令テキスト）</li> <li>・現地セミナー実施（12月，知的財産裁判制度）</li> <li>・第18回本邦研修（3月，SC，UAGO「知的財産裁判制度」）</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー実施（8月，商標法の運用等，オンライン）</li> <li>・共同法制研究実施（12月，「土地登録法制」，オンライン）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー実施（1月，調停人，オンライン）</li> <li>・現地セミナー実施（1月，商標法の運用等，オンライン）</li> </ul>

年度	バングラデシュ
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（6月, 12月）</li> <li>・共同研究実施（3月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究・法律司法国会担当大臣招へい実施（10月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回本邦研修実施（12月：ADR等）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー実施（7月：調停人養成）</li> <li>・第2回本邦研修実施（11月：ADR等）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー実施（7月：調停人養成）</li> <li>・第3回本邦研修実施（11月～12月：ADR, 事件管理等）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー実施（10月：調停人養成）</li> <li>・第1回オンラインセミナー実施（11月：事件管理）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回事件管理オンラインセミナー実施（3月：事件管理）</li> <li>・オンラインセミナー実施（7月：調停人養成）</li> <li>・第3回事件管理オンラインセミナー実施（11月：事件管理）</li> </ul>

年度	スリランカ
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査, 現地セミナー (8月, 1月)</li> <li>・本邦研修 (1月～2月, 刑事司法改善)</li> </ul>
2020	
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回本邦研修 (3月～4月, 刑事司法改善, オンライン)</li> <li>・第3回本邦研修 (8月, 刑事司法改善, オンライン)</li> <li>・第4回本邦研修 (12月, 刑事司法改善, オンライン)</li> </ul>

年度	その他
1995	
1996	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人国際民事法センター（ICCLC）設立</li> <li>・ICCLCが国際民事法シンポジウムを2回開催</li> <li>・法総研で多数国間（マルチ）研修を開始（モンゴル、ミャンマー、ベトナム）</li> </ul>
1997	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際民事法シンポジウム（倒産法制）開催（法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法制研究会）</li> <li>・マルチ研修継続（カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム）</li> </ul>
1998	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際民事法シンポジウム（第2回）（企業倒産・担保法制）開催</li> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> </ul>
1999	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（登記制度比較研究を中心）</li> </ul>
2000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援連絡会開催（第1回、第2回）</li> <li>・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催</li> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> <li>・法総研がADBと共催でマルチ研修開催</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第2回）</li> </ul>
2001	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転</li> <li>・ADB会議（フィリピン）出張</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第3回）</li> <li>・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催</li> <li>・法総研・ICCLC共催による国際民事法シンポジウム（第3回）「ADRシンポジウム」開催</li> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第3回）</li> </ul>
2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貿易振興会アジア経済研究所（IDE-JETRO）が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第4回）</li> <li>・アジア知的財産権法制シンポジウム開催</li> <li>・マルチ研修継続（カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ）</li> <li>・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第4回）</li> </ul>
2003	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催（東京、大阪）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第5回）</li> <li>・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>・法総研・ICCLC・JETRO共催による国際民事法シンポジウム（第4回）「知的財産権シンポジウム」開催</li> <li>・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ベトナム）</li> <li>・法令外国語訳・実施推進検討会議開始</li> <li>・イランからJICAに対して法整備支援要請</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第5回）</li> </ul>
2004	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第6回）</li> <li>・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・名古屋大学がイランに対する法整備支援（本邦研修）を開始</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第6回）</li> </ul>
2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第7回）</li> <li>・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・法総研・ICCLC・JETRO共催による第5回国際民事法シンポジウム「国際会社法シンポジウム」開催</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第7回）</li> </ul>
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第8回）</li> <li>・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第8回）</li> </ul>
2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援連絡会開催（第9回）</li> <li>・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催</li> <li>・石川国際民事法センター「金沢セミナー」開催（2月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第9回）</li> </ul>

年度	その他
2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第10回）</li> <li>・法総研・ICCLC・JETRO共催による第6回国際民商事法シンポジウム「アジア株主代表訴訟シンポジウム」開催</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第10回）</li> </ul>
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第11回）</li> <li>・法総研・ICCLC・JICA共催による『私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力』シンポジウムを開催</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第11回）</li> </ul>
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」開催（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』」を開催（9月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第12回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施（3月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第12回）</li> <li>・日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催（3月）</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP共催による「サマーシンポ『私たちの法整備支援2011』」開催（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC共催による第7回国際民商事法シンポジウム「アジア監査制度シンポジウム」開催（9月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第13回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施予定（3月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・法総研による「日韓法整備支援協力ミニシンポ」開催（3月）</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省インターンシップ実施（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学等共催による「私たちのシンポ『アジアの国の司法アクセス』」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第14回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施（2月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第13回）（6月、10月）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第15回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施（2月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第14回）（6月、11月）</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC共催による第8回国際民商事法シンポジウム「会社情報提供制度シンポジウム」開催（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2014』」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第16回）（1月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第15回）（6月、10月）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2015』」開催（5月、8月、11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第17回）（1月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第16回）（9月、10月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第18回）（1月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第17回）（6月、10月）</li> <li>・第69期司法修習生選択型司法修習実施（9月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（6月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第18回）（6月、11月）</li> <li>・霞が関インターンシップ、第70期司法修習生選択型司法修習実施（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC主催による第9回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス～ベトナムカンボジアミャンマーインドネシア～」開催（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC主催による「日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー」開催（11月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム2017」を3日間にわたり開催（10月～11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第19回）（1月）</li> </ul>

年度	その他
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月, 8月, 12月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第19回）（6月, 10月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（7月）</li> <li>・霞ヶ関インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第20回）（2月）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月, 8月, 12月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第20回）（6月, 10月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究第20回記念国際学術大会開催（6月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（8月）</li> <li>・霞ヶ関インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催（9月）</li> <li>・第72期司法修習生選択型実務修習実施（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第21回）（2月）</li> </ul>
2020	
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省の主催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー（ラオス, ミャンマー）」開催（1月）</li> <li>・京都コンgres・ユースフォーラム（2月）</li> <li>・第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）（3月）</li> <li>・法総研・ICCLC主催による第10回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応～ インドネシア マレーシア タイ ベトナム～」開催（3月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（6月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（8月, 9月, 11月）</li> <li>・霞ヶ関インターンシップ（8～9月）</li> <li>・法務省インターンシップ（9月）</li> <li>・第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（Col-YF）（10月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2021」開催（10月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（11月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第22回）（11～12月）</li> </ul>



## JICA 現地事務所スタッフの眼

### 東ティモールの「言語」環境と活動の課題

JICA 東ティモール事務所企画調査員

圓山 佐登子

(政府・民間から享受するサービス向上プログラム担当)

東ティモールの JICA 事務所に企画調査員として赴任し、各種事業を担当させていただき 2 年が過ぎました。2020 年 11 月より当地で技術協力「法司法整備能力向上支援」が始まりました。私自身は法整備分野の事業に関わるのは今回が初めてで、ICDNEWS への寄稿というお話をいただき大変恐縮したわけなのですが、「東ティモールの現場の雰囲気が伝わるような記事を気軽に書いていただければ」とのお言葉を後押しに、今回は現地で感じてきた東ティモールの「言語」に関わる課題についてご紹介したいと思います。

東ティモールは東南アジアの東端に位置し、数百年にわたるポルトガル植民地支配からの独立、その後インドネシアによる軍事侵攻・占領を経験し、国連の暫定統治を経て、2002 年に独立しました。このような歴史的背景もあり、この国の言語環境は複雑です。

まず、公用語は、ポルトガル語及びテトゥン語の 2 言語です。

ポルトガルの植民地としての影響で、現在も主たる法律、政府文書はポルトガル語で発行されています。大統領などの公式の場でのスピーチもポルトガル語でされることが多く、学校の教科書もポルトガル語のものが使われています。

ただし、コミュニケーション言語として一般の人々が使うということはほぼありません。

一応学校で勉強するものの、ポルトガル語を理解して話すことができる、という現地人は留学経験者などごく少数です。ある種「エリート層の言語」と言えます。

一方、公用語として使われている「現地語」は、テトゥン語です。

テトゥン語は、一般コミュニケーション言語であり、また各省庁が発する行政文書はテトゥン語で発行されることが多いです。

ちなみに、現在の公用語は首都ディリ周辺のディリ方言 (Tetun Dili) です。東ティモールでは今でも家庭内では多くの地域言語が話されており、地域言語の数は現在 36 言語あると言われています。私自身はそれらの方言を聞いてもどこの地方のものなのかかわからないのですが、地方からの人も集まるマーケットなどで耳馴染みのない言語を聞くことはあり、「あれは (第二の都市) バウカウの言葉だよ」と現地の人から教えてもらうことがあります。

また実用語として、インドネシア語及び英語が使われています。

ポルトガルから独立後インドネシアに占領統治されていた期間は、インドネシア語の使

用が求められ、学校教育もインドネシア語で行われたため、その時代に就学期だった世代は流暢にインドネシア語を使うことができます。

また、エンターテインメントのコンテンツ（テレビ番組、音楽、SNSなど）の多くがインドネシアから流入してくるため、比較的若い世代でもインドネシア語を理解することができます。東ティモールではFacebookが主要メディア（現地のテレビや新聞より、情報の入手先として使われている）なのですが、そこに流れてくるコンテンツもインドネシアのものが多いです。

ただし、「インドネシア語を見聞きして理解はできるが、うまく話すことはできない」という人が多いようです。

英語は現地で開発・支援活動を行なっている国際機関やNGO関係者の言語であり、その分野で仕事をする際に主となります。

現地では比較的高給な援助関係の仕事を得るのに有利となる点や、隣国オーストラリアへの就業や就学のために英語を勉強する人が若い世代を中心に増えています。

JICA東ティモール事務所での使用言語も英語で、現地スタッフは英語を話せることが条件となっています。政府関係者は、援助ドナーとの付き合いが多い部門では英語を話すスタッフもいますが、現地語しか話せないカウンターパートも多く、現地スタッフの通訳は日常の業務のためには必須です。ちなみに私自身は半年ほど学んだ成果(?)で、“なんとなく”のレベルでテトゥン語は理解できるようになりましたが、ポルトガル語とインドネシア語はできません。

このような多言語が利用されている環境では、JICAの活動においてもさまざまな課題に直面します。

JICAが展開する研修プログラムでは、さまざまな分野で年間50以上の枠を東ティモールに提供していますが、ほとんどのコースが「英語」で実施され、参加者には一定レベルの英語力が求められます。そのため、強い研修ニーズはあっても、参加条件を満たす研修員が確保できないケースがあり、苦勞しています。また、個別に組み立てる国別研修プログラムでも、何語で実施するのが効果的かを考える必要があります。「テトゥン語」でプログラムを提供することは、教材、通訳の確保の観点で難しいことから、現在は主に「インドネシア語」で実施されています。「公用語でない言語で研修を実施することに問題（抵抗・反感）はないのか？」との指摘を受けることもありますが、現時点では研修員の内容理解に重きを置き、インドネシア語での実施が効率的・効果的であるとのことで政府とも合意しています。このような状況から、インドネシアの政府機関の協力による第三国研修も、非常に有効なプログラムとなっています。

現在実施中の技術協力「法司法整備能力向上支援」でも、言語は重要な考慮点になります。

カウンターパート機関である司法省では実際の法案は主としてポルトガル語で起草されますが、ICD教官等日本人専門家との日々のコミュニケーションや各種情報提供には英語が使われており、近年実施されているオンラインでのセミナーやディスカッションの機

会にはテトゥン語に翻訳された検討資料を使用し、「日本語－テトゥン語」の逐時通訳が行われています。

通訳者については、法律についてある程度の知識も必要ですが、それ以上に法案作成の背景にある東ティモールの文化や環境を理解し、それをテトゥン語－日本語で通訳する言語力に加え、東ティモール（司法省スタッフ）－日本（専門家）の双方に理解が深まるような「翻訳」をする対応力も求められます。

法整備という分野の特性上、使用する「言葉のチョイス」が大きな意味を持つと思われ、効果的な活動を行うためには、このような人材の存在が不可欠です。

幸いなことに、現時点では長年 I C D の活動に関わられ、現地経験も豊富な日本人の通訳者の存在により、円滑なコミュニケーションと活動が行われています。

東ティモールでの長年にわたる I C D の活動によって積み上げられてきた信頼と実績により、政府からの法整備分野への日本の期待は日々大きくなっています。

今後、J I C A が東ティモールの同分野での協力を進めていくには、現地のニーズ把握のみならず、「効果的な協力ができる環境とリソースが確保できるのか」という観点でも見ていく必要があると事務所担当としては感じています。

「言語と思考は互いに結びついていて、わたしたちは自分が使う言語の影響を多分に受けている」と言われます。このような複雑な言語環境は、今の東ティモールの国や人々の特性（国民性）にも影響しているのだらうと思いますし、今後言語の統一化が進むのか？あるいはさらに多様化が進んでいくのか？この国の開発支援に携わる者として、また私個人としても興味を持って見ていきたいと思っています。

## ICD NEWSについて

法務総合研究所総務企画部研修事務部門

研修専門官

岡田 泰弘

### 1 はじめに

皆様、本誌「ICD NEWS」をいつもご覧いただきまして、誠にありがとうございます。

2001年4月に法務総合研究所に国際協力部が創設され、本年度は20周年の節目の年に当たります。ICD NEWS第87号（2021年6月）においても「ICD創設20周年特集」が生まれ、国際協力部の活動や、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア等の支援対象国に対する法制度整備支援活動を振り返る記事が掲載されたところです。

20周年特集の記事の中でも言及されていますが、ICD NEWSは、国際協力部の活動を記録し、これを対外的に紹介してまいりました。そのICD NEWSも、2002年1月に創刊されて、本年で20年となります。国際協力部の数々の活動に係る記事を掲載してきたICD NEWSについて、編集作業に携わった者の立場から改めて御紹介させていただければと思います。

### 2 ICD NEWSとは

#### (1) 発行目的

ICD NEWSは、国際協力部での研修及び研究の成果を公表し、法制度整備支援に携わる関係者間で情報を共有するとともに、国民に広く国際協力部の活動を広報することを目的として、国際協力部報として発行されています。創刊時に「法整備支援活動に伴って得られた情報を共有し、これを利用して、その上に一層効果的な支援を積み上げていくための情報媒体となること」<sup>1</sup>を目的として発刊されて以来、その目的を達成するため、国別研修や共同研究等のほか、当部教官による出張調査報告書や現地専門家による法令解説等を掲載しています。

ちなみに、ICD NEWSには、ICD NEWS第2号（2002年3月）以降、「LAW FOR DEVELOPMENT」という副題が付されています。「LAW FOR DEVELOPMENT」は法制度整備支援を意味しますので、ICD NEWSが国際協力部の単なる部内誌ではなく、法制度整備支援に関する情報を共有する媒体であることを示しています。

<sup>1</sup> 尾崎道明「ICD NEWS発刊によせて」ICD NEWS創刊号（2002年1月）6頁参照

なお、ICD NEWSは、日本語版と英語版の2言語で発行されていますが、英語版についても、日本語版と同一のタイトル及び副題で発行されています。

## (2) 発行時期

現在、ICD NEWSは、日本語版が3月、6月、9月、12月の年4回、英語版が3月の年1回の間隔で発行されています。もっとも、ICD NEWSは創刊当時から現在の間隔で発行されていたわけではありません。創刊号が発行された2002年から2005年までの3年間は、1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回の隔月で日本語版のみが発行されていました。現在と同じく年4回の間隔で日本語版が発行されるようになったのは、2006年からとなります。また、英語版は2003年に1度発行された後、2009年から年1回の間隔で発行されるようになりました。このため、現在と同じく、日本語版及び英語版を併せて、ICD NEWSが年5回継続して発行されるようになったのは、2009年からとなります。

## (3) 構成（日本語版について）

現在、ICD NEWSは、巻頭言、特集、外国法制・実務、活動報告（会合、国際研修・共同研究、講義・講演、研修等実施履歴、活動予定）、業務調整専門家の眼、専門官の眼、各国プロジェクトオフィスからを主な記事として構成しています。もっとも、号によっては、特集を組まない場合もありますし、発行の時期によっては「法整備支援連絡会」や「法整備支援へのいざない」といった会合の開催時期とずれるため、会合に関する記事が掲載されない場合もあります。

また、現在の構成は創刊当時から同一であったわけではありません。表紙のタイトルデザインが白抜き文字に変更された点も含め、ICD NEWSが現在の構成になったのは、ICD NEWS第67号（2016年6月）からとなります。創刊初期から現在の構成となるまで、ICD NEWSは、巻頭言、特集、研究報告、外国法令紹介、国際研究、国際研修、国際協力の現場から、そして、「@閑話」や「E～MAIL」というタイトルのコラムを主な記事として構成されていました。巻頭言や特集に関する記事は概ね現在と同様ですが、研究報告、外国法令紹介、国際研究は、現在の「外国法令・実務」に、国際研修は、現在の「活動報告（国際研修・共同研究）」に、国際協力の現場からは、現在の「業務調整専門家の眼」や「専門官の眼」に、「@閑話」や「E～MAIL」は、現在の「各国プロジェクトオフィスから」に該当する記事となります。

なお、「国際協力の現場から」では、独立行政法人国際協力機構（JICA）や一般財団法人日本国際協力センター（JICE）の職員の方々に執筆いただいた記事も掲載しており<sup>2</sup>、現在の「業務調整専門家の眼」と「専門官の眼」を合わせたような記事となっております。

<sup>2</sup> ICD NEWS第34号（2008年3月）192頁、第35号（2008年6月）318頁、第36号（2008年9月）184頁、第37号（2008年12月）69頁、第38号（2009年3月）169頁、第39号（2009年6月）264頁、第40号（2009年9月）87頁、第41号（2009年12月）146頁参照

また、「@閑話」は、創刊号からICD NEWS第14号（2004年3月）まで、「E～MAIL」は、第15号（2004年5月）から第66号（2016年3月）までの間に随時掲載されていた支援対象国等に関連するコラム記事でしたが、現在の「各国プロジェクトオフィスから」のような複数の長期派遣専門家のコメントを一括掲載する記事形式となるのは、ICD NEWS第64号（2015年9月）において「E～MAIL」の副題に「各国プロジェクトオフィスから」が付記されてからとなります。ちなみに、「E～MAIL」の読み方は、当時、国際協力部が大阪に活動拠点を設けていた関係から、関西弁風に「ええメール」と読んでいたそうです<sup>3</sup>。

ところで、ICD NEWSは創刊から20年の間に変化を遂げてまいりましたが、他方、一貫して掲載を続けている記事もあります。それは「法整備支援連絡会」についてです。創刊号の第3回法整備支援連絡会からICD NEWS第63号（2015年6月）の第16回法整備支援連絡会の記事までは「特集」として掲載し、第67号（2016年6月）の第17回法整備支援連絡会の記事以降は「活動報告（会合）」として掲載を継続しています。もっとも、記事の内容については変化も見られます。第63号（2015年6月）の第16回法整備支援連絡会の記事までは、議事録に加え、法整備支援活動年表や報告資料といった配布資料も掲載し、「特集」として誌面の大部を占める構成を取っていましたが、第67号（2016年6月）の第17回法整備支援連絡会の記事以降は、プログラムと議事録に内容が絞られ、従前と比べてコンパクトな記事として掲載されるようになりました。

#### (4) 編集作業

ICD NEWSを製本するに当たっては、印刷業者の協力無しにはなしませんが、奥付（誌面末尾の書誌事項が記載される頁）に、「編集：法務省法務総合研究所」と記載されているとおり、ICD NEWSの編集作業には、法務総合研究所の職員である国際協力部教官及び国際専門官が関与しています。具体的には、担当教官においては、ICD NEWSの構成を検討した上で、執筆者に執筆依頼を行い、担当専門官においては、執筆者から提出された原稿をとりまとめた上で、印刷業者と連絡調整を行い、入稿から校了までの数次に渡る確認過程を対応するという作業を行う必要があります。担当教官においては、翌々号（約半年先）の記事の構成を検討しなければなりませんし、担当専門官においては、原稿が提出されてから概ね2か月間は連絡調整や確認作業に時間をかけなければなりません。ICD NEWSの発行時期は、日本語版は年4回（4半期に1度）、また、英語版は年1回と、発行と発行との間に時間的間隔が空いているように感じられる方もいらっしゃると思いますが、実際には、前後の号で作業期間を重複させながら編集に係る作業工程を行っている状況にあります。

<sup>3</sup> 井倉美那子「編集後記」ICD NEWS第64号（2015年9月）215頁参照

## (5) 公開

ICD NEWSは、印刷業者によって製本された後、法務省各局部課を始め、他省庁、JICA及び大学等の法整備支援関係者に対し、製本の配布を行っております。

また、国際協力部のホームページにおいては、全てのバックナンバーを含め、ICD NEWSがPDFデータとして公開されています<sup>4</sup>。同ホームページでは、支援対象国（国別活動内容）に関する記事<sup>5</sup>、法整備支援連絡会に関する記事<sup>6</sup>、巻頭言や寄稿に関する記事<sup>7</sup>等が記事ごとに分けて掲載されておりますので、目的の原稿を探す際にご利用いただければと思います。

ちなみに、ICD NEWSは、ISSNコード「1347-3662」が登録されている逐次刊行物です。ISSNとは、International Standard Serial Number（国際標準逐次刊行物番号）の略で、個々の逐次刊行物と1対1で結びつく固有の番号であり、逐次刊行物を識別するための国際的なコードとして世界規模で使用されています<sup>8</sup>。ICD NEWSを図書館等で探索する際には、ISSNコードを用いた検索も可能ですのでお試しください。

## 3 終わりに

昨今、新型コロナウイルス感染症が世界規模で流行し、海外渡航が困難となったことから、集合形式での本邦研修や現地セミナーが実施できなくなるなど、ICD NEWS創刊当時には全く想像し得なかった社会情勢となって2年が経過しようとしています。

他方、本号「活動報告（研修等実施履歴）」にも記載されていますが、国際協力部ではオンラインセミナーの実施等、新たな方法を用いて法制度整備支援活動を実施しています。

従来とは異なる活動方法を考え、実行しなければならない現状においては、法制度整備支援に関する情報を共有する重要性や、国際協力部の活動を広報する必要性はますます高まっているものと感じています。そのような大切な時期にICD NEWSの編集担当に2度も携わらせていただくという貴重な経験をさせていただきました。そして、両号とも無事に製本まで至ることができましたのも、多くの方々に支えていただきましたおかげです。この場をお借りして御礼申し上げます。

拙い文章ではありますが、ICD NEWSのご紹介をさせていただきました。

今後とも、ICD NEWSをどうぞよろしく願いたします。

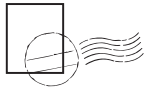
<sup>4</sup> [https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00067.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00067.html)

<sup>5</sup> [https://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_icd.html](https://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)

<sup>6</sup> [https://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_conference.html](https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_conference.html)

<sup>7</sup> [https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00014.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00014.html)

<sup>8</sup> <https://www.ndl.go.jp/jp/data/issn/index.html>



## 各国プロジェクトオフィスから



今更ではあるのですが、ハノイの人々は健康志向が強い印象を受けます。街中では、至るところでランニングをしている男性を見かけますし、ちょっとしたスペースに集まり、音楽に合わせてリズムカルに身体を動かしている女性たちの姿も珍しくありません。天気の良い週末などには、市街地に近い西湖（タイホー）の周りは、サイクリングをする人々で賑っています。日本でも、近年、運動器具のある公園を見かけることが増えましたが、ハノイの公園には、必ずといっていいほどこれが設置されていて、しかも、必ず誰かがこれを使っています。日常生活の中で意外に徒歩の頻度の多い日本と異なり、バイクや

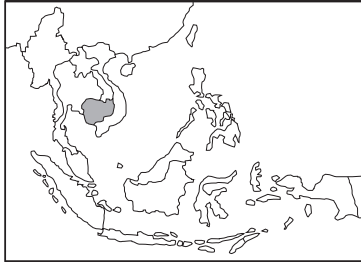
配車アプリの浸透のおかげで徒歩で移動することがほとんどないハノイでは、人々の運動に対する積極的な姿勢も、日頃の運動不足を意識してのことなのかもしれません。

こうしたハノイの人々に触発されて、私も、昨年夏頃から、自転車で通勤したり、週末にサイクリングがてら街中を探索するようになりました。そして、自転車のある生活を始めてみると、これがなかなか楽しいのです。徒歩では躊躇していた場所にも気軽に足を延ばせるなど行動範囲が広がりましたし、車では通ることのできない小道を通るたびに、新しい発見があります。ハノイは、今もフランス様式の建物が残る異国情緒豊かな街並みはその特色の一つですが、一步道を脇に入ると、迷路のような路地につながる別の世界が広がっています。人々が軒先で野菜、卵、魚、捌きたてのお肉を売ったりしながら、近所の人たちと楽しそうに談笑したり、家族で賑やかに食卓を囲んでいる姿を見ることができます。そこには、車窓からは見えない人々の日常生活があり、コロナ禍にあっても、確かに人々のつながりがあることを感じさせてくれます。

国内外の移動には依然として制約の多いベトナムですが、この小さな探索は、数少ない息抜きの機会になるとともに、足元にもまだまだ知らない場所があることに気付かせてくれる貴重な機会になっています。

(ベトナム長期派遣専門家 横幕孝介)





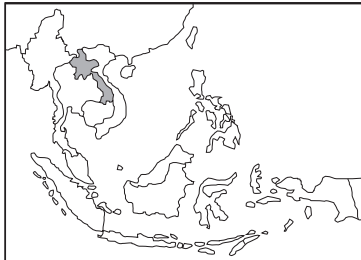
年が明け、私のカンボジアでの任期も残りあと数か月となりました。カンボジアでの約3年間を振り返ると、思い出が次々に脳裏に浮かんでいきます。数々の思い出の中でも、仕事上特に嬉しかったことは何かと聞かれると、2020年12月に、カンボジアにおいて初めて、民事判決書44件を司法省ウェブサイトで公開し、2022年1月には第二弾として民事判決書20件を公開することができたことが浮かびます。

そう言いながらも、民事判決書の公開に至るまでの道のりは、まさに試練の連続でした。2017年4月から始まった現行プロジェクトにおいて、判決書公開の活動がプロジェクトの柱の一つとして位置付けられました。判決書を公開するためには、判決書を収集するプロセスをどのように構築するか、公開対象となる判決書をどのような基準で選定するか、どのような手段で公開するか、公開する上でどのような情報をマスキングするか（裁判官をはじめとする法曹関係者の氏名をマスキングするか）、マスキング等の必要な措置をいつ誰がどのように行うかなど、数多くの課題がありました。私がカンボジアに赴任した2019年3月当時は、カンボジア側が定めた公開基準に照らして判決書を選別しても、公開対象となるような判決書が一向に出てこないという大きな試練に直面していた時期であり、その後も、繰り返し問題に直面しながら、ソティアビ長官と協議を続け、日本側関係者の皆さまに多大なるご協力をいただきながら、一つ一つ解決していきました。

司法省担当者によると、司法省ウェブサイトで公開された判決書のダウンロード数は、他のどの資料のダウンロード数よりも多く、また、ICD主導で昨年から進めていただいているインタビューでも、日本での留学経験を有し、カンボジアの将来を担う若者たちの誰もが、判決書の公開を歓迎し、より多くの判決書が公開されることを期待してくれています。

現行プロジェクトは、4月から10月までの7か月間延長されることになりましたが、延長期間中は起草活動に注力するため、判決書公開の活動は3月末で終了です。そのため、判決書公開が今後も継続していくかは、プロジェクトから司法省へ、判決書公開のノウハウをいかにして引き継ぐかにかかっているとと言えます。3月末までの間にできる限り多くの判決書を公開するとともに、将来にわたって判決書公開を続けていくための体制を司法省に構築してもらうため、働きかけていきたいと思えます。

(カンボジア長期派遣専門家 福岡文恵)



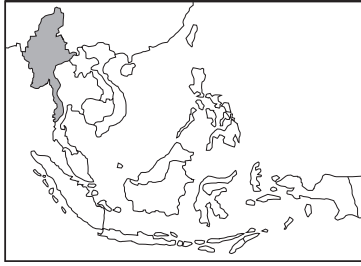
1月中旬、プロジェクトは昨年4月以降コロナ感染拡大により中止していた地方出張を再開し、ラオス北部のルアンナムター県を訪れました。中国とミャンマーに国境を接する人口20万人の小さな県です。この県には「ボーテン」という有名な町があります。

話は2011年に遡ります。プロジェクトの事務所に日本大使館から緊急の電話が入りました。聞けば「ボーテン」にあるカジノ街で、日本人がギャンブルの負けを支払うことができず中国人に監禁されているので、プロジェクトに現地の警察などにコネクションはないか、との問い合わせでした。プロジェクトのメンバーだった検察官に当地の検察、警察の知り合いに連絡をとって支援依頼をしたと記憶しています。しかし、その後ほどなく、そのボーテンの大型カジノは中国政府からの要請によって閉鎖となってしまいます。すぐに周りの大型高級ホテルなども含めて町全部がゴースタウンのようになってしまったとニュースになりました。監禁されたという件の日本人の消息は分からないままでした。

その「ボーテン」が10年以上の時を経て、いま再度脚光を浴びています。開業したばかりのラオスと中国をむすぶ高速鉄道の中国国境、ラオス側最北の駅がその「ボーテン」なのです。今回ぜひそのボーテンと鉄道駅を訪問したいと思ったのですが、ルアンナムター県の中心部から50キロ以上も離れており、さらに国境越えを待つ大型トラックが何キロにも連なって駐車しており、大混雑なのだといいます。片道3時間もかかるとかで、泣く泣くあきらめることに。今回民法典の普及会議を行っている県の中心地は、典型的なラオスの地方都市の風情で、低い山に周囲を囲まれたすこぶる静かな町でした。

この先、コロナが沈静化すれば大量の中国人と物資がこのルアンナムターに流入してくるのでしょうか。そのとき、この何も無い町がどんな変化を余儀なくされるのか、治安が悪化しないか、心配もあります。しかし経済の発展によって、この県の人びとの生活がよくなっていくことを強く期待します。

(ラオス長期派遣専門家 川村 仁)



ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクトは身動きの取れない状態が続いています。2021年12月末には、長年ミャンマープロジェクトに関わってこられた小松健太専門家がJICAを退職され、プロジェクトからも離任されました。スタッフ1名も2022年1月をもって転職することとなり、少しずつプロジェクトメンバーが少なくなり寂しい限りです。

最近、ミャンマー国内の通信費が急速に値上がりしています。これまで家庭用Wi-Fi契約料金が月額約7万チャット（約4500円）程度だったものが、15万チャット以上に上がっているほか、スマートフォンデータの通信料金も2年前は1GBで1万チャット程度だったものが、約2万チャットとこちらも2倍近くになっています。人々の間で通信が重要な情報共有ツールとして需要が高まっている一方で、国軍の掌握する国家統治委員会がこの分野の課税を徐々に強化していることが原因と考えられます。

今回は、日本からミャンマーの現地情勢を知るために利用できるいくつかのメディアを紹介しておきたいと思います。

- ・BBC Myanmar（英語）
- ・Myanmar Now（英語）
- ・Mizzima（英語）
- ・Irrawaddy（英語）
- ・Khit Thit Media（緬語）
- ・Global New Light of Myanmar（英語・政府系広報）
- ・ミャンマージャポン（日本語）
- ・NNAアジア・ミャンマー（日本語）
- ・Myanmar Times（英語・2021年2月以降休止中）

これらには一部有料会員しか閲覧できないものも含まれますが、インターネットで閲覧できます。非政府系の現地メディアは様々な制約や財政難で苦しんでいます。ミャンマーでの自由な情報流通が守られることを願ってやみません。

（ミャンマー長期派遣専門家 岩井具之）



ご存知の方も多いかもしれませんが、2020年に制定された雇用創出に関するオムニバス法が、昨年11月24日に憲法裁判所によって違憲判決を受けました。DGLから聴取したところによると、違憲の理由は、憲法から委任を受けた法律の制定等に関する2011年法律12号の中に、オムニバス法のような法律の制定方法は定められていないという理由によるということです。オムニバス法は、複数の法律の一部改正や廃止に関する規定を盛り込んでいるのですが、複数の法律を一つの法律で改廃するという方法自体が2011年法律12号で定められておらず、これが違憲だと判断されたようです。

また、私事ではありますが、本年3月31日をもってJICA長期専門家としての任期を終え、検察庁に復帰することになりました。約4年間でしたが、私にとって非常に有益な時間を過ごすことができました。これまでプロジェクトを支えてくださった先生方、関係各機関、JICA及び法務省の皆様にはこの場を借りて御礼申し上げます。また、今後も当プロジェクトに対して、お力添えをいただければ幸いです。

（インドネシア長期派遣専門家 廣田 桂）

## －編集後記－

ICD NEWS第90号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。  
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

「巻頭言」では、渡部国際課長から、「法制度整備支援の位置づけと今後のあり方について」と題して、法制度整備支援の大方針と短中期的な施策についての子細な分析を御寄稿いただきました。

「特別企画」では、当部黒木教官が聞き手となり、国際刑事裁判所の赤根智子判事へインタビューを行い、これからの法整備支援などの大局的なビジョンや方向性のお話など、多くの示唆に富む内容について御紹介しております。

「寄稿」では、日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター法・制度研究グループ長の山田美和様から、これからの法整備支援に「ビジネスと人権」の観点をどのように取り込むかの考察について御寄稿いただきました。

「外国法制・実務」では、カンボジア及びバングラデシュにおける法制度・実務等を御紹介する内容となっております。

カンボジアについては、当部伊藤教官から、これまでの交流によって得られた情報等を基に、カンボジアにおける法曹養成の概況について御紹介いただきました。

バングラデシュについては、当部黒木教官から、バングラデシュにおける民事訴訟の迅速化の工夫についてのセミナーの内容を御紹介いただきました。

「活動報告」では、2021年10月に開催された国際知財司法シンポジウム、同年11月の法整備支援へのいざない、同年9月及び12月のネパールのオンラインセミナー、同年11月のベトナムのオンラインワークショップ、同年11月の国際協力人材育成研修及び同年12月の日韓パートナーシップ共同研究について、当部教官から御紹介しております。また、国際協力人材育成研修については参加者から感想文を御寄稿いただきました。

「JICA現地事務所スタッフの眼」では、東ティモールJICA現地事務所の圓山佐登子様から、東ティモールの言語に関わる問題について御紹介いただきました。

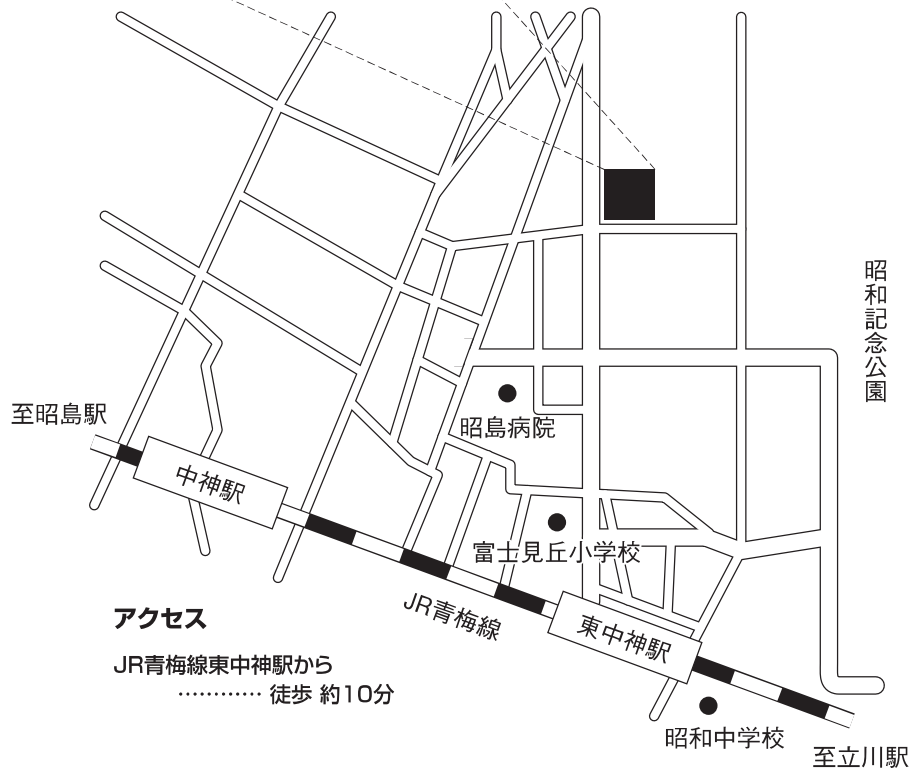
「専門官の眼」では、岡田主任研修専門官から、ICD NEWSについて御紹介いただきました。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様には厚く御礼申し上げます。関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

国際専門官 北野 月湖



法務総合研究所国際協力部  
(国際法務総合センター 国際棟)



## ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

### 法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号  
国際法務総合センター

電 話 : (042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042)500-5195

ウェブサイト : [http://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_icd.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html)

メールアドレス : [icdmoj@i.moj.go.jp](mailto:icdmoj@i.moj.go.jp)

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2022年3月



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。